

海南市地域防災計画

資 料 編



令和 7 年度修正
海南市防災会議

■ 資料編

資料編 目次

第1部 総 則

資料- 1	既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針.....	1
資料- 2	海南市防災会議条例	3
資料- 3	海南市防災会議運営要綱.....	5
資料- 4	海南市防災会議の構成.....	6
資料- 5	海南市災害対策本部条例.....	7
資料- 6	海南市災害対策本部要綱.....	8
資料- 7	関係機関調整会議 構成機関例.....	9
資料- 8	地域災害保健医療対策本部.....	10
資料- 9	防災機関の実施責任と業務大綱.....	11
資料- 10	過去の災害履歴（風水害）.....	14
資料- 11	震度分布図	16
資料- 12	液化化危険度図	18
資料- 13	被害想定手法	20
資料- 14	津波浸水想定区域図	23
資料- 15	津波災害警戒区域図	25
資料- 16	洪水浸水想定区域図	25
資料- 17	高潮浸水想定区域図	28
資料- 18	山腹崩壊危険地区	29
資料- 19	崩壊土砂流出危険地区.....	34
資料- 20	土砂災害警戒区域等の指定状況.....	38

第2部 災害予防

資料- 21	排水施設	56
資料- 22	水門・樋門・陸閘・角落.....	58
資料- 23	重要水防箇所	65
資料- 24	下水道整備状況	72
資料- 25	宅地造成等工事規制区域.....	73
資料- 26	給水用器具等の保有状況.....	74
資料- 27	電力施設災害予防計画.....	75
資料- 28	分散備蓄倉庫、資機材.....	81
資料- 29	水防倉庫所在地及び資器材.....	83
資料- 30	自家発電装置等を設置している施設.....	86
資料- 31	情報収集システム	87
資料- 32	無線等通信機器	88

資料- 33	AED 設置箇所	89
資料- 34	救急告示医療機関	91
資料- 35	市内医療施設	92
資料- 36	医療救護所	94
資料- 37	災害拠点病院、災害支援病院.....	95
資料- 38	薬事施設	96
資料- 39	震度計設置箇所	97
資料- 40	潮位計設置箇所（和歌山県内）	97
資料- 41	雨量計設置箇所	97
資料- 42	水位観測所及び基準水位.....	98
資料- 43	風速計設置箇所	98
資料- 44	指定緊急避難場所	99
資料- 45	広域避難場所	106
資料- 46	指定避難所	107
資料- 47	福祉避難所	109
資料- 48	応急仮設住宅建設用地候補リスト.....	110
資料- 49	応急仮設住宅用地選定上の注意点.....	111
資料- 50	緊急輸送道路網図	112
資料- 51	ヘリコプターの発着可能地.....	114
資料- 52	要配慮者利用施設	115
資料- 53	要配慮者対策計画	123
資料- 54	災害廃棄物等の仮置場の確保.....	127
資料- 55	仮置場の必要面積の算定方法.....	129
資料- 56	指定文化財	130
資料- 57	和歌山紀北地区台風・津波対策協議会.....	131
資料- 58	和歌山県排出油等防除協議会.....	134
資料- 59	地区防災計画設置団体等.....	137
資料- 60	応援職員等の宿泊施設.....	137

第3部 災害応急対策

資料- 61	勤務時間外の動員に関する伝達系統図.....	138
資料- 62	災害対策本部長の代行順位（本部長、副本部長不在時）	138
資料- 63	第1回災害対策本部会議における協議・決定事項（例）	139
資料- 64	災害対策本部会議資料項目例.....	141
資料- 65	気象庁が発表する警報・注意報の基準.....	142
資料- 66	気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容.....	148
資料- 67	県が発表する情報の内容.....	154
資料- 68	予警報等の伝達経路	155
資料- 69	現象ごとの住民への周知メッセージ内容.....	158

資料- 70	各段階で収集する情報の種類.....	159
資料- 71	海南市部局間の情報伝達系統.....	163
資料- 72	消防庁及び県への即報基準.....	165
資料- 73	和歌山県への被害状況等の報告系統・報告先.....	170
資料- 74	災害時優先電話	173
資料- 75	非常無線通信経路	176
資料- 76	防災行政無線構成図	177
資料- 77	防災行政無線移動系移動局.....	178
資料- 78	防災相互通信用無線局一覧.....	181
資料- 79	防災電話	187
資料- 80	水道無線構成図	194
資料- 81	消防救急デジタル無線.....	194
資料- 82	記者発表の項目例	195
資料- 83	広報すべき情報項目	195
資料- 84	電力施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）.....	196
資料- 85	都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社）.....	199
資料- 86	公衆電気通信施設災害応急対策計画（NTT 西日本株式会社）.....	200
資料- 87	鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社）.....	201
資料- 88	法律等に基づく応援協力の要請系統.....	202
資料- 89	自衛隊派遣要請の系統図.....	203
資料- 90	自衛隊の災害派遣活動範囲.....	204
資料- 91	避難情報の実施者及び内容.....	205
資料- 92	避難情報の基準・伝達経路.....	206
資料- 93	警戒区域の設定権者及び要件・内容.....	210
資料- 94	学校長がとるべき安全対策の措置.....	211
資料- 95	救出・救助活動の原則、要領.....	211
資料- 96	医療救護所での活動内容.....	212
資料- 97	救急医療全体システム図.....	212
資料- 98	災害時の医薬品等供給体制.....	213
資料- 99	危険物施設	214
資料- 100	防火対象物	215
資料- 101	交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法.....	217
資料- 102	通行規制に係る相互連絡体制.....	218
資料- 103	緊急輸送対象の想定	219
資料- 104	緊急車両標章	219
資料- 105	緊急通行車両確認証明書・標章の発行、交付のフローチャート.....	220
資料- 106	航行規制の実施者等	221
資料- 107	市有車両一覧	222
資料- 108	輸送業者	222
資料- 109	救援物資集積場所	223

資料- 110	応急物資等の調達方法イメージ	223
資料- 111	使用薬剤（消毒）	224
資料- 112	薬剤所要量の算出方法（ねずみ族、昆虫等の駆除）	224
資料- 113	動物対策	225
資料- 114	遺体の埋・火葬方法	225
資料- 115	被災家屋の処理フロー	226
資料- 116	仮設トイレの必要数	226
資料- 117	応急仮設住宅の入居選考基準	227
資料- 118	福祉仮設住宅概要	227
資料- 119	災害ボランティア活動支援体制	228
資料- 120	災害ボランティアの区分	228
資料- 121	災害応急対策の従事命令・協力命令	229
資料- 122	消防団管轄地域	230
資料- 123	消防団配備基準	232
資料- 124	水防信号	233
資料- 125	水防標識	233
資料- 126	水防計画作成に係る身分証票	235
資料- 127	水防活動委任証	235
資料- 128	公用負担	236
資料- 129	海上災害発生情報の周知方法	238
資料- 130	災害対策連絡調整本部の設置条件	238
資料- 131	警戒措置内容	239
資料- 132	機関別の応急措置内容	239
資料- 133	海上災害発生時の伝達系統	240
資料- 134	水産関係の事故発生等の伝達方法	242
資料- 135	道路災害発生時の伝達系統	243
資料- 136	危険物災害発生時の伝達系統	244

第4部 災害復旧・復興

資料- 137	住家等被害判定手順	245

第5部 法令等一覧

法令- 1	災害救助法	253
法令- 2	激甚災害法	259
法令- 3	高等学校授業料減免措置	261
法令- 4	緊急採用奨学金	261
法令- 5	児童扶養手当等の特別措置	261

法令- 6	地方税の特別措置	261
法令- 7	国税の特別措置	262
法令- 8	医療保険、介護保険料の保険料等の減免・猶予.....	263
法令- 9	生活保護	263
法令- 10	放送受信料の免除	264
法令- 11	公共料金・使用料等の特別措置.....	264
法令- 12	未払賃金立替払制度	265
法令- 13	雇用保険の失業等給付.....	266
法令- 14	公営住宅への入居	266
法令- 15	特定優良賃貸住宅等への入居.....	266
法令- 16	恩給・共済年金担保貸付.....	267
法令- 17	小・中学生の就学援助措置.....	267
法令- 18	特別支援学校等への就学奨励事業.....	268
法令- 19	大学等授業料等減免措置.....	268
法令- 20	国の教育ローン	268
法令- 21	ハロートレーニング（公的職業訓練）	268
法令- 22	職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給.....	269
法令- 23	法的トラブル等に関する情報提供.....	269
法令- 24	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度.....	270
法令- 25	民事調停の申立手数料の免除.....	271
法令- 26	災害弔慰金、災害障害見舞金.....	271
法令- 27	災害援護資金	272
法令- 28	和歌山県災害見舞金	273
法令- 29	生活福祉資金貸付制度による貸付.....	274
法令- 30	母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	275
法令- 31	被災者生活再建支援制度.....	276
法令- 32	災害復興住宅融資（建設）	277
法令- 33	災害復興住宅融資（購入）	278
法令- 34	災害復興住宅融資（補修）	279
法令- 35	被災前から返済中の住宅ローンなどの減免・減額.....	279
法令- 36	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金.....	280
法令- 37	宅地防災工事資金融資.....	280
法令- 38	地すべり等関連住宅融資.....	281
法令- 39	生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）	282
法令- 40	天災融資制度	283
法令- 41	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付.....	284
法令- 42	災害復旧貸付	284
法令- 43	高度化事業（災害復旧貸付）	285
法令- 44	災害関係保証	285
法令- 45	マル経融資	285

法令- 46	生活衛生改善貸付	286
法令- 47	セーフティネット保証.....	286
法令- 48	循環型社会形成推進交付金.....	286

第6部 協定等一覧

協定- 1	締結協定一覧	287

第7部 様式一覧

県の報告様式

県の報告様式- 1	(その1) 災害概況即報.....	298
県の報告様式- 2	(その2) 被害状況即報.....	299
県の報告様式- 3	被害状況報告.....	301
消防庁、県の報告様式- 4	第1号様式～第4号様式(その②)	310

災害救助法の様式

災害救助法の様式- 1	被害状況調査.....	316
災害救助法の様式- 2	災害救助費概算額調査.....	317
災害救助法の様式- 3	市町村別被災世帯状況調査.....	318
災害救助法の様式- 4	年度災害救助基金報告書.....	319
災害救助法の様式- 5	救助の種目別物資受払状況.....	320
災害救助法の様式- 6	避難所設置及び避難生活状況.....	321
災害救助法の様式- 7	応急仮設住宅台帳.....	322
災害救助法の様式- 8	炊出し給与状況.....	323
災害救助法の様式- 9	飲料水の供給簿.....	324
災害救助法の様式- 10	物資の給与状況.....	325
災害救助法の様式- 11	救護班活動状況.....	326
災害救助法の様式- 12	病院診療所医療実施状況.....	327
災害救助法の様式- 13	助産台帳.....	328
災害救助法の様式- 14	被災者救出状況記録簿.....	329
災害救助法の様式- 15	埋葬台帳.....	330
災害救助法の様式- 16	死体処理台帳.....	331
災害救助法の様式- 17	住宅応急修理記録簿.....	332
災害救助法の様式- 18	生業資金貸付台帳.....	333

災害救助法の様式- 19	学用品の給与状況.....	334
災害救助法の様式- 20	障害物除去の状況.....	335
災害救助法の様式- 21	輸送記録簿.....	336
災害救助法の様式- 22	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況.....	337
災害救助法の様式- 23	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況.....	338
災害救助法の様式- 24	扶助金の支給状況.....	339
災害救助法の様式- 25	損失補償費の状況.....	340
災害救助法の様式- 26	法律19条の補償費の状況.....	341
災害救助法の様式- 27	死体の搜索状況記録簿.....	342
災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票.....	343

市の様式

市の様式- 1	被害状況等一覧表（災害対策本部会議及び広報用）.....	345
市の様式- 2	情報伝達用紙.....	349
市の様式- 3	受信用紙[関係機関・市民].....	350
市の様式- 4	受信用紙[システム入力用].....	351
市の様式- 5	参集途上状況報告書.....	352
市の様式- 6	被害状況調査表.....	353
市の様式- 7	り災者名簿（人的調査票）.....	354
市の様式- 8	空地管理台帳.....	355
市の様式- 9	空地利用状況表.....	356
市の様式- 10	職員応援要請依頼書.....	357
市の様式- 11	職員撤収要請依頼書.....	358
市の様式- 12	避難指示書.....	359
市の様式- 13	車両調達請求書.....	360
市の様式- 14	物資要請書.....	361
市の様式- 15	遺体氏名札.....	362
市の様式- 16	遺体送付票.....	362
市の様式- 17	学用品引渡書.....	363
市の様式- 18	学用品割当台帳.....	364
市の様式- 19	学用品受払簿.....	365
市の様式- 20	災害発生に伴う労働者確保の要請について.....	366
市の様式- 21	り災証明書交付申請書.....	367
市の様式- 22	り災証明書.....	368
市の様式- 23	被災証明書.....	369
市の様式- 24	義援金受領書.....	370

市の様式- 25	義援金振込受領書発行願.....	371
市の様式- 26	水防実施状況報告書.....	372

その他の様式

その他の様式- 1	部隊等の派遣要請依頼書.....	374
その他の様式- 2	部隊等の撤収要請依頼書.....	375
その他の様式- 3	無線施設被害報告書.....	376

第8部 連絡先一覧

連絡先- 1	防災関係機関	377
連絡先- 2	協定先	382
連絡先- 3	救急告示医療機関	386
連絡先- 4	市内医療施設	387
連絡先- 5	災害拠点病院、災害支援病院.....	389
連絡先- 6	避難所	390
連絡先- 7	福祉避難所	392

資 料 編
第 1 部 総 則

資料- 1 既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針

項目	既往災害から得られた教訓と課題	地域防災計画の改定方針
災害対策本部機能	<東日本大震災> - 想定を超える広域かつ甚大な被害により、現行の組織体制が十分に機能しなかった。 <紀伊半島大水害> - 災害対策本部業務の認識が不十分であったため、迅速かつ適切な対応ができなかった。 - 特定の班に業務が集中し円滑な対応ができなかった。	(1) 組織間の連携と機能の強化 ・災害対策本部組織の改編 (2) 災害対策本部業務の認識の徹底 ・事務分掌の見直し・業務内容の明確化 ・時間概念の追加 ・「行動マニュアル」の作成 (3) 被災による行政機能低下時の対応 ・庁舎移転による災害対応機能強化
情報収集・伝達	<東日本大震災> - 通信途絶により国・県との連絡等に支障をきたした。 - 被災状況や避難状況の把握に時間を要した。 - 防災行政無線が浸水により使用できず住民への情報伝達ができなかった。 <紀伊半島大水害> - 通信途絶により国・県との連絡等に支障をきたした。 - 被災状況や避難状況の把握に時間を要した。 - 職員が避難指示等の判断ができなかった。 - 防災行政無線が浸水により使用できず住民への情報伝達ができなかった。	(1) 通信体制の強化 ・情報通信手段・発信手段の効果的な活用と強化 (2) 情報の迅速かつ的確な「収集」と「整理」 ・時間により情報収集方針を分類 ・情報収集体制の強化と明確化 (3) 情報の的確な「分析」と「発信」 ・情報分析体制の強化 ・「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成 - 被災者や外部への迅速な情報伝達の強化
避難所・避難生活	<東日本大震災> - 指定避難場所の浸水被害が発生した。 - 避難所、対応職員、物資の不足により混乱が生じた。 - 女性や要配慮者への配慮が不足した。 - 在宅避難者への配慮が不足した。 <紀伊半島大水害> - 指定避難場所の浸水被害が発生した。 - 女性や要配慮者への配慮が不足した。	(1) 被災者への対応強化 ・避難の考え方の整理 ・避難生活者への生活再建支援の強化 ・避難所を地域への情報発信拠点・支援拠点として位置づけ (2) 避難所運営体制の整備 ・避難所管理部門設置による避難所対応強化 ・地区住民・避難者主体の避難所運営の確立 ・地域住民主体の避難所運営への支援 (3) 女性、性的少数者、要配慮者への配慮 ・女性、性的少数者の視点に配慮した避難者対応 ・避難所への福祉スペースの設置、福祉避難所の追加

項目	既往災害から得られた教訓と課題	地域防災計画の改定方針
物資輸送・調達	<東日本大震災> ・津波によるがれき、液状化等により輸送網が寸断した。 ・燃料不足による輸送体制の確保に苦慮した。 ・物資集積拠点から避難所への物資輸送に時間を要した。 <紀伊半島大水害> ・土砂崩れ・橋の流出等による輸送網が寸断した。 ・風水害及び地震・津波災害時の両観点からの備蓄配置でなかった。	(1) 物資の輸送・調達のあり方 ・民間のノウハウを活かした物流システムの構築 ・ニーズ予測、物資の輸送・調達部門の設置 ・役割の明確化 (2) 物資集配拠点、調達・輸送体制の整備 ・物資集積拠点・保管倉庫場所、運搬ルート具体化 ・民間事業者との協定締結による対応強化 (3) 備蓄のあり方 ・非常持ち出し品の準備、個人備蓄の推進 ・備蓄計画の作成 ・流通備蓄の活用
受援体制・連携	<東日本大震災> ・受援体制・連携が不十分で、迅速な対応ができなかった。 ・被災地のニーズに応じた円滑な対応ができなかった。 <紀伊半島大水害> ・受援体制・連携が不十分で、迅速な対応ができなかった。 ・被災地のニーズに応じた円滑な対応ができなかった。	(1) 受援体制の強化 ・現在の応援協定先の整理と新たな協定の締結 ・「受援計画」の作成 ・活動拠点の具体化 (2) 国・県・防災関係機関、近隣市町との連携による災害対応強化 ・国・県・防災関係機関との連携による災害対応強化 ・近隣市町との連携による災害対応強化 (3) 広域的な連携による災害対応強化 ・広域的な災害対応強化

資料- 2 海南市防災会議条例

○海南市防災会議条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 163 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、海南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 前 5 項第 8 号から第 10 号までに掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるために、専門委員を置くことができる。

- 2 専門員は、関係指定地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料- 3 海南市防災会議運営要綱

○海南市防災会議運営要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、海南市防災会議条例(平成 17 年海南市条例第 163 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、海南市防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第 3 条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、会議の権限に属する事項を専決することができる。

2 前項の規定による処分については、次回の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第 4 条 会議の所掌事務を円滑に推進するため、会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、条例第 5 条に規定する幹事及び海南市総務部長をもって組織する。

3 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が招集し、その議長となる。

(公表等の方法)

第 5 条 地域防災計画を修正した場合の公表その他防災会議が行う公表等は、海南市公告式条例(平成 17 年海南市条例第 3 号)の例による。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則 (平成 21 年 8 月 26 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 21 年 8 月 26 日から施行する。

資料- 4 海南市防災会議の構成

会 長 海 南 市 長

(令和7年1月現在)

区分	機関名	委員	幹事
		職名	職名
一号	海上保安庁 第五管区海上保安本部 和歌山海上保安部 海南海上保安署	署長	次長
	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所	所長	
	和歌山地方気象台	次長	防災管理官
二号	陸上自衛隊第三十七普通科連隊	第一中隊長	
三号	和歌山県 海草振興局地域づくり部	部長	副部長
	和歌山県 海草振興局建設部	参事 建設部長	副部長
	和歌山県 海草振興局健康福祉部	部長	副部長
四号	和歌山県 海南警察署	署長	警備課長
五号	海南市	副市長	
六号	海南市教育委員会	教育長	教育次長
七号	海南市消防本部	消防長	警防課長
	海南市消防団	消防団長	
八号	関西電力送配電株式会社 和歌山本部	地域担当部長	
	大阪ガスネットワーク株式会社	南部事業部導管計画 チームマネジャー	南部事業部緊急保安チー ムマネジャー
	西日本電信電話株式会社 和歌山支店	設備部長	設備部災害対策室次長
	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	和歌山駅副駅長	
	公益社団法人 和歌山県トラック協会	会長	
	海南医師会	会長	副会長
	海南地方建設業協会	事務局長	
	公益財団法人 和歌山県看護協会	専務理事	
九号	海南市自治会連絡協議会	会長	
十号	海南市女性団体連絡協議会	会長	
	海南市消防団女性部	部長	
	母子保健推進委員会	会長	
	海南市ボランティア連絡協議会	会長	

資料- 5 海南市災害対策本部条例

○海南市災害対策本部条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 164 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、海南市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策本部副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるとき、又は災害本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 3 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料- 6 海南市災害対策本部要綱

○海南市災害対策本部要綱

平成 27 年 2 月 20 日

訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、海南市災害対策本部条例（平成17年海南市条例第164号）第 4 条の規定に基づき海南市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第 2 条 災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各部長、消防長、教育長、教育次長、危機管理課長、市民課長、社会福祉課長及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

(本部会議)

第 3 条 災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 前項の本部会議の補助機関として、事務局及び情報分析プロジェクトを併置する。

(本部の組織)

第 4 条 本部に次の部（プロジェクト及び支部を含む。）を置く。

救護環境部

生活基盤部

消防部

教育部

水道部

物資輸送・調達プロジェクト

避難所管理プロジェクト

生活再建支援プロジェクト

支部（下津支部・日方支部・野上支部・亀川支部）

2 前項に規定する部に、それぞれ部長（プロジェクト長）を置き、海南市地域防災計画に掲げる職にある者をもって充てる。

(その他)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、海南市地域防災計画の定めるところによる。

附 則 この訓令は、平成27年 2 月20日から施行する。

附 則 この訓令は、平成30年 3 月31日から施行する。

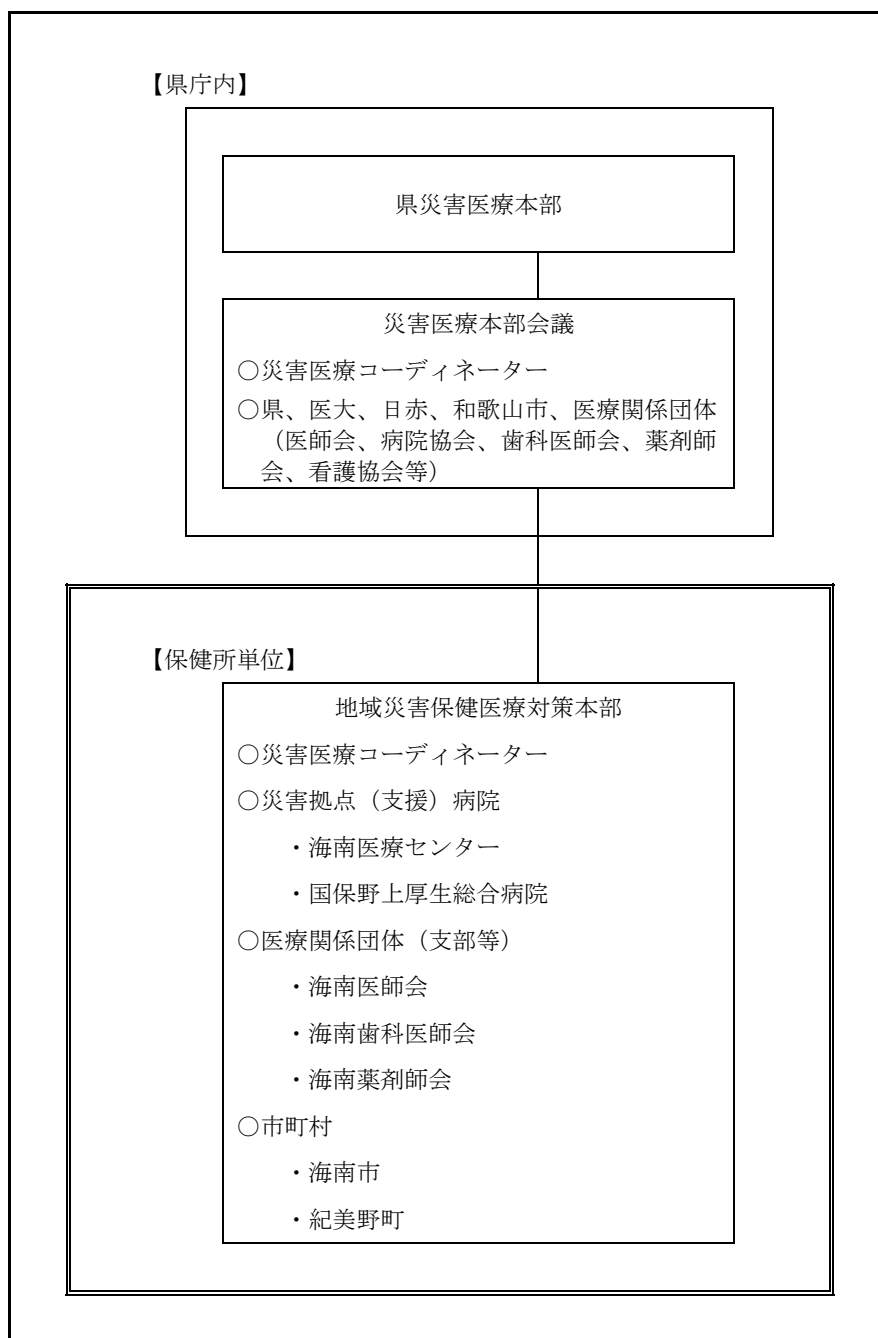
附 則 この訓令は、平成30年12月28日から施行する。

附 則 この訓令は、令和 6 年 1 月16日から施行する。

資料- 7 関係機関調整会議 構成機関例

調整会議	構成機関
救助・救出	消防部、自衛隊、海南警察署、海上保安庁、緊急消防援助隊、消防団
道路応急対策	生活基盤部、自衛隊、海南警察署、国土交通省、県海南工事事務所、海南市建設業協会
ライフラインの応急復旧	本部調整班、情報班、水道部、NTT 西日本㈱、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク (株)、携帯電話事業者
要配慮者対応	福祉救護班、保健医療班、管理班、避難所管理プロジェクト、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会
物資輸送・調達	物資輸送・調達プロジェクト、避難所管理プロジェクト、海草振興局健康福祉部、県トラック協会、県倉庫協会、ながみね農業協同組合
災害ボランティア活動支援	生活再建支援プロジェクト、市社会福祉協議会

資料- 8 地域災害保健医療対策本部



災害発生時は、県内の災害医療全般の支援協力体制について関係機関と調整を行うため、県庁内に「災害医療本部会議」、また、その下部組織として保健所単位に「地域災害保健医療対策本部」が設置される。

海南保健所では、海南市及び紀美野町内の災害医療の支援協力体制について、「災害医療コーディネーター」を中心に、医療関係団体も参加して管内の災害医療活動にかかる技術的な助言、調整業務を行うとともに、必要に応じて「災害医療本部会議」との連絡調整を行い、医療体制の確保を図る。

当市からは、保健医療班及び医療センターが県及び近隣自治体・関係機関との調整にあたる。

資料- 9 防災機関の実施責任と業務大綱

分類	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
県	和歌山県	1. 和歌山県防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 4. 災害防除と拡大の防止 5. 救助、防疫等、り災者の救助保護 6. 災害復旧資材の確保と物価の安定 7. り災者に対する融資等の対策 8. 被災県営施設の応急対策 9. 災害時における文教対策 10. 災害時における公安対策 11. 災害対策要員の動員並びに雇用 12. 災害時における交通、輸送の確保 13. 被災施設の復旧 14. 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等
警察	海南警察署	1. 災害時における治安・交通・通信等警察行政に関する対策
指定地方行政機関	近畿財務局(和歌山財務事務所)	1. 公共土木等被災施設の査定の立会 2. 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定 3. 地方自治体に対する災害融資 4. 災害時における金融機関の緊急措置の指示 5. 未利用の国有地の情報提供
	近畿厚生局	1. 救助等に係る情報の収集及び提供
	近畿農政局	1. 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 2. 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 3. 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
	近畿中国森林管理局(和歌山森林管理署)	1. 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 2. 国有林における予防治山施設による災害予防 3. 国有林における荒廃地の災害復旧 4. 災害対策復旧用資材の供給 5. 森林火災予防対策
	近畿経済産業局	1. ライフライン(電気、ガス、工業用水道)の復旧対策 2. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 2. 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
	近畿運輸局(和歌山運輸支局)	1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3. 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 6. 災害時における交通機関利用者への情報の提供
	近畿地方整備局(和歌山港湾事務所)	1. 港湾施設の整備と防災管理に関すること 2. 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導に関すること 3. 海上の流出油に対する防除措置に関すること 4. 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
	大阪航空局(関西空港事務所、南紀白浜空港出張所)	1. 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 2. 密集地帯上空の低空飛行の禁止 3. 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
	和歌山海上保安部	1. 海上における人命、財産の救助及び防災活動 2. 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 3. 海上緊急輸送に関すること 4. 海上における治安の維持

分類	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
		5. 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 6. 通信体制の維持及び運用
	大阪管区気象台(和歌山地方気象台)	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
	近畿総合通信局	1. 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 2. 非常通信訓練の計画及びその実施指導 3. 非常通信協議会の育成・指導 4. 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 5. 非常時における重要通信の確保 6. 非常時における通信機器及び移動電源車の貸出し 7. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
	和歌山労働局	1. 工場、事業場における労働災害の防止 2. 救助の実施に必要な要員の確保
	近畿地方整備局(和歌山河川国道事務所)	1. 土木施設の整備と防災管理 2. 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 3. 被災土木施設の災害復旧 4. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
自衛隊	陸上自衛隊第 37 普通科連隊、第 304 水際障害中隊	1. 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 2. 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社	1. 輸送施設の整備と安全輸送の確保 2. 災害対策用物資の緊急輸送 3. 災害時の応急輸送対策 4. 被災施設の調査と災害復旧
	NTT 西日本株式会社 和歌山支店	1. 電気通信施設の整備と防災管理 2. 災害時における緊急通話の取扱い 3. 被災施設の調査と災害復旧
	日本銀行大阪支店	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報
	日本赤十字社和歌山県支部	1. 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3. 義援金品の募集配布
	日本放送協会和歌山放送局	1. 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2. 災害状況及び災害対策等の周知徹底
	西日本高速道路株式会社関西支社	1. 災害時における輸送路の確保 2. 有料道路の災害復旧
	電源開発株式会社西日本支店	1. ダム施設等の整備と防災管理 2. 被災施設の調査と災害復旧
	日本通運株式会社和歌山支店	1. 災害時における緊急陸上輸送
	関西電力送配電株式会社	1. 災害時の電力供給 2. 被災施設の調査と災害復旧
	大阪ガスネットワーク株式会社	1. 災害時のガス供給 2. 被災施設の調査と災害復旧
指定地方公共機関	日本郵便株式会社(和歌山中央郵便局)	1. 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 2. 被災郵政業務施設の復旧
	亀池土地改良区、山田ダム土地改良区	1. ため池等の施設の整備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧

分類	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	和歌山バス株式会社、大十バス株式会社、有田交通株式会社	1. 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 2. 災害時の応急輸送
	公益社団法人和歌山県トラック協会	1. 災害時における救助物資の輸送の確保 2. 災害時の応急輸送
	株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社	1. 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2. 災害状況及び災害対策等の周知徹底
	一般社団法人和歌山県医師会、公益社団法人和歌山県看護協会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫の協力
	和歌山県土地開発公社	1. 管理地及び施設の整備と防災管理 2. 被災施設等の災害復旧
	和歌山県住宅供給公社	1. 被災施設の調査と災害復旧 2. 住宅の被害調査と応急対策への協力
	一般社団法人和歌山県LPガス協会	1. 災害時のガス供給 2. 被災施設の調査と災害復旧
	ENEOS 和歌山石油精製株式会社	1. 消火資機材の援助 2. 自衛消防隊の派遣
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 被災時の病人等の収容保護 3. 災害時における負傷者等の医療・助産救護
	社会福祉施設の経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における収容者の収容保護
	学校法人	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1. 市本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 2. 農林水産物等の災害応急対策についての指導 3. 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん 4. 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 5. 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
	商工会議所、商工会、商工業関係団体	1. 市本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 2. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
	金融機関	1. 被災事業者に対する資金融資
	危険物関係施設の管理者	1. 安全管理の徹底 2. 危険物及び高圧ガス施設等の点検

※連絡先は、連絡先- 1 防災関係機関 P377 を参照

資料- 10 過去の災害履歴（風水害）

年	発生日	警報発表状況	警報発表日時	警報解除日時	気象観測	名称	被害・避難発生地区名	全壊(件)	半壊(件)	大規模半壊(件)	床上浸水(件)	床下浸水(件)	備考
昭和50年(1975)	8月22日～23日	暴風雨、洪水、波浪、高潮警報	22日16時40分	23日9時10分	総雨量209.9mm	台風6号による被害	巽・亀川				36	956	
昭和51年(1976)	9月8日～14日	大雨警報 大雨、洪水警報	9日1時40分 10日17時00分	9日10時10分 11日6時20分	総雨量368.8mm	台風17号による被害	黒江・日方・巽・亀川・北野上・南野上				350	1,695	9月9日17:50 災害救助法発令
昭和57年(1982)	7月19日～23日	警報なし			総雨量146.0mm	梅雨前線豪雨による被害	船尾・日方・巽・南野上				71	931	
	8月1日～3日	波浪警報 暴風雨、高潮、波浪警報 大雨、洪水警報	1日13時30分 1日15時20分 3日1時10分	1日15時20分 2日2時40分 3日13時40分	総雨量239.0mm	台風10号、低気圧による被害	船尾・日方・大野中・巽・亀川・冷水				30	255	
平成元年(1989)	9月1日～3日	大雨、洪水警報 洪水警報	3日2時00分 (3日19時00分)	(3日19時00分) 3日22時00分	総雨量108.5mm	集中豪雨による被害	全域				45	722	
	9月6日～7日	大雨、洪水警報 洪水警報 大雨、洪水警報 洪水警報	5日20時00分 (6日8時10分) 7日2時40分 (7日7時50分)	(6日8時10分) 6日13時00分 (7日7時50分) 7日11時00分	総雨量75.0mm	集中豪雨による被害	全域				119	924	
	9月18日～20日	大雨、洪水警報 大雨、洪水、暴風、波浪警報	19日13時30分 (19日16時00分)	(19日16時00分) 20日0時50分	総雨量165.0mm(海南) 最大風速陸上23.6m(和歌山)	台風22号による被害	黒江・船尾・日方・内海・亀川				35	551	
平成7年(1995)	7月2日～5日	大雨、洪水警報	4日6時45分	4日15時50分	総雨量203.0mm	梅雨前線豪雨による被害	黒江・船尾・日方・内海・大野中・巽・亀川・北野上・中野上				46	203	
平成10年(1998)	5月16、17日	大雨、洪水警報	16日23時40分	17日4時00分	総雨量166.0mm(和歌山地方気象台)	集中豪雨による被害	黒江・船尾・日方・内海・大野中・巽・亀川・北野上・中野上・南野上・大崎		1		41	270	
平成13年(2001)	6月20日	大雨、洪水警報	20日1時55分	20日6時00分	総雨量174mm(消防) 198mm(東出張所) 219mm(巽小)	集中豪雨による被害	全域				11	166	
平成21年(2009)	11月11日	大雨、洪水警報 土砂災害警戒情報 洪水警報	11日2時46分 11日4時25分 (11日8時22分)	(11日8時22分) 11日8時10分 11日14時10分	160mm(海南) 0:00～9:00 1時間最大65mm (4:00～5:00)	集中豪雨による被害	全域				40	512	

平成23年 (2011)	9月2日 ～4日	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報 大雨、洪水、暴風、波浪警報 大雨、洪水警報 洪水警報	2日 13時10分 3日 11時15分 3日 23時50分 4日 4時44分 4日 4時44分	(3日 11時15分) (3日 23時50分) (4日 4時44分) 4日 16時19分	総雨量 201.5mm(下津) 177.5mm(東出張所) 2日 1:00～4日 2:00	台風12号による被害	中野上、南野上、北野上、下津町下津					13	17	
平成24年 (2012)	6月21、 22日	大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報	21日 23時5分 22日 0時42分 22日 1時15分	22日 6時45分 22日 10時55分 22日 5時55分	総雨量 197mm(日方) 21日 4:00～22日 3:00 1時間最大55mm 22日 0:00～1:00	集中豪雨による被害	全域					36	451	
平成29年 (2017)	10月22、 23日	暴風、波浪警報 大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報	22日 9時38分 22日 11時16分 22日 12時18分 22日 16時00分	23日 5時26分 23日 8時51分 23日 5時26分 22日 3時10分	総雨量 490mm(東畑) 21日 6:00～23日 5:00 1時間最大32mm(下津) 22日 19:00～20:00	台風21号による被害	全域					30	106	
平成30年 (2018)	7月6日	大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報	6日 0時52分 6日 1時18分 6日 2時15分	6日 16時57分 6日 10時51分 6日 13時50分	総雨量 316mm(東畑) 5日 17:50～6日 16:50 1時間最大51mm(下津) 6日 1:00～2:00	集中豪雨による被害	全域	1	1			23	118	
平成30年 (2018)	9月4日	大雨・暴風・波浪警報 高潮警報 洪水警報	4日 4時8分 4日 8時20分 4日 11時48分	4日 16時15分 4日 20時6分 4日 21時50分	最大風速 34.4m/s(友ヶ島) 最大瞬間風速 57.4m/s(和歌山)	台風21号による被害	全域		3					停電軒数 13,000軒 超り災証明発行 件数413件
令和5年 (2023)	6月2～3 日	大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報	2日 9時9分 2日 9時9分 2日 11時10分	3日 6時57分 3日 5時54分 3日 2時50分	総雨量 396mm(東畑) 1日 21:00～3日 3:00 1時間最大69mm(東畑) 2日 11:00～12:00	梅雨前線豪雨による被害	全域	1				457	960	災害救助法、被災者生活再建支援法適用

※平成17年以前の記録は旧海南市のみのデータ

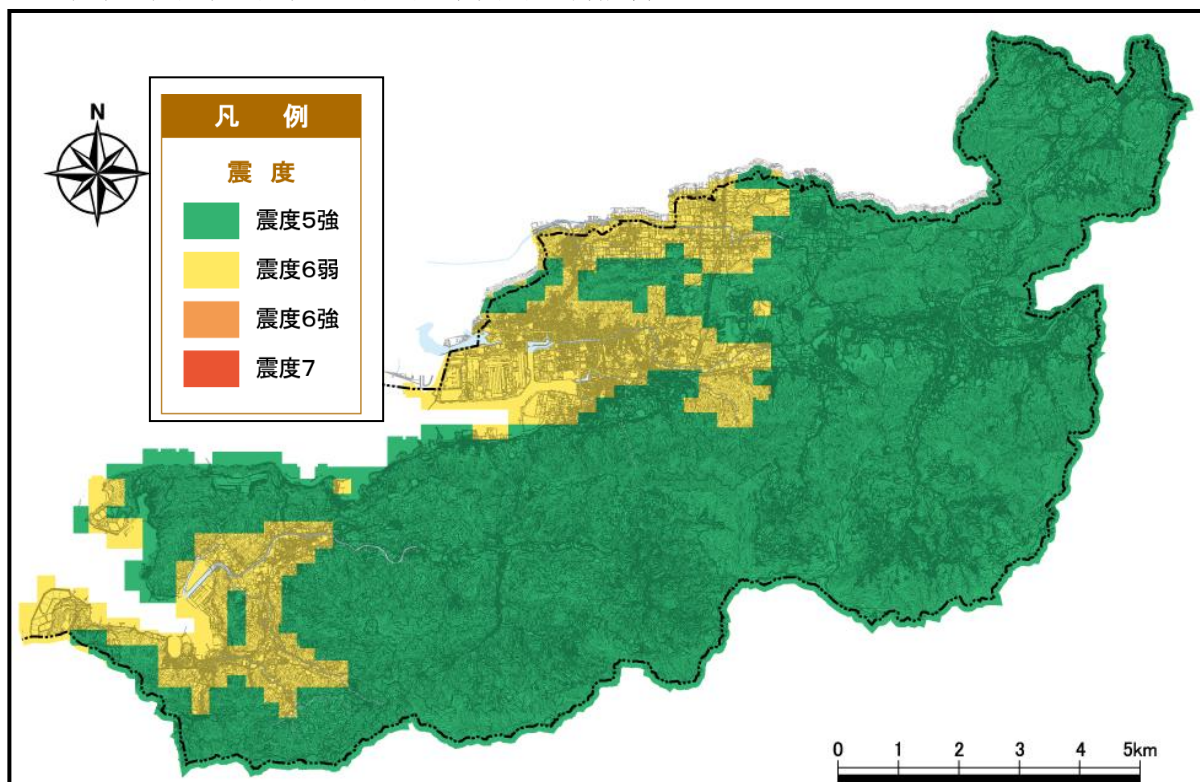
※主に住家の床上浸水10件以上の災害を記載

※警報発表状況は、海南市が含まれる地域に対する警報及び土砂災害警戒情報に限り、前後に注意報を発表しても含めない。

※警報発表日時と警報解除日時において、()付きのものは、警報の切替えを表す。

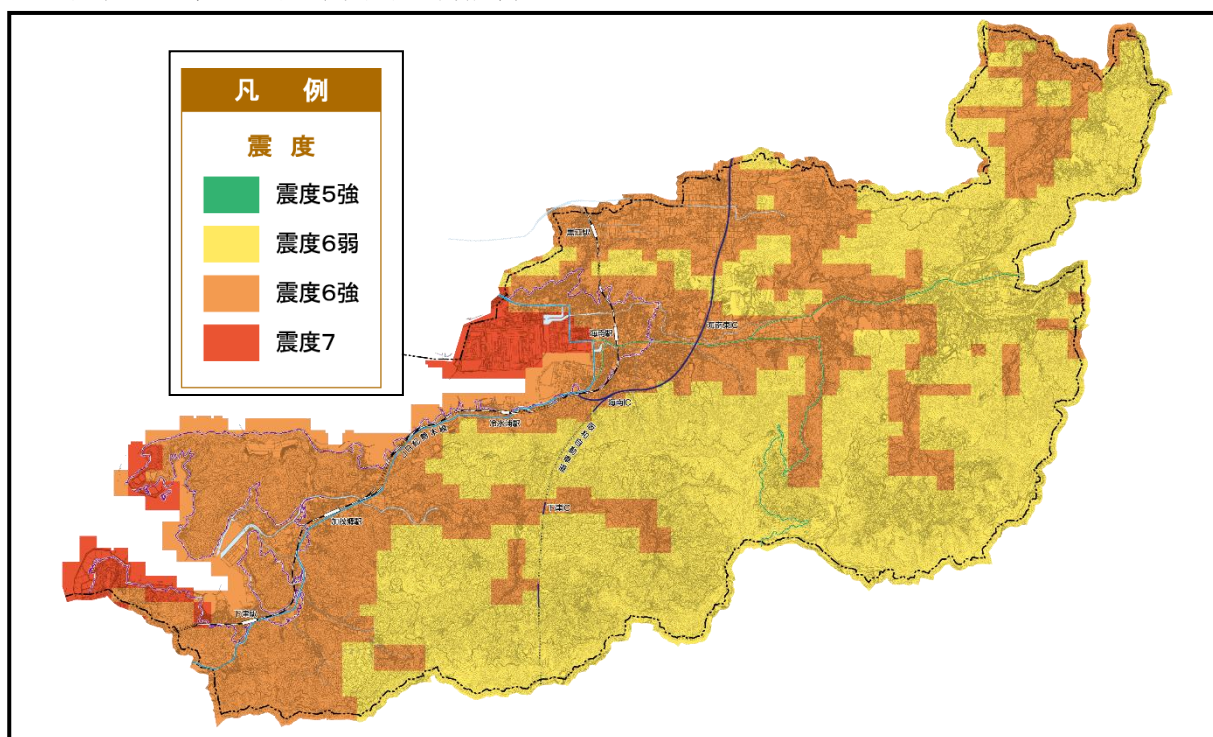
資料- 11 震度分布図

1. 東海・東南海・南海3連動地震（海南市予測結果）



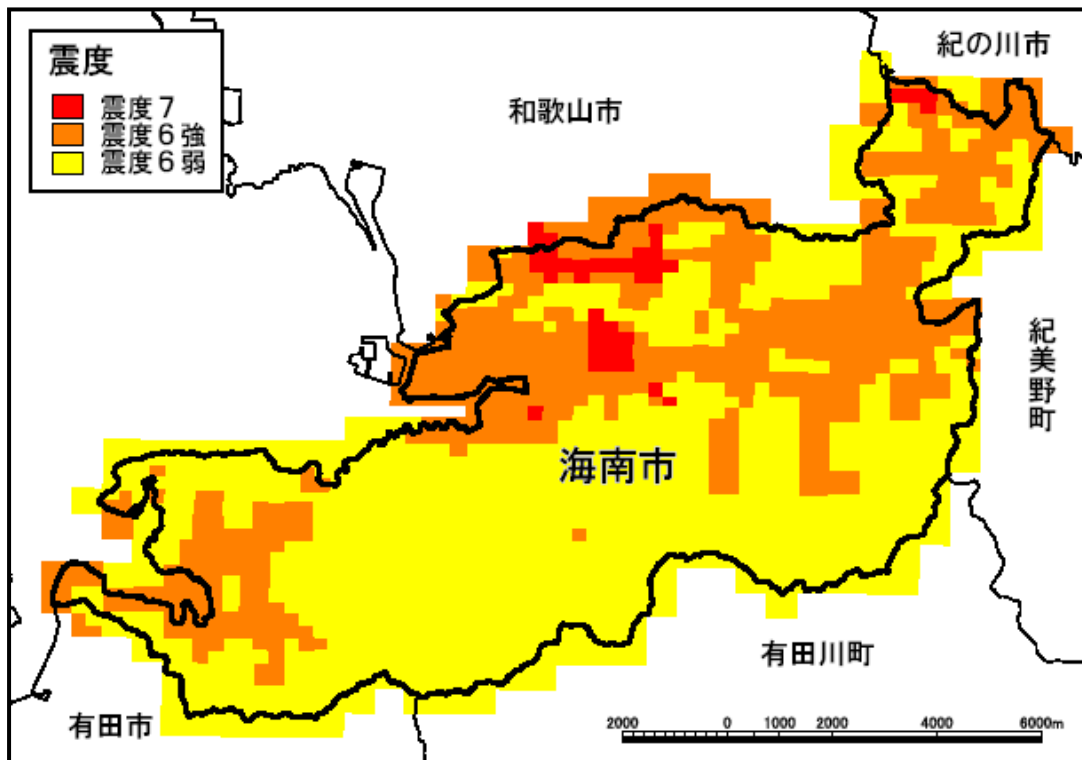
H26 和歌山県震度予測図（東海・東南海・南海3連動地震）をもとに編集

2. 南海トラフ巨大地震（海南市予測結果）



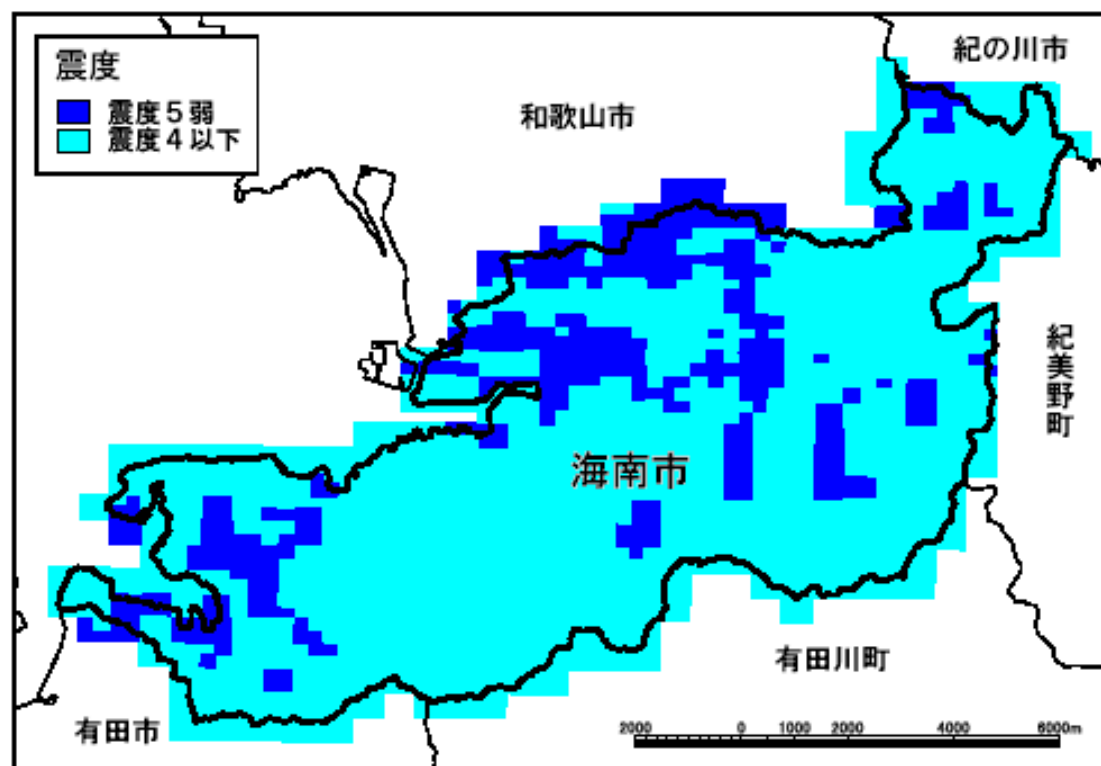
H26 和歌山県震度予測図（南海トラフ巨大地震）をもとに編集

3. 中央構造線の地震（海南市予測結果）



出典 H18 和歌山県地震被害想定調査 震度分布図（中央構造線の地震）

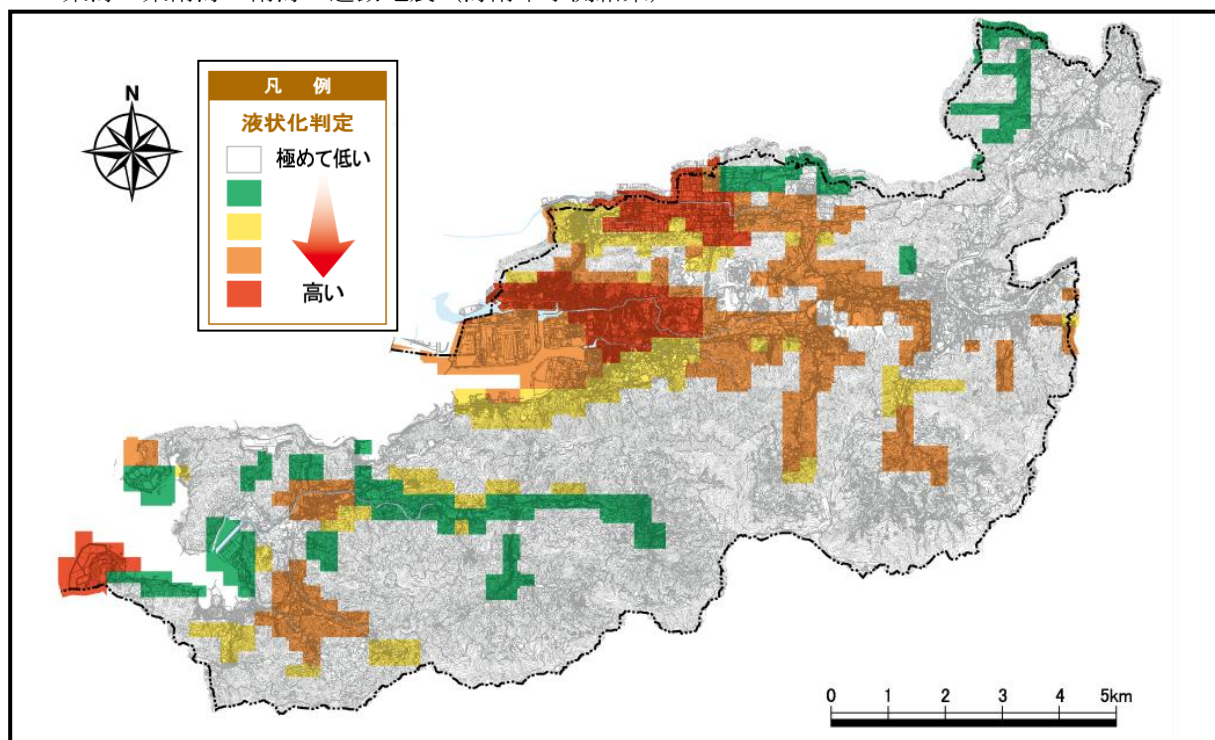
4. 田辺市付近の地震（海南市予測結果）



出典 H18 和歌山県地震被害想定調査 震度分布図（田辺市付近の地震）

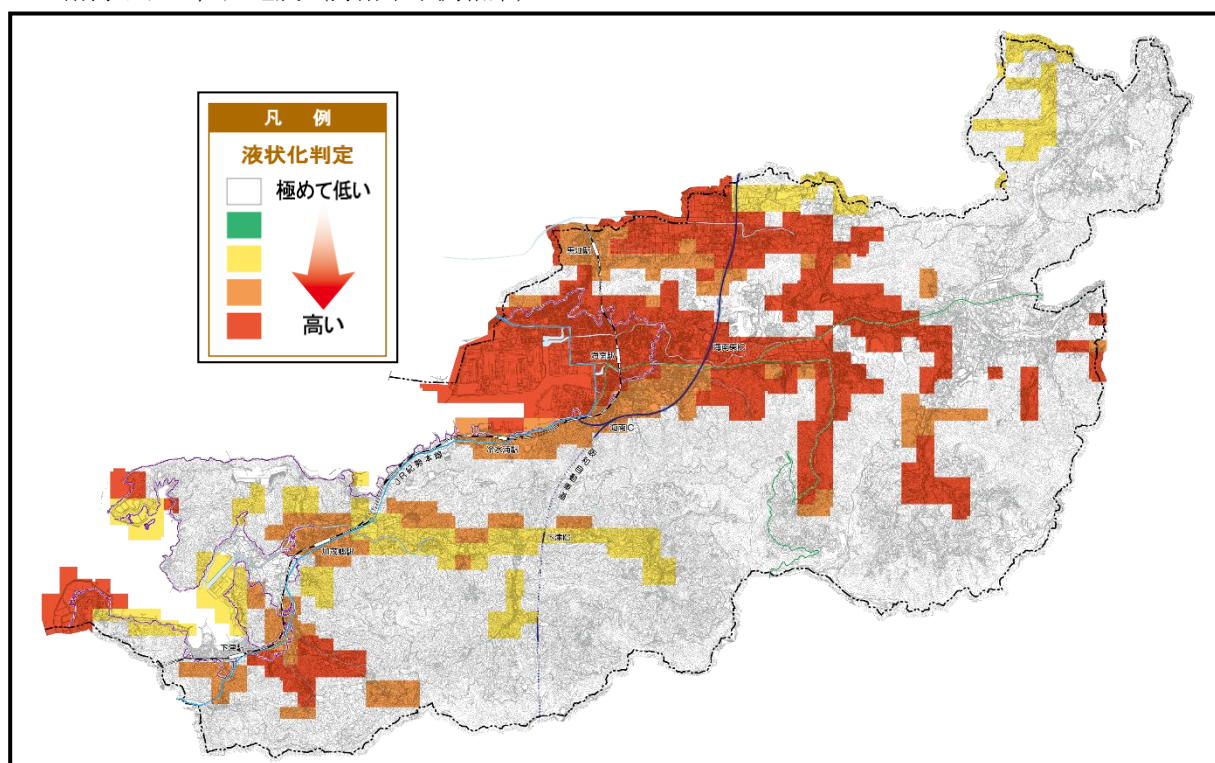
資料- 12 液状化危険度図

1. 東海・東南海・南海3連動地震（海南市予測結果）



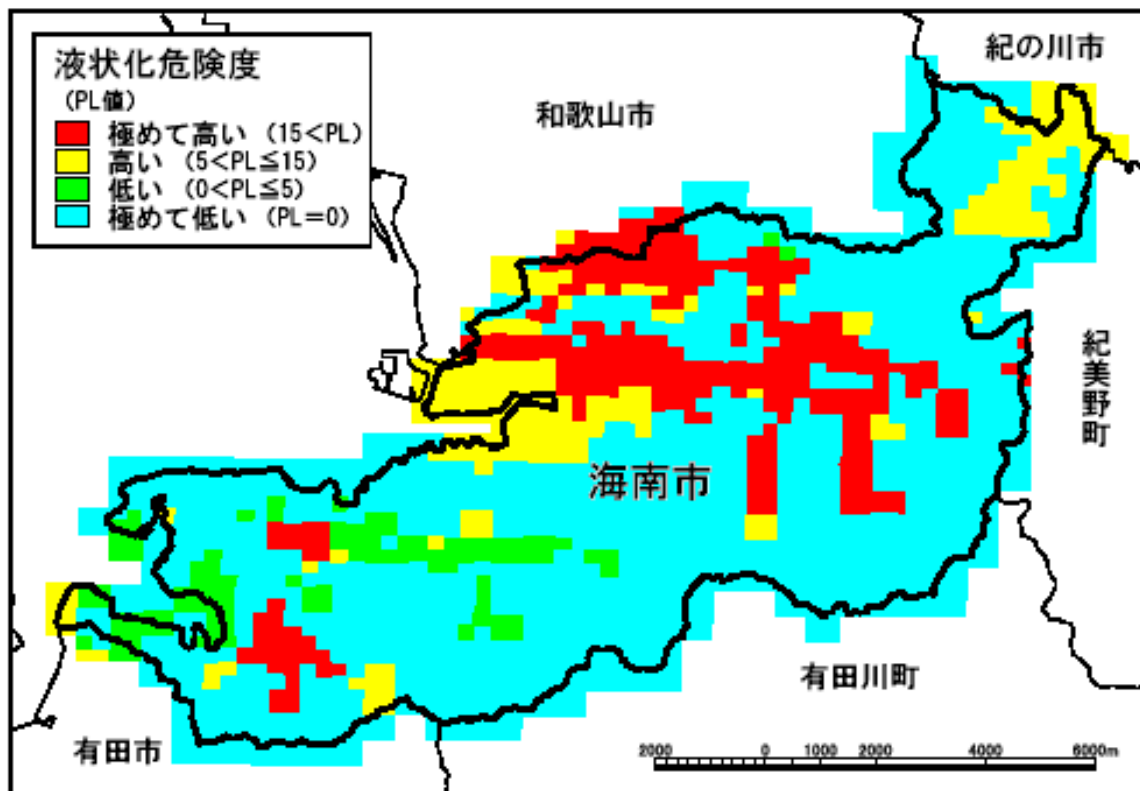
H26 和歌山県液状化危険度予測図（東海・東南海・南海3連動地震）をもとに編集

2. 南海トラフ巨大地震（海南市予測結果）



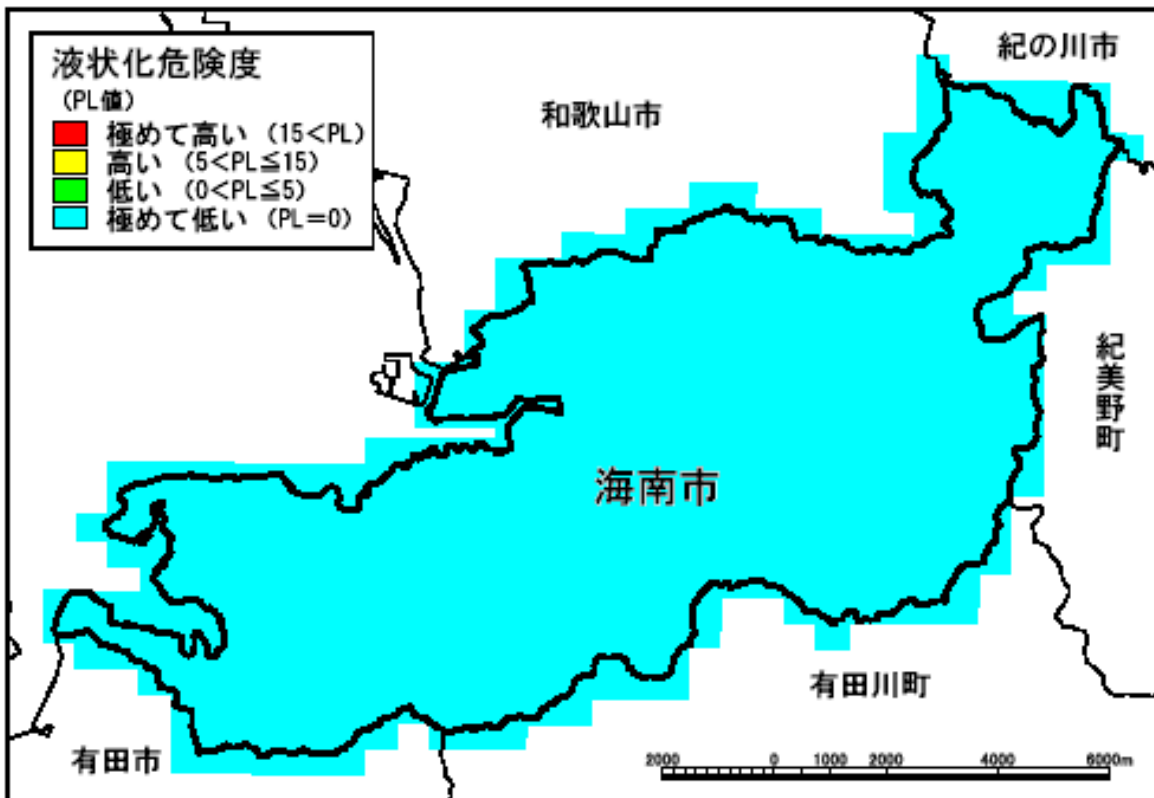
H26 和歌山県液状化危険度予測図（南海トラフ巨大地震）をもとに編集

3. 中央構造線の地震（海南市予測結果）



出典 H18 和歌山県地震被害想定調査 液状化危険度分布図（中央構造線の地震）

4. 田辺市付近の地震（海南市予測結果）



出典 H18 和歌山県地震被害想定調査 液状化危険度分布図（田辺市付近の地震）

資料- 13 被害想定手法

本編第1部第7章第2節（2）～（7）の予測結果の被害想定手法は以下のとおり。

（2）建物被害予測

想定項目	想定手法
液状化による被害	地盤の液状化に伴う地盤沈下量との関係から求めた。
震動による被害	震度（計測震度）と被害率の関係から求めた。 ※近年の建物の耐震性向上や耐震改修の進展を考慮したものとなっている。
地震に伴う火災による被害	出火から初期消火、消防による消火を予測し、消火できなかったものが延焼する過程を延焼クラスター法という手法により予測した。
斜面崩壊による被害	崩壊危険度が高いと判断された斜面の10%が崩壊するものとし、その影響範囲にある家屋について被害を求めた。
津波による被害	浸水深と被害率の関係から求めた。 ※東日本大震災の被害を反映したものとなっている。

（3）人的被害予測

対策をすべき基本的な被害量である人的被害の規模を示す。

人的被害の対象と予測手法の概要については、以下に示すとおりである。

想定項目	想定手法
震動による建物被害に伴う死傷者・閉じ込め者数	・震動による木造建物、非木造建物の全壊数、全半壊数 ・時刻別の木造建物、非木造建物内の滞留人口の割合
斜面崩壊による建物被害に伴う死傷者数	・斜面崩壊による木造建物の全壊数 ・時刻別の木造建物内の滞留人口の割合
津波による死傷者数	・津波に対する避難シミュレーションを実施し、避難が成功しなかった者について、津波浸水深ごとの死者率を適用して予測した。 ・30cm以上の浸水を被った場合、死亡にいたらなくても負傷するものとし、そのうちの34%が重傷者、残りが軽傷者とした。 ・閉じ込め者の一部は自力脱出や家族・近隣者等による早期避難ができず、津波浸水域に残された場合には死亡する者があるものとした。
火災による死傷者数	・炎上出火建物からの逃げ遅れ ・閉じ込め者の受火災 ・延焼中の逃げ惑い
建物内の転倒物等による死傷者数	・木造建物、非木造建物の大破率、中破率 ・木造建物内、非木造建物内の滞留人口

(4) ライフライン被害予測

想定項目	想定手法
上水道被害の予測	上水道の被害について、上水道管の延長資料（管種・管径ごと）を基礎データとし、阪神・淡路大震災を含む過去の地震時の被害実態より、震度（計測震度）・液状化危険度ごとに管の耐震性を考慮して管種・管径ごとの上水道管被害率を設定し、被害箇所数を算出した。
電力施設被害の予測	電力施設の被害について、関西電力送配電株式会社のデータを基礎データとし、県の震度（計測震度）、津波浸水深、浸水エリア、建物被害想定データを用いて、揺れ・津波による影響評価に基づき停電件数・率を算出した。
通信施設被害の予測	通信施設の被害について、通信事業者（西日本電信電話株式会社）の電信柱数、回線契約者数を基礎データとし、震度と液状化による電柱折損、津波や延焼による施設の影響評価に基づき停止回線数・率を算出した。
都市ガス施設被害の予測	都市ガスの被害について、大阪ガスネットワーク株式会社のデータを基礎データとし、設備、応急復旧要員等を考慮して被害予測を実施した。供給停止予測は、地震時の揺れ（SI 値）が 60 カイン以上となる供給ブロックを予測し、供給停止戸数を算出した。

(5) 交通施設被害予測

想定項目	想定手法
道路施設被害の予測	地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮し、道路の被害予測を行った。 被害想定は、道路施設を対象として、震度及び津波浸水深 30cm 以上の区域について実施した。
鉄道施設被害の予測	鉄道施設の被害についての調査対象は、西日本旅客鉄道（JR 西日本）、南海電気鉄道、和歌山電鐵、紀州鉄道とし、地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮し被害を予測した。 被害想定は、鉄道路線を対象として、震度及び津波浸水深 30cm 以上の区域により実施した。
港湾施設被害の予測	港湾施設の被害についての調査対象は、岸壁、物揚場などの物資輸送が可能な係留施設とし、地震時の揺れの影響を考慮し被害を予測した。 被害想定は、係留施設を対象として、東日本大震災の実態より設定された計算式を用いて、工学的基盤の加速度より係留施設被害を予測した。

(6) 生活への影響

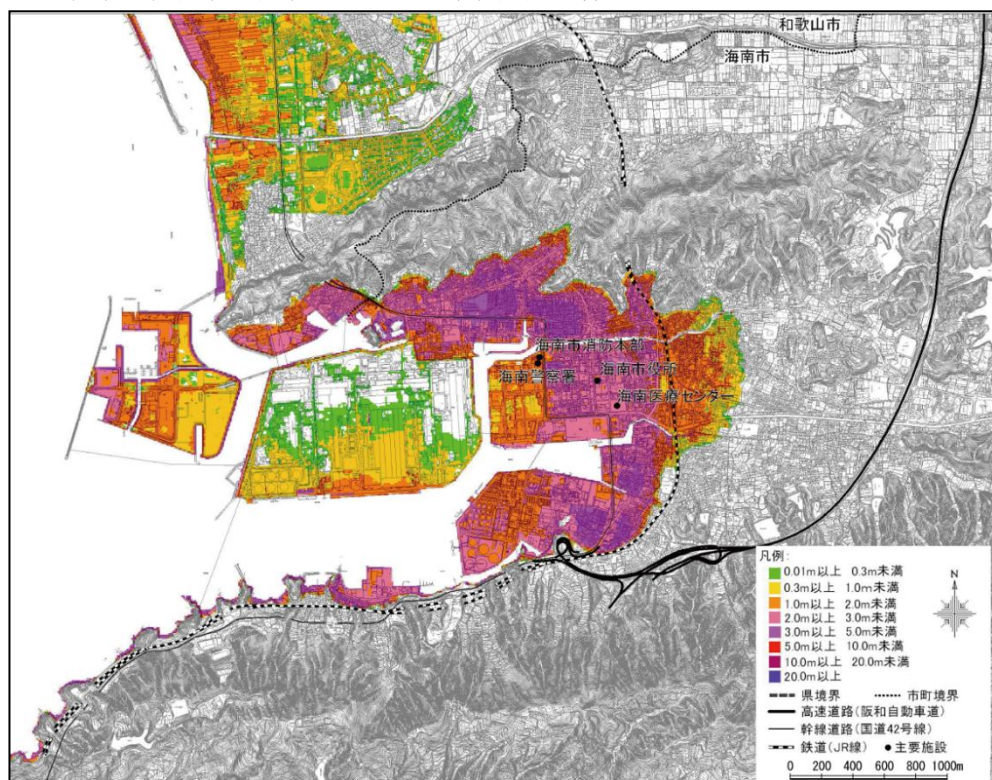
想定項目	想定手法
避難者数の予測	地震被害、津波浸水及びライフライン途絶（断水）により、避難生活が必要となる人数を算出した。被害者数の予測においては、地震被害と津波被害の事象に分けて、避難者数を算出した。また、避難者数については、避難所生活者と避難所外生活者に区分して予測した。
帰宅困難者数の予測	鉄道、バス、自動車、二輪車による外出者を対象とした帰宅困難者を算出した。想定手法は、パーソントリップ調査を使用して算出した。和歌山市の外出者が最も多い11時台で算出した。 帰宅距離が10km～20kmの50%、20km以上の全外出者が、帰宅困難となるとして想定した。和歌山県の場合、自動車による外出者が多いため、道路等の通行止めにより自動車での帰宅が困難な場合を想定した。 ※パーソントリップ調査のゾーン区分ごとデータに基づいて、域外帰宅者のうち、鉄道・バス利用者、自動車・二輪車利用者が帰宅手段を失うものとした。それらの者の一部は帰宅手段を徒歩に替えて帰宅する者と推定し、域内に留まる者を帰宅困難者とした。
必要物資数の予測	避難所避難者数に応じた物資数を算出した。想定手法は、1日後～3日後、4日後～7日後の期間で算出した。食料は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の1.2倍を対象者として1日3食計算で想定した。飲料水は、断水地区住民に1日3リットル、毛布は避難所避難者を対象とし、1人2枚とした。

(7) 災害廃棄物予測

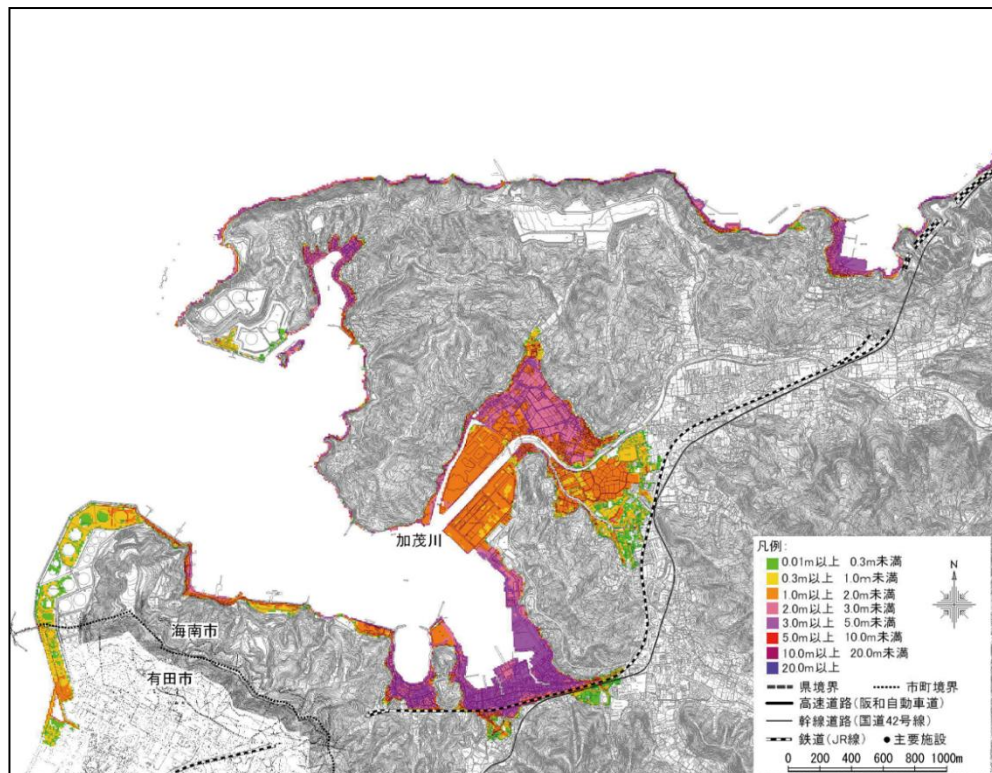
想定項目	想定手法
災害廃棄物	全壊建物の構造3区分（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）ごとに床面積に即したがいき量を算出した。
津波堆積物	津波浸水域の全体に2.5cmないし4cmの土砂が堆積するものとして体積を算出した。密度は経過時間とともに変化するため、2種類の値をとるものとし、土砂堆積厚とともに幅を持った値とした。

資料- 14 津波浸水想定区域図

1. 東海・東南海・南海3連動地震（海南省北部）

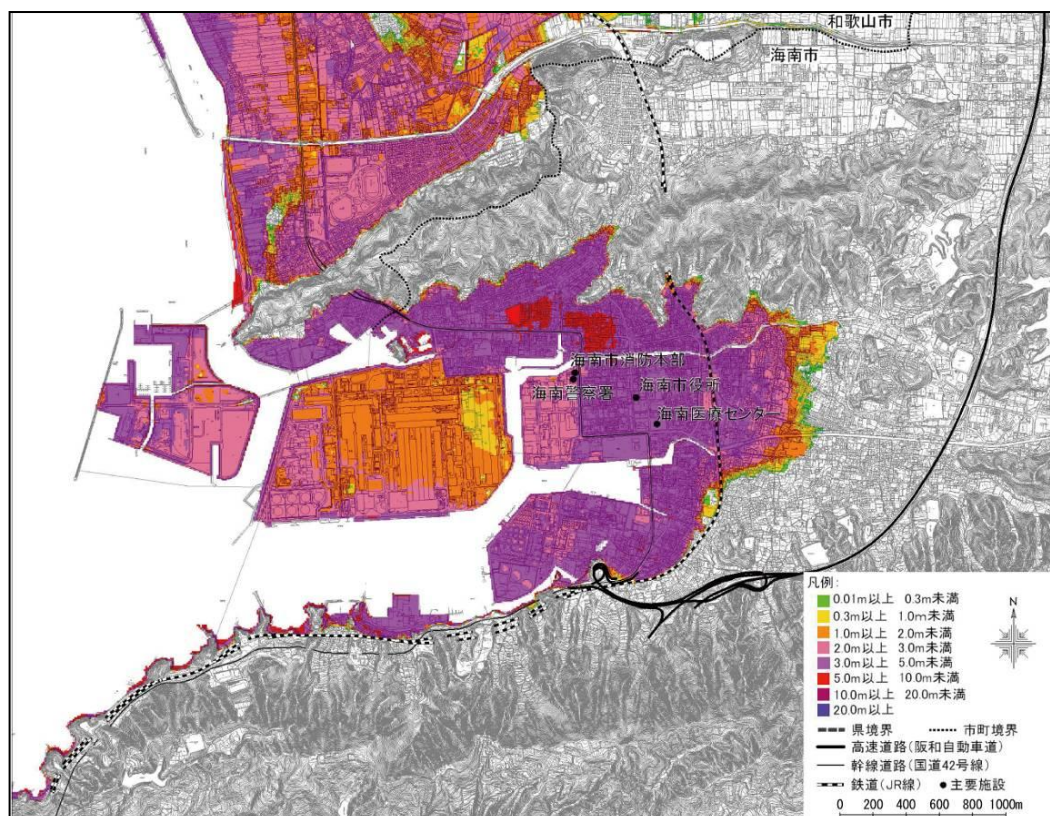


2. 東海・東南海・南海3連動地震（海南省南部）

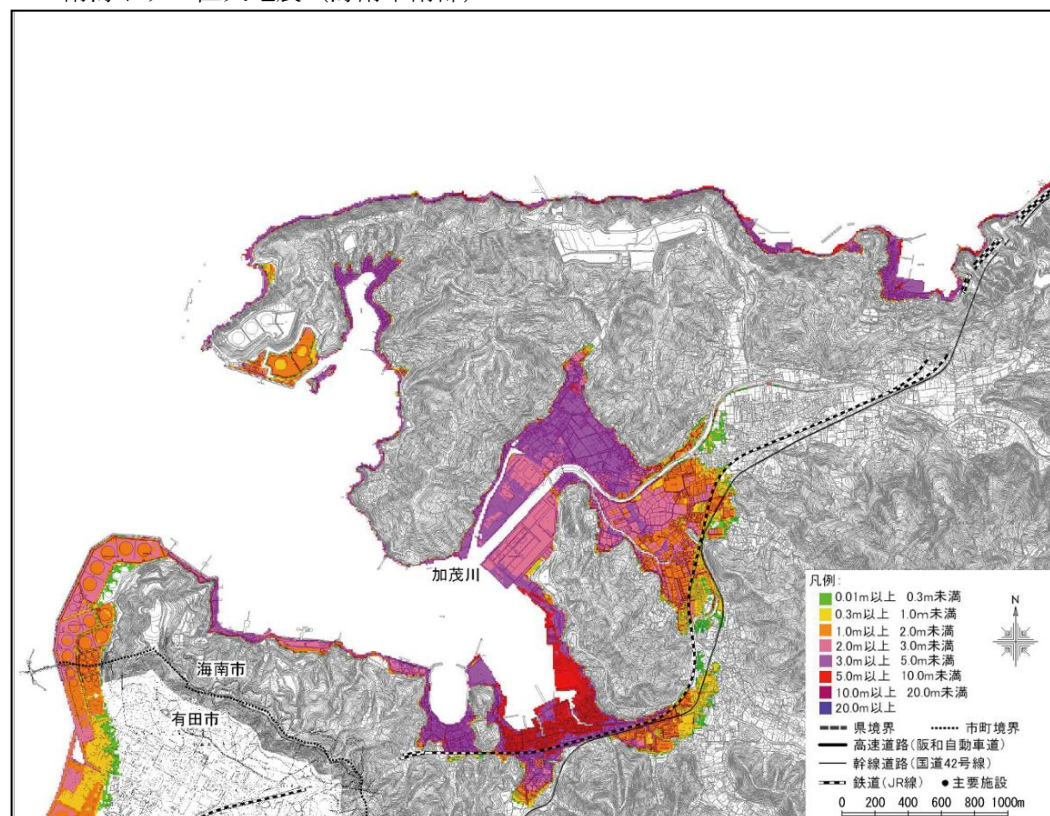


出典 H25 和歌山県津波浸水想定図（東海・東南海・南海3連動地震）

3. 南海トラフ巨大地震（海南市北部）

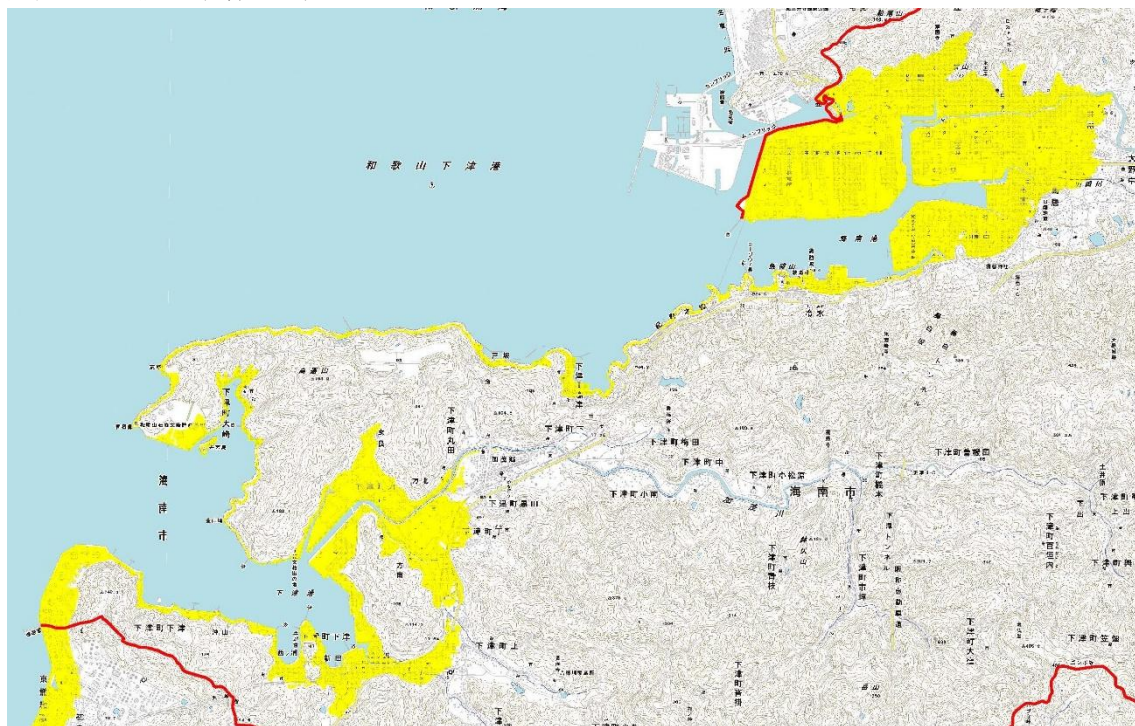


4. 南海トラフ巨大地震（海南市南部）



出典 H25 和歌山県津波浸水想定図（南海トラフ巨大地震）

資料- 15 津波災害警戒区域図

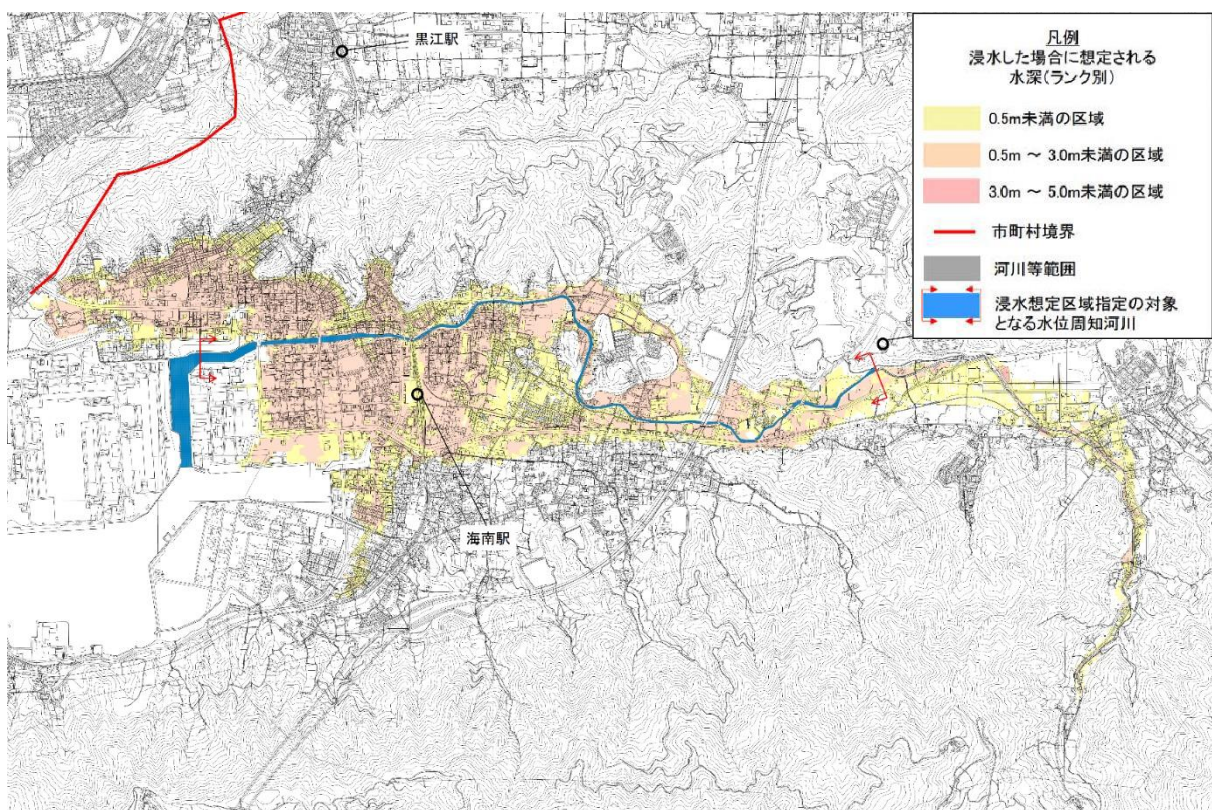


※ 基準水位については、県ホームページを参照

(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082500/tsunami/kuiki_kainan.html)

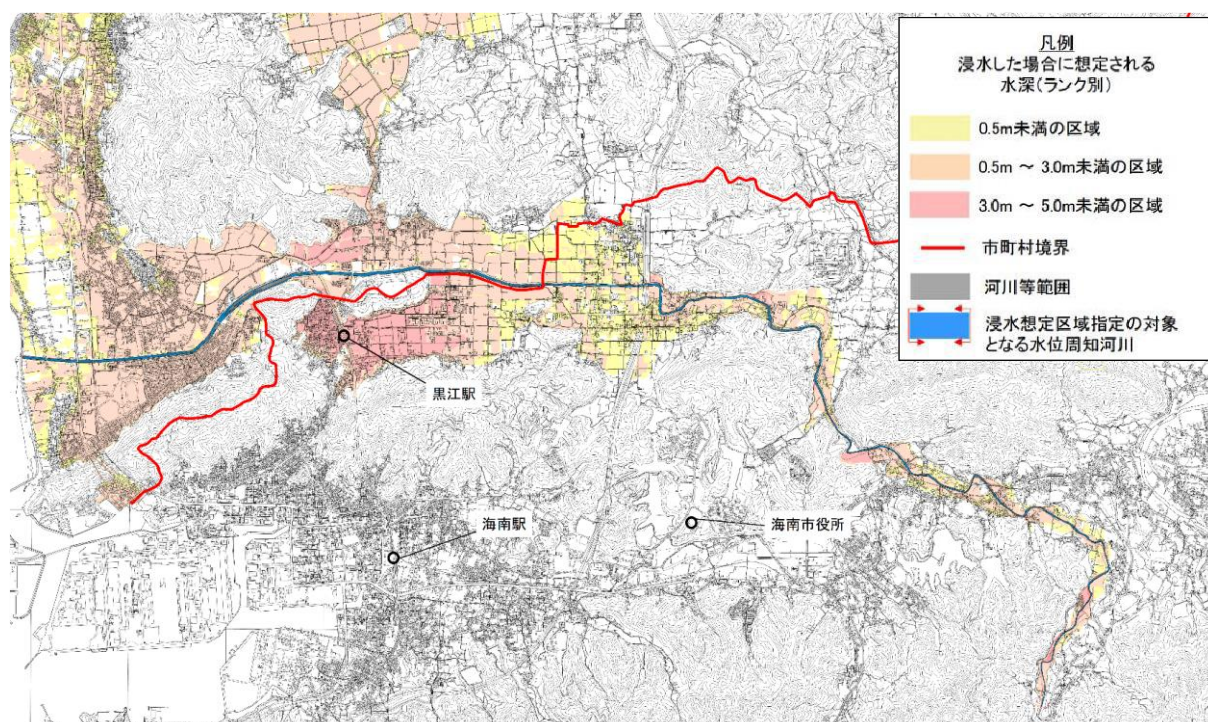
資料- 16 洪水浸水想定区域図

1. 日方川



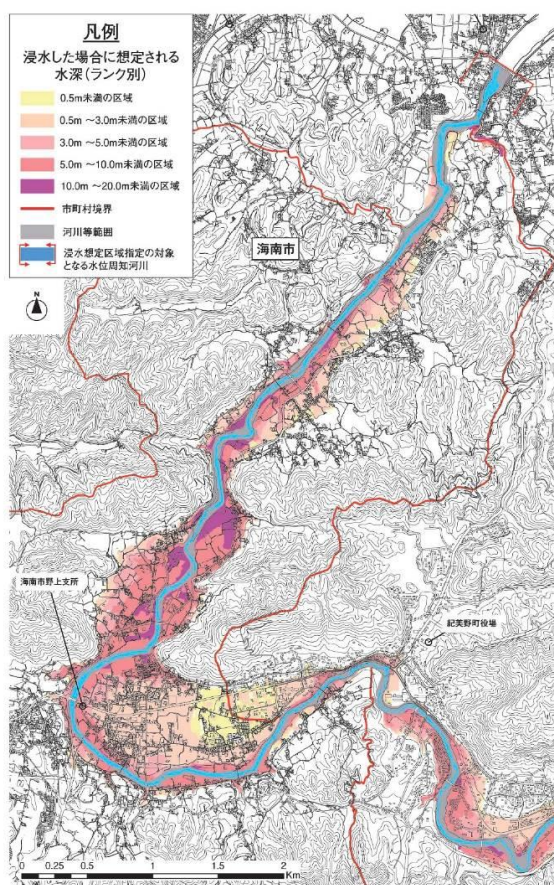
出典 H30 和歌山県洪水浸水想定区域図

2. 亀の川



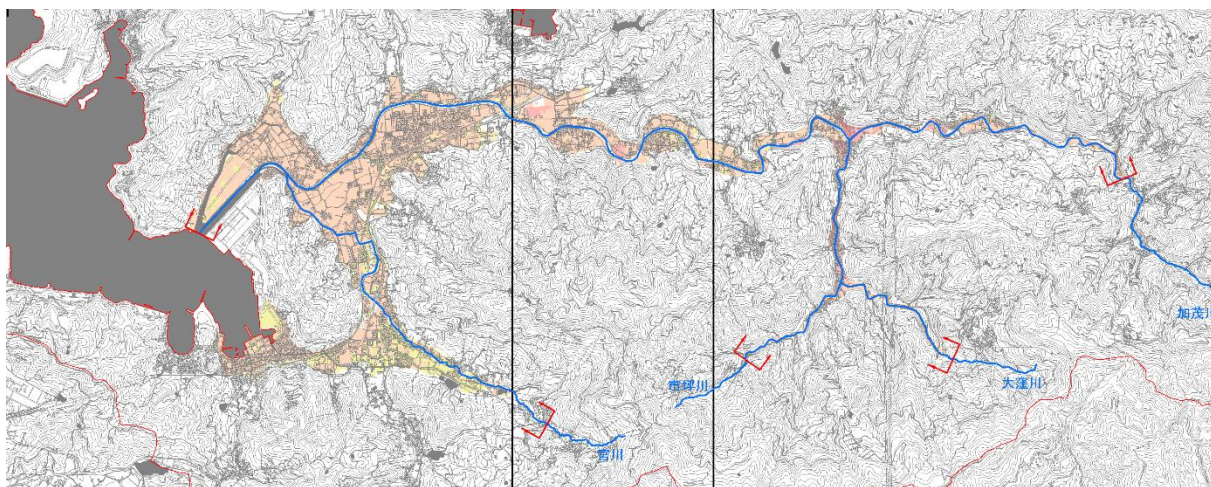
出典 H30 和歌山県洪水浸水想定区域図

3. 貴志川



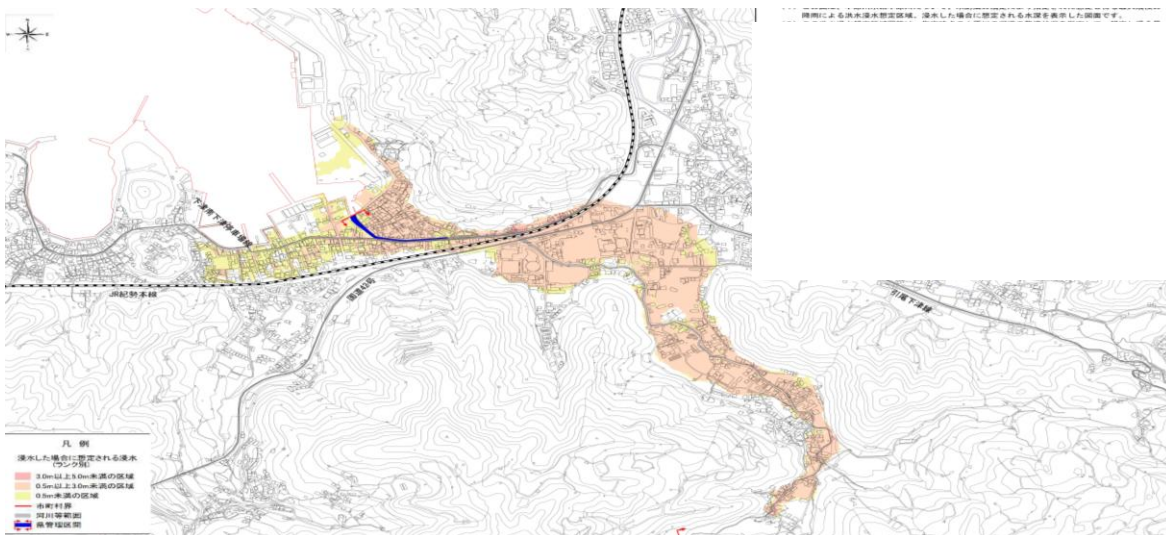
出典 R2 和歌山県洪水浸水想定区域図

4. 加茂川流域



出典 R5 和歌山県洪水浸水想定区域図

5. 小原川



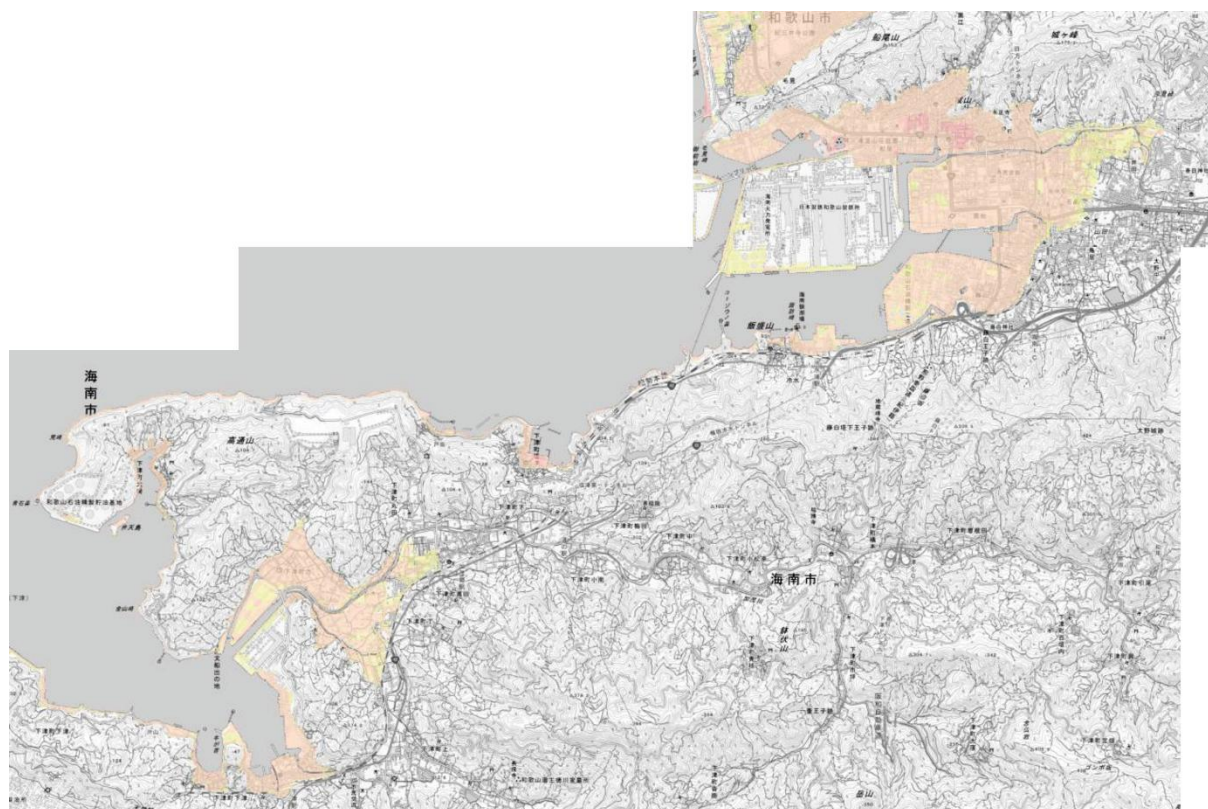
出典 R5 和歌山県洪水浸水想定区域図

6. 小島川



出典 R5 和歌山県洪水浸水想定区域図

資料- 17 高潮浸水想定区域図



出典 R7 和歌山県高潮浸水想定区域図

資料- 18 山腹崩壊危険地区

〔所管〕 農林水産省 県森林整備課

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	0001	海南省	孟子		0.91
202	0002	海南省	孟子		0.95
202	0003	海南省	孟子		3.90
202	0004	海南省	孟子	上出	7.20
202	0005	海南省	七山		5.14
202	0007	海南省	七山		3.02
202	0008	海南省	七山		0.31
202	0009	海南省	七山		1.85
202	0010	海南省	原野		3.18
202	0011	海南省	原野		2.01
202	0013	海南省	原野		1.79
202	0016	海南省	原野		1.58
202	0017	海南省	原野		6.43
202	0019	海南省	下津野	瀧ヶ原	7.67
202	0020	海南省	野尻	西ノ峯	1.15
202	0021	海南省	野尻	上山	8.57
202	0022	海南省	別院		2.58
202	0025	海南省	且来		1.56
202	0026	海南省	多田		1.14
202	0027	海南省	多田		1.74
202	0028	海南省	且来		2.64
202	0029	海南省	且来		1.25
202	0031	海南省	且来	山出	3.95
202	0033	海南省	且来		1.13
202	0034	海南省	岡田		0.43
202	0036	海南省	黒江		0.65
202	0037	海南省	黒江		0.69
202	0038	海南省	黒江		0.43
202	0042	海南省	船尾	藤ノ尾	0.71
202	0043	海南省	船尾	寒谷	1.58
202	0044	海南省	船尾	大船尾	1.21
202	0047	海南省	黒江		8.45
202	0048	海南省	岡田	城山	10.94
202	0049	海南省	岡田	城山	13.81
202	0050	海南省	岡田	南山	7.02
202	0053	海南省	日方		1.80
202	0056	海南省	日方	丸尾	2.64
202	0057	海南省	日方	丸尾	0.43
202	0058	海南省	日方		0.40
202	0059	海南省	大野中		0.84
202	0060	海南省	且来		0.44
202	0063	海南省	小野田		0.66
202	0064	海南省	小野田		0.81
202	0065	海南省	大野中		1.09
202	0066	海南省	重根		3.50
202	0067	海南省	重根		0.95
202	0068	海南省	重根		0.76
202	0069	海南省	幡川		2.82
202	0070	海南省	幡川		1.16
202	0071	海南省	幡川	内畑	0.94
202	0072	海南省	幡川		0.41
202	0073	海南省	幡川	中山	0.57
202	0074	海南省	幡川	東山	3.42
202	0075	海南省	山田		0.39
202	0078	海南省	冷水		0.91
202	0080	海南省	冷水		1.56
202	0082	海南省	冷水		2.43
202	0084	海南省	冷水		1.60
202	0085	海南省	別所	上ノ久保	6.36
202	0086	海南省	別所	上ノ久保	6.88
202	0088	海南省	別所		5.75

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	0089	海南省	重根		1.36
202	0091	海南省	小野田		1.15
202	0093	海南省	小野田		1.07
202	0094	海南省	小野田	南山	3.79
202	0095	海南省	小野田	南山	4.13
202	0096	海南省	飯井	北峯山	1.26
202	0097	海南省	飯井	北峯山	3.49
202	0098	海南省	飯井		1.04
202	0099	海南省	飯井		1.51
202	0100	海南省	飯井		2.30
202	0101	海南省	飯井	北峯山	5.44
202	0102	海南省	飯井		1.10
202	0104	海南省	沖野々		1.57
202	0105	海南省	沖野々		2.75
202	0106	海南省	別院	上山	2.93
202	0107	海南省	野上中	山崎	11.24
202	0108	海南省	野上中	山崎	7.07
202	0109	海南省	飯井		1.29
202	0110	海南省	飯井		2.64
202	0111	海南省	飯井		0.82
202	0112	海南省	飯井		1.21
202	0114	海南省	重根		2.23
202	0115	海南省	重根		0.85
202	0116	海南省	重根		0.91
202	0117	海南省	重根		0.66
202	0118	海南省	重根	田津原	10.67
202	0119	海南省	重根	田津原	5.04
202	0120	海南省	東畑	柿戸原	3.98
202	0121	海南省	扱沢		0.84
202	0123	海南省	飯井		0.92
202	0124	海南省	飯井		0.35
202	0125	海南省	東畑		0.89
202	0127	海南省	ひや水	外山	7.20
202	0130	海南省	東畑	半道原	2.52
202	0131	海南省	東畑		4.84
202	0134	海南省	赤沼		1.42
202	0135	海南省	赤沼		0.78
202	0136	海南省	孟子	不動谷	1.76
202	0138	海南省	九品寺	三六谷	1.84
202	0139	海南省	野上新	間谷	1.40
202	0140	海南省	椋木	真那久保	5.01
202	1001	海南省	黒江		0.50
202	1002	海南省	別院		1.31
202	1003	海南省	次ヶ谷		0.56
202	1004	海南省	下津町大崎		0.20
202	1006	海南省	下津町丁		0.35
202	1007	海南省	下津町方		0.24
202	1008	海南省	下津町下津		2.24
202	1009	海南省	下津町下津		0.35
202	1010	海南省	下津町中		0.74
202	1011	海南省	下津町鯉川		1.33
202	1012	海南省	下津町上		0.61
202	1013	海南省	下津町丁		0.24
202	1014	海南省	下津町下津		0.09
202	5001	海南省	下津町下津		0.45
202	5002	海南省	下津町小原		0.99
202	5003	海南省	下津町方		0.24
202	5004	海南省	下津町大崎		0.95
202	5005	海南省	下津町塩津		0.69
202	5006	海南省	下津町小南		0.32
202	5007	海南省	下津町梅田		0.69
202	5008	海南省	大野中		0.38
202	5009	海南省	幅川		0.34

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	5010	海南省	重根		0.87
202	5011	海南省	重根		0.28
202	5012	海南省	重根		0.40
202	5013	海南省	重根		0.37
202	5014	海南省	重根		0.43
202	5015	海南省	下津町中		0.52
202	5016	海南省	下津町引尾		0.51
202	5017	海南省	下津町市坪		1.83
202	5018	海南省	幅川		0.91
202	5019	海南省	下津町下津		0.23
202	5020	海南省	下津町下津		0.34
202	5021	海南省	下津町下津		0.16
202	5022	海南省	下津町小原		0.38
202	5023	海南省	下津町下津		0.03
202	5024	海南省	下津町下津		0.09
202	5025	海南省	下津町小原		0.17
202	5026	海南省	下津町小原		3.24
202	5027	海南省	下津町笠畑		0.15
202	5028	海南省	下津町興		0.12
202	5029	海南省	下津町百垣内		0.46
202	5030	海南省	下津町興		0.17
202	5031	海南省	下津町興		0.28
202	5032	海南省	下津町市坪		0.03
202	5033	海南省	下津町市坪		0.53
202	5034	海南省	下津町青枝		0.35
202	5035	海南省	下津町市坪		0.20
202	5036	海南省	下津町市坪		0.14
202	5037	海南省	下津町市坪		0.12
202	5038	海南省	下津町黒田		0.14
202	5039	海南省	下津町黒田		0.09
202	5040	海南省	下津町下津		0.25
202	5041	海南省	下津町方		0.26
202	5042	海南省	下津町下津		0.12
202	5043	海南省	下津町下津		0.13
202	5044	海南省	下津町下津		0.19
202	5046	海南省	下津町方		1.25
202	5047	海南省	下津町丁		0.59
202	5048	海南省	下津町橋本		0.31
202	5049	海南省	下津町百垣内		0.29
202	5050	海南省	下津町引尾		0.59
202	5051	海南省	下津町引尾		2.16
202	5052	海南省	下津町引尾		0.56
202	5053	海南省	下津町百垣内		0.51
202	5054	海南省	下津町興		0.48
202	5055	海南省	下津町興		0.40
202	5056	海南省	下津町百垣内		0.18
202	5057	海南省	下津町百垣内		0.28
202	5058	海南省	下津町百垣内		0.44
202	5059	海南省	海老谷		0.07
202	5060	海南省	下津町大崎		0.08
202	5061	海南省	下津町方		1.82
202	5063	海南省	下津町丸田		0.35
202	5064	海南省	下津町梅田		0.19
202	5065	海南省	下津町橋本		0.07
202	5066	海南省	下津町橋本		0.11
202	5067	海南省	下津町橋本		0.26
202	5069	海南省	下津町曾根田		0.12
202	5070	海南省	海老谷		0.14
202	5071	海南省	東畑		0.30
202	5073	海南省	上谷		0.06
202	5074	海南省	赤沼		0.20
202	5075	海南省	海老谷		0.09
202	5076	海南省	赤沼		0.06

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	5077	海南省	赤沼		0.05
202	5080	海南省	下津町小松原		0.06
202	5081	海南省	下津町小南		0.74
202	5082	海南省	下津町小南		0.35
202	5083	海南省	下津町下		0.04
202	5084	海南省	下津町黒田		0.05
202	5085	海南省	下津町黒田		0.19
202	5086	海南省	下津町丁		0.26
202	5087	海南省	下津町大崎		0.16
202	5088	海南省	下津町大崎		0.06
202	5089	海南省	下津町塩津		0.05
202	5090	海南省	飯井		0.15
202	5091	海南省	下津町塩津		0.21
202	5092	海南省	下津町橋本		0.24
202	5094	海南省	ひや水		0.20
202	5095	海南省	ひや水		0.16
202	5096	海南省	ひや水		0.04
202	5097	海南省	ひや水		0.08
202	5098	海南省	ひや水		0.08
202	5099	海南省	上谷		0.07
202	5100	海南省	上谷		0.09
202	5101	海南省	上谷		0.08
202	5102	海南省	九品寺		0.23
202	5104	海南省	次ヶ谷		0.04
202	5105	海南省	東畑		0.05
202	5106	海南省	大野中		0.15
202	5107	海南省	重根		0.09
202	5108	海南省	幡川		0.11
202	5109	海南省	幡川		0.20
202	5110	海南省	幡川		0.19
202	5111	海南省	重根		0.15
202	5112	海南省	九品寺		0.11
202	5113	海南省	木津		0.07
202	5114	海南省	九品寺		0.11
202	5115	海南省	野上新		0.22
202	5116	海南省	野上新		0.19
202	5117	海南省	野上新		0.17
202	5118	海南省	野上新		0.10
202	5120	海南省	沖野々		0.33
202	5121	海南省	小野田		0.36
202	5122	海南省	小野田		0.11
202	5123	海南省	小野田		0.15
202	5124	海南省	南赤坂		0.12
202	5125	海南省	南赤坂		0.23
202	5126	海南省	大野中		0.16
202	5127	海南省	日方		0.08
202	5128	海南省	大野中		0.23
202	5129	海南省	大野中		0.16
202	5130	海南省	大野中		0.11
202	5131	海南省	日方		0.27
202	5132	海南省	日方		0.22
202	5133	海南省	日方		0.10
202	5134	海南省	船尾		0.13
202	5135	海南省	船尾		0.12
202	5136	海南省	船尾		0.06
202	5137	海南省	船尾		0.22
202	5138	海南省	別院		0.13
202	5139	海南省	小野田		0.25
202	5140	海南省	小野田		0.22
202	5141	海南省	旦来		0.07
202	5142	海南省	旦来		0.06
202	5143	海南省	旦来		0.12
202	5144	海南省	船尾		0.21

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	5145	海南省	黒江		0.16
202	5146	海南省	黒江		0.06
202	5147	海南省	黒江		0.09
202	5148	海南省	黒江		0.19
202	5149	海南省	小野田		0.12
202	5151	海南省	且来		0.15
202	5152	海南省	且来		0.07
202	5153	海南省	且来		0.13
202	5154	海南省	小野田		0.06
202	5155	海南省	小野田		0.15
202	5156	海南省	小野田		0.05
202	5157	海南省	別院		0.10
202	5158	海南省	多田		0.20
202	5159	海南省	孟子		0.10
202	5160	海南省	孟子		0.11
202	5161	海南省	孟子		0.08
202	5162	海南省	孟子		0.05
202	5163	海南省	孟子		0.10
202	5165	海南省	高津		0.33
202	5166	海南省	下津町橋本		1.72
301	0001	海南省	下津町下津	沖山	0.61
301	0003	海南省	下津町大崎	在所南	1.02
301	0004	海南省	下津町方		1.39
301	0005	海南省	下津町丸田	戸坂	1.32
301	0006	海南省	下津町下津		3.47
301	0007	海南省	下津町下津		5.15
301	0008	海南省	下津町下津		4.00
301	0009	海南省	下津町小原		1.16
301	0010	海南省	下津町小原		1.47
301	0011	海南省	下津町小原	冷畑	4.28
301	0012	海南省	下津町上	出山	1.87
301	0020	海南省	下津町梅田		1.39
301	0021	海南省	下津町塩津	東山	2.12
301	0022	海南省	下津町塩津	東山	1.55
301	0023	海南省	下津町塩津		2.03
301	0024	海南省	下津町塩津	東山	3.11
301	0025	海南省	下津町中		1.78
301	0026	海南省	下津町市坪		1.37
301	0027	海南省	下津町市坪		1.74
301	0029	海南省	下津町橋本	立道	3.83
301	0032	海南省	下津町引尾		1.42
301	0034	海南省	下津町大崎	白木山	0.54

資料- 19 崩壊土砂流出危険地区

〔所管〕 農林水産省 県森林整備課

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	0001	海南市	孟子		5.17
202	0002	海南市	孟子		8.76
202	0003	海南市	孟子		2.54
301	0003	海南市	下津町鰐川		10.20
202	0004	海南市	七山		9.91
301	0005	海南市	下津町丁		13.94
202	0005	海南市	七山		3.97
202	0006	海南市	七山		3.31
301	0007	海南市	下津町橋本		14.26
202	0007	海南市	七山		2.53
301	0008	海南市	下津町市坪		9.56
202	0008	海南市	七山		2.14
301	0009	海南市	下津町市坪		65.25
202	0009	海南市	野尻		12.76
202	0010	海南市	別院		8.92
301	0010	海南市	下津町大窪		25.45
202	0011	海南市	別院		16.56
301	0011	海南市	下津町大窪		48.43
202	0012	海南市	小野田		10.09
301	0012	海南市	下津町笠畑		21.55
202	0014	海南市	且来		4.96
301	0014	海南市	下津町引尾		6.01
301	0015	海南市	下津町沓掛		79.41
202	0015	海南市	且来		2.72
202	0016	海南市	船尾		4.57
202	0017	海南市	黒江		1.95
202	0018	海南市	日方	オノ神	4.03
202	0019	海南市	日方	オノ神	6.81
202	0020	海南市	日方		6.84
202	0021	海南市	且来		7.19
202	0022	海南市	大野中		5.95
202	0023	海南市	且来		3.30
202	0024	海南市	且来		4.77
202	0025	海南市	小野田		4.74
202	0026	海南市	幡川		1.17
202	0027	海南市	重根		3.48
202	0028	海南市	重根		4.07
202	0029	海南市	幡川		6.85
202	0030	海南市	幡川		7.50
202	0031	海南市	藤白		6.72
202	0032	海南市	冷水		3.00
202	0033	海南市	冷水		24.21
202	0034	海南市	冷水		7.06
202	0035	海南市	冷水		10.85
202	0036	海南市	冷水		5.38
202	0037	海南市	冷水		7.08
202	0038	海南市	冷水		5.38
202	0040	海南市	小野田		4.96
202	0041	海南市	小野田		5.47
202	0042	海南市	飯井		2.87
202	0043	海南市	飯井		4.40

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	0044	海南市	阪井		30.59
202	0045	海南市	沖野々		5.01
202	0046	海南市	沖野々		22.91
202	0047	海南市	別院		6.35
202	0048	海南市	重根		2.33
202	0049	海南市	重根		9.01
202	0050	海南市	重根		17.91
202	0051	海南市	重根		1.94
202	0052	海南市	重根		2.27
202	0053	海南市	重根		4.30
202	0054	海南市	重根		14.50
202	0055	海南市	重根		5.32
202	0056	海南市	重根		45.38
202	0057	海南市	次ヶ谷		5.17
202	0058	海南市	ひや水		7.10
202	0059	海南市	ひや水		2.77
202	0060	海南市	海老谷	北浦	223.82
202	0061	海南市	赤沼		20.27
202	0063	海南市	赤沼		5.65
202	0064	海南市	九品寺		1.62
202	0065	海南市	九品寺		1.65
202	0066	海南市	九品寺		4.47
202	0067	海南市	椋木		6.88
202	0068	海南市	野上新		5.48
202	0069	海南市	野上新		9.11
202	0070	海南市	野上新		49.54
202	0071	海南市	椋木		1.89
202	0072	海南市	九品寺		5.81
202	0073	海南市	野上新		14.02
202	0075	海南市	小野田	奥山北谷	47.18
202	0076	海南市	大野中		41.65
202	1001	海南市	野上新		22.93
202	1002	海南市	下津町下津		4.36
202	1003	海南市	下津町下津		3.33
202	1004	海南市	下津町下津		1.75
202	1005	海南市	下津町下津		4.11
202	1006	海南市	下津町黒田		8.08
202	1007	海南市	下津町引尾		0.94
202	1008	海南市	下津町引尾		90.23
202	1009	海南市	下津町中		2.58
202	1010	海南市	下津町青枝		5.86
202	1011	海南市	下津町市坪		96.75
202	1012	海南市	下津町鯉川		8.14
202	1013	海南市	下津町小原		2.88
202	1014	海南市	下津町小原		24.90
202	1015	海南市	下津町小畑		42.45
202	1016	海南市	下津町下津		8.63
202	1017	海南市	下津町市坪		2.05
202	1018	海南市	下津町沓掛		68.90
202	1019	海南市	鳥居		5.60
202	1020	海南市	鳥居		29.69
202	1021	海南市	下津町鯉川		6.37
202	1022	海南市	南赤坂		0.35

地 区 番 号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	1024	海南省	下津町引尾		22.68
202	1025	海南省	下津町中		28.82
202	5001	海南省	下津町市坪		10.78
202	5002	海南省	下津町大窪		54.67
202	5003	海南省	下津町鯉川		19.89
202	5004	海南省	下津町丁		30.89
202	5005	海南省	大野中		37.70
202	5006	海南省	幡川		80.98
202	5007	海南省	重根		32.10
202	5008	海南省	別所		7.86
202	5009	海南省	別所		10.80
202	5010	海南省	九品寺		13.88
202	5011	海南省	上谷		61.47
202	5012	海南省	下津町下津		17.96
202	5013	海南省	下津町笠畑		21.89
202	5014	海南省	下津町笠畑		70.45
202	5015	海南省	日方	オノ神	5.23
202	5017	海南省	重根		25.43
202	5020	海南省	九品寺		5.85
202	5021	海南省	野上新		9.27
202	5022	海南省	下津町曾根田		31.99
202	5023	海南省	下津町橋本		23.31
202	5024	海南省	下津町曾根田		10.27
202	5025	海南省	下津町引尾		72.14
202	5026	海南省	別所		14.22
202	5027	海南省	別所		63.68
202	5028	海南省	上谷		24.33
202	5029	海南省	上谷		7.55
202	5030	海南省	上谷		5.30
202	5031	海南省	下津町青枝		6.23
202	5032	海南省	冷水		5.07
202	5033	海南省	藤白		8.29
202	5034	海南省	藤白		12.57
202	5035	海南省	冷水		13.17
202	5036	海南省	藤白		4.01
202	5037	海南省	藤白		4.56
202	5038	海南省	藤白		12.39
202	5039	海南省	原野		5.69
202	5041	海南省	原野		1.79
202	5042	海南省	原野		2.14
202	5043	海南省	下津町小畑		25.60
202	5044	海南省	孟子		35.37
202	5045	海南省	孟子		3.59
202	5046	海南省	七山		3.39
202	5047	海南省	七山		2.05
202	5048	海南省	下津町黒田		27.87
202	5049	海南省	下津町中		25.50
202	5050	海南省	下津町小南		35.75
202	5051	海南省	下津町市坪		5.16
202	5052	海南省	下津町青枝		4.54
202	5053	海南省	下津町下津		5.80
202	5054	海南省	下津町小原		13.11
202	5055	海南省	下津町小原		10.39

地 区 番 号		市町村	大字	字	面積(ha)
202	5056	海南市	山田		20.26
202	5057	海南市	下津町笠畑		94.03

資料- 20 土砂災害警戒区域等の指定状況

〔所管〕 国土交通省、県土整備部砂防課
(令和7年12月末現在)

種類	警戒区域数	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	718	711

※海南市域を越える区域を含む

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積(㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
1	黒江	I-449	黒江(1)(I-449)	急傾斜地の崩壊	14,846	4,754
2	黒江	I-450	天王丁・永正寺(I-450)	急傾斜地の崩壊	20,566	6,214
3	黒江	I-454	北ノ丁(I-454)	急傾斜地の崩壊	25,591	9,563
4	黒江	I-3457	黒江(2)(I-3457)	急傾斜地の崩壊	8,152	2,546
5	黒江	I-3458	北ノ丁(2)・北ノ丁(3)(I-3458)	急傾斜地の崩壊	33,528	10,846
6	黒江	I-3459	黒牛(I-3459)	急傾斜地の崩壊	25,377	7,695
7	黒江	I-3489	北ノ丁(4)・北ノ丁(5)(I-3489)	急傾斜地の崩壊	33,817	15,626
8	黒江	I-3490	黒江(6)(I-3490)	急傾斜地の崩壊	6,279	1,791
9	黒江	II-2277	黒江(202)(II-2277)	急傾斜地の崩壊	4,455	1,380
10	黒江	II-2278	黒江(203)(II-2278)	急傾斜地の崩壊	6,662	2,083
11	黒江	II-2279	黒江(204)(II-2279)	急傾斜地の崩壊	8,973	2,813
12	黒江	III-1122	黒江(301)(III-1122)	急傾斜地の崩壊	13,172	4,626
13	黒江	I-90008	黒江(101)(I-90008)	急傾斜地の崩壊	4,408	1,065
14	黒江	III-90002	黒江(102)(III-90002)	急傾斜地の崩壊	872	238
15	黒江	II-90015	黒江(103)(II-90015)	急傾斜地の崩壊	3,930	730
16	船尾	I-3456	中船尾・西船尾(I-3456)	急傾斜地の崩壊	27,557	8,188
17	船尾	I-458	寒谷・西船尾・西船尾・琴ノ浦東(I-458)	急傾斜地の崩壊	46,297	21,889
18	船尾	I-490	琴ノ浦西(I-490)	急傾斜地の崩壊	25,083	11,805
19	日方	I-3460	池の丁・日方(1)(I-3460)	急傾斜地の崩壊	13,089	5,994
20	日方	I-3461	池の丁・日方(2)(I-3461)	急傾斜地の崩壊	12,216	6,810
21	日方	I-3462	神田東(I-3462)	急傾斜地の崩壊	33,567	14,448
22	日方	I-464	奥の谷(2)・御門(I-464)	急傾斜地の崩壊	61,103	21,973
23	日方	I-467	奥の谷(I-467)	急傾斜地の崩壊	18,919	8,129
24	日方	I-472	神田(I-472)	急傾斜地の崩壊	29,457	14,626
25	日方	II-2193	日方(204)(II-2193)	急傾斜地の崩壊	2,311	807
26	日方	II-2284	奥ノ谷(3)・日方(205)(II-2284)	急傾斜地の崩壊	6,316	909
27	日方	II-2285	奥ノ谷(3)・日方(206)(II-2285)	急傾斜地の崩壊	4,183	1,301
28	日方	III-1123	日方(301)(III-1123)	急傾斜地の崩壊	19,842	7,565
29	日方	III-1124	日方(302)(III-1124)	急傾斜地の崩壊	24,853	13,347
30	日方	I-463	池崎(I-463)	急傾斜地の崩壊	43,746	11,798
31	日方・黒江	I-3661	日方(4)(I-3661)	急傾斜地の崩壊	12,765	4,898
32	日方・山崎町3丁目	I-471	神田(I-471)	急傾斜地の崩壊	36,297	14,521
33	日方・馬場町1丁目・馬場町3丁目・山崎町2丁目・山崎町3丁目	I-470	奥ノ谷(3)・山崎町(I-470)	急傾斜地の崩壊	29,042	8,917
34	鳥居	I-475	鳥居	急傾斜地の崩壊	10,388	3,359
35	鳥居	I-476	鳥居	急傾斜地の崩壊	5,492	1,628
36	鳥居	II-2231	鳥居	急傾斜地の崩壊	2,689	960
37	鳥居	II-90455	鳥居	急傾斜地の崩壊	1,651	327
38	藤白	I-3470	藤白	急傾斜地の崩壊	2,254	887
39	藤白	II-2230	藤白	急傾斜地の崩壊	2,255	992
40	藤白	III-1151	藤白	急傾斜地の崩壊	351	35
41	藤白	I-90059	藤白	急傾斜地の崩壊	2,434	799
42	藤白	I-90060	藤白	急傾斜地の崩壊	3,044	869
43	藤白	II-90273	藤白	急傾斜地の崩壊	1,306	277
44	藤白	II-90275	藤白	急傾斜地の崩壊	4,109	1,606
45	冷水	I-447	冷水	急傾斜地の崩壊	3,577	1,473
46	冷水	I-479	冷水	急傾斜地の崩壊	17,834	3,482
47	冷水	I-481	冷水	急傾斜地の崩壊	16,020	5,091
48	冷水	I-483	冷水	急傾斜地の崩壊	3,534	948
49	冷水	I-484	冷水	急傾斜地の崩壊	12,169	3,671
50	冷水	I-485	冷水	急傾斜地の崩壊	27,481	8,614
51	冷水	I-3468	冷水	急傾斜地の崩壊	9,581	3,370
52	冷水	I-3469	冷水	急傾斜地の崩壊	4,256	1,603
53	冷水	I-90035	冷水	急傾斜地の崩壊	50,168	21,944
54	冷水	I-90036	冷水	急傾斜地の崩壊	3,265	925
55	冷水	I-90037	冷水	急傾斜地の崩壊	4,102	611

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
56	冷水	Ⅱ-2164	冷水	急傾斜地の崩壊	4,699	1,494
57	冷水	Ⅱ-2225	冷水	急傾斜地の崩壊	12,725	5,507
58	冷水	Ⅱ-2226	冷水	急傾斜地の崩壊	4,611	1,857
59	冷水	Ⅱ-2227	冷水	急傾斜地の崩壊	4,718	3,165
60	冷水	Ⅱ-2228	冷水	急傾斜地の崩壊	12,034	4,614
61	冷水	Ⅱ-2229	冷水	急傾斜地の崩壊	17,199	12,448
62	冷水	Ⅱ-90119	冷水	急傾斜地の崩壊	1,744	606
63	冷水	Ⅱ-90120	冷水	急傾斜地の崩壊	3,098	779
64	冷水	Ⅱ-90121	冷水	急傾斜地の崩壊	15,726	6,702
65	冷水	Ⅱ-90122	冷水	急傾斜地の崩壊	1,969	513
66	冷水	Ⅱ-90123	冷水	急傾斜地の崩壊	903	32
67	冷水	Ⅲ-1141	冷水	急傾斜地の崩壊	17,635	10,328
68	冷水	Ⅲ-1142	冷水	急傾斜地の崩壊	11,738	3,429
69	冷水	Ⅲ-1143	冷水	急傾斜地の崩壊	2,361	1,414
70	冷水	Ⅲ-1144	冷水	急傾斜地の崩壊	2,114	733
71	冷水	Ⅲ-1145	冷水	急傾斜地の崩壊	3,726	1,158
72	冷水	Ⅲ-90105	冷水	急傾斜地の崩壊	4,308	1,560
73	井田	Ⅰ-3497	井田	急傾斜地の崩壊	3,934	1,263
74	井田	Ⅱ-2187	井田	急傾斜地の崩壊	2,760	1,165
75	井田	Ⅱ-2194	井田	急傾斜地の崩壊	1,346	296
76	井田	Ⅲ-1126	井田	急傾斜地の崩壊	6,037	2,009
77	井田	Ⅰ-90077	井田	急傾斜地の崩壊	8,392	2,641
78	大野中	Ⅰ-442	大野中	急傾斜地の崩壊	2,882	821
79	大野中	Ⅰ-3463	大野中	急傾斜地の崩壊	5,970	2,077
80	大野中	Ⅰ-3464	大野中	急傾斜地の崩壊	8,893	3,389
81	大野中	Ⅰ-3471	大野中	急傾斜地の崩壊	9,617	2,923
82	大野中	Ⅰ-3494	大野中	急傾斜地の崩壊	3,609	1,177
83	大野中	Ⅱ-2180	大野中	急傾斜地の崩壊	5,558	1,316
84	大野中	Ⅱ-2794	大野中	急傾斜地の崩壊	13,696	4,950
85	大野中	Ⅰ-90079	大野中	急傾斜地の崩壊	10,700	3,919
86	大野中	Ⅰ-90080	大野中	急傾斜地の崩壊	4,483	772
87	大野中	Ⅰ-90092	大野中	急傾斜地の崩壊	10,099	2,735
88	大野中	Ⅱ-90456	大野中	急傾斜地の崩壊	2,992	1,238
89	大野中	Ⅱ-90457	大野中	急傾斜地の崩壊	734	203
90	大野中	Ⅱ-90458	大野中	急傾斜地の崩壊	1,922	32
91	大野中	Ⅱ-90459	大野中	急傾斜地の崩壊	1,642	-
92	大野中	Ⅱ-90470	大野中	急傾斜地の崩壊	4,131	1,201
93	幡川	Ⅰ-440	幡川	急傾斜地の崩壊	37,970	11,936
94	幡川	Ⅰ-3472	幡川	急傾斜地の崩壊	6,741	2,973
95	幡川	Ⅰ-3473	幡川	急傾斜地の崩壊	19,497	8,071
96	幡川	Ⅰ-3495	幡川	急傾斜地の崩壊	8,558	1,135
97	幡川	Ⅰ-3496	幡川	急傾斜地の崩壊	9,819	3,447
98	幡川	Ⅱ-2196	幡川	急傾斜地の崩壊	5,997	2,688
99	幡川	Ⅱ-2197	幡川	急傾斜地の崩壊	2,515	871
100	幡川	Ⅱ-2198	幡川	急傾斜地の崩壊	13,912	5,210
101	幡川	Ⅱ-2199	幡川	急傾斜地の崩壊	6,130	2,406
102	幡川	Ⅱ-2200	幡川	急傾斜地の崩壊	9,398	4,519
103	幡川	Ⅱ-2233	幡川	急傾斜地の崩壊	2,659	1,062
104	幡川	Ⅲ-1158	幡川	急傾斜地の崩壊	5,662	2,067
105	幡川	Ⅲ-1159	幡川	急傾斜地の崩壊	2,187	773
106	幡川	Ⅲ-1160	幡川	急傾斜地の崩壊	3,733	1,279
107	幡川	Ⅲ-1161	幡川	急傾斜地の崩壊	14,005	5,272
108	山田	Ⅰ-90078	山田	急傾斜地の崩壊	9,508	3,285
109	小野田	Ⅰ-429	小野田	急傾斜地の崩壊	19,120	8,684
110	小野田	Ⅰ-432	小野田	急傾斜地の崩壊	8,304	2,217
111	小野田	Ⅰ-434	小野田	急傾斜地の崩壊	6,699	1,359
112	小野田	Ⅰ-3465	小野田	急傾斜地の崩壊	6,844	2,943
113	小野田	Ⅰ-3466	小野田	急傾斜地の崩壊	26,308	11,354
114	小野田	Ⅰ-3488	小野田	急傾斜地の崩壊	4,440	946
115	小野田	Ⅰ-90094	小野田	急傾斜地の崩壊	3,889	1,487
116	小野田	Ⅰ-90095	小野田	急傾斜地の崩壊	1,571	463
117	小野田	Ⅰ-90096	小野田	急傾斜地の崩壊	5,075	1,155
118	小野田	Ⅰ-90097	小野田	急傾斜地の崩壊	5,187	1,291
119	小野田	Ⅱ-2153	小野田	急傾斜地の崩壊	2,303	725
120	小野田	Ⅱ-2175	小野田	急傾斜地の崩壊	16,205	6,200

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
121	小野田	Ⅱ-2176	小野田	急傾斜地の崩壊	2,214	789
122	小野田	Ⅱ-2178	小野田	急傾斜地の崩壊	3,991	2,026
123	小野田	Ⅱ-2179	小野田	急傾斜地の崩壊	15,009	8,904
124	小野田	Ⅱ-90489	小野田	急傾斜地の崩壊	2,902	977
125	小野田	Ⅱ-90490	小野田	急傾斜地の崩壊	3,970	1,485
126	小野田	Ⅱ-90491	小野田	急傾斜地の崩壊	527	158
127	小野田	Ⅱ-90492	小野田	急傾斜地の崩壊	4,192	1,468
128	小野田	Ⅲ-1130	小野田	急傾斜地の崩壊	2,047	718
129	小野田	Ⅲ-1131	小野田	急傾斜地の崩壊	515	157
130	小野田	Ⅲ-1132	小野田	急傾斜地の崩壊	17,188	7,910
131	小野田	Ⅲ-1134	小野田	急傾斜地の崩壊	9,604	3,461
132	小野田	Ⅲ-1136	小野田	急傾斜地の崩壊	10,685	4,682
133	且来	Ⅱ-1127	且来	急傾斜地の崩壊	6,851	2,904
134	且来	Ⅰ-436	且来	急傾斜地の崩壊	32,656	12,830
135	且来	Ⅰ-437	且来	急傾斜地の崩壊	21,256	7,638
136	且来	Ⅰ-443	且来	急傾斜地の崩壊	5,421	1,414
137	且来	Ⅰ-3492	且来	急傾斜地の崩壊	10,065	3,557
138	且来	Ⅱ-2152	且来	急傾斜地の崩壊	1,871	681
139	且来	Ⅱ-2223	且来	急傾斜地の崩壊	3,688	1,042
140	且来	Ⅱ-2224	且来	急傾斜地の崩壊	2,741	1,330
141	且来	Ⅲ-1128	且来	急傾斜地の崩壊	4,311	1,621
142	且来	Ⅰ-90093	且来	急傾斜地の崩壊	6,903	2,019
143	且来	Ⅱ-90484	且来	急傾斜地の崩壊	1,127	404
144	且来	Ⅱ-90485	且来	急傾斜地の崩壊	1,757	206
145	且来	Ⅱ-90486	且来	急傾斜地の崩壊	309	50
146	且来	Ⅱ-90487	且来	急傾斜地の崩壊	1,372	332
147	北赤坂	Ⅱ-90466	北赤坂	急傾斜地の崩壊	2,257	814
148	北赤坂	Ⅱ-90467	北赤坂	急傾斜地の崩壊	709	182
149	北赤坂	Ⅰ-90091	北赤坂	急傾斜地の崩壊	4,457	1,603
150	北赤坂	Ⅱ-90468	北赤坂	急傾斜地の崩壊	1,467	562
151	北赤坂	Ⅱ-90469	北赤坂	急傾斜地の崩壊	1,530	719
152	南赤坂	Ⅱ-90473	南赤坂	急傾斜地の崩壊	1,353	444
153	岡田	Ⅰ-444	岡田	急傾斜地の崩壊	15,865	5,026
154	岡田	Ⅰ-3491	岡田	急傾斜地の崩壊	1,296	429
155	岡田	Ⅰ-3662	岡田	急傾斜地の崩壊	4,919	975
156	岡田	Ⅱ-2186	岡田	急傾斜地の崩壊	2,958	1,015
157	岡田	Ⅱ-2282	岡田	急傾斜地の崩壊	6,788	1,860
158	岡田	Ⅱ-2283	岡田	急傾斜地の崩壊	238	44
159	岡田	Ⅱ-2286	岡田	急傾斜地の崩壊	5,123	1,813
160	岡田	Ⅰ-90061	岡田	急傾斜地の崩壊	4,275	1,208
161	岡田	Ⅱ-90276	岡田	急傾斜地の崩壊	2,099	522
162	岡田	Ⅱ-90277	岡田	急傾斜地の崩壊	791	231
163	岡田	Ⅱ-90278	岡田	急傾斜地の崩壊	1,483	376
164	岡田	Ⅱ-90279	岡田	急傾斜地の崩壊	2,341	607
165	多田	Ⅱ-2195	多田	急傾斜地の崩壊	1,353	312
166	多田	Ⅱ-90488	多田	急傾斜地の崩壊	548	87
167	重根	Ⅰ-423	重根	急傾斜地の崩壊	23,121	9,669
168	重根	Ⅰ-438	重根	急傾斜地の崩壊	43,463	17,607
169	重根	Ⅰ-439	重根	急傾斜地の崩壊	16,288	7,575
170	重根	Ⅰ-477	重根	急傾斜地の崩壊	30,317	10,651
171	重根	Ⅰ-3474	重根	急傾斜地の崩壊	12,724	3,335
172	重根	Ⅰ-3475	重根	急傾斜地の崩壊	12,589	4,264
173	重根	Ⅰ-3476	重根	急傾斜地の崩壊	12,405	5,387
174	重根	Ⅰ-3477	重根	急傾斜地の崩壊	5,895	1,890
175	重根	Ⅰ-3478	重根	急傾斜地の崩壊	28,153	10,927
176	重根	Ⅰ-3479	重根	急傾斜地の崩壊	7,981	3,417
177	重根	Ⅰ-3480	重根	急傾斜地の崩壊	8,652	3,614
178	重根	Ⅰ-3481	重根	急傾斜地の崩壊	10,765	3,716
179	重根	Ⅰ-3498	重根	急傾斜地の崩壊	682	265
180	重根	Ⅱ-2163	重根	急傾斜地の崩壊	23,408	12,855
181	重根	Ⅱ-2192	重根	急傾斜地の崩壊	3,997	1,156
182	重根	Ⅱ-2201	重根	急傾斜地の崩壊	9,850	3,480
183	重根	Ⅱ-2202	重根	急傾斜地の崩壊	10,382	4,153
184	重根	Ⅱ-2203	重根	急傾斜地の崩壊	2,365	551
185	重根	Ⅱ-2204	重根	急傾斜地の崩壊	6,129	2,062

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
186	重根	Ⅱ-2205	重根	急傾斜地の崩壊	8,325	3,130
187	重根	Ⅱ-2206	重根	急傾斜地の崩壊	399	49
188	重根	Ⅱ-2207	重根	急傾斜地の崩壊	2,444	1,273
189	重根	Ⅱ-2208	重根	急傾斜地の崩壊	4,038	1,711
190	重根	Ⅱ-2209	重根	急傾斜地の崩壊	1,577	519
191	重根	Ⅱ-2235	重根	急傾斜地の崩壊	1,728	818
192	重根	Ⅱ-2237	重根	急傾斜地の崩壊	2,075	1,512
193	重根	Ⅱ-2238	重根	急傾斜地の崩壊	274	32
194	重根	Ⅱ-2239	重根	急傾斜地の崩壊	2,557	1,143
195	重根	Ⅱ-2240	重根	急傾斜地の崩壊	2,814	954
196	重根	Ⅲ-1135	重根	急傾斜地の崩壊	4,667	1,903
197	重根	Ⅲ-1162	重根	急傾斜地の崩壊	5,756	2,891
198	重根	Ⅲ-1163	重根	急傾斜地の崩壊	2,606	938
199	阪井	Ⅲ-1133	阪井	急傾斜地の崩壊	10,700	3,795
200	阪井	Ⅰ-424	阪井	急傾斜地の崩壊	7,392	2,857
201	阪井	Ⅰ-425	阪井	急傾斜地の崩壊	11,640	4,084
202	阪井	Ⅰ-427	阪井	急傾斜地の崩壊	17,980	5,769
203	阪井	Ⅰ-428	阪井	急傾斜地の崩壊	14,473	6,967
204	阪井	Ⅰ-2254	阪井	急傾斜地の崩壊	979	212
205	阪井	Ⅰ-3467	阪井	急傾斜地の崩壊	14,278	3,159
206	阪井	Ⅰ-3482	阪井	急傾斜地の崩壊	6,304	2,152
207	阪井	Ⅰ-3486	阪井	急傾斜地の崩壊	24,830	12,801
208	阪井	Ⅱ-2181	阪井	急傾斜地の崩壊	6,690	2,316
209	阪井	Ⅱ-2182	阪井	急傾斜地の崩壊	4,162	2,861
210	阪井	Ⅱ-2183	阪井	急傾斜地の崩壊	2,202	501
211	阪井	Ⅱ-2184	阪井	急傾斜地の崩壊	6,429	2,860
212	阪井	Ⅱ-2185	阪井	急傾斜地の崩壊	1,761	618
213	阪井	Ⅱ-2210	阪井	急傾斜地の崩壊	8,551	3,191
214	阪井	Ⅱ-2211	阪井	急傾斜地の崩壊	1,743	742
215	阪井	Ⅱ-2212	阪井	急傾斜地の崩壊	5,326	1,613
216	阪井	Ⅱ-2213	阪井	急傾斜地の崩壊	2,826	765
217	阪井	Ⅱ-2215	阪井	急傾斜地の崩壊	574	179
218	阪井	Ⅱ-90478	阪井	急傾斜地の崩壊	631	33
219	阪井	Ⅱ-90479	阪井	急傾斜地の崩壊	5,060	2,124
220	阪井	Ⅱ-90480	阪井	急傾斜地の崩壊	1,485	466
221	阪井	Ⅱ-90481	阪井	急傾斜地の崩壊	703	-
222	阪井	Ⅱ-90482	阪井	急傾斜地の崩壊	2,526	810
223	阪井	Ⅱ-90483	阪井	急傾斜地の崩壊	613	133
224	阪井	Ⅲ-1168	阪井	急傾斜地の崩壊	3,424	1,614
225	阪井	Ⅲ-1169	阪井(302)(Ⅲ-1169)	急傾斜地の崩壊	30,930	17,461
226	阪井	Ⅲ-1170	阪井(303)(Ⅲ-1170)	急傾斜地の崩壊	27,507	17,366
227	別所	Ⅱ-90124	別所	急傾斜地の崩壊	533	111
228	別所	Ⅱ-90125	別所	急傾斜地の崩壊	1,026	252
229	別所	Ⅱ-90126	別所	急傾斜地の崩壊	6,584	2,838
230	別所	Ⅱ-90127	別所	急傾斜地の崩壊	2,734	759
231	別所	Ⅱ-90128	別所	急傾斜地の崩壊	495	100
232	別所	Ⅰ-90038	別所	急傾斜地の崩壊	277	55
233	別所	Ⅱ-90129	別所	急傾斜地の崩壊	840	322
234	別所	Ⅱ-90124	別所	急傾斜地の崩壊	533	111
235	別所	Ⅱ-90125	別所	急傾斜地の崩壊	1,026	252
236	別所	Ⅱ-90126	別所	急傾斜地の崩壊	6,584	2,838
237	別所	Ⅱ-90127	別所	急傾斜地の崩壊	2,734	759
238	別所	Ⅱ-90128	別所	急傾斜地の崩壊	495	100
239	別所	Ⅰ-90038	別所	急傾斜地の崩壊	277	55
240	別所	Ⅱ-90129	別所	急傾斜地の崩壊	840	322
241	別所	Ⅰ-3501	別所	急傾斜地の崩壊	13,949	3,596
242	別所	Ⅰ-422	別所	急傾斜地の崩壊	12,830	3,352
243	別所	Ⅱ-2241	別所	急傾斜地の崩壊	10,773	3,674
244	別所	Ⅱ-2252	別所	急傾斜地の崩壊	6,545	2,253
245	別所	Ⅱ-2253	別所	急傾斜地の崩壊	1,925	609
246	別所	Ⅱ-2280	別所	急傾斜地の崩壊	22,103	6,344
247	別所	Ⅱ-2281	別所	急傾斜地の崩壊	11,130	3,048
248	別所	Ⅲ-1164	別所	急傾斜地の崩壊	5,736	1,725
249	別所	Ⅲ-1165	別所	急傾斜地の崩壊	9,121	3,558
250	別所	Ⅲ-1166	別所	急傾斜地の崩壊	28,527	12,231

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
251	扱沢	Ⅱ-90348	扱沢	急傾斜地の崩壊	925	227
252	扱沢	Ⅱ-90349	扱沢	急傾斜地の崩壊	809	175
253	扱沢	Ⅰ-3500	扱沢	急傾斜地の崩壊	3,597	1,061
254	扱沢	Ⅱ-2254	扱沢	急傾斜地の崩壊	1,210	256
255	東畑	Ⅰ-3502	東畑(3)(Ⅰ-3502)	急傾斜地の崩壊	5,281	2,464
256	東畑	Ⅰ-418	東畑(1)(Ⅰ-418)	急傾斜地の崩壊	9,202	3,087
257	東畑	Ⅰ-419	東畑(2)(Ⅰ-419)	急傾斜地の崩壊	15,784	5,798
258	東畑	Ⅱ-2242	東畑(201)(Ⅱ-2242)	急傾斜地の崩壊	3,863	1,322
259	東畑	Ⅱ-2243	東畑(202)(Ⅱ-2243)	急傾斜地の崩壊	2,807	1,037
260	東畑	Ⅱ-2244	次ヶ谷(201)(Ⅱ-2244)	急傾斜地の崩壊	6,440	2,110
261	東畑	Ⅱ-2255	東畑(203)(Ⅱ-2255)	急傾斜地の崩壊	1,206	330
262	東畑	Ⅱ-2256	東畑(204)(Ⅱ-2256)	急傾斜地の崩壊	13,401	3,399
263	東畑	Ⅲ-1173	東畑(302)(Ⅲ-1173)	急傾斜地の崩壊	16,796	6,631
264	東畑	Ⅲ-1174	東畑(303)(Ⅲ-1174)	急傾斜地の崩壊	7,145	3,149
265	東畑	Ⅲ-1175	東畑(304)(Ⅲ-1175)	急傾斜地の崩壊	15,265	9,575
266	東畑	Ⅲ-1178	東畑(307)(Ⅲ-1178)	急傾斜地の崩壊	20,867	10,141
267	東畑	Ⅲ-1182	東畑(311)(Ⅲ-1182)	急傾斜地の崩壊	16,968	7,870
268	東畑	Ⅲ-1183	東畑(312)(Ⅲ-1183)	急傾斜地の崩壊	6,239	2,850
269	東畑	Ⅲ-1187	東畑(316)(Ⅲ-1187)	急傾斜地の崩壊	12,110	6,861
270	東畑・海老谷	Ⅱ-2247	海老谷(201)(Ⅱ-2247)	急傾斜地の崩壊	6,992	2,765
271	東畑・海老谷	Ⅲ-1184	東畑(313)(Ⅲ-1184)	急傾斜地の崩壊	13,538	5,184
272	東畑・飯井	Ⅲ-1171	飯井(304)(Ⅲ-1171)	急傾斜地の崩壊	20,286	10,181
273	別院	Ⅰ-413	別院	急傾斜地の崩壊	45,736	25,175
274	別院	Ⅱ-2189	別院	急傾斜地の崩壊	8,048	2,726
275	別院	Ⅱ-2190	別院	急傾斜地の崩壊	2,484	833
276	別院	Ⅱ-2191	別院	急傾斜地の崩壊	13,560	7,879
277	別院	Ⅱ-90280	別院	急傾斜地の崩壊	3,461	1,700
278	野尻	Ⅰ-409	野尻	急傾斜地の崩壊	386	19
279	野尻	Ⅲ-1121	野尻	急傾斜地の崩壊	21,053	11,421
280	孟子	Ⅰ-405	孟子	急傾斜地の崩壊	2,759	168
281	孟子	Ⅱ-2160	孟子	急傾斜地の崩壊	5,004	1,706
282	孟子	Ⅱ-2167	孟子	急傾斜地の崩壊	4,032	1,364
283	孟子	Ⅱ-2168	孟子	急傾斜地の崩壊	3,477	283
284	孟子	Ⅱ-2169	孟子	急傾斜地の崩壊	5,454	1,980
285	孟子	Ⅱ-2170	孟子	急傾斜地の崩壊	4,724	1,583
286	孟子	Ⅱ-2171	孟子	急傾斜地の崩壊	9,539	4,670
287	孟子	Ⅱ-90471	孟子	急傾斜地の崩壊	761	192
288	孟子	Ⅱ-90472	孟子	急傾斜地の崩壊	3,517	1,158
289	孟子	Ⅱ-90476	孟子	急傾斜地の崩壊	2,253	148
290	孟子	Ⅱ-2165	孟子	急傾斜地の崩壊	850	320
291	孟子	Ⅱ-2166	孟子	急傾斜地の崩壊	13,575	7,115
292	高津	Ⅰ-3487	高津	急傾斜地の崩壊	1,589	236
293	高津	Ⅱ-2159	高津	急傾斜地の崩壊	3,524	1,370
294	高津	Ⅱ-90474	高津	急傾斜地の崩壊	701	45
295	高津	Ⅱ-90475	高津	急傾斜地の崩壊	436	-
296	高津	Ⅱ-90477	高津	急傾斜地の崩壊	282	43
297	七山	Ⅱ-90159	七山	急傾斜地の崩壊	1,589	398
298	七山	Ⅱ-90160	七山	急傾斜地の崩壊	3,254	900
299	七山	Ⅱ-90161	七山	急傾斜地の崩壊	6,537	1,957
300	七山	Ⅱ-90162	七山	急傾斜地の崩壊	783	122
301	七山	Ⅱ-90163	七山	急傾斜地の崩壊	3,125	999
302	七山	Ⅱ-90164	七山	急傾斜地の崩壊	1,026	101
303	七山	Ⅱ-2156	七山	急傾斜地の崩壊	4,152	634
304	七山	Ⅱ-2161	七山	急傾斜地の崩壊	772	302
305	七山	Ⅱ-2162	七山	急傾斜地の崩壊	3,255	932
306	七山	Ⅱ-2287	七山	急傾斜地の崩壊	2,118	706
307	七山	Ⅲ-1117	七山	急傾斜地の崩壊	20,645	7,932
308	原野	Ⅰ-2252	原野	急傾斜地の崩壊	8,851	4,015
309	原野	Ⅱ-2155	原野	急傾斜地の崩壊	10,348	5,091
310	原野	Ⅱ-2173	原野	急傾斜地の崩壊	9,472	4,343
311	原野	Ⅱ-2174	原野	急傾斜地の崩壊	4,961	2,686
312	原野	Ⅱ-90497	原野	急傾斜地の崩壊	543	49
313	原野	Ⅱ-90498	原野	急傾斜地の崩壊	2,039	549
314	原野	Ⅱ-90499	原野	急傾斜地の崩壊	768	129
315	下津野	Ⅰ-408	下津野	急傾斜地の崩壊	22,800	10,182

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
316	下津野	I-410	下津野	急傾斜地の崩壊	18,848	6,882
317	下津野	I-3660	下津野	急傾斜地の崩壊	31,165	19,126
318	下津野	II-2288	下津野	急傾斜地の崩壊	6,871	3,033
319	野上中	I-411	野上中	急傾斜地の崩壊	52,589	25,014
320	野上中	I-3485	野上中	急傾斜地の崩壊	23,308	11,598
321	沖野々	I-3493	沖野々	急傾斜地の崩壊	4,721	1,650
322	沖野々	II-2214	沖野々	急傾斜地の崩壊	11,109	3,116
323	沖野々	II-90500	沖野々	急傾斜地の崩壊	853	181
324	沖野々	II-90501	沖野々	急傾斜地の崩壊	757	38
325	野上新	I-3483	野上新	急傾斜地の崩壊	4,575	1,979
326	野上新	I-3484	野上新	急傾斜地の崩壊	16,013	4,756
327	野上新	II-2217	野上新	急傾斜地の崩壊	725	215
328	野上新	II-2218	野上新	急傾斜地の崩壊	1,403	539
329	野上新	II-2219	野上新	急傾斜地の崩壊	5,246	1,993
330	野上新	II-2220	野上新	急傾斜地の崩壊	1,974	144
331	野上新	II-2222	野上新	急傾斜地の崩壊	3,645	1,843
332	野上新	II-90493	野上新	急傾斜地の崩壊	960	206
333	野上新	II-90494	野上新	急傾斜地の崩壊	277	52
334	野上新	II-90495	野上新	急傾斜地の崩壊	1,548	445
335	野上新	II-90496	野上新	急傾斜地の崩壊	1,116	66
336	野上新	II-2289	野上新	急傾斜地の崩壊	1,198	496
337	野上新	II-2293	野上新	急傾斜地の崩壊	7,466	2,841
338	野上新	II-2294	野上新	急傾斜地の崩壊	5,585	2,558
339	野上新	II-2295	野上新	急傾斜地の崩壊	7,058	3,474
340	九品寺	I-90076	九品寺	急傾斜地の崩壊	5,118	191
341	九品寺	II-2216	九品寺	急傾斜地の崩壊	2,795	1,045
342	九品寺	II-90446	九品寺	急傾斜地の崩壊	1,943	623
343	九品寺	II-90447	九品寺	急傾斜地の崩壊	680	39
344	九品寺	II-90448	九品寺	急傾斜地の崩壊	1,016	103
345	九品寺	II-90449	九品寺	急傾斜地の崩壊	2,160	755
346	九品寺	II-90450	九品寺	急傾斜地の崩壊	739	35
347	九品寺	II-90451	九品寺	急傾斜地の崩壊	2,249	557
348	九品寺	II-90452	九品寺	急傾斜地の崩壊	600	58
349	九品寺	II-90453	九品寺	急傾斜地の崩壊	2,219	645
350	九品寺	II-90454	九品寺	急傾斜地の崩壊	2,109	520
351	次ヶ谷	II-2245	次ヶ谷(202)(II-2245)	急傾斜地の崩壊	2,980	1,173
352	次ヶ谷	II-2246	次ヶ谷(203)(II-2246)	急傾斜地の崩壊	5,359	1,859
353	次ヶ谷・ひや水	I-415	次ヶ谷・ひや水(1)(I-415)	急傾斜地の崩壊	33,481	13,046
354	ひや水	I-417	ひや水	急傾斜地の崩壊	19,727	10,338
355	ひや水	II-2249	ひや水	急傾斜地の崩壊	4,946	2,408
356	ひや水	II-90186	ひや水	急傾斜地の崩壊	5,834	1,935
357	ひや水	II-90187	ひや水	急傾斜地の崩壊	2,102	741
358	ひや水	II-90188	ひや水	急傾斜地の崩壊	1,666	560
359	上谷	I-420	上谷	急傾斜地の崩壊	4,275	878
360	上谷	II-2248	上谷	急傾斜地の崩壊	4,065	621
361	上谷	II-2265	上谷	急傾斜地の崩壊	4,124	2,022
362	上谷	II-2266	上谷	急傾斜地の崩壊	4,561	1,236
363	上谷	II-2267	上谷	急傾斜地の崩壊	3,288	1,155
364	上谷	II-2268	上谷	急傾斜地の崩壊	2,545	914
365	上谷	II-2269	上谷	急傾斜地の崩壊	602	312
366	上谷	II-2275	上谷	急傾斜地の崩壊	3,255	1,141
367	上谷	II-2276	上谷	急傾斜地の崩壊	3,148	945
368	上谷	II-90189	上谷	急傾斜地の崩壊	3,667	1,157
369	上谷	II-90190	上谷	急傾斜地の崩壊	2,620	713
370	上谷	II-90191	上谷	急傾斜地の崩壊	828	198
371	上谷	II-90192	上谷	急傾斜地の崩壊	4,318	1,248
372	上谷	II-90193	上谷	急傾斜地の崩壊	785	236
373	上谷	II-90194	上谷	急傾斜地の崩壊	1,703	299
374	上谷	II-90195	上谷	急傾斜地の崩壊	1,562	405
375	上谷	II-90196	上谷	急傾斜地の崩壊	751	133
376	上谷	II-90197	上谷	急傾斜地の崩壊	2,326	534
377	上谷	III-1193	上谷	急傾斜地の崩壊	832	204
378	上谷	III-1194	上谷	急傾斜地の崩壊	1,173	421
379	赤沼	I-90044	赤沼	急傾斜地の崩壊	605	191
380	赤沼	I-90045	赤沼	急傾斜地の崩壊	1,307	480

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
381	赤沼	Ⅱ-90167	赤沼	急傾斜地の崩壊	1,003	305
382	赤沼	Ⅱ-90168	赤沼	急傾斜地の崩壊	2,683	718
383	赤沼	Ⅱ-90169	赤沼	急傾斜地の崩壊	3,649	1,154
384	赤沼	Ⅱ-90170	赤沼	急傾斜地の崩壊	10,752	4,210
385	赤沼	Ⅱ-90171	赤沼	急傾斜地の崩壊	3,221	660
386	赤沼	Ⅱ-90172	赤沼	急傾斜地の崩壊	925	268
387	赤沼	Ⅱ-2264	赤沼	急傾斜地の崩壊	359	122
388	赤沼	Ⅱ-2271	赤沼	急傾斜地の崩壊	1,205	471
389	赤沼	Ⅱ-2272	赤沼	急傾斜地の崩壊	2,889	489
390	赤沼	Ⅱ-2273	赤沼	急傾斜地の崩壊	920	330
391	赤沼	Ⅱ-2274	赤沼	急傾斜地の崩壊	4,406	1,538
392	海老谷	Ⅰ-3499	海老谷	急傾斜地の崩壊	3,666	1,143
393	海老谷	Ⅰ-90058	海老谷	急傾斜地の崩壊	3,648	1,480
394	海老谷	Ⅱ-2257	海老谷	急傾斜地の崩壊	11,410	6,597
395	海老谷	Ⅱ-2258	海老谷	急傾斜地の崩壊	2,162	811
396	海老谷	Ⅱ-2259	海老谷	急傾斜地の崩壊	3,747	795
397	海老谷	Ⅱ-2260	海老谷	急傾斜地の崩壊	6,875	2,671
398	海老谷	Ⅱ-2261	海老谷	急傾斜地の崩壊	5,340	1,986
399	海老谷	Ⅱ-2262	海老谷	急傾斜地の崩壊	4,027	1,984
400	海老谷	Ⅱ-2263	海老谷	急傾斜地の崩壊	5,855	2,132
401	海老谷	Ⅱ-2270	海老谷	急傾斜地の崩壊	2,852	1,289
402	海老谷	Ⅱ-90264	海老谷	急傾斜地の崩壊	753	62
403	海老谷	Ⅱ-90265	海老谷	急傾斜地の崩壊	2,668	551
404	海老谷	Ⅱ-90266	海老谷	急傾斜地の崩壊	3,196	886
405	海老谷	Ⅱ-90267	海老谷	急傾斜地の崩壊	738	46
406	海老谷	Ⅱ-90268	海老谷	急傾斜地の崩壊	344	26
407	海老谷	Ⅱ-90269	海老谷	急傾斜地の崩壊	2,050	417
408	海老谷	Ⅱ-90270	海老谷	急傾斜地の崩壊	4,121	1,417
409	海老谷	Ⅱ-90271	海老谷	急傾斜地の崩壊	1,045	188
410	海老谷	Ⅱ-90272	海老谷	急傾斜地の崩壊	990	215
411	海老谷	Ⅲ-1190	海老谷	急傾斜地の崩壊	5,833	2,780
412	海老谷	Ⅲ-1191	海老谷	急傾斜地の崩壊	2,025	806
413	下津町小畑	Ⅱ-90149	小畑	急傾斜地の崩壊	760	180
414	下津町小畑	Ⅱ-90150	小畑	急傾斜地の崩壊	1,815	516
415	下津町小畑	Ⅱ-90151	小畑	急傾斜地の崩壊	835	108
416	下津町小畑	Ⅱ-90152	小畑	急傾斜地の崩壊	1,039	297
417	下津町小畑	Ⅱ-90153	小畑	急傾斜地の崩壊	866	260
418	下津町小畑	Ⅱ-90154	小畑	急傾斜地の崩壊	1,998	105
419	下津町小畑	Ⅱ-90155	小畑	急傾斜地の崩壊	742	117
420	下津町小畑	Ⅱ-90156	小畑	急傾斜地の崩壊	3,660	1,360
421	下津町小畑	Ⅱ-90157	小畑	急傾斜地の崩壊	1,735	468
422	下津町小畑	Ⅱ-90158	小畑	急傾斜地の崩壊	2,386	580
423	下津町小畑	Ⅰ-3545	小畑	急傾斜地の崩壊	8,272	3,072
424	下津町小畑	Ⅰ-3657	小畑	急傾斜地の崩壊	6,455	2,499
425	下津町小畑	Ⅱ-2381	小畑	急傾斜地の崩壊	1,428	93
426	下津町小畑	Ⅱ-2382	小畑	急傾斜地の崩壊	2,483	863
427	下津町小畑	Ⅱ-2384	小畑	急傾斜地の崩壊	8,584	3,490
428	下津町小畑	Ⅱ-2385	小畑	急傾斜地の崩壊	6,714	2,778
429	下津町小畑	Ⅱ-2386	小畑	急傾斜地の崩壊	7,692	3,774
430	下津町小畑	Ⅱ-2387	小畑	急傾斜地の崩壊	13,270	5,269
431	下津町小畑	Ⅱ-2388	小畑	急傾斜地の崩壊	7,172	2,975
432	下津町小畑	Ⅲ-1262	小畑	急傾斜地の崩壊	4,186	1,674
433	下津町小畑	Ⅲ-1299	小畑	急傾斜地の崩壊	1,843	753
434	下津町上	Ⅱ-90350	下津町上	急傾斜地の崩壊	485	-
435	下津町上	Ⅱ-90351	下津町上	急傾斜地の崩壊	7,464	3,444
436	下津町上	Ⅱ-90352	下津町上	急傾斜地の崩壊	782	97
437	下津町上	Ⅱ-90353	下津町上	急傾斜地の崩壊	790	275
438	下津町上	Ⅱ-90354	下津町上	急傾斜地の崩壊	3,188	1,151
439	下津町上	Ⅰ-3539	下津町上	急傾斜地の崩壊	2,238	860
440	下津町上	Ⅱ-2358	下津町上	急傾斜地の崩壊	707	172
441	下津町小原	Ⅰ-645	下津町小原	急傾斜地の崩壊	48,272	26,743
442	下津町小原	Ⅰ-646	下津町小原	急傾斜地の崩壊	11,406	2,599
443	下津町小原	Ⅰ-2152	下津町小原	急傾斜地の崩壊	31,231	20,551
444	下津町小原	Ⅰ-3520	下津町小原	急傾斜地の崩壊	33,513	15,276
445	下津町小原	Ⅰ-3521	下津町小原	急傾斜地の崩壊	46,904	31,399

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
446	下津町小原	I-90068	下津町小原	急傾斜地の崩壊	18,385	11,116
447	下津町小原	II-90367	下津町小原	急傾斜地の崩壊	1,598	463
448	下津町小原	II-90368	下津町小原	急傾斜地の崩壊	5,591	2,061
449	下津町下津	II-2354	下津町下津	急傾斜地の崩壊	777	99
450	下津	I-624	脇の浜・脇ノ浜(2)・脇の浜(3)・脇ノ浜(4)・脇ノ浜(5)(I-624)	急傾斜地の崩壊	65,065	22,542
451	下津	I-626	新田・下津宮の前(I-626)	急傾斜地の崩壊	37,386	7,918
452	下津	I-630	西の浦・下津宮の前(I-630)	急傾斜地の崩壊	15,451	2,475
453	下津	I-640	下津(1)(I-640)	急傾斜地の崩壊	19,828	9,183
454	下津	I-3516	下津(2)(I-3516)	急傾斜地の崩壊	9,319	3,960
455	下津	I-3517	新田(I-3517)	急傾斜地の崩壊	16,215	3,560
456	下津	I-3527	下津(5)(I-3527)	急傾斜地の崩壊	17,027	6,803
457	下津	I-3544	下津(6)(I-3544)	急傾斜地の崩壊	5,786	1,596
458	下津	I-3636	下津(7)(I-3636)	急傾斜地の崩壊	12,243	3,625
459	下津	II-2353	下津(201)(II-2353)	急傾斜地の崩壊	8,826	3,145
460	下津	III-1251	下津(303)(III-1251)	急傾斜地の崩壊	22,856	10,425
461	下津	III-1252	下津(304)(III-1252)	急傾斜地の崩壊	4,172	2,329
462	下津	III-1253	下津(305)(III-1253)	急傾斜地の崩壊	12,491	3,628
463	下津	I-90001	下津(101)(I-90001)	急傾斜地の崩壊	16,351	6,725
464	下津	I-90002	下津(106)(I-90002)	急傾斜地の崩壊	2,301	275
465	下津	II-90001	下津(102)(II-90001)	急傾斜地の崩壊	14,808	6,552
466	下津	II-90002	下津(103)(II-90002)	急傾斜地の崩壊	1,385	277
467	下津	II-90003	下津(104)(II-90003)	急傾斜地の崩壊	6,611	2,153
468	下津	II-90004	下津(105)(II-90004)	急傾斜地の崩壊	6,468	2,313
469	下津町鯉川	I-641	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	6,818	1,818
470	下津町鯉川	I-3519	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	4,578	1,081
471	下津町鯉川	I-3524	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	7,481	1,833
472	下津町鯉川	II-2376	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	4,091	1,695
473	下津町鯉川	II-2377	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	4,647	1,845
474	下津町鯉川	II-2378	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	13,979	6,435
475	下津町鯉川	I-90074	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	3,446	437
476	下津町鯉川	II-90402	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	2,628	573
477	下津町鯉川	II-90403	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	365	33
478	下津町鯉川	II-90404	下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	2,034	528
479	初島町里・下津町鯉川	II-40463	初島町里・下津町鯉川	急傾斜地の崩壊	27,111	14,464
480	丸田	I-637	戸坂・戸坂(2)(I-637)	急傾斜地の崩壊	51,273	17,942
481	丸田	I-654	丸田(1)(I-654)	急傾斜地の崩壊	2,282	333
482	丸田	I-2153	丸田(2)(I-2153)	急傾斜地の崩壊	6,202	1,098
483	丸田	I-3507	丸田(3)(I-3507)	急傾斜地の崩壊	38,446	17,917
484	丸田	I-3531	丸田(4)(I-3531)	急傾斜地の崩壊	8,537	3,768
485	丸田	II-2321	丸田(201)(II-2321)	急傾斜地の崩壊	13,163	6,552
486	丸田	II-2322	丸田(202)(II-2322)	急傾斜地の崩壊	3,485	1,019
487	丸田	III-1208	丸田(302)(III-1208)	急傾斜地の崩壊	694	166
488	丸田	II-90014	丸田(101)(II-90014)	急傾斜地の崩壊	4,034	1,744
489	丸田	I-90006	丸田(102)(I-90006)	急傾斜地の崩壊	7,243	4,152
490	丸田	I-90007	丸田(103)(I-90007)	急傾斜地の崩壊	3,097	1,180
491	下津町黒田	I-650	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	7,739	2,922
492	下津町黒田	II-2328	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	7,794	2,930
493	下津町黒田	II-2786	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	8,450	3,001
494	下津町黒田	I-90075	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	17,071	7,646
495	下津町黒田	II-90410	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	4,116	1,481
496	下津町黒田	II-90411	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	1,458	83
497	下津町黒田	II-90412	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	395	80
498	下津町黒田	II-90413	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	4,414	1,677
499	下津町黒田	II-90414	下津町黒田	急傾斜地の崩壊	1,054	340
500	下津町丁	I-648	下津町丁	急傾斜地の崩壊	13,205	7,023
501	下津町丁	I-3532	下津町丁	急傾斜地の崩壊	4,228	1,339
502	下津町丁	II-90405	下津町丁	急傾斜地の崩壊	503	155
503	下津町丁	II-90406	下津町丁	急傾斜地の崩壊	369	104
504	下津町丁	II-90407	下津町丁	急傾斜地の崩壊	1,676	509
505	下津町丁	II-90408	下津町丁	急傾斜地の崩壊	1,476	35
506	下津町丁	II-90409	下津町丁	急傾斜地の崩壊	892	392
507	方	I-3506	方(3)(I-3506)	急傾斜地の崩壊	5,543	1,663
508	方	I-615	方(2)(I-615)	急傾斜地の崩壊	8,908	4,186
509	方	I-619	波床・大谷・硯(I-619)	急傾斜地の崩壊	23,518	6,611
510	方	II-2313	方(201)(II-2313)	急傾斜地の崩壊	4,093	1,445

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
511	方	Ⅱ-2315	方(202)Ⅱ-2315)	急傾斜地の崩壊	3,187	1,844
512	方	Ⅲ-1257	方(301)Ⅲ-1257)	急傾斜地の崩壊	15,982	8,246
513	方	Ⅱ-90032	方(101)Ⅱ-90032)	急傾斜地の崩壊	3,182	651
514	方	Ⅰ-90010	方(102)Ⅰ-90010)	急傾斜地の崩壊	6,801	2,801
515	方	Ⅱ-90033	方(103)Ⅱ-90033)	急傾斜地の崩壊	5,072	3,785
516	方	Ⅱ-90034	方(104)Ⅱ-90034)	急傾斜地の崩壊	5,353	2,522
517	方	Ⅱ-90035	方(105)Ⅱ-90035)	急傾斜地の崩壊	2,513	749
518	方	Ⅱ-90036	方(106)Ⅱ-90036)	急傾斜地の崩壊	3,681	1,064
519	方	Ⅱ-90037	方(107)Ⅱ-90037)	急傾斜地の崩壊	2,307	194
520	方	Ⅱ-90038	方(108)Ⅱ-90038)	急傾斜地の崩壊	132	20
521	方	Ⅱ-90039	方(109)Ⅱ-90039)	急傾斜地の崩壊	2,549	574
522	方・丸田・大崎	Ⅰ-3523	方北・方北・方北(Ⅰ-3523)	急傾斜地の崩壊	51,593	15,758
523	方・上	Ⅰ-623	方(Ⅰ-623)	急傾斜地の崩壊	9,072	2,182
524	方・上	Ⅱ-2355	方(203)・上(201)Ⅱ-2355)	急傾斜地の崩壊	13,527	5,611
525	下津町大崎	Ⅰ-90039	大崎	急傾斜地の崩壊	13,523	4,581
526	下津町大崎	Ⅰ-90040	大崎	急傾斜地の崩壊	1,082	145
527	下津町大崎	Ⅰ-90041	大崎	急傾斜地の崩壊	1,492	150
528	下津町大崎	Ⅱ-90165	大崎	急傾斜地の崩壊	6,372	2,539
529	下津町大崎	Ⅰ-608	大崎	急傾斜地の崩壊	16,437	4,378
530	下津町大崎	Ⅰ-617	大崎	急傾斜地の崩壊	24,222	10,743
531	下津町大崎	Ⅰ-3503	大崎	急傾斜地の崩壊	32,705	12,992
532	下津町大崎	Ⅰ-3504	大崎	急傾斜地の崩壊	10,883	5,885
533	下津町大崎	Ⅰ-3505	大崎	急傾斜地の崩壊	32,739	12,809
534	下津町大崎	Ⅰ-3522	大崎	急傾斜地の崩壊	834	118
535	下津町大崎	Ⅰ-3530	大崎	急傾斜地の崩壊	8,280	641
536	下津町大崎	Ⅰ-3546	大崎	急傾斜地の崩壊	22,257	6,923
537	下津町大崎	Ⅰ-3639	大崎	急傾斜地の崩壊	2,263	1,392
538	下津町大崎	Ⅲ-1202	大崎	急傾斜地の崩壊	12,497	4,761
539	下津町大崎	Ⅲ-1206	大崎	急傾斜地の崩壊	647	94
540	下津町塩津	Ⅰ-90013	塩津(102)Ⅰ-90013)	急傾斜地の崩壊	4,227	1,859
541	下津町塩津	Ⅰ-90014	塩津(103)Ⅰ-90014)	急傾斜地の崩壊	6,398	2,320
542	下津町塩津	Ⅱ-90047	塩津(104)Ⅱ-90047)	急傾斜地の崩壊	1,603	289
543	下津町塩津	Ⅱ-90048	塩津(105)Ⅱ-90048)	急傾斜地の崩壊	1,022	367
544	下津町塩津	Ⅱ-90049	塩津(106)Ⅱ-90049)	急傾斜地の崩壊	427	85
545	下津町塩津	Ⅱ-90050	塩津(107)Ⅱ-90050)	急傾斜地の崩壊	1,156	286
546	下津町塩津	Ⅰ-90016	塩津(108)Ⅰ-90016)	急傾斜地の崩壊	11,928	4,229
547	下津町塩津	Ⅱ-90051	塩津(109)Ⅱ-90051)	急傾斜地の崩壊	14,957	10,783
548	下津町塩津	Ⅱ-90052	塩津(110)Ⅱ-90052)	急傾斜地の崩壊	7,186	2,567
549	下津町塩津	Ⅱ-90053	塩津(111)Ⅱ-90053)	急傾斜地の崩壊	2,411	249
550	塩津	Ⅰ-3529	塩津(Ⅰ-3529)	急傾斜地の崩壊	1,805	532
551	塩津	Ⅰ-631	塩津・塩津(2)・塩津(3)・塩津(4)・塩津(5)・塩津(6)・塩津(7)(Ⅰ-631)	急傾斜地の崩壊	40,412	11,809
552	塩津	Ⅱ-2325	塩津(201)Ⅱ-2325)	急傾斜地の崩壊	10,319	3,881
553	塩津	Ⅱ-2326	塩津(202)Ⅱ-2326)	急傾斜地の崩壊	8,494	5,459
554	塩津	Ⅲ-1209	塩津(301)Ⅲ-1209)	急傾斜地の崩壊	46,377	35,892
555	塩津	Ⅲ-1210	塩津(302)Ⅲ-1210)	急傾斜地の崩壊	30,757	22,941
556	塩津	Ⅲ-1211	塩津(303)Ⅲ-1211)	急傾斜地の崩壊	14,138	9,338
557	塩津	Ⅲ-1212	塩津(304)Ⅲ-1212)	急傾斜地の崩壊	5,209	2,818
558	塩津	Ⅲ-1213	塩津(305)Ⅲ-1213)	急傾斜地の崩壊	10,031	3,057
559	塩津	Ⅲ-1214	塩津(306)Ⅲ-1214)	急傾斜地の崩壊	2,132	694
560	塩津	Ⅱ-90040	塩津(101)Ⅱ-90040)	急傾斜地の崩壊	979	84
561	塩津	Ⅰ-90013	塩津(102)Ⅰ-90013)	急傾斜地の崩壊	4,227	1,859
562	塩津	Ⅰ-90014	塩津(103)Ⅰ-90014)	急傾斜地の崩壊	6,398	2,320
563	塩津	Ⅱ-90047	塩津(104)Ⅱ-90047)	急傾斜地の崩壊	1,603	289
564	下津町大窪	Ⅰ-669	大窪(Ⅰ-669)	急傾斜地の崩壊	5,441	1,728
565	下津町大窪	Ⅰ-3515	大窪(3)Ⅰ-3515)	急傾斜地の崩壊	1,287	366
566	下津町大窪	Ⅰ-3526	大窪(4)Ⅰ-3526)	急傾斜地の崩壊	5,497	2,812
567	下津町大窪	Ⅲ-1281	大窪(301)Ⅲ-1280)	急傾斜地の崩壊	43,211	28,538
568	下津町大窪	Ⅲ-1282	大窪(302)Ⅲ-1281)	急傾斜地の崩壊	1,678	812
569	下津町大窪	Ⅲ-1286	大窪(304)Ⅲ-1286)	急傾斜地の崩壊	2,236	421
570	下津町大窪	Ⅱ-90073	大窪(201)Ⅱ-90073)	急傾斜地の崩壊	2,439	699
571	下津町大窪	Ⅱ-90074	大窪(202)Ⅱ-90074)	急傾斜地の崩壊	7,159	3,312
572	下津町大窪	Ⅱ-90075	大窪(203)Ⅱ-90075)	急傾斜地の崩壊	3,132	1,001
573	下津町大窪	Ⅲ-1290	大窪(308)Ⅲ-1290)	急傾斜地の崩壊	1,154	505
574	下津町沓掛	Ⅰ-90067	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	578	121
575	下津町沓掛	Ⅱ-90355	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	796	178

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
576	下津町沓掛	Ⅱ-90356	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	820	-
577	下津町沓掛	Ⅱ-90357	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	2,993	690
578	下津町沓掛	Ⅱ-90358	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	993	232
579	下津町沓掛	Ⅱ-90359	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	809	65
580	下津町沓掛	Ⅱ-90360	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	1,810	671
581	下津町沓掛	Ⅰ-647	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	381	55
582	下津町沓掛	Ⅱ-2360	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	8,834	2,999
583	下津町沓掛	Ⅱ-2361	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	1,030	237
584	下津町沓掛	Ⅱ-2389	下津町沓掛	急傾斜地の崩壊	7,754	4,395
585	下津町市坪	Ⅲ-1279	市坪(312)Ⅲ-1280	急傾斜地の崩壊	24,282	13,128
586	下津町市坪	Ⅲ-1280	市坪(311)Ⅲ-1280	急傾斜地の崩壊	7,095	2,934
587	下津町市坪	Ⅰ-664	市坪(Ⅰ-664)	急傾斜地の崩壊	30,452	11,654
588	下津町市坪	Ⅰ-3511	市坪(1)Ⅰ-3511	急傾斜地の崩壊	18,134	7,821
589	下津町市坪	Ⅰ-3512	市坪・土屋林(Ⅰ-3512)	急傾斜地の崩壊	38,840	23,857
590	下津町市坪	Ⅰ-3637	市坪(3)Ⅰ-3637	急傾斜地の崩壊	36,201	17,523
591	下津町市坪	Ⅱ-2363	市坪(202)Ⅱ-2363	急傾斜地の崩壊	14,455	9,193
592	下津町市坪	Ⅱ-2364	市坪小沓掛(Ⅱ-2364)	急傾斜地の崩壊	11,573	6,563
593	下津町市坪	Ⅲ-1272	市坪(304)Ⅲ-1272	急傾斜地の崩壊	37,195	25,274
594	下津町市坪	Ⅲ-1273	市坪(305)Ⅲ-1273	急傾斜地の崩壊	716	336
595	下津町市坪	Ⅲ-1274	市坪(306)Ⅲ-1274	急傾斜地の崩壊	12,282	11,273
596	下津町市坪	Ⅲ-1275	市坪(307)Ⅲ-1275	急傾斜地の崩壊	42,739	30,300
597	下津町市坪	Ⅲ-1276	市坪(308)Ⅲ-1276	急傾斜地の崩壊	16,307	9,103
598	下津町市坪	Ⅲ-1277	市坪(309)Ⅲ-1277	急傾斜地の崩壊	7,871	3,565
599	下津町市坪	Ⅲ-1278	市坪(310)Ⅲ-1278	急傾斜地の崩壊	6,000	3,138
600	下津町市坪	Ⅲ-1283	市坪(313)Ⅲ-1283	急傾斜地の崩壊	11,393	6,350
601	下津町市坪	Ⅲ-1284	市坪(314)Ⅲ-1284	急傾斜地の崩壊	13,151	8,415
602	下津町市坪	Ⅱ-90065	市坪(102)Ⅱ-90065	急傾斜地の崩壊	2,881	1,820
603	下津町市坪	Ⅱ-90064	市坪(101)Ⅱ-90064	急傾斜地の崩壊	879	225
604	下津町市坪・橋本	Ⅰ-662	土屋林(Ⅰ-662)	急傾斜地の崩壊	42,512	27,063
605	下津町橋本	Ⅲ-1230	橋本(307)Ⅲ-1230	急傾斜地の崩壊	20,332	8,378
606	下津町橋本	Ⅲ-1233	橋本(310)Ⅲ-1233	急傾斜地の崩壊	34,151	16,426
607	下津町橋本	Ⅰ-660	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	13,810	4,506
608	下津町橋本	Ⅰ-3510	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	14,583	5,201
609	下津町橋本	Ⅰ-3535	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	3,222	493
610	下津町橋本	Ⅱ-2341	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	14,276	4,812
611	下津町橋本	Ⅱ-2343	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	8,130	2,504
612	下津町橋本	Ⅱ-90305	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	8,424	3,101
613	下津町橋本	Ⅱ-90306	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	2,589	412
614	下津町橋本	Ⅱ-90307	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	2,080	277
615	下津町橋本	Ⅱ-90308	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	521	89
616	下津町橋本	Ⅱ-90309	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	792	155
617	下津町橋本	Ⅱ-90310	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	566	56
618	下津町橋本	Ⅱ-90311	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	1,840	234
619	下津町橋本	Ⅱ-90312	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	6,703	2,568
620	下津町橋本	Ⅲ-1231	下津町橋本	急傾斜地の崩壊	3,764	1,448
621	下津町小松原	Ⅱ-90094	小松原(14)Ⅱ-90094	急傾斜地の崩壊	4,468	1,311
622	下津町小松原	Ⅰ-3533	小松原(2)Ⅰ-3533	急傾斜地の崩壊	13,510	4,268
623	下津町小松原	Ⅰ-658	小松原(Ⅰ-658)	急傾斜地の崩壊	15,710	3,676
624	下津町小松原	Ⅲ-1237	市坪(301)Ⅲ-1237	急傾斜地の崩壊	2,794	957
625	下津町青枝	Ⅰ-2154	青枝(1)Ⅰ-2154	急傾斜地の崩壊	6,320	2,506
626	下津町青枝	Ⅰ-3534	青枝(3)Ⅰ-3534	急傾斜地の崩壊	7,249	2,159
627	下津町青枝	Ⅰ-3541	青枝(4)Ⅰ-3541	急傾斜地の崩壊	23,511	10,684
628	下津町青枝	Ⅱ-2339	青枝(201)Ⅱ-2339	急傾斜地の崩壊	8,409	4,041
629	下津町青枝	Ⅱ-2359	青枝(202)Ⅱ-2359	急傾斜地の崩壊	9,474	3,249
630	下津町青枝	Ⅲ-1268	青枝(303)Ⅲ-1268	急傾斜地の崩壊	1,506	514
631	下津町青枝	Ⅱ-90095	青枝(305)Ⅱ-90095	急傾斜地の崩壊	3,497	905
632	下津町青枝	Ⅱ-90096	青枝(309)Ⅱ-90096	急傾斜地の崩壊	1,049	379
633	下津町青枝	Ⅱ-90097	青枝(310)Ⅱ-90097	急傾斜地の崩壊	512	100
634	下津町青枝	Ⅱ-90098	青枝(311)Ⅱ-90098	急傾斜地の崩壊	548	96
635	下津町青枝	Ⅱ-90099	青枝(312)Ⅱ-90099	急傾斜地の崩壊	764	94
636	下津町青枝	Ⅲ-90101	青枝(304)Ⅲ-90101	急傾斜地の崩壊	6,710	3,214
637	下津町青枝	Ⅲ-90102	青枝(306)Ⅲ-90102	急傾斜地の崩壊	652	-
638	下津町青枝	Ⅲ-90103	青枝(307)Ⅲ-90103	急傾斜地の崩壊	3,111	728
639	下津町青枝	Ⅲ-90104	青枝(308)Ⅲ-90104	急傾斜地の崩壊	652	222
640	下津町中	Ⅰ-3508	下津町中	急傾斜地の崩壊	12,796	5,463

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
641	下津町中	I-656	下津町中	急傾斜地の崩壊	18,870	9,063
642	下津町中	II-2331	下津町中	急傾斜地の崩壊	14,034	5,409
643	下津町中	II-2335	下津町中	急傾斜地の崩壊	9,442	4,805
644	下津町中	II-2336	下津町中	急傾斜地の崩壊	904	187
645	下津町中	III-1220	下津町中	急傾斜地の崩壊	28,402	17,891
646	下津町中	II-90130	下津町中	急傾斜地の崩壊	6,204	2,900
647	下津町中	II-90131	下津町中	急傾斜地の崩壊	1,263	428
648	下津町中	II-90132	下津町中	急傾斜地の崩壊	3,827	1,484
649	下津町中	II-90133	下津町中	急傾斜地の崩壊	1,225	324
650	下津町小南	I-3638	下津町小南	急傾斜地の崩壊	7,419	3,971
651	下津町小南	III-1222	下津町小南	急傾斜地の崩壊	5,443	2,495
652	下津町小南	I-90089	下津町小南	急傾斜地の崩壊	3,759	2,321
653	下津町小南	I-90090	下津町小南	急傾斜地の崩壊	5,248	1,906
654	下津町梅田	I-90047	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	4,891	1,761
655	下津町梅田	II-2327	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	1,763	808
656	下津町梅田	II-2330	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	1,190	350
657	下津町梅田	II-2333	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	5,188	1,658
658	下津町梅田	II-2334	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	6,104	2,427
659	下津町梅田	II-90184	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	600	161
660	下津町梅田	II-90185	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	938	302
661	下津町梅田	III-1219	下津町梅田	急傾斜地の崩壊	3,208	1,170
662	下津町下	I-651	下津町下	急傾斜地の崩壊	15,006	4,358
663	下津町下	II-2324	下津町下	急傾斜地の崩壊	3,760	1,363
664	下津町下	II-90465	下津町下	急傾斜地の崩壊	1,841	89
665	下津町笠畑	I-3543	下津町笠畑	急傾斜地の崩壊	1,970	569
666	下津町笠畑	II-2370	下津町笠畑	急傾斜地の崩壊	1,134	357
667	下津町笠畑	II-90262	下津町笠畑	急傾斜地の崩壊	790	248
668	下津町笠畑	II-90263	下津町笠畑	急傾斜地の崩壊	743	-
669	下津町興	I-90043	興	急傾斜地の崩壊	6,133	1,300
670	下津町興	II-90166	興	急傾斜地の崩壊	1,299	30
671	下津町興	I-679	興	急傾斜地の崩壊	29,120	16,863
672	下津町興	I-3542	興	急傾斜地の崩壊	36,376	14,140
673	下津町興	II-2299	興	急傾斜地の崩壊	17,463	7,204
674	下津町興	II-2369	興	急傾斜地の崩壊	7,461	2,831
675	下津町興	II-2373	興	急傾斜地の崩壊	18,415	10,666
676	下津町引尾	I-678	下津町引尾	急傾斜地の崩壊	35,756	11,546
677	引尾	I-676	引尾(1)(I-676)	急傾斜地の崩壊	4,903	2,284
678	引尾	I-677	下出・下出(1)(I-677)	急傾斜地の崩壊	74,559	52,565
679	引尾	I-682	引尾(3)(I-682)	急傾斜地の崩壊	22,218	16,775
680	引尾	I-2156	引尾(4)(I-2156)	急傾斜地の崩壊	18,817	12,664
681	引尾	I-3536	引尾(6)(I-3536)	急傾斜地の崩壊	6,183	2,425
682	引尾	I-3537	引尾(7)(I-3537)	急傾斜地の崩壊	925	272
683	引尾	I-3538	引尾(8)(I-3538)	急傾斜地の崩壊	5,794	1,905
684	引尾	II-2351	引尾(201)(II-2351)	急傾斜地の崩壊	3,829	1,533
685	引尾	II-2352	引尾(202)(II-2352)	急傾斜地の崩壊	4,965	1,897
686	引尾	III-1246	引尾(304)(III-1246)	急傾斜地の崩壊	5,551	2,693
687	引尾	III-1247	引尾(305)(III-1247)	急傾斜地の崩壊	13,337	8,106
688	引尾	IV-9029	引尾(1)(IV-9029)	急傾斜地の崩壊	4,864	2,437
689	引尾	IV-9030	引尾(2)(IV-9030)	急傾斜地の崩壊	7,254	1,791
690	引尾	IV-9033	引尾(5)(IV-9033)	急傾斜地の崩壊	1,281	158
691	引尾	IV-9034	引尾(6)(IV-9034)	急傾斜地の崩壊	1,271	389
692	引尾	IV-9035	引尾(7)(IV-9035)	急傾斜地の崩壊	1,032	179
693	引尾	IV-9036	引尾(8)(IV-9036)	急傾斜地の崩壊	10,495	2,982
694	引尾	IV-9038	引尾(10)(IV-9038)	急傾斜地の崩壊	3,768	1,090
695	引尾	IV-9039	引尾(11)(IV-9039)	急傾斜地の崩壊	6,912	1,616
696	引尾	IV-9041	引尾(13)(IV-9041)	急傾斜地の崩壊	903	207
697	引尾	IV-9042	引尾(14)(IV-9042)	急傾斜地の崩壊	7,090	2,034
698	引尾	IV-9043	引尾(15)(IV-9043)	急傾斜地の崩壊	8,004	3,388
699	引尾	IV-9044	引尾(16)(IV-9044)	急傾斜地の崩壊	1,272	500
700	引尾	IV-9045	引尾(17)(IV-9045)	急傾斜地の崩壊	2,780	1,002
701	引尾・興	IV-9037	引尾(9)(IV-9037)	急傾斜地の崩壊	13,125	5,482
702	引尾・百垣内・興	I-3513	下出・下出・興(I-3513)	急傾斜地の崩壊	27,290	15,795
703	引尾・百垣内・興	I-3518	下出(2)(I-3518)	急傾斜地の崩壊	3,608	1,878
704	下津町百垣内	I-672	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	8,976	1,608
705	下津町百垣内	II-2366	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	15,309	4,810

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
706	下津町百垣内	Ⅱ-90361	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	2,519	720
707	下津町百垣内	Ⅱ-90362	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	922	42
708	下津町百垣内	Ⅱ-90363	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	862	157
709	下津町百垣内	Ⅱ-90364	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	1,332	370
710	下津町百垣内	Ⅱ-90365	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	1,920	559
711	下津町百垣内	Ⅱ-90366	下津町百垣内	急傾斜地の崩壊	1,166	240
712	百垣内・引尾	Ⅲ-1244	百垣内(302)(Ⅲ-1244)	急傾斜地の崩壊	1,419	1,259
713	下津町曾根田	Ⅱ-90093	曾根田(304)(Ⅱ-90093)	急傾斜地の崩壊	266	31
714	曾根田	Ⅰ-673	曾根田・曾根田(Ⅰ-673)	急傾斜地の崩壊	61,617	30,133
715	曾根田	Ⅱ-2347	曾根田(201)(Ⅱ-2347)	急傾斜地の崩壊	7,939	4,675
716	曾根田	Ⅲ-1238	曾根田(301)(Ⅲ-1238)	急傾斜地の崩壊	26,575	15,472
717	曾根田	Ⅲ-1239	曾根田(302)(Ⅲ-1239)	急傾斜地の崩壊	12,239	5,705
718	曾根田	Ⅲ-1240	曾根田(303)(Ⅲ-1240)	急傾斜地の崩壊	40,516	29,245

(令和7年12月末現在)

種類	警戒区域数	特別警戒区域
土石流	323	267

※海南市域を越える区域を含む

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
1	黒江	1-202-1-068	乾谷川(1-202-1-068)	土石流	36,299	65
2	黒江	1-202-1-069	日方川右支溪(1-202-1-069)	土石流	35,217	226
3	黒江	1-202-1-070	日方川右支溪(1-202-1-070)	土石流	17,150	9
4	黒江	1-202-1-071	日方川右支溪(1-202-1-071)	土石流	12,223	132
5	黒江	1-202-3-024-1	日方川右支溪(1-202-3-024-1)	土石流	7,103	80
6	黒江	1-202-3-024-2	日方川右支溪(1-202-3-024-2)	土石流	6,523	219
7	船尾	1-202-1-064	日方川(1-202-1-064)	土石流	25,784	-
8	船尾	1-202-1-065	藤尾谷川(1-202-1-065)	土石流	30,904	-
9	船尾	1-202-1-066	日方川右支溪(1-202-1-066)	土石流	52,164	-
10	船尾	1-202-1-067	日方川右支溪(1-202-1-067)	土石流	44,176	-
11	日方	1-202-1-072	日方川右支溪(1-202-1-072)	土石流	22,148	143
12	日方	1-202-1-073	日方川右支溪(1-202-1-073)	土石流	20,344	375
13	日方	1-202-1-074	北上谷川(1-202-1-074)	土石流	26,895	-
14	日方	1-202-1-075	奥ノ谷川(1-202-1-075)	土石流	27,144	9
15	日方	1-202-1-077	日方川右支溪(1-202-1-077)	土石流	24,240	99
16	日方	1-202-1-078	日方川右支溪(1-202-1-078)	土石流	35,056	22
17	日方	1-202-1-079	日方川右支溪(1-202-1-079)	土石流	15,898	107
18	鳥居	1-202-1-108	鳥居	土石流	139,271	8
19	鳥居	1-202-1-109	鳥居	土石流	43,929	616
20	藤白	1-202-1-110	藤白	土石流	126,315	81
21	藤白	1-202-1-111	藤白	土石流	171,677	422
22	藤白	1-202-2-069	藤白	土石流	207,904	548
23	藤白	1-202-2-070	藤白	土石流	16,033	163
24	藤白	1-202-3-030	藤白	土石流	50,853	311
25	冷水	1-202-1-112	冷水	土石流	87,073	393
26	冷水	1-202-1-113	冷水	土石流	54,658	40
27	冷水	1-202-1-114	冷水	土石流	72,045	320
28	冷水	1-202-1-115	冷水	土石流	53,889	154
29	冷水	1-202-1-116	冷水	土石流	55,540	212
30	冷水	1-202-2-071	冷水	土石流	66,894	234
31	冷水	1-202-2-072	冷水	土石流	28,767	-
32	冷水	1-202-2-073	冷水	土石流	25,848	342
33	冷水	1-202-3-031	冷水	土石流	20,106	18
34	冷水	1-202-3-032	冷水	土石流	40,471	406
35	井田	1-202-2-058	井田	土石流	14,514	202
36	大野中	1-202-1-106	大野中	土石流	61,373	41
37	幡川	1-202-1-102	幡川	土石流	83,312	1,122
38	幡川	1-202-1-103-1	幡川	土石流	55,166	124
39	幡川	1-202-1-103-2	幡川	土石流	48,221	178
40	幡川	1-202-1-104	幡川	土石流	15,093	-
41	幡川	1-202-2-066	幡川	土石流	76,933	212
42	幡川	1-202-2-067	幡川	土石流	76,853	130
43	幡川	1-202-2-068	幡川	土石流	25,931	186
44	幡川	1-202-3-028	幡川	土石流	22,130	83
45	幡川	1-202-3-029	幡川	土石流	19,326	207
46	山田	1-202-1-105	山田	土石流	37,027	2,373
47	小野田	1-202-1-031	小野田	土石流	70,976	82
48	小野田	1-202-1-032	小野田	土石流	46,968	195
49	小野田	1-202-1-033	小野田	土石流	51,378	-
50	小野田	1-202-1-034	小野田	土石流	46,721	62
51	小野田	1-202-1-035	小野田	土石流	38,934	-
52	小野田	1-202-1-058	小野田	土石流	12,591	959
53	小野田	1-202-2-027	小野田	土石流	9,719	-
54	小野田	1-202-2-028	小野田	土石流	16,255	113
55	小野田	1-202-2-052	小野田	土石流	29,003	85
56	小野田	1-202-2-054	小野田	土石流	11,739	102
57	小野田	1-202-3-020	小野田	土石流	23,374	-
58	小野田	1-202-1-057	小野田	土石流	8,694	-
59	小野田	1-202-3-019	小野田	土石流	9,142	88
60	且来	1-202-3-021	且来	土石流	19,249	51
61	且来	1-202-3-022	且来	土石流	28,016	-
62	且来	1-202-1-059	且来	土石流	12,454	122
63	且来	1-202-1-060	且来	土石流	24,682	-

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
64	且来	1-202-1-061-1	且来	土石流	36,550	-
65	且来	1-202-1-061-2	且来	土石流	40,712	223
66	且来	1-202-1-062	且来	土石流	32,843	97
67	且来	1-202-2-055	且来	土石流	13,568	93
68	且来	1-202-2-056	且来	土石流	16,708	89
69	且来	1-202-2-057	且来	土石流	31,684	173
70	岡田	1-202-1-063	岡田	土石流	39,862	-
71	多田	1-202-1-030	多田	土石流	39,587	41
72	多田	1-202-2-029-1	多田	土石流	43,710	170
73	多田	1-202-2-029-2	多田	土石流	35,477	105
74	重根	1-202-1-084	日方川右支溪 (1-202-1-084)	土石流	8,644	480
75	重根	1-202-1-093	日方川左支溪 (1-202-1-093)	土石流	13,728	-
76	重根	1-202-1-096	日方川左支溪 (1-202-1-096)	土石流	19,010	689
77	重根	1-202-1-099-1	大谷川左支溪 (1-202-1-099-1)	土石流	19,439	1,038
78	重根	1-202-1-101-1	下村川左支溪 (1-202-1-101-1)	土石流	39,816	352
79	重根	1-202-2-061-1	日方川右支溪 (1-202-2-061-1)	土石流	20,669	1,089
80	重根	1-202-2-061-4	日方川右支溪 (1-202-2-061-4)	土石流	15,188	575
81	重根	1-202-1-083	日方川右支溪 (1-202-1-083)	土石流	33,185.238	238
82	重根	1-202-1-091	日方川左支溪 (1-202-1-091)	土石流	7,641	28
83	重根	1-202-1-092	日方川左支溪 (1-202-1-092)	土石流	13,532	102
84	重根	1-202-1-094	日方川左支溪 (1-202-1-094)	土石流	10,725	77
85	重根	1-202-1-095	日方川左支溪 (1-202-1-095)	土石流	10,607	192
86	重根	1-202-1-097	日方川左支溪 (1-202-1-097)	土石流	38,540	318
87	重根	1-202-1-098	大谷川右支溪 (1-202-1-098)	土石流	11,534	59
88	重根	1-202-1-099-2	大谷川 (1-202-1-099-2)	土石流	17,762	1,287
89	重根	1-202-1-100	下村川左支溪 (1-202-1-100)	土石流	26,982	136
90	重根	1-202-1-101-2	下村川左支溪 (1-202-1-101-2)	土石流	39,887	121
91	重根	1-202-2-060	日方川右支溪 (1-202-2-060)	土石流	25,408	191
92	重根	1-202-2-061-2	日方川右支溪 (1-202-2-061-2)	土石流	22,705	619
93	重根	1-202-2-061-3	日方川右支溪 (1-202-2-061-3)	土石流	19,697	1,135
94	重根	1-202-2-063	日方川左支溪 (1-202-2-063)	土石流	4,306	26
95	重根	1-202-2-064	下村川 (1-202-2-064)	土石流	23,902	205
96	重根	1-202-2-065	下村川左支溪 (1-202-2-065)	土石流	10,124	25
97	重根	1-202-3-027	日方川左支溪 (1-202-3-027)	土石流	5,334	179
98	阪井	1-202-1-036	阪井	土石流	31,955	138
99	阪井	1-202-1-037	阪井	土石流	31,544	167
100	阪井	1-202-1-038	阪井	土石流	22,346	16
101	阪井	1-202-1-039	阪井	土石流	36,233	22
102	阪井	1-202-1-040	阪井	土石流	46,628	83
103	阪井	1-202-1-041	阪井	土石流	50,023	-
104	阪井	1-202-1-042	阪井	土石流	64,002	84
105	阪井	1-202-1-054	阪井	土石流	18,517	100
106	阪井	1-202-1-055	阪井	土石流	24,959	8
107	阪井	1-202-1-056	阪井	土石流	21,220	10
108	阪井	1-202-2-030	阪井	土石流	8,294	151
109	阪井	1-202-2-031	阪井	土石流	18,521	171
110	阪井	1-202-2-048	阪井	土石流	13,740	115
111	阪井	1-202-2-049	阪井	土石流	4,551	-
112	阪井	1-202-2-059	阪井	土石流	4,253	104
113	別所	1-202-1-085	日方川左支溪 (1-202-1-085)	土石流	32,453	62
114	別所	1-202-1-086	別所谷 (1-202-1-086)	土石流	32,999	67
115	別所	1-202-1-087	日方川左支溪 (1-202-1-087)	土石流	19,573	87
116	別所	1-202-1-088	日方川左支溪 (1-202-1-088)	土石流	12,202	46
117	別所	1-202-1-089	下ノ谷川 (1-202-1-089)	土石流	19,992	161
118	別所	1-202-1-090	日方川左支溪 (1-202-1-090)	土石流	9,776	94
119	別所	1-202-2-062	日方川 (1-202-2-062)	土石流	15,243	178
120	別所	1-202-3-026	日方川左支溪 (1-202-3-026)	土石流	7,772	460
121	東畑	1-202-1-051	東畑川 (1-202-1-051)	土石流	55,729	192
122	東畑	1-202-1-053	亀の川左支溪 (1-202-1-053)	土石流	4,923	-
123	東畑	1-202-2-039	亀の川右支溪 (1-202-2-039)	土石流	21,314	434
124	東畑	1-202-2-042	亀の川左支溪 (1-202-2-042)	土石流	20,735	-
125	東畑	1-202-2-043	亀の川左支溪 (1-202-2-043)	土石流	24,687	17
126	東畑	1-202-2-044	亀の川左支溪 (1-202-2-044)	土石流	15,931	41
127	東畑	1-202-2-045	亀の川左支溪 (1-202-2-045)	土石流	27,716	27
128	東畑	1-202-2-046	亀の川左支溪 (1-202-2-046)	土石流	22,397	-
129	東畑	1-202-2-047	亀の川左支溪 (1-202-2-047)	土石流	17,985	-
130	東畑	1-202-3-018	亀の川左支溪 (1-202-3-018)	土石流	8,304	166
131	別院	1-202-1-021	別院	土石流	78,473	-
132	別院	1-202-1-022	別院	土石流	76,836	3,713
133	野尻	1-202-1-023	野尻	土石流	42,466	-
134	野尻	1-202-1-024	野尻	土石流	101,766	184
135	野尻	1-202-1-025	野尻	土石流	36,614	131
136	野尻	1-202-2-024	野尻	土石流	53,116	260

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
137	孟子	1-202-1-026	孟子	土石流	7,452	19
138	孟子	1-202-1-027	孟子	土石流	14,595	1,190
139	孟子	1-202-1-028	孟子	土石流	14,734	7
140	孟子	1-202-3-008	孟子	土石流	5,162	59
141	高津	1-202-2-026	高津	土石流	27,387	41
142	七山	1-202-1-001	七山	土石流	50,529	17
143	原野	1-202-1-002	原野	土石流	14,898	204
144	原野	1-202-1-003	原野	土石流	67,256	42
145	原野	1-202-1-004	原野	土石流	41,196	8
146	原野	1-202-1-005	原野	土石流	54,674	32
147	原野	1-202-1-006	原野	土石流	34,397	25
148	原野	1-202-2-001	原野	土石流	15,983	76
149	原野	1-202-2-002	原野	土石流	47,526	-
150	原野	1-202-2-003	原野	土石流	75,466	16
151	原野	1-202-2-004	原野	土石流	37,684	52
152	原野	1-202-2-005	原野	土石流	46,048	-
153	下津野	1-202-2-007-1	下津野	土石流	58,471	-
154	下津野	1-202-2-007-2	下津野	土石流	56,874	146
155	下津野	1-202-1-008	下津野	土石流	46,254	26
156	下津野	1-202-2-006	下津野	土石流	17,124	37
157	野上中	1-202-1-009	野上中	土石流	29,916	8,127
158	野上中	1-202-1-010	野上中	土石流	41,243	66
159	野上中	1-202-1-011	野上中	土石流	34,844	32
160	野上中	1-202-2-007	野上中	土石流	47,859	-
161	沖野々	1-202-1-019	沖野々	土石流	33,728	56
162	沖野々	1-202-1-020	沖野々	土石流	41,351	428
163	沖野々	1-202-2-032	沖野々	土石流	46,163	58
164	沖野々	1-202-3-005	沖野々	土石流	19,977	-
165	野上新	1-202-1-012	野上新	土石流	18,636	105
166	野上新	1-202-2-008	野上新	土石流	8,962	75
167	野上新	1-202-2-011	野上新	土石流	5,699	202
168	野上新	1-202-2-012	野上新	土石流	5,274	73
169	野上新	1-202-2-015-1	野上新	土石流	33,326	5,040
170	野上新	1-202-2-015-2	野上新	土石流	30,257	1,123
171	野上新	1-202-3-001	野上新	土石流	32,144	99
172	野上新	1-202-3-003-1	野上新	土石流	8,752	10
173	野上新	1-202-3-003-2	野上新	土石流	7,772	89
174	野上新	1-202-3-003-3	野上新	土石流	6,709	33
175	野上新	1-202-3-004	野上新	土石流	18,601	-
176	九品寺	1-202-1-014	九品寺	土石流	13,340	34
177	九品寺	1-202-1-015	九品寺	土石流	60,597	34
178	九品寺	1-202-1-016	九品寺	土石流	7,822	168
179	九品寺	1-202-1-017	九品寺	土石流	57,593	110
180	九品寺	1-202-1-018	九品寺	土石流	43,071	-
181	九品寺	1-202-2-016	九品寺	土石流	52,237	9,770
182	九品寺	1-202-2-017	九品寺	土石流	45,116	187
183	九品寺	1-202-2-018	九品寺	土石流	40,074	78
184	九品寺	1-202-2-019	九品寺	土石流	24,869	40
185	九品寺	1-202-2-020	九品寺	土石流	12,511	66
186	次ヶ谷	1-202-1-043-1	東手谷川右支溪(1-202-1-043-1)	土石流	45,818	44
187	次ヶ谷	1-202-1-043-2	東手谷川右支溪(1-202-1-043-2)	土石流	42,483	77
188	次ヶ谷	1-202-1-044	東手谷川左支溪(1-202-1-044)	土石流	126,375	-
189	次ヶ谷	1-202-1-045	西手谷川(1-202-1-045)	土石流	95,864	-
190	次ヶ谷	1-202-1-046	亀の川右支溪(1-202-1-046)	土石流	95,894	-
191	次ヶ谷	1-202-2-033-1	亀ノ川(1-202-2-033-1)	土石流	97,774	76
192	次ヶ谷	1-202-2-033-2	亀ノ川(1-202-2-033-2)	土石流	98,458	196
193	次ヶ谷	1-202-2-033-3	亀ノ川(1-202-2-033-3)	土石流	98,547	612
194	次ヶ谷	1-202-2-033-4	亀ノ川(1-202-2-033-4)	土石流	80,011	-
195	ひや水	1-202-1-047-1	ひや水	土石流	5,549	2,080
196	ひや水	1-202-1-047-2	ひや水	土石流	27,677	179
197	ひや水	1-202-2-035	ひや水	土石流	10,322	30
198	ひや水	1-202-2-034	亀の川右支溪(1-202-2-034)	土石流	9,578	330
199	上谷	1-202-1-048	上谷	土石流	9,056	377
200	上谷	1-202-1-049	上谷	土石流	47,636	1,374
201	上谷	1-202-2-036	上谷	土石流	30,781	393
202	上谷	1-202-2-037	上谷	土石流	8,918	104
203	上谷	1-202-2-038	上谷	土石流	20,650	-
204	赤沼	1-202-1-050	赤沼	土石流	35,311	117
205	赤沼	1-202-3-013	赤沼	土石流	62,625	194
206	赤沼	1-202-3-014	赤沼	土石流	55,535	176
207	赤沼	1-202-3-015	赤沼	土石流	38,352	388
208	海老谷	1-202-2-041-1	海老谷	土石流	55,194	102
209	海老谷	1-202-2-041-2	海老谷	土石流	58,214	38

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
210	海老谷	1-202-3-016	海老谷	土石流	28,646	3,374
211	下津町小畑	1-301-2-024	下津町小畑	土石流	66,711	17
212	下津町小畑	1-301-1-054	下津町小畑	土石流	58,361	-
213	下津町小畑	1-301-3-008	下津町小畑	土石流	44,178	2,345
214	下津町小畑	1-301-1-058	下津町小畑	土石流	71,049	226
215	下津町上	1-301-1-051	下津町上	土石流	51,759	157
216	下津町上	1-301-1-052	下津町上	土石流	38,058	106
217	下津町上	1-301-1-053	下津町上	土石流	15,106	395
218	下津町小原	1-301-1-057-1	下津町小原	土石流	41,214	2,022
219	下津町小原	1-301-1-057-2	下津町小原	土石流	41,438	305
220	下津町小原	1-301-1-059	下津町小原	土石流	24,747	1,647
221	下津町小原	1-301-1-060	下津町小原	土石流	37,369	16
222	下津町小原	1-301-2-026	下津町小原	土石流	42,933	1,104
223	下津町小原	1-301-2-027	下津町小原	土石流	16,860	142
224	下津	1-301-1-056	小原川右支溪(1-301-1-056)	土石流	40,362	-
225	下津	1-301-1-061	虫上谷川(1-301-1-061)	土石流	18,144	-
226	下津	1-301-1-062	小原川右支溪(1-301-1-062)	土石流	52,603	-
227	下津	1-301-1-065-1	西ノ浦川(1-301-1-065-1)	土石流	14,959	38
228	下津	1-301-1-065-2	西ノ浦川(1-301-1-065-2)	土石流	22,275	-
229	下津	1-301-1-066-1	小島川(1-301-1-066-1)	土石流	30,009	-
230	下津	1-301-1-066-2	小島川(1-301-1-066-2)	土石流	34,440	16
231	下津	1-301-1-067	下津 001(1-301-1-067)	土石流	15,676	91
232	下津	1-301-1-068	下津 002(1-301-1-068)	土石流	36,595	-
233	下津	1-301-1-069	下津 003(1-301-1-069)	土石流	9,397	21
234	下津	1-301-2-012	下津 004(1-301-2-012)	土石流	7,191	261
235	下津	1-301-3-013	下津 005(1-301-3-013)	土石流	3,540	145
236	下津	1-301-3-014	下津 006(1-301-3-014)	土石流	5,260	2,389
237	下津	1-301-3-015	下津 007(1-301-3-015)	土石流	6,518	-
238	下津	1-301-3-016	下津 008(1-301-3-016)	土石流	5,744	6
239	下津	1-301-3-017	下津 009(1-301-3-017)	土石流	3,007	63
240	下津・方	1-301-3-011-1	方南 1(1-301-3-011-1)	土石流	23,911	29
241	下津・方	1-301-3-011-2	方南 2(1-301-3-011-2)	土石流	15,681	127
242	下津町鯉川	1-301-1-063-1	下津町鯉川	土石流	58,738	-
243	下津町鯉川	1-301-1-063-2	下津町鯉川	土石流	15,154	44
244	下津町鯉川	1-301-1-064	下津町鯉川	土石流	22,376	-
245	下津町鯉川	1-301-3-012	下津町鯉川	土石流	7,805	364
246	下津町鯉川	1-301-3-018-1	下津町鯉川	土石流	20,824	11
247	下津町鯉川	1-301-3-018-2	下津町鯉川	土石流	21,203	131
248	初島町里・下津町鯉川	4-204-3-002	初島町里・下津町鯉川	土石流	19,617	347
249	丸田	1-301-1-014	女良川右支溪(1-301-1-014)	土石流	33,051	28
250	丸田	1-301-1-015	女良川右支溪(1-301-1-015)	土石流	36,937	374
251	丸田	1-301-1-016	女良川右支溪(1-301-1-016)	土石流	25,596	49
252	丸田	1-301-1-017	女良川右支溪(1-301-1-017)	土石流	14,744	85
253	丸田	1-301-2-005	女良川左支溪(1-301-2-005)	土石流	54,945	296
254	丸田	1-301-2-007	加茂川右支溪(1-301-2-007)	土石流	27,366	111
255	下津町黒田	1-301-1-044	下津町黒田	土石流	22,548	462
256	下津町黒田	1-301-1-047	下津町黒田	土石流	38,960	30
257	下津町黒田	1-301-1-048	下津町黒田	土石流	35,914	80
258	下津町黒田	1-301-1-049	下津町黒田	土石流	35,394	198
259	下津町黒田	1-301-2-022	下津町黒田	土石流	33,690	53
260	下津町丁	1-301-1-050	下津町丁	土石流	25,724	23
261	下津町丁	1-301-2-023-1	下津町丁	土石流	13,348	26
262	下津町丁	1-301-2-023-2	下津町丁	土石流	39,980	128
263	下津町丁	1-301-2-023-3	下津町丁	土石流	35,758	1,170
264	方	1-301-1-010-1	方 1(1-301-1-010-1)	土石流	11,520	141
265	方	1-301-1-010-2	方 2(1-301-1-010-2)	土石流	6,179	397
266	方	1-301-3-002	女良川右支溪(1-301-3-002)	土石流	6,866	169
267	方	1-301-3-003	女良川右支溪(1-301-3-003)	土石流	6,521	194
268	方	1-301-2-003	女良川右支溪(1-301-2-003)	土石流	9,966	27
269	方	1-301-2-004	ハコヤ谷(1-301-2-004)	土石流	8,100	21
270	方	1-301-1-012	赤川(1-301-1-012)	土石流	28,862	91
271	方	1-301-1-013	八伏谷川(1-301-1-013)	土石流	34,422	26
272	方	1-301-1-055	大谷川(1-301-1-055)	土石流	18,910	40
273	下津町大崎	1-301-1-003	下津町大崎	土石流	13,955	89
274	下津町大崎	1-301-1-005	下津町大崎	土石流	11,741	-
275	下津町大崎	1-301-1-006	下津町大崎	土石流	16,211	-
276	下津町大崎	1-301-1-007	下津町大崎	土石流	34,809	121
277	下津町大崎	1-301-1-008	下津町大崎	土石流	17,656	23
278	大崎・方	1-301-2-002	大崎 1(1-301-2-002)	土石流	8,234	1,278
279	塩津	1-301-2-001	塩津 1(1-301-2-001)	土石流	10,899	113
280	塩津	1-301-3-001	塩津 2(1-301-3-001)	土石流	13,271	-
281	塩津	1-301-1-001	塩津谷川(1-301-1-001)	土石流	59,143	-
282	塩津	1-301-1-002	女良川左支溪(1-301-1-002)	土石流	47,453	84

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
283	下津町沓掛	1-301-2-019	下津町沓掛	土石流	9,928	2,594
284	下津町市坪	1-301-1-037	市坪川右支溪(1-301-1-037)	土石流	16,338	200
285	下津町市坪	1-301-1-038	獄川(1-301-1-038)	土石流	10,822	128
286	下津町市坪	1-301-1-039	市坪川左支溪(1-301-1-039)	土石流	6,433	1,917
287	下津町市坪	1-301-2-020	市坪川左支溪(1-301-2-020)	土石流	7,896	9
288	下津町橋本	1-301-1-024	下津町橋本	土石流	11,449	2,288
289	下津町橋本	1-301-1-025	下津町橋本	土石流	22,745	383
290	下津町橋本	1-301-1-026	下津町橋本	土石流	21,657	182
291	下津町市坪・橋本	1-301-2-018	市坪川右支溪(1-301-2-018)	土石流	6,600	47
292	下津町小松原	1-301-1-021	下津町小松原	土石流	38,167	-
293	下津町小松原	1-301-1-022	加茂川右支溪(1-301-1-022)	土石流	45,109	67
294	下津町小松原	1-301-1-023	小松原川(1-301-1-023)	土石流	25,252	4,526
295	下津町青枝	1-301-1-040	青枝川右支溪(1-301-1-040)	土石流	22,593	-
296	下津町青枝	1-301-1-041	青枝川(1-301-1-041)	土石流	35,036	996
297	下津町青枝	1-301-1-042	加茂川左支溪(1-301-1-042)	土石流	26,827	76
298	下津町中	1-301-1-043	下津町中	土石流	29,399	49
299	下津町中	1-301-2-021	下津町中	土石流	30,081	149
300	下津町小南	1-301-1-045	下津町小南	土石流	35,396	65
301	下津町小南	1-301-1-046	下津町小南	土石流	45,652	73
302	下津町梅田	1-301-1-019	下津町梅田	土石流	4,828	94
303	下津町梅田	1-301-2-008	下津町梅田	土石流	23,873	563
304	下津町梅田	1-301-2-009	下津町梅田	土石流	18,560	8
305	下津町興	1-301-1-033	下津町興	土石流	22,089	122
306	下津町興	1-301-1-034	下津町興	土石流	18,266	107
307	下津町興	1-301-2-013	下津町興	土石流	8,415	-
308	下津町興	1-301-2-014	下津町興	土石流	14,971	237
309	下津町興	1-301-2-015	下津町興	土石流	44,599	2,063
310	興	1-301-1-032-1	長谷川、由良の谷川(1-301-1-032-1)	土石流	13,231	3,182
311	興	1-301-1-032-2	長谷川、由良の谷川(1-301-1-032-2)	土石流	15,073	448
312	引尾	1-301-1-030	竹無川(1-301-1-030)	土石流	30,882	434
313	引尾	1-301-1-031	宮尾谷川(1-301-1-031)	土石流	27,026	8
314	引尾	1-301-2-010	落合川(1-301-2-010)	土石流	8,311	-
315	引尾	1-301-2-011	加茂川右支溪(1-301-2-011)	土石流	12,044	300
316	百垣内	1-301-1-035	上出谷(1-301-1-035)	土石流	6,565	-
317	百垣内	1-301-2-016	下出谷(1-301-2-016)	土石流	1,064	76
318	下津町曾根田	1-301-1-027	下津町曾根田	土石流	13,046	346
319	曾根田	1-301-1-028-1	加茂川右支溪(1-301-1-028-1)	土石流	30,358	157
320	曾根田	1-301-1-028-2	加茂川右支溪(1-301-1-028-2)	土石流	31,003	31
321	曾根田	1-301-1-036	加茂川左支溪(1-301-1-036)	土石流	18,425	4,239
322	曾根田	1-301-2-017	加茂川左支溪(1-301-2-017)	土石流	21,642	89
323	曾根田	1-301-1-029	大谷川(1-301-1-029)	土石流	15,872	804

[所管] 国土交通省、県土整備部砂防課
(令和7年12月末現在)

種類	警戒区域数	特別警戒区域
地すべり	53	—

番号	字	危険箇所番号	区域名	自然現象の種類	区 域 概 要	
					面積 (㎡)	
					警戒区域内	うち特別警戒区域内
1	藤白	107	藤白坂 4(107)	地すべり	22,761	—
2	藤白	108	藤白坂 3(108)	地すべり	28,321	—
3	藤白	198	藤白坂 2(198)	地すべり	23,683	—
4	藤白	199	藤白	地すべり	105,775	—
5	冷水	200	冷水	地すべり	33,970	—
6	重根	196	田津原(196)	地すべり	70,443	—
7	別所	204	別所(204)	地すべり	492,738	—
8	扱沢	561	扱沢	地すべり	420,816	—
9	扱沢	203	扱沢	地すべり	405,388	—
10	東畑	127	東畑(127)	地すべり	432,877	—
11	野尻	34	野尻(34)	地すべり	89,918	—
12	ひや水	126	ひや水(126)	地すべり	30,520	—
13	ひや水	201	ひや水	地すべり	540,242	—
14	上谷	1	上谷(1)	地すべり	234,169	—
15	上谷	202	上谷	地すべり	176,532	—
16	赤沼	124	赤沼(124)	地すべり	34,646	—
17	海老谷	125	海老谷	地すべり	173,171	—
18	海老谷	125	海老谷(125)	地すべり	100,994	—
19	下津町小畑	513	小畑	地すべり	454,874	—
20	下津町小畑	174	小畑(174)	地すべり	42,914	—
21	下津町上	320	上(320)	地すべり	82,014	—
22	下津町小原	512	小原	地すべり	391,377	—
23	下津町鯉川	321	鯉川(321)	地すべり	54,063	—
24	下津町丸田	308	戸坂(308)	地すべり	81,702	—
25	下津町大崎	319	大崎(319)	地すべり	25,832	—
26	大崎	173-1	大崎(173-1)	地すべり	29,888	—
27	大崎	173-2	大崎(173-2)	地すべり	2,079	—
28	下津町大窪	514	大窪	地すべり	109,738	—
29	下津町沓掛	169	沓掛(169)	地すべり	22,774	—
30	下津町市坪	170	市坪(170)	地すべり	107,080	—
31	下津町橋本	171	橋本(171)	地すべり	59,985	—
32	下津町橋本	310	橋本	地すべり	100,172	—
33	下津町橋本	311	橋本	地すべり	63,000	—
34	下津町橋本	312	橋本	地すべり	67,402	—
35	下津町橋本	634	橋本	地すべり	112,964	—
36	下津町小松原	555	小松原	地すべり	19,175	—
37	下津町小松原	313	小松原(313)	地すべり	252,007	—
38	下津町青枝	314	青枝(314)	地すべり	209,091	—
39	下津町青枝	315	青枝(315)	地すべり	125,813	—
40	下津町青枝	316	青枝(316)	地すべり	58,169	—
41	下津町中	317	中	地すべり	68,772	—
42	下津町小南	497	小南(497)	地すべり	15,355	—
43	下津町梅田	318	梅田	地すべり	109,612	—
44	下津町下	636	下	地すべり	59,394	—
45	下津町興	165	興(165)	地すべり	131,632	—
46	下津町引尾	515	引尾	地すべり	131,525	—
47	下津町引尾	518	引尾	地すべり	292,115	—
48	引尾	166	土井原(166)	地すべり	63,903	—
49	引尾	172	松尾(172)	地すべり	116,210	—
50	引尾	307	上出(307)	地すべり	202,216	—
51	下津町百垣内	167	百垣内(167)	地すべり	64,754	—
52	下津町曾根田	309	橋本東(309)	地すべり	212,674	—
53	下津町曾根田	168	曾根田(168)	地すべり	24,798	—

資 料 編
第 2 部 災害予防

資料- 21 排水施設

番号	河川名	ポンプ場名	位置	管理者	操作担当者	操作基準	口径 (mm)	揚程 (m)	排水量 (m ³ /分)	出力	始動形式
1	和歌山下津港	琴ノ浦ポンプ場	船尾 378-1 地先	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	1,000	3.0	127	140PS	エアー
							700	2.7	63	65PS	エアー
2	和歌山下津港	一中排水ポンプ場	船尾 253-38	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	300	5.1	10	15kw	電動
							300	5.1	10	15kw	電動
							300	5.1	10	15kw	電動
3	和歌山下津港	築港西排水ポンプ場	船尾 704-149	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	500	2.5	30	33PS	セル
							300	2.5	10	7.5kw	電動
4	和歌山下津港	築港東排水ポンプ場	船尾 704-149	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	700	2.0	60	82PS	セル
							500	2.8	30	22kw	電動
5	和歌山下津港	汐見橋排水ポンプ場	船尾 160-35 地先	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	350	3.0	25	37kw	電動
6	和歌山下津港	黒江排水機場	船尾 185-98	和歌山県 知事(港)	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	1,350	2.5	228	190PS	エアー
							1,350	2.5	228	190PS	エアー
							1,000	2.5	144	130PS	エアー
7	日方川	東浜西排水ポンプ場	船尾 195-13	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	400	2.4	18	22kw	電動
8	日方川	東浜東排水ポンプ場	船尾 185-72 地先	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	600	3.0	46	48.5kw	セル
							400	4.0	20	22kw	電動
9	日方川	日方小前排水ポンプ場	日方 1271-40 地先	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	300	4.0	12	15kw	電動
							300	4.0	12	15kw	電動
10	日方川	東橋排水ポンプ場	馬場町 2-1-6	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	350	2.0	13	11kw	電動
							350	2.0	13	11kw	電動
11	日方川	朝日町排水ポンプ場	日方 1001-1	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	500	2.3	34.8	22kw	電動
							500	2.3	34.8	22kw	電動
12	日方川	山崎町ポンプ場	日方 643-6 地先	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	300	2.0	10	15kw	電動
13	和歌山下津港	築地排水ポンプ場	日方 1294-9	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	700	2.8	60	61PS	電動
							1,200	3.6	170	210PS	エアー
14	和歌山下津港	船津排水ポンプ場	鳥居 649-1	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	700	2.5	60	75PS	エアー
							400	4.0	20	22kw	電動
15	和歌山下津港	藤白ポンプ場	藤白 757-1	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	600	5.1	49.8	75kw	電動
							800	5.0	85.8	110kw	電動
							800	5.0	85.8	110kw	電動
16	和歌山下津港	藤白地下道ポンプ場	藤白 144-5	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作 要領による。	50	10.5	0.22	0.4kw	電動
							50	10.5	0.22	0.4kw	電動

番号	河川名	ポンプ場名	位置	管理者	操作担当者	操作基準	口径 (mm)	揚程 (m)	排水量 (m ³ /分)	出力	始動形式
17	和歌山下津港	内海排水機場	築地 8	和歌山県知事(港)	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	1,800	2.0	380	300PS	エアー
							1,800	2.0	380	300PS	エアー
							1,800	2.0	380	300PS	エアー
18	加茂川	方北排水ポンプ場	下津町方 372-9 地先	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	400	6.1	19	37kw	電動
19	和歌山下津港	方排水機場	下津町方 568-6	和歌山県知事(港)	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	1,000	2.65	150	150PS	エアー
							1,000	2.65	150	150PS	エアー
20	日方川	山崎ポンプ場	日方 621-10	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	600	4.0	46	55kw	電動
							600	4.0	46	55kw	電動
							800	4.0	72.5	75kw	電動
							800	4.0	72.5	75kw	電動
21	加茂川	硯排水ポンプ場	下津町方 1415-4	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	400	3.3	22.35	18.5kw _w	電動
							400	3.3	22.35	18.5kw _w	電動
22	日方川	新町橋排水ポンプ場	船尾 179	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	350	2.9	15	15kw	電動
							350	2.9	15	15kw	電動
23	大坪川	岡田 1 号貯留地	岡田 331-8	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	65	6.0	1	2.2kw	電動
							65	6.0	1	2.2kw	電動
24	水路(新田水路)	新田排水ポンプ場	下津町下津 1422-3	海南市長	地元自治会	ポンプ場操作要領による。	150	3.8	2.5	3.0kw	電動
							150	3.8	2.5	3.0kw	電動
25	日方川	赤坂公園台	小野田 1620-272	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	75	19.2 ~ 13.0	0.45 ~ 0.9	3.7kw	電動
							75	19.2 ~ 13.0	0.45 ~ 0.9	3.7kw	電動
26	亀の川	岡田排水ポンプ場	岡田 199-1	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	800	4.9	79.8	90kw	電動
							800	4.9	79.8	90kw	電動
27	宮川	宮川排水機場	下津町方 地内	和歌山県知事(河)	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	1000	2.7	180	132kw	エアー
							1000	2.7	180	132kw	エアー
28	日方川	大橋北排水ポンプ場	日方 406-1	海南市長	建設課職員	ポンプ場操作要領による。	500	1.5	27.9	1.5kw	電動
							500	1.5	27.9	1.5kw	電動

資料- 22 水門・樋門・陸開・角落

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
1	和歌山下津港 (海南港)	船尾	琴ノ浦水門	水門	船尾地先	和歌山 県知事 (港)	海南市長 和歌山市長	津波の際に 閉門する。	電動遠隔 Jアラート
2	和歌山下津港 (海南港)	日方	日方水門	水門	日方地先	和歌山 県知事 (港)	海南市長	津波の際に 閉門する。	電動遠隔 Jアラート
3	和歌山下津港 (海南港)	名高	内海水門	水門	名高地先	和歌山 県知事 (港)	海南市長	津波の際に 閉門する。	電動遠隔 Jアラート
4	和歌山下津港 (海南港)	船尾	黒江排水機 場水門	水門	船尾 185-98 (黒江 排水機場)	和歌山 県知事 (港)	海南市長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動遠隔 Jアラート
5	和歌山下津港 (海南港)	船尾	琴ノ浦ポン プ場水門	水門	船尾 378-1 (琴ノ 浦ポンプ場)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動自動 開閉
6	和歌山下津港 (海南港)	船尾	汐見橋樋門	樋門	船尾 160-35 (汐見 橋排水ポンプ場)	海南市 長	海南市 長	常時閉門、 状況により 操作する。	手動
7	和歌山下津港 (海南港)	船尾	一中樋門	樋門	船尾 253-38 (一中 排水ポンプ場)	海南市 長	海南市 長	常時閉門、 状況により 操作する。	手動
8	和歌山下津港 (海南港)	船尾	築港西樋門	樋門	船尾 704-149 (築 港西排水ポンプ 場)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
9	和歌山下津港 (海南港)	船尾	築港東樋門	樋門	船尾 704-149 (築 港東排水ポンプ 場)	海南市 長	海南市 長	常時閉門、 状況により 操作する。	電動
10	和歌山下津港 (海南港)	船尾	陸開	陸開	船尾 260-96 (ムン ブリッジ橋の下)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	常時閉門
11	和歌山下津港 (海南港)	築地	内海排水機 場水門	水門	築地 8 (内海排水 機場)	和歌山 県知事 (港)	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動遠隔 Jアラート
12	和歌山下津港 (海南港)	日方	築地樋門	樋門	日方 1294-9 (築地 排水ポンプ場)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動自動 開閉
13	和歌山下津港 (海南港)	鳥居	船津樋門	樋門	鳥居 649-1 (船津 排水ポンプ場)	海南市 長	海南市 長	常時閉門、 状況により 操作する。	電動
14	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 325-31 (冷水 集会所の裏)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
15	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 327 (駐輪場 付近)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
16	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 395-2 (冷蔵 庫の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
17	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 400 (冷水集 会所プールの横)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
18	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 416 (冷水集 会所の裏)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
19	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 416 (冷水集 会所の裏)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
20	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 419 (冷水集 会所の裏)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
21	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 483 (冷水港 第二護岸側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
22	和歌山下津港 (海南港)	冷水	陸開	陸開	冷水 492 (冷水港 の浜側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
23	和歌山下津港 (下津港)	方	方排水機場 水門	水門	下津町方 568-6 (方排水機場)	和歌山 県知事 (港)	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動遠隔 Jアラート
24	和歌山下津港 (下津港)	方	塩浜樋門	樋門	下津町方 635 (塩 浜樋門)	和歌山 県知事 (港)	海南市 長	常時閉門、 状況により 操作する。	電動
25	和歌山下津港 (下津港)	東	陸開	陸開	下津町下津 27-6 (楠戸ゲート)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
26	和歌山下津港 (下津港)	東	陸開	陸開	下津町下津 224 (造船所の端)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
27	和歌山下津港 (下津港)	東	陸開	陸開	下津町下津 278-6 (建築事務所の 前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
28	和歌山下津港 (下津港)	東	陸開	陸開	下津町下津 3066- 16 (港湾防災管理 事務所の横)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
29	和歌山下津港 (下津港)	東	陸開	陸開	下津町下津 3066- 17 (建設資材置 場)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
30	和歌山下津港 (下津港)	新田	小島川樋門	樋門	下津町下津 1419 (建設資材置場の 前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動 Jアラート
31	和歌山下津港 (下津港)	新田	新田樋門	樋門	下津町下津 1422-3 (新田樋門)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動 Jアラート
32	和歌山下津港 (下津港)	新田	樋門	樋門	下津町下津 3065-8 (飲食店の横)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
33	和歌山下津港 (下津港)	新田	陸開	陸開	下津町下津 1419- 17 (新田栈橋の出 入り口)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
34	和歌山下津港 (下津港)	新田	陸開	陸開	下津町下津 1419- 25 (飲食店の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動 常時閉門
35	和歌山下津港 (下津港)	新田	陸開	陸開	下津町下津 1422-2 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
36	和歌山下津港 (下津港)	新田	陸開	陸開	下津町下津 1446 (新田公園出入口)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
37	和歌山下津港 (下津港)	新田	陸開	陸開	下津町下津 1454-8 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
38	和歌山下津港 (下津港)	新田	陸開	陸開	下津町下津 1454-5 (造船所の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
39	和歌山下津港 (下津港)	西	西ノ浦樋門	樋門	下津町下津 2129-2 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	電動 Jアラート
40	和歌山下津港 (下津港)	西	西ノ浦樋門	樋門	下津町下津3074-1 (セメント工場の 端)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動 常時閉門
41	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 1545-7 (マリショップ 店の 前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
42	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 1545- 14 (建設事務所の 北側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
43	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 1545- 29 (個人宅の横)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
44	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 2572-2 (漁業組合の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
45	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 2576 (倉庫の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
46	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 2576-1 (ガレージの前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
47	和歌山下津港 (下津港)	西	陸開	陸開	下津町下津 3074-1 (セメント工場の 端)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動 常時閉門
48	和歌山下津港 (下津港)	西	角落	角落	下津町下津 3100 (大阪検疫所下津 支所前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	常時閉門
49	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 259-1 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
50	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 264 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
51	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 268 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
52	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎328 (波 止前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
53	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 734-3 (漁協前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
54	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 833-5 (漁業組合倉庫の 端)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
55	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 951-7 (鉄工所宅の端)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	常時閉門
56	和歌山下津港 (大崎港)	大崎	陸開	陸開	下津町大崎 951-10 (個人宅の端)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
57	塩津海岸	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 1438 (露の浜)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
58	塩津海岸	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 1438 (露の浜)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
59	塩津漁港	塩津	塩津水門	水門	下津町塩津 286 (塩津コミュニティセ ンターの端)	海南市 長	海南市 長	外水位が内 水位より高 くなったと き閉門す る。	電動
60	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 16 (魚 与水産の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
61	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 18 (個 人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
62	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 54 (個 人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
63	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 106 (個人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
64	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 123-3 (個人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
65	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 123-5 (個人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
66	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 348-1 (山福水産の端)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
67	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 401 (個人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
68	塩津漁港	塩津	陸開	陸開	下津町塩津 519-1 (造船所の端)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
69	戸坂漁港	丸田	陸開	陸開	下津町丸田 1120- 12 (個人宅の前)	海南市 長	海南市 長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
70	戸坂漁港	丸田	陸開	陸開	下津町丸田 1120-19 (戸坂漁協事務所の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
71	戸坂漁港	丸田	陸開	陸開	下津町丸田 1148-10 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
72	戸坂漁港	丸田	陸開	陸開	下津町丸田 1120-38 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
73	日方川	船尾	新町橋樋門	樋門	船尾 179 (新町橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動
74	日方川	船尾	東浜東樋門	樋門	船尾 185-72 (東浜東排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	手動
75	日方川	日方	朝日町樋門	樋門	日方 1001-1 (朝日町排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動
76	日方川	日方	日方小前樋門	樋門	日方 1271-40 (日方小前排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動
77	日方川	日方	東橋樋門	樋門	馬場町 2-1-6 (東橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動
78	小原川	東	樋門	樋門	下津町下津 285-3 (個人宅の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
79	小原川	東	拝待川樋門	樋門	下津町下津 537-5 (元自転車店の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
80	小原川	東	樋門	樋門	下津町下津 537-5 (元自転車店の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
81	小原川	東	樋門	樋門	下津町下津 537-12 (時計店の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
82	小原川	東	脇の浜樋門	樋門	下津町下津 3066-2 (歯科医院の横)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
83	小原川	東	角落	角落	下津町下津 285-1 (寄合橋右岸側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
84	小原川	東	角落	角落	下津町下津 287-3 (個人宅右岸側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
85	小原川	東	角落	角落	下津町下津 291-2 (元銀行店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
86	小原川	東	角落	角落	下津町下津 291-3 (電気工事店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
87	小原川	東	角落	角落	下津町下津 296-1 (美容室の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
88	小原川	東	角落	角落	下津町下津 298-1 (元スーパーの前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
89	小原川	東	角落	角落	下津町下津 300-6 (人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
90	小原川	東	角落	角落	下津町下津 301-4 (個人宅の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
91	小原川	東	角落	角落	下津町下津363-1 (薬局店の前)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
92	小原川	東	角落	角落	下津町下津530 (薬 局店前の県道側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
93	小原川	東	角落	角落	下津町下津535-1 (個人宅前の県道 側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
94	小原川	東	角落	角落	下津町下津535-6 (呉服店前の県道 側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
95	小原川	東	角落	角落	下津町下津537-8 (元スーパーの県 道側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
96	小原川	東	角落	角落	下津町下津627 (美 容室前の県道側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
97	小原川	東	角落	角落	下津町下津770-1 (元銀行店の県道 側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
98	小原川	東	角落	角落	下津町下津772-1 (寄合橋の県道 側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
99	小原川	東	角落	角落	下津町下津772-3 (個人宅の前県道 側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
100	小原川	東	角落	角落	下津町下津772-3 (電気工事店の県 道側)	和歌山 県知事 (港)	和歌山 下津港 湾事務 所長	津波及び高 潮等の際に 閉門する。	手動
101	女良川	方	赤川水門	水門	下津町方1578 (赤 川水門)	海南市 長	海南市 長	外水位が内 水位より高 くなったと き閉門す る。	電動
102	女良川	方	方樋門	樋門	下津町方663 (方樋 門)	和歌山 県知事 (港)	海南市 長	外水位が内 水位より高 くなったと き閉門す る。	電動

番号	河川 海岸 港湾名	地区 名	名称	種類	所在地 (目標場所)	管理 責任者	操作 責任者	操作基準	可動方法
103	女良川	方	向山樋門	樋門	下津町方1797 (向山樋門)	和歌山 県知事 (港)	海南市 長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	手動
104	亀の川	岡田	岡田樋門	樋門	岡田199-1	海南市 長	海南市 長	亀の川水位が高くなったとき閉門する	電動
105	宮川	方	宮川樋門	水門	下津町方地内	和歌山 県知事 (河)	海南市 長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動遠隔 Jアラート

資料- 23 重要水防箇所

1. 河川

水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由
			場所		延長 (m)		
			下流	～ 上流			
紀の川	貴志川	左	八幡橋下流 970m	～ 野上新橋	1,900	A	堤防断面
紀の川	貴志川	右	八幡橋下流 1,800m	～ 新山橋上流 150m	4,680	A	堤防断面
紀の川	貴志川	左	鳴瀬大橋	～ 新山橋上流 150m	1,030	A	堤防断面
日方川	日方川	左	新巽橋上流 370m	～ 比瀬橋	470	A	堤防断面
日方川	日方川	右	新巽橋上流 370m	～ 田津原橋	1,070	A	堤防断面
日方川	日方川	左	八反田橋下流 100m	～ 雨守橋上流 250m	570	A	堤防断面
日方川	日方川	右	新町橋	～ 雨守橋上流 250m	3,740	A	堤防断面
日方川	日方川	左	新町橋	～ 高校橋上流 260m	2,740	A	堤防断面
亀の川	亀の川	左	阪井橋	～ 脇田橋	450	A	堤防断面
亀の川	亀の川	左	下河原橋	～ 浄源橋	110	A	堤防断面
亀の川	亀の川	右	竹添橋	～ 北山橋下流 210m	670	A	堤防断面
亀の川	亀の川	左	丸山橋下流 250m	～ 丸山橋上流 250m	500	A	堤防断面
亀の川	亀の川	右	丸山橋下流 250m	～ 丸山橋下流 100m	150	A	堤防断面
亀の川	亀の川	左	尼久仁橋下流 120m	～ 新矢口橋	3,050	A	堤防断面
亀の川	亀の川	右	門田橋下流 100m	～ 新矢口橋	1,210	A	堤防断面
亀の川	大坪川	左	海南橋下流 150m	～ 隅田橋	255	A	堤防断面
加茂川	加茂川	左	宮川合流点	～ 岩崎橋下流 30m	1,800	B	堤防断面
加茂川	加茂川	右	前川橋	大崎橋	550	A	堤防断面
加茂川	加茂川	右	岩崎橋	～ 加茂郷橋	280	A	堤防断面
加茂川	加茂川	左	加茂橋	～ 大橋	1,370	A	堤防断面
加茂川	加茂川	右	加茂橋上流 130m	～ 大橋	1,240	A	堤防断面
加茂川	加茂川	右	青木橋	～ 小松原上橋	730	A	堤防断面

水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所		重要度	危険理由	
			場 所				延 長 (m)
			下 流	～ 上 流			
加茂川	加茂川	左	小松原橋	～ 小松原上橋	200	A	堤防断面
加茂川	加茂川	右	第二橋本橋下流 200m	～ 第二橋本橋下流 70m	130	A	堤防断面
加茂川	加茂川	左	第二橋本橋	～ 第一橋本橋	280	A	堤防断面
加茂川	市坪川	右	落合橋	～ とのかけ橋	1,610	A	堤防断面
加茂川	宮川	左	ダラニ橋	～ 八反田橋上流 180m	600	A	堤防断面
加茂川	宮川	右	ダラニ橋	～ 栄橋	1,760	A	堤防断面
加茂川	宮川	左	浜中橋下流 130m	～ 栄橋	980	A	堤防断面
小原川	小原川	左	新川橋	～ 殿橋上流 40m	1,370	A	堤防断面
小原川	小原川	右	新川橋	～ 小原児童館前	1,830	A	堤防断面
小島川	小島川	左	住吉橋	～ 住吉橋上流 150m	150	A	堤防断面
小島川	小島川	右	住吉橋	～ 住吉橋上流 150m	150	A	堤防断面
日方川	薬師川	左	日方川合流部	～ 上流 600m	600	A	堤防高
日方川	薬師川	右	日方川合流部	～ 上流 600m	600	A	堤防高
	山田川	左	浜橋	～ 上流 1300m	1,300	A	堤防高
	山田川	右	浜橋	～ 上流 1300m	1,300	A	堤防高
亀の川	大坪川	左	隅田橋	～ 上流 550m	550	A	堤防高
亀の川	大坪川	右	隅田橋	～ 上流 550m	550	A	堤防高
	女良川	左	旭橋	～ 赤川水門	300	A	堤防高
	女良川	右	旭橋	～ 赤川水門	300	A	堤防高
	赤川	右	赤川水門	～ 上流 300m	300	A	堤防高

2. 海岸

海岸名	所在地	延長 (m)	指定する理由
和歌山下津港海岸海南港地区	船尾～冷水	6,882	海岸事業実施箇所

3. 農業用ため池重要水防箇所

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (㎡)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
御霊池	鳥居 333	B	8,050	200	教育施設、市道、国道	1
慶権寺池	鳥居 536-1	B	54,170	500	教育施設、市道、国道	1
細工谷池	大野中 126	B	11,530	200	教育施設、市道、国道	1
細工谷子池	大野中 127	B	2,530	200	教育施設、市道、国道	2
皿池（小池）	大野中 202	B	250	100	市道	1
才ノ神東池	山田 42	B	500	5	市道	1
蓮池	山田 36-1	B	2,400	50	市道	1
溝ノ谷池	幡川 445	B	2,690	20	市道	2
雨守池	幡川 43	B	190	20	市道、国道	1
松本池	日方 898	B	120	10	市道	1
深原池	日方 892	B	6,820	20	市道	2
龍走池	井田 204	B	1,610	30	市道、国道	2
上谷池	船尾 543	B	630	50	市道	1
寒谷池	船尾 484	B	1,640	50	市道	2
麦日池	幡川 546	B	1,620	20	市道	1
大池	大野中 831	B	224,550	500	教育施設、市道、国道	1
正法寺谷池	岡田 642	B	150	20	市道、県道	1
南木谷西池	岡田 820	B	190	25	市道、県道	1
二ツ池（上側）	岡田 926	B	12,890	44	市道、県道	1
二ツ池（下側）	岡田 929-1	B	10,610	44	市道、県道	1
クモ池	且来 1211	B	76,940	200	市道、県道	2
ニゴリ池	且来 1131-1	B	4,500	30	市道	1
鯉田池	小野田 372	B	51,450	50	市道	1
芦谷池	小野田 318	B	3,540	30	市道	2
丸山南池	小野田 169	B	160	10	市道	1
丸山北池	小野田 170	B	120	10	市道	1
まいなげ池	且来 550	B	7,500	10	市道、県道	1
奥池	且来 606	B	170	30	市道	1
大池	多田 1077	B	65,650	13	市道	1
駒ヶ谷池	多田 1201-1	B	14,090	4	市道、県道	1
中谷池	小野田 1517	B	2,710	20	市道、県道	1
山縣池	小野田 573	B	640	20	市道、県道	1
下奥垣内池	小野田 1000	B	1,320	15	市道	1
上奥垣内池	小野田 1003	B	210	15	市道	1
五紋池	小野田 947	B	8,910	40	市道	2
奥山池	小野田 763	B	29,450	62	市道、県道	2
新池	小野田 762	B	4,760	62	市道、県道	2
大豆芝池	多田 1127	B	1,380	5	市道	1
滝ヶ峰池	多田 924	B	1,390	10	市道	2
辻池	且来 876-1	B	400	20	市道	1
大明神池	且来 1028	B	50,400	180	教育施設、市道、県道	2
濁池	阪井 124	B	2,480	50	市道、国道	2
大谷池	阪井 1881	B	2,670	20	市道、県道	2

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
玉輪池	阪井 1848	B	1,190	10	市道、県道	1
藤田池	阪井 1663	B	2,420	30	市道、県道、国道	1
藤田中池	阪井 1665	B	950	30	市道、県道、国道	1
藤田上池	阪井 1668	B	1,040	30	市道、県道、国道	2
北山上池	阪井 1670	B	60	30	市道、県道、国道	1
北山下池	阪井 1680	B	160	5	市道、県道、国道	1
瀬野の池	重根 138	B	60	20	市道、国道	1
無名池	重根 498	B	30	5	市道	1
小島池の下	重根 517	B	2,880	50	市道、県道	1
小嶋池	重根 521	B	13,300	150	市道、県道	2
車瀬池	重根 895	B	7,150	30	市道、県道	1
南池	重根 1813-1	B	1,140	5	市道、県道	2
新池(伏山貯水池)	重根 1421	B	32,030	220	市道、県道	1
菖蒲池	重根 1496	B	2,410	15	市道、県道	1
森脇の池	重根 1556-1	B	350	20	市道、県道	1
猿渡池	重根 1562	B	670	20	市道、県道	1
竜部池	阪井 223-1	B	83,510	200	市道、県道、国道	1
ホシヤ谷池	阪井 457	B	1,100	80	市道、国道	1
亀池	阪井 806-1	B	572,600	500	市道、県道、国道	1
字の池	阪井 1106	B	650	20	市道、国道	1
宮池	阪井 1031	B	360	30	市道、国道	1
新亀池	阪井 885	B	273,000	500	市道、県道、国道	1
才池	阪井 1127	B	22,450	200	市道、県道、国道	1
新池	阪井 1151	B	19,330	200	市道、県道、国道	2
抜井池	阪井 191	B	5,150	1	市道、県道	2
池ノ久保池	別所 516	B	240	2	市道、県道	1
赤松ノ池	扱沢 399-1	B	160	10	市道、県道	1
口池	重根 641	B	110	10	市道、県道	1
下田和池	沖野々 302	B	1,650	25	市道、国道	1
上田和池	沖野々 303	B	3,840	25	市道、国道	1
御影堂池	沖野々 579	B	2,000	30	市道、国道	2
沖谷池	沖野々 577	B	31,400	30	市道、国道	2
西田池	沖野々 576	B	5,000	30	市道、国道	2
観音池	野上中 800	B	220	10	市道、国道	1
藤井池	野上中 846	B	4,120	5	市道、国道	2
中谷池	木津 346	B	10,490	15	市道、県道、国道	1
タビ形池(東池)	木津 230	B	8,090	10	市道、国道	1
皿池	木津 307-1	B	33,090	43	市道、県道、国道	1
葉山池	木津 293	B	4,800	40	市道、県道、国道	1
下吉谷池	木津 393	B	5,240	41	市道、県道	1
上吉谷池	木津 394	B	12,200	41	市道、県道	2
小池	別院 891	B	48,690	46	市道	3
やしゃぶじゃ池	別院 864	B	3,950	46	市道	4
歩路池	別院 301	B	72,780	41	市道、県道	1

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
奥観音池	別院 812-1	B	8,650	80	教育施設、市道、県道	2
観音池	別院 815	B	11,150	80	教育施設、市道、県道	1
皿池	別院 404	B	1,450	6	市道、県道	1
上池	孟子 556	B	810	15	市道	1
こも池	孟子 321	B	2,250	10	市道	1
天堤池	孟子 1095	B	8,850	8	市道	2
不動池	孟子 1061	B	7,950	8	市道	2
中の谷池	高津 147	B	2,940	6	市道	2
竜王池	高津 1157	B	3,840	2	市道	2
上大池	高津 352	B	5,120	5	市道	1
下大池	高津 356-2	B	970	5	市道	1
鉄砲池	高津 294	B	2,300	5	市道	2
犬飼池	孟子 902	B	11,020	31	市道	1
待池	高津 636	B	770	20	市道	1
濁池	高津 792-1	B	15,000	1	市道	1
奥池	下津野 403	B	7,530	10	市道、国道	2
上池	下津野 402	B	5,380	10	市道、国道	2
曾和池	原野 464	B	9,750	111	教育施設、市道、国道	1
堂池	原野 485	B	280	10	市道、国道	1
下池	原野 421	B	2,630	2	市道、国道	1
小屋池	原野 657	B	590	5	市道、国道	1
しょうじ池	原野 625	B	10	10	市道、国道	1
らっっちゃ池	原野 640	B	380	5	市道、国道	1
皿池	原野 735	B	1,400	3	市道、国道	2
中池	原野 753	B	6,870	1	市道、国道	2
大地池	原野 742	B	2,990	1	市道、国道	2
大池	原野 661	B	48,450	30	市道、国道	1
岩谷下池	七山 31	B	130	10	市道、国道	1
岩谷中池	七山 48	B	1,020	50	市道、国道	2
新池	原野 816	B	17,010	2	市道、国道	3
新池	七山 538-2	B	2,700	2	市道、国道	2
新田池	七山 543	B	10,460	2	市道、国道	2
小池	七山 539	B	5,750	3	市道、国道	2
大池	七山 396	B	51,750	3	市道、国道	2
畑池	七山 1438	B	12,470	50	市道、県道、国道	2
ただら上池	七山 1430	B	6,740	5	市道、県道、国道	2
新田池	七山 892	B	4,740	18	教育施設、市道、国道	2
新池	七山 908	B	14,920	18	教育施設、市道、国道	1
下池	七山 1003	B	300	3	市道、国道	1
上池	海老谷 117	B	720	3	市道、国道	1
赤池	上谷 784	B	2,770	2	市道、国道	1
無名池	上谷 799-6	B	6,350	5	市道	1
椎ノ木谷池	次ヶ谷 467	B	5,040	5	市道、国道	1
上池	次ヶ谷 469	B	2,730	5	市道、国道	2

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (㎡)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
下の池	野上新 718-1	B	940	2	市道、県道	1
白かせ池	野上新 751	B	3,680	15	市道、県道	2
中池	野上新 748	B	210	5	市道、県道	1
しやりお池	野上新 270	B	300	5	市道、県道	1
中池	野上新 192	B	4,650	5	市道、県道	2
青畑池	野上新 971	B	2,730	5	市道、県道	1
新池	野上新 94	B	620	10	市道、県道	1
海音池	野上新 60	B	2,900	10	市道、県道	2
東田池	野上新 481	B	31,010	20	市道	2
大池	野上新 571	B	5,720	5	市道	1
新池	野上新 573	B	4,180	5	市道	2
又池	野上新 578	B	2,250	5	市道	1
すご池	野上新 603	B	1,650	10	市道	1
観音池	野上新 615	B	270	3	市道	1
はりま池	野上新 521	B	130	2	市道	1
奥池	九品寺 600	B	3,660	20	市道、県道	2
ビワコ池	九品寺 595	B	1,100	20	市道、県道	1
新子池	野上新 18	B	850	20	市道	1
百間谷池	九品寺 568	B	3,000	30	市道、県道	1
土井池	九品寺 487-1	B	1,220	20	市道、県道	1
栗林池	九品寺 418	B	8,090	15	市道、県道	1
新池	九品寺 361	B	35,600	13	教育施設、市道、県道	2
西ノ池	下津町笠畑 297	B	90	3	市道、県道	1
東ノ池	下津町笠畑 446	B	50	1	市道、県道	1
地藏池	下津町橋本 1598	B	2,300	1	市道	1
地藏上池	下津町橋本 1635	B	20	1	市道	1
岩屋谷上池	下津町小松原 636	B	11,105	49	教育施設、市道、県道	2
岩屋谷下池	下津町小松原 637	B	13,729	49	教育施設、市道、県道	3
大池	下津町青枝 410	B	2,452	30	市道	1
岡池	下津町中 1104	B	2,751	30	市道	1
梅田下池	下津町梅田 247	B	4,180	30	市道、県道	1
柳谷池	下津町梅田 379	B	99,300	50	市道、県道	2
山田池	下津町下 84	B	460	30	市道、県道	1
丁池	下津町丁 397	B	2,330	64	市道、国道	4
東光寺池	下津町上 491	B	7,700	80	市道、県道、国道	1
東光寺下池	下津町上 492	B	1,470	80	市道、県道、国道	1
放生池	下津町上 681	B	6,250	80	市道、県道	1
大池	下津町小原 368	B	17,090	154	教育施設、市道	1
奥池	下津町小原 656	B	1,060	50	教育施設、市道	1
神田池	下津町下津 1267	B	4,805	70	市道	1
大正池	下津町下津 1944	B	440	10	市道	1

・重要度

区分	要件
A	ため池の構造に問題（支障）があるもの
B	上記以外のもの

・防重基準（防災重点農業用ため池選定基準（全国統一））

種別	要件
1	ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
2	ため池から 100m 以上 500m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1,000 m ³ 以上のもの
3	ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000 m ³ 以上のもの
4	その他、上記以外で必要と認めるもの

資料- 24 下水道整備状況
都市下水一覧

都市下水路名称	集水面積 (ha)	総延長 (m)	完了・継続 の別
藤白都市下水路	53	720	完了
名高都市下水路	36	1400	完了
山崎都市下水路	56.5	1010	完了
加茂郷都市下水路	30	790	完了

公共下水道一覧

名称	区域面積 (ha)	ポンプ場	完了・継続 の別
海南市雨水公共 下水道	約 184.0	琴ノ浦ポンプ場	完了
		一中中継ポンプ場	継続
		築港西ポンプ場	継続
		築港東ポンプ場	継続
		汐見橋ポンプ場	完了
		東浜西ポンプ場	継続
		東浜東ポンプ場	完了
		日方小前ポンプ場	継続
		東橋ポンプ場	継続
		朝日町ポンプ場	継続
		山崎ポンプ場	完了
		大橋北ポンプ場	完了
		大橋南ポンプ場	継続

資料- 25 宅地造成等工事規制区域

指定年月	指定区域面積	指定区域の比率
令和 7 年 5 月	10, 106ha	100%

資料- 26 給水用器具等の保有状況

1. 給水用器具

種別	管理	容量	保管場所及び個数
給水車	水道部	3,000 ℓ	室山浄水場 1 台、下津浄水場 1 台
緊急用飲料水製造装置	水道部	25 t/日	室山浄水場 1 基
給水車	クリーンセンター	1,800 ℓ	クリーンセンター 1 台
給水タンク	水道部	1,200 ℓ	下津浄水場 2 基
給水タンク	水道部	1,000 ℓ	下津浄水場 3 基
給水タンク	水道部	500 ℓ	室山浄水場 5 基
給水タンク	水道部	300 ℓ	水道部 3 基
仮設型給水タンク	危機管理課	400 ℓ	危機管理課 10 基、旧塩津小学校 2 基
給水用ポリ容器	水道部	6 ℓ	水道部 1,300 袋
給水用ポリ袋	水道部	6 ℓ	下津浄水場 200 袋
給水用ポリ袋	危機管理課	4 ℓ、5 ℓ	危機管理課 17,857 袋

関西電力送配電株式会社

1. 電力設備の災害予防措置に関する事項

(1) 水害対策

①送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

②変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

①送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

②変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

③配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

①送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

②変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

③配電設備

線まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(5) 雷害対策

①送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等に

より災害の防止または拡大防止に努める。

②変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。

将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(7) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(8) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(9) 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分	対策の基本的な考え方			
	地震動		津波	
	一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
流通設備 電力保安通信設備※	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な障害が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行うこと

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

【地震動への対応】

(1) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋地地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案する

ほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

【津波への対応】

(1) 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

(2) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

(3) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

(4) 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

2. 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

①雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

②潮位、波高等の観測施設および設備

③地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

①通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備（通信事業者からの提供回線も含む）ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア. 無線伝送設備

○マイクロ波無線等の固定無線回線

○移動無線設備

○衛星通信設備

イ. 有線伝送設備

○通信ケーブル

○電力線搬送設備

○通信線搬送装置、光搬送回線

ウ. 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ. IPネットワーク回線

オ. 通信用電源設備

②情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセンスト等への非常用電源回路の明示等を行う。

(4) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。

①水防関係

ア. ダム管理用観測設備

イ. ダム操作用の予備発電設備

ウ. 防水壁、防水扉等の浸水対策施設

エ. 排水用のポンプ設備

オ. 各種舟艇および車両等のエンジン設備

カ. 警報用設備

②消防関係

ア. 消火栓、消火用屋外給水設備

イ. 各種消火器具及び消火剤

ウ. 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

3. 復旧用資機材等の確保および整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

4. 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

①電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ. 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ. 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ. 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

カ. 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

キ. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク. 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ. その他事故防止のため留意すべき事項。

②PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

資料- 28 分散備蓄倉庫、資機材

1. 備蓄倉庫所在地

番号	名称	所在地
1	黒江・船尾地区避難所備蓄倉庫	黒江 222 番地 黒江・船尾地区避難所南側 (2 基)
2	内海保育所備蓄倉庫	鳥居 71 番地 1 内海東部地区集会所東側
3	冷水地区避難所備蓄倉庫	冷水 630 番地 1 建物内及び南側
4	海南高等学校備蓄倉庫	大野中 651 番地 海南高等学校体育館西側
5	大野小学校備蓄倉庫	山田 91 番地 1 大野小学校プール西側 (2 基)
6	亀川小学校備蓄倉庫	且来 655 番地 亀川小学校グラウンド東側、校舎南側 (2 基)
7	亀川中学校備蓄倉庫	且来 990 番地 亀川中学校体育館西側 (2 基)
8	亀川公民館備蓄倉庫	且来 272 番地 亀川公民館北側
9	巽小学校備蓄倉庫	重根 1203 番地 巽小学校校舎東側、体育館南側 (2 基)
10	巽中学校備蓄倉庫	阪井 399 番地 巽中学校体育館南側 (2 基)
11	巽コミュニティセンター備蓄倉庫	阪井 274 番地 巽コミュニティセンター駐輪場南側
12	住民センター備蓄倉庫	沖野々 443 番地 5 住民センター東側
13	さらら子ども園備蓄倉庫	沖野々 434 番地 さらら子ども園南側
14	北野上小学校備蓄倉庫	孟子 176 番地 北野上小学校体育館東側 (2 基)
15	北野上公民館備蓄倉庫	原野 326 番地 3 北野上公民館 裏駐車場北側
16	東海南中学校備蓄倉庫	野上中 590 番地 東海南中学校体育館南側 (2 基)
17	中野上小学校備蓄倉庫	棕木 93 番地 中野上小学校東側、体育館東側 (2 基)
18	南野上小学校備蓄倉庫	次ヶ谷 80 番地 南野上小学校体育館東側
19	下津第二中学校備蓄倉庫	下津町下 287 番地 2 下津第二中学校体育館東側 (2 基)
20	旧大崎小学校備蓄倉庫	下津町大崎 383 番地 旧大崎小学校体育館東側(稲荷神社横)
21	旧塩津小学校備蓄倉庫	下津町塩津 908 番地 旧塩津小学校体育館西側
22	加茂川小学校備蓄倉庫	下津町小松原 23 番地 加茂川小学校プール西側 (2 基)
23	旧加茂第二小学校備蓄倉庫	下津町市坪 240 番地 旧加茂第二小学校グラウンド北側
24	旧仁義小学校備蓄倉庫	下津町引尾 756 番地 1 旧仁義小学校グラウンド東側
25	日方備蓄倉庫	日方 754 番地 2 元火葬場
26	下津備蓄倉庫	下津町下津 27 番地 3 港ふれあい公園
27	池崎山津波避難場所備蓄倉庫	日方 140 番地 池崎山津波避難場所頂上

2. 津波緊急避難ビル等備蓄倉庫所在地

番号	名称	所在地
1	黒江防災コミュニティセンター	船尾 222 番地 21 3 階 備蓄倉庫 (部屋)
2	黒江小学校	船尾 236 番地 4 3 階 多目的教室Ⅲ (ビル専用倉庫)
3	海南スポーツセンター	船尾 260 番地 3 3 階 備蓄倉庫 (部屋)
4	海南中学校	日方 962 番地 2 3 階西側 踊り場 (部屋)
5	日方小学校	日方 1257 番地 3 階 図工室 (ビル専用倉庫)
6	海南合同宿舍	日方 1274 番地 1 号棟 5 階 502 号室、6 階 603、604、606 号室
7	防災センター	日方 1294 番地 13 3 階 展示体験コーナー (ビル専用倉庫)
8	海南保健福祉センター	日方 1519 番地 10 4 階 倉庫 (部屋)
9	海南 nobinos	日方 1525 番地 6 4 階中央 備蓄倉庫 (部屋)
10	第三中学校	鳥居 15 番地 3 4 階 廊下 東側 (ビル専用倉庫)
11	内海小学校	鳥居 190 番地 3 階 廊下 中央付近 (ビル専用倉庫)
12	下津保健福祉センター	下津町上 14 番地 6 2 階 書庫 (部屋)
13	下津小学校	下津町下津 477 番地 3 階 図工室 (ビル専用倉庫)
14	海南市民交流センター	下津町下津 500 番地 1 3 階 予備室 (部屋)
15	海南市民交流センター立体駐車場	下津町下津 500 番地 1 3 階南側スペース (ビル専用倉庫)
16	下津第一中学校	下津町下津 500 番地 2 3 階 災害用備蓄室 (部屋)
17	下津消防署	下津町下津 518 番地 6 3 階 倉庫 (ビル専用倉庫)
18	下津防災コミュニティセンター	下津町丸田 217 番地 1 2 階 備蓄倉庫 (部屋)
19	大東小学校	下津町方 1 番地 3 階 図工室 (ビル専用倉庫)
20	下津第二中学校	下津町下 287 番地 2 3 階 生徒指導室 (部屋)

2. 資機材

令和7年12月末現在

分類		品目	数量	品目	数量
食料・飲料水		アルファ化米	35,820 食	ライスクッキー	18,054 食
		飲料水（2L）	18,001 本	粉ミルク	12,871 グラム
生活必需品	寝具関係	毛布	19,298 枚	保温シート	26,180 枚
		多目的簡易ベッド	55 台	簡易ベッド	310 台
		折り畳み式簡易ベッド	720 台	エアーマット	720 台
	トイレ関係	組立式トイレ	18 台	簡易トイレ	170 台
		トイレテント	167 台	トイレ袋	83,771 枚
		トイレトイレットペーパー	4,182 本	—	
	衛生用品	大人用おむつ	2,254 枚	子ども用おむつ	2,518 枚
		生理用品	1,542 袋	紙コップ	18,950 個
		哺乳瓶	120 本	ワンタッチパーティション	839 台
		使い捨て手袋	5,200 枚	使い捨てガウン	3,720 枚
		フェイスシールド	3,096 枚	大型サーキュレーター	25 台
資機材	救助・避難所運営関係	担架	58 台	車椅子	34 台
		リアカー	28 台	防災テント	7 張
		救急工具セット	28 セット	ブルーシート	2,147 枚
		ロープ	322 本	メガホン	63 台
		救急箱	52 箱	非常用給水袋	17,897 枚
		カセットコンロ	87 台	カセットボンベ	378 本
		炊出し用釜	1 台	鍋	28 個
		発電機（ガソリン）	63 台	ガソリン携行缶	119 缶
		発電機（LP ガス）	1 台	LP ガスボンベ	1 台
		給水コンテナ	12 台		
	情報機器関係	災害用電話	81 台	ラジオ	122 台
	採光関係	投光器	112 台	三脚スタンド	111 台
		三脚キャスター	107 台	コードリール	69 台
		懐中電灯	205 台	—	

資料- 29 水防倉庫所在地及び資器材

1. 所在地

番号	名称	所在地
1	第1水防倉庫	日方 1289-148
2	第2水防倉庫	且来 272
3	第3水防倉庫	阪井 1453-1
4	下津水防倉庫	下津 518-6
5	方水防倉庫	方 385-7
6	橘本水防倉庫	橘本 968-4
7	曾根田水防倉庫	曾根田 993-5
8	塩津水防倉庫	塩津 123-10

2. 資器材

(1) 海南消防署・東出張所管内

項目		第1水防倉庫	第2水防倉庫	第3水防倉庫
位置		日方 1289-148	且来 272	阪井 1453-1
面積		145.68 m ²	19.5 m ²	14.5 m ²
資 器 材	袋類	8,550 枚	1,600 枚	3,000 枚
	鋼管杭	631 本	200 本	284 本
	鉄線 #8	100 kg	100 kg	80 kg
	鉄線 #10	100 kg	75 kg	250 kg
	鉄線 #12	100 kg	150 kg	115 kg
	鉄線 #14	150 kg	120 kg	100 kg
	鉄線 #16	100 kg	100 kg	100 kg
	鉄線 #18	125 kg	100 kg	100 kg
	番線 (200 入)	5 箱	-	3 箱
	鍬	5 丁	-	3 丁
	トンガ	3 丁	2 丁	4 丁
	ツルハシ	30 丁	20 丁	24 丁
	スコップ・角	56 丁	30 丁	47 丁
	ジョレン	14 丁	17 丁	29 丁
	片手ハンマー	21 丁	8 丁	5 丁
	大ハンマー	14 本	9 本	11 本
	玄能	14 丁	5 丁	15 丁
	鋸	25 丁	9 丁	5 丁
	掛矢	28 丁	10 丁	11 丁
	蛸槌	5 基	-	2 基
	鎌	20 丁	10 丁	10 丁
	鉋	13 丁	20 丁	10 丁
	斧	5 丁	1 丁	6 丁
	ペンチ	32 丁	14 丁	14 丁
	クリッパー	11 丁	10 丁	4 丁
	シノ	13 丁	-	5 丁
	テミ	25 枚	10 枚	10 枚
	警戒ロープ	5 本	3 本	4 本
	一輪車	10 台	4 台	5 台
	水防用シート	122 枚	17 枚	15 枚
	バリケード	10 基	5 基	5 基

(2) 下津消防署管内

項目		下津	方	橋本	曽根田(格納)	塩津(格納)
位置		下津 518-6	方 385-7	橋本 968	曽根田 993-5	塩津 123-10
面積		18.15 m ²	54.02 m ²	4.41 m ²	40.0 m ²	35.36 m ²
資 器 材	袋類	4,300 枚	2,000 枚	1,700 枚	1,200 枚	2,600 枚
	鋼管杭	212 本	20 本	10 本	10 本	10 本
	鉄線 Ⅱ 8	—	—	—	—	—
	鉄線 Ⅱ 10	—	—	—	—	—
	鉄線 Ⅱ 12	—	—	—	—	—
	鉄線 Ⅱ 14	—	—	—	—	—
	鉄線 Ⅱ 16	—	—	—	—	—
	鉄線 Ⅱ 18	—	—	—	—	—
	番線 (200 入)	6 箱	—	—	—	—
	鍬	3 丁	—	—	—	—
	トンガ	3 丁	—	—	—	—
	ツルハシ	36 丁	10 丁	9 丁	2 丁	3 丁
	スコップ 剣・角	55 丁	11 丁	9 丁	11 丁	10 丁
	ジョレン	34 丁	4 丁	5 丁	2 丁	3 丁
	片手ハンマー	10 丁	—	—	—	—
	大ハンマー	15 丁	3 丁	3 丁	3 丁	3 丁
	玄能	5 丁	—	—	—	—
	鋸	12 丁	4 丁	—	—	1 丁
	掛矢	30 丁	5 丁	5 丁	2 丁	4 丁
	蛸槌	1 基	—	—	—	—
	鎌	13 丁	4 丁	4 丁	—	—
	鉋	17 丁	2 丁	—	—	—
	斧	3 丁	—	—	—	—
	ペンチ	10 丁	—	—	—	—
	クリッパー	5 丁	—	1 丁	—	—
	シノ	5 丁	—	—	—	—
	テミ	10 枚	—	—	—	—
	警戒ロープ	3 本	4 本	4 本	—	3 本
	一輪車	5 台	3 台	3 台	—	—
	水防用シート	54 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚
	バリケード	7 基	—	—	—	—

資料- 30 自家発電装置等を設置している施設

自家発電装置設置施設

施設名	エンジン容量 (KVA)	タンク容量 (L)	運転時間 (時間)	備考
海南市役所	300	6,950	72	
総合体育館	200	3,390	80	
消防本部	200	98	2	
	5	50	30	防災行政無線、県 防災システム
海南医療センター	625	11,950	72	スプリンクラーポ ンプ、各フロア照 明、手術室、医療機 器コンセントなど
みらい子ども園	105	950	72	3F 遊戯室空調・コ ンセントなど
きらら子ども園	90	1,950	72	空調、照明、コンセ ントなど
こじか保育所	90	1,950	72	空調、照明、コンセ ントなど
黒江防災コミュニティセンター	23	198	20	
海南保健福祉センター	47	30	2	消火ポンプ、浄化 槽など
下津防災コミュニティセンター (下津行政局)	200	3,190	72	
海南市民交流センター	80	75	3	
下津保健福祉センター	22	30	4	
下津消防署	40	60	3	
室山浄水場	320	195	2.8	送水ポンプ
下津浄水場	150	200	6	送水ポンプ
海南 nobinos	90	1,950	86	空調、照明、コンセ ントなど
道の駅海南サクアス	54	7,036	72	個人 LP ガス式

太陽光パネル設置施設

施設名	年間発電量 (kWh)	蓄電池の有無	蓄電池の容量 (kWh)
総合体育館	20,000	無	
海南 nobinos	110,000	無	
下津行政局	9,989	無	
巽小学校	83,598	無	
亀川小学校	51,023	無	
中野上小学校	71,432	無	
南野上小学校	60,106	無	
加茂川小学校	11,153	有	15
巽中学校	62,183	無	
亀川中学校	11,417	有	15
東海南中学校	91,653	無	
下津第一中学校	93,979	無	
みらい子ども園	79,901	無	
きらら子ども園	12,596	有	15

資料- 31 情報収集システム

情報収集ツール	所管	内容
気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/index.html)	気象庁	雨量、台風予報、潮位情報等
和歌山地方気象台 災害時ホットライン（電話）	和歌山地方気象台	今後の気象見込情報
川の防災情報 (http://www.river.go.jp/)	国土交通省	水位の状況、豪雨等の情報把握
海の防災情報 (https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/)	国土交通省	潮位、波高等
和歌山県総合防災情報システム (https://bousai-web.pref.wakayama.lg.jp/bousai/)	和歌山県防災企画課	県内市町村の被害状況、活動状況
和歌山県気象予測システム (http://micosfit.jp/wakayama.bosai.web/)	和歌山県防災企画課	降水予測、解析雨量等
和歌山県河川/雨量防災情報ホームページ (http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/)	和歌山県砂防課	和歌山県雨量情報、土砂災害警戒情報（雨量計設置箇所の雨量情報、土砂災害警戒情報）、河川情報（水位計設置箇所の水位情報）
和歌山県津波予測システム (http://w-donet-srv-03.pref.wakayama.lg.jp/webmonitor/)	和歌山県防災企画課	津波情報
広域災害救急医療情報システム（EMIS） (https://emis.mhlw.go.jp/)	広域災害救急医療情報センター（厚生労働省）、和歌山県医務課	医療機関被害情報、保健医療チーム活動情報

資料- 32 無線等通信機器

名称	数量（設置場所）
衛星携帯電話	5 台（市役所、総合体育館、下津行政局、消防本部、医療センター）
和歌山県総合防災情報システム・本体	2 台（危機管理課、消防本部通信室）
和歌山県総合防災情報システム・防災電話（市）	6 台（受付、議会事務局、3 階 3 A 会議室、危機管理課、4 階 4 A 会議室、5 階 5 D 会議室）
和歌山県総合防災情報システム・防災電話（消防本部）	6 台（通信室、消防署、総務課、警防課、災害情報室）
防災相互波無線	7 台（市役所、総合体育館、消防本部 1 台（警防課車両）、海南消防署、下津消防署、東出張所、水道部）
防災行政無線・同報系	屋外子局：191 子局（市内一円） 戸別受信機：532 台貸与（市内一円）
防災行政無線・移動系	半固定型：85 台（市内各施設） 携帯型：50 台（市内各施設等） 車載型：18 台（市役所公用車内）
消防救急デジタル無線	可搬型：4 台（消防本部） 卓上型：3 台（消防本部） 携帯型：19 台（消防本部） 車載型：29 台（消防本部公用車内）
水道無線	可搬型：2 台（下津浄水場、室山浄水場） 卓上型：1 台（水道部事務所内） 携帯型：4 台（下津浄水場 2 台、水道部事務所 2 台） 車載型：12 台（水道部公用車内）

資料- 33 AED 設置箇所

番号	名称	所在地	設置箇所
1	市民温水プール	且来 1387-3	コーチ室
2	亀川幼稚園	且来 664-1	職員室
3	亀川小学校	且来 655	職員室、体育館
4	亀川中学校	且来 990	玄関、体育館
5	亀川公民館	且来 272	事務室
6	総合体育館	大野中 1106	事務所受付窓口
7	市民運動場	大野中 1106	本部席
8	大野公民館	大野中 600-2	玄関ホール
9	わんぱく公園	大野中 995-2	事務所
10	大野小学校	山田 91-1	玄関内踊り場、体育館
11	海南消防署東出張所	阪井 1453-1	警守室
12	中野上公民館	野上中 167-5	玄関ホール
13	東海南中学校	野上中 590	2階渡り廊下、玄関事務室前、体育館
14	中野上小学校	棕木 93	本館廊下東端下足箱上、体育館
15	住民センター	沖野々 443-5	事務所
16	沖野々スポーツ広場	沖野々 278-1	倉庫
17	東部運動場	木津 382	事務所
18	巽コミュニティセンター	阪井 274	事務室
19	巽中学校	阪井 399	職員室、体育館
20	巽小学校	重根 1203	正面玄関、体育館
21	旧加茂第二小学校	下津町市坪 240	玄関、職員室窓口
22	下津テニスコート	下津町上 14	器具庫奥の更衣室
23	下津保健福祉センター	下津町上 14-6	1階玄関
24	方集会所	下津町上 48-7	事務室
25	旧大崎小学校	下津町大崎 383	体育館
26	大東小学校	下津町方 1	職員室前、体育館
27	下津室内プール	下津町方 453	事務所
28	加茂川小学校	下津町小松原 23	職員室前廊下、体育館
29	旧塩津小学校（塩津公民館）	下津町塩津 908	玄関職員室窓口
30	下津第二中学校	下津町下 287-2	本館 1階中央廊下、体育館
31	下津小学校	下津町下津 477	職員玄関、体育館
32	拝待体育館	下津町下津 500-1	事務所
33	市民交流センター	下津町下津 500-1	事務室
34	下津第一中学校	下津町下津 500-2	職員室前、体育館

番号	名称	所在地	設置箇所
35	下津消防署	下津町下津 518-6	1 階東側階段前
36	旧仁義小学校	下津町引尾 756-1	体育館玄関
37	教育委員会(総務課)	下津町丸田 217-1	事務所内
38	下津防災コミュニティセンター	下津町丸田 217-1	事務室
39	下津総合運動場	下津町下 647	生涯学習課で貸出
40	下津斎場	下津町梅田 670-31	玄関入口
41	道の駅海南サクアス	下津町小南 51-1	物産交流館南西側玄関付近
42	南野上小学校	次ヶ谷 80	保健室前廊下、体育館
43	南野上公民館	次ヶ谷 80	玄関ホール
44	第三中学校	鳥居 15-3	校長室前、体育館
45	内海小学校	鳥居 190	職員室前東扉際、体育館
46	内海公民館	鳥居 650-1	玄関ホール
47	北野上公民館	原野 326-3	玄関ホール
48	北野上小学校	孟子 174	玄関飾り棚、体育館
49	日方小学校	日方 1257	正面玄関廊下、体育館
50	海南 nobinos	日方 1525-6	2 階カウンター、4 階カウンター
51	海南医療センター	日方 1522-1	1 階正面玄関、2 階リハビリ室前
52	市民体育館	日方 1274	玄関
53	分庁舎（水道部）	日方 1289-26	事務所
54	海南消防署	日方 1294-13	受付
55	海南保健福祉センター	日方 1519-10	1 階玄関
56	海南市役所	南赤坂 11	1 階東側トイレ付近
57	日方公民館	日方 839	玄関ホール
58	海南中学校	日方 962-2	職員室前、体育館
59	黒江防災コミュニティセンター	船尾 222-21	事務室
60	黒江小学校	船尾 236-4	正面玄関、体育館
61	海南スポーツセンター	船尾 260-3	事務所
62	大崎公民館	下津町大崎 312-1	事務所
63	下津港湾防災管理事務所	下津町下津 3066-16	事務所
64	内海保育所	鳥居 69	事務所
65	こじか保育所	下津町上 2-1	事務所
66	きらら子ども園	沖野々 434	事務所
67	みらい子ども園	日方 1272-3	事務所

資料- 34 救急告示医療機関

医療機関名	所在地	診療科目	病床数
海南医療センター	日方 1522-1	内科・小児科・外科・皮膚科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・整形外科・麻酔科・婦人科・放射線科・リハビリテーション科・病理診断科・臨床検査科	146 (一般)
石本病院	船尾 365	外科・消化器内科・整形外科・内科・泌尿器科・肛門外科・呼吸器内科・循環器内科・放射線科・皮膚科・リハビリテーション科・人工透析内科	53
恵友病院	船尾 264-2	消化器内科・消化器外科・内科・外科・泌尿器科・麻酔科・循環器内科・呼吸器内科・放射線診断科・脳神経外科・リハビリテーション科・腎臓内科（人工透析）	50
辻秀輝整形外科	名高 178-1	整形外科・放射線科・リハビリテーション科	19
国保 野上厚生総合病院	紀美野町小畑 198	内科・呼吸器内科・循環器内科・外科・婦人科・眼科・精神科・整形外科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・消化器内科・消化器外科・肛門外科・神経内科・脳神経外科・泌尿器科	199

※医療機関の届出（病床数、診療科目の変更含む。）は、県への申請時であり、変更となっている場合があります。

※連絡先は、連絡先- 3 救急告示医療機関 P386 を参照

資料- 35 市内医療施設

医療機関名	所在地	病床数	診療科目
あらい耳鼻咽喉科	名高 555-3	-	耳鼻咽喉科
いぬい内科呼吸器内科クリニック	名高 539-18	-	内科・呼吸器内科
魚谷メンタルクリニック	名高 531-1	-	心療内科・神経内科・精神科
おくクリニック	名高 243	-	胃腸内科・内科・外科・肛門外科
笠松病院	船尾 196	45	外科・内科・整形外科・リハビリテーション科・胃腸内科
金川眼科	名高 76-16	-	眼科
木村医院	沖野々 260	-	内科・消化器内科
桐皮膚科医院	日方 1512-6	-	皮膚科
くらはしクリニック	黒江 543	-	内科・消化器内科・胃腸内科
さいとうクリニック	重根東 1 丁目 7-8	-	耳鼻咽喉科・アレルギー科
さくらクリニック	名高 140-1	-	内科・消化器内科・呼吸器科・循環器内科・心療内科・神経内科・リハビリテーション科・放射線科・精神科・小児科
しおたにクリニック	七山 350	-	消化器科・呼吸器科・循環器科・内科・放射線科
しこねクリニック	大野中 452-15	-	婦人科・内科・小児科・産科
しんがきクリニック	名高 535-5	-	内科・消化器内科・肝臓内科
たきもと内科クリニック	阪井 1799-1	-	内科・消化器科・循環器科・小児科・アレルギー科・胃腸科・リハビリテーション科
竹中整形外科・内科	重根 11-1	-	整形外科・内科・リハビリテーション科・リウマチ科・循環器内科・神経内科
たなか眼科	日方 1290-66	-	眼科
辻整形外科	築地 1-50	-	整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科
谷口病院	日方 327-11	43	整形外科・内科・人工透析内科・血液内科・リハビリテーション科・腎臓内科・糖尿病内科・放射線科・循環器内科・消化器内科・心臓血管外科・胃腸内科
中井内科医院	黒江 1-284	-	内科
橋本胃腸科	日方 431	-	胃腸内科・内科・外科・肛門外科・放射線科・乳腺内科
平尾内科	船尾 241-61	-	内科
藤木医院	名高 539-12	-	耳鼻咽喉科
ふじた眼科	沖野々 259	-	眼科
みき眼科	船尾 193-4	-	眼科
なかじま耳鼻咽喉科 みのりクリニック	船尾 215-3	-	耳鼻咽喉科・アレルギー科
ぶくぶくたつのこクリニック	重根東 1 丁目 15-11	-	小児科・アレルギー科
山西内科	藤白 166-9	-	内科・呼吸器内科・循環器内科・放射線科・消化器内科（胃腸内科）

医療機関名	所在地	病床数	診療科目
山本医院	且来 632-1	－	内科・小児科・皮膚科・放射線科・糖尿病内科（代謝内科）
医療法人久生会 山本クリニック	名高 506-4	－	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・放射線科・リハビリテーション科（休止）
吉川内科循環器科	幡川 185-1	－	内科・循環器科
NS メディカル・ヘルスケアサービス 海南診療所	船尾 260-100	－	内科・消化器内科・歯科・歯科口腔外科
石川医院	下津町黒田 106	－	内科・胃腸科・小児科・皮膚科
かわむら医院	下津町下津 785-2	－	内科・循環器内科・小児科・腎臓内科
さいかクリニック	下津町丁 97-1	－	小児科・内科・胃腸科・循環器科・呼吸器科
医療法人恵友会 下津クリニック	下津町小南 126-1	－	内科・外科・循環器内科・リハビリテーション科・神経内科・消化器外科・呼吸器内科・麻酔科・放射線診断科・消化器内科
角田医院	下津町上 189	－	内科・小児科
西岡医院	下津町橋本 972-5	－	内科・循環器科・小児科
西本内科外科医院	下津町黒田 84-1	11	外科・内科・小児科・整形外科
細部医院	下津町下 279	－	内科・小児科
山本医院	下津町丸田 147-3	－	内科・小児科・リハビリテーション科・整形外科

※医療機関の届出（病床数、診療科目の変更含む。）は、県への申請時であり、変更となっている場合があります。

※連絡先は、連絡先- 4 市内医療施設 P387 を参照

資料- 36 医療救護所

施 設 名	所 在 地 区	所 在 地
県立海南高等学校	大野地区	大野中 651
大野小学校	大野地区	山田 91-1
旧加茂川幼稚園	加茂地区	下津町小松原 32-1

資料- 37 災害拠点病院、災害支援病院

保健医療圏	災害拠点病院	区分
和歌山	和歌山県立医科大学附属病院	総合
	日本赤十字社和歌山医療センター	
	和歌山労災病院	地域
那賀	公立那賀病院	
橋本	橋本市民病院	
有田	有田市立病院	
御坊	ひだか病院	
田辺	紀南病院	
	南和歌山医療センター	
新宮	新宮市立医療センター	

保健医療圏	災害支援病院
和歌山	済生会和歌山病院
	海南医療センター
	国保野上厚生総合病院
那賀	貴志川リハビリテーション病院
橋本	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
	紀和病院
有田	済生会有田病院
御坊	和歌山病院
	北出病院
田辺	白浜はまゆう病院
	国保すさみ病院
新宮	那智勝浦町立温泉病院
	くしもと町立病院

※連絡先は、連絡先- 5 災害拠点病院、災害支援病院 P389 を参照

資料- 38 薬事施設

名称	所在地
あおぞら薬局	名高 179-5
うつみ薬局	名高 243-4
黒江調剤薬局	船尾 215-3
サンドラッグ海南薬局	日方 1524-4
下津薬局	下津町下津 3066
新町調剤薬局	日方 1272-51 新町ビル 1F
セイムス海南名高薬局	名高 152-1
センター薬局	名高 536-23 センタープラザビル 1F
(株)第一薬局海南駅前	名高 531-4 Y.T. ビル 1F 北側
(株)第一薬局日方	日方 1521-3
調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	船尾 365-16
調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	名高 555-7
つくし薬局	幡川 187-18
七山調剤薬局	七山 354-1
ヒカタ薬局	日方 1521-6
平成薬局	船尾 265-7
保険調剤薬局朝日海南店	名高 507-4
みき薬局	日方 1290-66 1F
(有)ヤマモト薬局	名高 537-9
ユーコー薬局	下津町小南 126-4
ユーコー薬局海南	築地 1-58
ゆうゆう薬局	重根東 1 丁目 7-6
わかば薬局	井田 146-4

資料- 39 震度計設置箇所

設置場所	震度観測点名称	所管
海南市役所	海南市南赤坂	海南市危機管理課
下津消防署	海南市下津	海南市消防本部

資料- 40 潮位計設置箇所（和歌山県内）

1. 潮位（津波）観測所

観測所名	所在地		管理者	観測者	種類	備考
	市町村名	字				
和歌山 （和歌山）	和歌山市	湊青岸	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	検潮儀（電波式） 巨大津波計	和歌山下津港
御坊 （御坊市祓井戸）	御坊市	野島	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	津波観測計（精密 型電波式） 巨大津波計	祓井戸漁港
白浜 （白浜町堅田）	白浜町	堅田	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	検潮儀（電波式） 巨大津波計	堅田漁港
串本 （串本町袋港）	串本町	串本	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	検潮儀（電波式） 巨大津波計	袋港
浦神 （那智勝浦町浦神）	那智勝浦町	浦神	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	検潮儀（電波式） 巨大津波計	浦神港
京大防災研究 所白浜海象観 測所	白浜町	堅田	京都大学	観測所職員	水晶水位計（圧力 式）	田辺湾口部

資料- 41 雨量計設置箇所

河川名	観測所名	所在地		設置場所	管理者	観測者	備考
		市町村名	大字				
日方川	海南	海南市	日方	海南市消防本部	和歌山県	海南工事事務 所職員	テレメーター
日方川 亀の川	重根	海南市	重根	巽小学校	和歌山県	海南工事事務 所職員	テレメーター
亀の川	東畑	海南市	東畑	埋立処分地施設内	和歌山県	海南工事事務 所職員	テレメーター
小原川	下津	海南市	下津町下津	下津消防署	和歌山県	海南工事事務 所職員	テレメーター
加茂川	小松原	海南市	下津町小松原	加茂川小学校	和歌山県	海南工事事務 所職員	テレメーター

資料- 42 水位観測所及び基準水位

河川名	観測所	所在地 (大字)	設置場所	水位 (m)				堤防高		管理者	観測者	備考
				水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	左岸	右岸			
日方川	海南橋	大野中	海南橋右岸 上流直近	1.70	2.00	2.00	2.40	3.80	3.80	和歌山県	海南工事事務所職員	テレメーター (半導体式)
	東橋	日方	東橋右岸 上流直近	0.90	1.20	-	-	2.80	2.80	海南市	海南消防署職員	量水標
山田川	石橋	大野中	石橋左岸 上流直近	1.00	1.20	-	-	1.95	1.70	海南市	海南消防署職員	量水標
	寄川橋	鳥居	寄川橋左岸 上流直近	1.00	1.20	-	-	1.65	2.15	海南市	海南消防署職員	量水標
亀の川	大師橋	且来	大師橋左岸 下流直近	1.20	1.50	1.80	2.10	3.50	3.20	和歌山県	海南工事事務所職員	テレメーター (半導体式)
	紺屋橋	多田	紺屋橋左岸 上流直近	1.20	1.30	-	-	3.50	3.50	海南市	海南消防署職員	量水標
貴志川	野上新橋	野上中	野上新橋 橋脚	2.00	4.00	4.00	4.80	5.60	5.60	和歌山県	海南工事事務所職員	テレメーター (半導体式)
	野上	野上中	野上新橋右岸 上流 45m	2.00	4.00	-	-	5.60	5.60	国土交通省	和歌山河川 国道事務所	テレメーター (水晶式)
加茂川	下	下津町下	加茂郷 橋橋脚	1.50	2.00	2.00	2.20	5.10	4.50	和歌山県	海南工事事務所職員	テレメーター (半導体式)
	第一橋本橋	下津町橋本	第1橋本橋 橋脚	1.50	2.00	-	-	3.50	3.50	和歌山県	下津消防署職員	量水標
小原川	小原川橋	下津町下津	小原川橋左岸 下流直近	1.00	1.30	-	-	2.30	2.30	和歌山県	下津消防署職員	量水標

【水位周知河川】

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じるおそれがあるものとして和歌山県知事が指定する河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川です。

河川名	区域
亀の川	左岸：東畑から海まで 右岸：ひや水から海まで
日方川	左岸：重根（新九条橋上流 500m 地点）から海まで 右岸：重根（新九条橋上流 500m 地点）から海まで
加茂川	左岸：下津町橋本（市坪川合流地点）から海まで 右岸：下津町橋本（市坪川合流地点）から海まで
貴志川	左岸：紀美野町毛原宮から紀の川市貴志川町神戸まで 右岸：紀美野町毛原宮から井ノ口まで

資料- 43 風速計設置箇所

設置場所	所管
海南消防署	海南市消防本部

津波避難場所 津波から命を守るために緊急的に避難する場所
 津波緊急避難ビル 津波到達までに津波浸水域外に避難できない方が緊急に避難する建物

1. 津波避難場所

番号	名 称	所在地	緊急避難場所 レベル	標高 (m)
1	室山古墳登山道周辺	黒江 47 付近	☆☆☆	14
2	室山地区高台	黒江 127 付近	☆☆☆	17
3	黒江・船尾地区避難所	黒江 222	☆☆☆	8
4	黒江・船尾地区避難所周辺	黒江 222 付近	☆☆☆	8
5	室山配水池周辺	黒江 265	☆☆☆	55.8
6	中言神社周辺	黒江 931	☆☆☆	9.9
7	浄國寺周辺	黒江 976	☆☆☆	18
8	池崎山西側周辺	黒江 1237 付近	☆☆☆	13
9	招魂山ちびっ子広場周辺	船尾 19-3	☆☆☆	11.8
10	日本製鉄避難マウンド	船尾 260-100	☆	15
11	とんだ池周辺	船尾 297 付近	☆☆☆	14
12	榊キンタロー駐車場周辺	船尾 317-2	☆☆☆	15.3
13	船尾山ハイキングコース周辺	船尾 342-7 付近	☆☆☆	10
14	ホテル裏側周辺	船尾 398-1	☆☆☆	14
15	妙覚寺周辺	船尾 622	☆☆☆	15
16	池崎山津波避難場所	日方 138 付近	☆☆☆	32
17	城山地区集会所周辺	日方 149-1	☆☆☆	10.3
18	柿本神社	日方 600	☆☆☆	14
19	元火葬場周辺	日方 754-2	☆☆☆	15
20	神田地蔵寺	日方 828 付近	☆☆☆	10
21	公園地山	日方 1307	☆☆☆	26
22	上神田地区高台周辺	日方 1397 付近	☆☆☆	24
23	日方集会所奥高台	日方 1401 付近	☆☆☆	13
24	日限地藏周辺	鳥居 284	☆☆☆	23.9
25	寶性院周辺	鳥居 420-3	☆☆☆	25
26	小中地藏周辺	鳥居 518 付近	☆☆☆	17

番号	名 称	所在地	緊急避難場所 レベル	標高 (m)
27	藤白神社周辺	藤白 466	☆☆☆	17.1
28	国道42号冷水駅前バス停周辺	冷水 308 付近	☆☆☆	21
29	国道42号冷水中バス停周辺	冷水 379 付近	☆☆☆	22.6
30	国道42号冷水バス停周辺	冷水 598 付近	☆☆☆	24.6
31	井田地蔵寺	井田 102 付近	☆☆☆	9.8
32	春日神社周辺	大野中 340	☆☆☆	36.7
33	わんぱく公園周辺	大野中 995-2 付近	☆☆☆	19.8
34	春日ふれあい広場	大野中 1056 付近	☆☆☆	11
35	井田児童会跡地館周辺	大野中 1056-6	☆☆☆	23.1
36	総合体育館周辺	大野中 1106	☆☆☆	22
37	大野小学校	山田 91-1	☆☆☆	39
38	且来八幡神社東参道	且来 625 付近	☆☆☆	19.2
39	且来招魂山周辺	且来 840 付近	☆☆☆	30.5
40	永楽寺	且来 866	☆☆☆	19.5
41	二つ池周辺高台	且来 922 付近	☆☆☆	30
42	大明神池周辺	且来 1028 付近	☆☆☆	40.6
43	大明神池東	且来 1065 付近	☆☆☆	19.2
44	大明神池西	且来 1069-5 付近	☆☆☆	25.5
45	松尾寺周辺	且来 1221	☆☆☆	24
46	且来八幡神社西参道	且来 1316 付近	☆☆☆	24.7
47	温水プール周辺	且来 1387-3 付近	☆☆☆	31.4
48	弁財天山周辺	且来 1472 付近	☆☆☆	24.7
49	元プライスカット駐車場周辺	岡田 611-1	☆☆☆	8.7
50	教法寺	岡田 698	☆☆☆	14
51	弘誓寺	岡田 780	☆☆☆	12
52	専応寺	岡田 975-1	☆☆☆	11
53	地福寺	岡田 992	☆☆☆	8.7
54	岡田八幡宮周辺	岡田 1181	☆☆☆	16
55	山崎団地	岡田 1233-5 付近	☆☆☆	10
56	国主神社周辺	多田 714	☆☆☆	15.8

番号	名 称	所在地	緊急避難場所 レベル	標高 (m)
57	猪ノ子山周辺	多田 1404	☆☆☆	40
58	智辯学園	和歌山市冬野 2066 - 1	☆☆☆	39
59	方集会所周辺高台	下津町上 48-7 付近	☆☆☆	15
60	上公民館周辺	下津町上 356-40 付近	☆☆☆	12.8
61	拝待団地周辺	下津町小原 1495 付近	☆☆☆	14
62	港ふれあい公園	下津町下津 27-3	☆☆☆	15
63	楠戸山中腹周辺	下津町下津 119 付近	☆☆☆	14
64	市道赤松楠戸線周辺	下津町下津 341 付近	☆☆☆	36.6
65	紀文レストラン駐車場	下津町下津 705 付近	☆☆☆	12.2
66	阿弥陀寺上の道路	下津町下津 1331 付近	☆☆☆	15
67	外瀬山周辺	下津町下津 1514 付近	☆☆☆	26
68	大正池周辺	下津町下津 1831 付近	☆☆☆	18
69	西方寺周辺	下津町下津 2464 付近	☆☆☆	10
70	下津最終処分場周辺	下津町下津 3103 付近	☆☆☆	10
71	大東小学校周辺農道	下津町丸田 384 付近	☆☆☆	25.5
72	かぐのみ苑周辺	下津町丸田 1111-1 付近	☆☆☆	34.7
73	戸坂峠	下津町丸田 1158 付近	☆☆☆	50
74	黒田地区高台	下津町黒田 186 付近	☆☆☆	19
75	三郷八幡神社参道	下津町丁 160 付近	☆☆☆	15
76	三郷八幡神社	下津町丁 238	☆☆☆	74
77	丁区パイロット農道周辺	下津町丁 500 付近	☆☆☆	43
78	方北地区高台③	下津町方 731 付近	☆☆☆	15
79	方北地区高台②	下津町方 793 付近	☆☆☆	15
80	方北地区高台①	下津町方 840 付近	☆☆☆	15
81	横山農道周辺	下津町方 1665-4 付近	☆☆☆	20
82	旧街道	下津町方 867 付近	☆☆☆	10
83	小島谷農道周辺	下津町方 976 付近	☆☆☆	14.6
84	宮ノ谷地区裏山周辺	下津町方 1092 付近	☆☆☆	20
85	禅定寺	下津町方 1157	☆☆☆	9.8
86	市道硯楠戸線周辺	下津町方 1334 付近	☆☆☆	16.1

番号	名 称	所在地	緊急避難場所 レベル	標高 (m)
87	硯地区裏山周辺	下津町方 1430 付近	☆☆☆	15
88	万葉歌碑周辺	下津町大崎 2 付近	☆☆☆	14.9
89	大崎地区集会所	下津町大崎 378-1	☆☆☆	19.4
90	旧大崎小学校	下津町大崎 383	☆☆☆	20
91	常行寺周辺	下津町大崎 357	☆☆☆	9.6
92	願称寺周辺	下津町大崎 398	☆☆☆	15
93	大崎グラウンド	下津町大崎 884 付近	☆☆☆	23
94	女良農道周辺	下津町大崎 1336 付近	☆☆☆	29
95	女良古墳周辺	下津町大崎 1373-2 付近	☆☆☆	18
96	教徳寺周辺	下津町塩津 82	☆☆☆	11.2
97	極楽寺周辺	下津町塩津 881	☆☆☆	25.6
98	旧塩津小学校（塩津公民館）	下津町塩津 908	☆☆☆	46
99	加茂神社	下津町下 567 付近	☆☆☆	51.2
100	道の駅海南サクアス（屋外）	下津町小南 51 番地 1	☆☆☆	14.5

2. 津波緊急避難ビル

番号	名 称	所在地	緊急避難 場所レベル	避難場所 標高 (m)	収容 人数
1	黒江防災コミュニティセンター（屋上）	船尾 222-21	☆	14.2	250
2	黒江小学校（屋上）	船尾 236-4	☆	11.6	600
3	海南スポーツセンター（屋上）	船尾 260-3	☆	12.2	400
4	恵友病院（6 階）	船尾 264-2	☆	14.7	100
5	石本病院（屋上）	船尾 365	☆	13.8	250
6	谷口病院（6 階）	日方 327-11	☆	18.0	67
7	海南中学校（屋上）	日方 962-2	☆	12.6	400
8	日方小学校（屋上）	日方 1257	☆	12.6	450
9	クレutz海南（屋上）	日方 1271 - 99	☆	18.3	400
10	パル・シャトー海南（4 階以上）	日方 1272-1	☆	9	170
11	海南合同宿舎 1 号棟（5 階以上）	日方 1274-3	☆	11.7	600
12	海南合同宿舎 2 号棟（5 階以上）	日方 1274-3	☆	11.7	700

番号	名 称	所在地	緊急避難 場所レベル	避難場所 標高 (m)	収容 人数
13	マンションニューハマ（屋上）	日方 1289 - 27	☆	17.5	100
14	防災センター（3階）	日方 1294-13	☆	9.6	250
15	県営駅前団地（4階以上）	日方 1500-6	☆	9	350
16	海南駅前改良住宅第1号棟（4階以上）	日方 1515-14	☆	9	380
17	海南駅前改良住宅第2号棟（4階以上）	日方 1515-14	☆	9	380
18	海南保健福祉センター（3階）	日方 1519-10	☆	8.5	300
19	和歌山プリンスイン海南（4階以上）	日方 1521-1	☆	10.1	100
20	海南医療センター（屋上）	日方 1522-1	☆	23.8	650
21	海南 nobinos（屋上）	海南市日方 1525-6	☆	19.0	384
22	スーパーセンターオークワ海南店（屋上駐車場）	築地 1-1	☆	17.0	6,000
23	J R 海南駅（プラットホーム）	名高 187-8	☆	8.4	2,100
24	第三中学校（4階）	鳥居 15-3	☆	12.8	250
25	内海小学校（屋上）	鳥居 190	☆	12	550
26	下津保健福祉センター（屋上）	下津町上 14-6	☆	8.3	200
27	下津小学校（3階）	下津町下津 477	☆	9.1	400
28	海南市民交流センター（3階）	下津町下津 500-1	☆	8.5	500
29	海南市民交流センター立体駐車場（最上段）	下津町下津 500-1	☆	7.5	1,100
30	下津消防署（屋上）	下津町下津 518-6	☆	9.3	400
31	下津防災コミュニティセンター（屋上）	下津町丸田 217-1	☆	8.6	400
32	大東小学校（屋上）	下津町方 1	☆	12.1	500
33	下津第二中学校（3階）	下津町下 287-2	☆☆	7.4	400
34	高田機工（株）高友寮（屋上）	下津町方 389	☆	11.9	150

（注）緊急避難場所レベル（和歌山県による設定基準）

☆☆☆	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
☆☆	浸水予想近接地域に、緊急避難場所（☆☆☆）へ避難する余裕が無いときの緊急避難場所として指定
☆	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難場所（☆☆☆、☆☆）に避難する余裕がない場合に対応するための緊急避難場所として指定

3. 風水害時避難場所

番号	名 称	風水害	洪水		土砂災害			高潮	
		避難場所 レベル	浸水 区域	避難場所 レベル	警戒 区域	危険 箇所	避難場所 レベル	浸水 区域	避難場所 レベル
1	黒江小学校	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
2	海南スポーツセンター	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
3	黒江・船尾地区避難所	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
4	黒江防災コミュニティセンター	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
5	日方小学校	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
6	海南中学校	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
7	みらい子ども園	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
8	海南 nobinos	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
9	日方公民館	☆	日方川	☆☆	●		☆	●	☆☆
10	防災センター（消防本部）	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆	●	☆☆
11	海南保健福祉センター	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
12	内海小学校	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
13	第三中学校	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
14	内海保育所	※1		☆☆☆	●		—		☆☆☆
15	内海公民館	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
16	冷水集会所	※1		☆☆☆	●		—	●	☆☆
17	冷水地区避難所	※1		☆☆☆	●		—		☆☆☆
18	大野小学校	☆		☆☆☆	●		☆		☆☆☆
19	大野公民館	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
20	県立海南高等学校	☆☆	日方川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
21	亀川中学校	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
22	亀川小学校	☆☆	亀の川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
23	亀川公民館	☆☆	亀の川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
24	巽小学校	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
25	巽中学校	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
26	巽コミュニティセンター	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
27	北野上小学校	※2	貴志川	—			☆☆☆		☆☆☆
28	北野上公民館	☆☆	貴志川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆

番号	名 称	風水害	洪水		土砂災害			高潮	
		避難場所 レベル	浸水 区域	避難場所 レベル	警戒 区域	危険 箇所	避難場所 レベル	浸水 区域	避難場所 レベル
29	中野上小学校	☆☆	貴志川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
30	東海南中学校	※2	貴志川	—			☆☆☆		☆☆☆
31	きらら子ども園	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
32	住民センター	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
33	中野上公民館	※2	貴志川	—			☆☆☆		☆☆☆
34	南野上小学校	☆		☆☆☆	●		☆		☆☆☆
35	南野上公民館	☆		☆☆☆	●		☆		☆☆☆
36	下津小学校	☆	小原川	☆☆	●		☆		☆☆☆
37	下津第一中学校	☆	小原川	☆☆	●		☆		☆☆☆
38	海南市民交流センター	☆☆	小原川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
39	拝待体育館	☆	小原川	☆☆	●		☆		☆☆☆
40	下津港湾防災管理事務所	☆☆	小原川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
41	下津保健福祉センター	☆☆	加茂川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
42	こじか保育所	☆☆	宮川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
43	大東小学校	☆☆	加茂川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
44	大崎地区集会所	☆☆☆		☆☆☆			☆☆☆		☆☆☆
45	旧大崎小学校	※1		☆☆☆	●		—		☆☆☆
46	下津防災コミュニティセンター(下津行政局)	☆☆	加茂川	☆☆			☆☆☆	●	☆☆
47	旧塩津小学校(塩津公民館)	☆		☆☆☆	●		☆		☆☆☆
48	加茂川小学校	☆	加茂川	☆☆	●		☆		☆☆☆
49	旧加茂第二小学校	☆	市坪川	☆☆	●		☆		☆☆☆
50	下津第二中学校	☆☆	加茂川	☆☆			☆☆☆		☆☆☆
51	旧仁義小学校	☆	加茂川	☆☆	●		☆		☆☆☆

※1 洪水のみの場合、避難場所として開放する場合がある。

※2 土砂災害のみの場合、避難場所として開放する場合がある。

(注) 避難場所レベル(和歌山県による設定基準)

☆☆☆	土砂災害や浸水、高潮が発生した場合でも十分に安全な避難場所
☆☆	土砂災害や浸水、高潮が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
☆	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所

資料- 45 広域避難場所

名称	所在地	面積 (m ²)
海南中央公園（市民運動場、わんぱく公園）	大野中 1006 大野中 995-2	102, 000
別院広場	別院 636-1	13, 816
沖野々公園	沖野々 278-6	2, 501
沖野々スポーツ広場	沖野々 278-1	8, 310
東部運動場	木津 382	29, 175
海南駅前広場	名高 530	6, 200
港ふれあい公園	下津町下津 27-3	3, 234
梅田ゲートボール場	下津町梅田 552-3	4, 535

資料- 46 指定避難所

※●は、津波、土砂災害、高潮の危険区域等であることを示しています。

※河川名は、その河川の洪水による浸水区域にあることを示しています。

番号	名称	津波災害 警戒区域	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	高潮浸水 想定区域
1	黒江小学校	●	日方川		●
2	海南スポーツセンター	●	日方川		●
3	黒江・船尾地区避難所				
4	黒江防災コミュニティセンター	●	日方川		●
5	日方小学校	●	日方川		●
6	海南中学校	●	日方川		●
7	みらい子ども園	●	日方川		●
8	海南 nobinos	●	日方川		●
9	日方公民館	●	日方川	●	●
10	防災センター（海南市消防本部）	●			●
11	海南保健福祉センター	●	日方川		●
12	内海小学校	●			
13	第三中学校	●	日方川		
14	内海保育所			●	
15	内海公民館	●			●
16	冷水集会所	●		●	●
17	冷水地区避難所			●	
18	大野小学校			●	
19	大野公民館				
20	県立海南高等学校		日方川		
21	亀川中学校				
22	亀川小学校		亀の川		
23	亀川公民館		亀の川		
24	巽小学校				
25	巽中学校				
26	巽コミュニティセンター				
27	北野上小学校		貴志川		
28	北野上公民館		貴志川		
29	中野上小学校		貴志川		

番号	名称	津波災害 警戒区域	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	高潮浸水 想定区域
30	東海南中学校		貴志川		
31	きらら子ども園				
32	住民センター				
33	中野上公民館		貴志川		
34	南野上小学校			●	
35	南野上公民館			●	
36	下津小学校	●	小原川	●	
37	下津第一中学校	●	小原川	●	
38	海南市民交流センター	●	小原川	●	
39	拝待体育館	●	小原川	●	
40	下津港湾防災管理事務所	●	小原川		●
41	下津保健福祉センター	●	加茂川		
42	こじか保育所	●	宮川		
43	大東小学校	●	加茂川		●
44	大崎地区集会所				
45	旧大崎小学校			●	
46	下津防災コミュニティセンター(下津行政局)	●	加茂川		●
47	旧塩津小学校(塩津公民館)			●	
48	加茂川小学校		加茂川	●	
49	旧加茂第二小学校		市坪川	●	
50	下津第二中学校		加茂川		
51	旧仁義小学校		加茂川	●	
52	県立海南高等学校大成校舎		貴志川	●	

※連絡先は、連絡先- 6 避難所 P390 を参照

資料- 47 福祉避難所

番号	名称	津波災害警戒区域	洪水浸水区域	土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域	施設の種類			受入種別						
						高齢者施設	障害福祉施設	その他	視覚	聴覚	肢体	知的	発達	精神	妊産婦
1	養護老人ホーム 白寿荘			●		●					●				
2	障害者福祉施設 ハニーホーム東雲						●					●	●	●	
3	特別養護老人ホーム 南風園					●			●	●	●				
4	障害者支援施設 太陽の丘 ていえどーる						●					●		●	
5	介護老人福祉施設 緑風苑					●					●				
6	特別養護老人ホーム 天美苑		貴志川			●					●				
7	養護老人ホーム 橘寮	●	加茂川		●	●					●				
8	特別養護老人ホーム かぐのみ苑			●		●			●	●	●	●			
9	介護老人福祉施設 やすらぎ園					●			●	●	●	●	●	●	
10	地域密着型介護老人福祉施設 さくらホーム					●					●				
11	住宅型有料老人ホーム しお さいの家					●					●				
12	住宅型有料老人ホーム こころ	●	加茂川			●					●				
13	障害者福祉施設 あすなろ						●					●		●	
14	多機能型事業所 あかり		日方川				●				●	●		●	
15	サービス付き高齢者向け住宅 和が家					●					●				
16	デイサービス 和が家					●					●				
17	阪井カルフル・ド・ルポ 総合 ケアステーションラヴィ		亀の川	●		●					●				
18	グループホーム海南ささゆり			●		●					●				
19	小規模多機能型居宅介護ささ ゆり			●		●					●				
20	グループホーム海南ささゆり 2					●					●				
21	地域子育て支援センターきら ら							●							●
22	すまいるはうす加茂		加茂川	●				●							●
23	セントケア看護小規模かいな ん					●			●	●	●	●	●	●	

※連絡先は、連絡先- 7 福祉避難所 P392 を参照

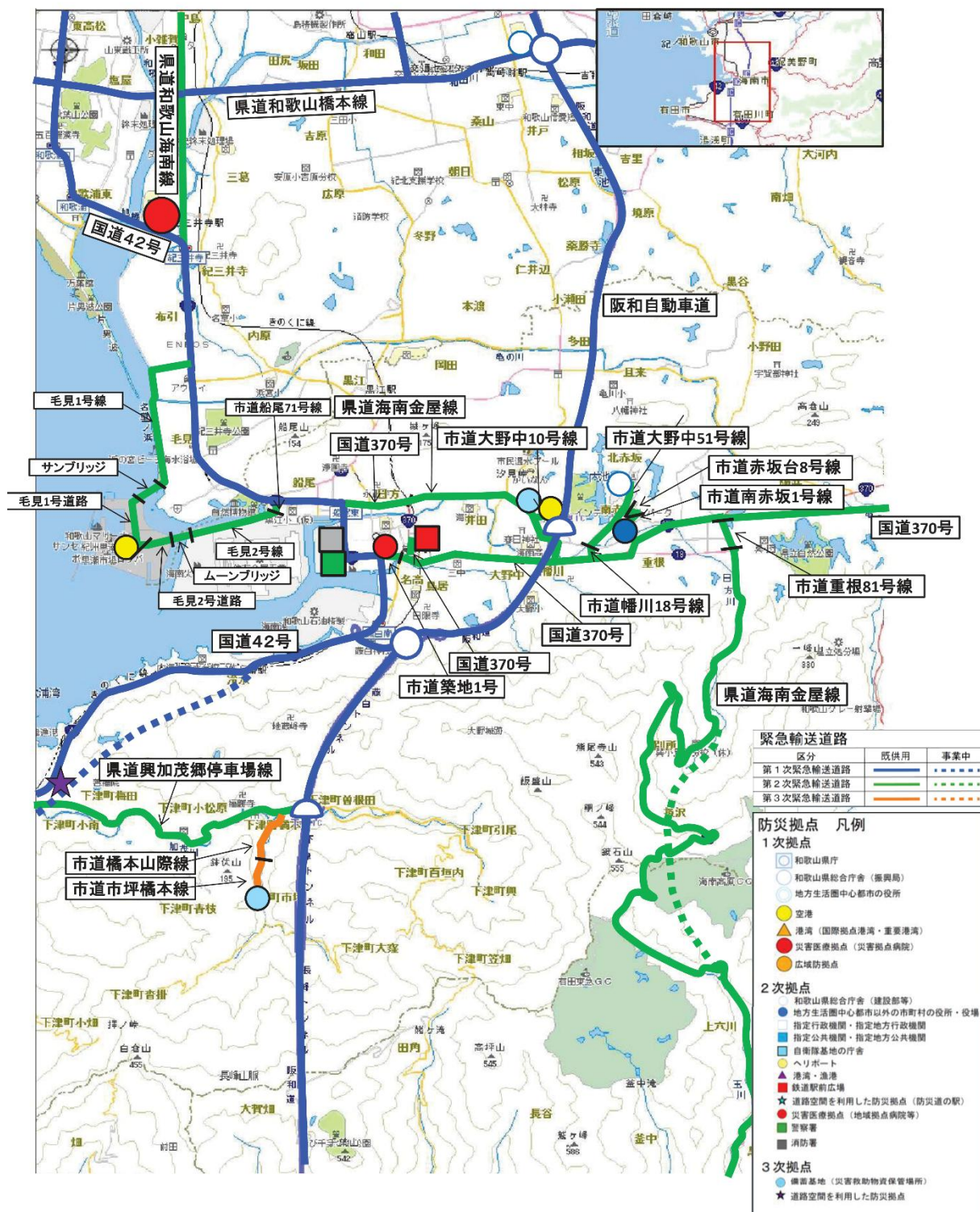
資料- 48 応急仮設住宅建設用地候補リスト

候補地の名称	所在地	有効面積 (㎡)	仮設住宅 建設可能 戸数 (戸)	用地の状況							
				上水道	汚水排水	雑排水	電気	ガス	地盤状況	障害物	津波浸水 区域内/ 外
つつじヶ丘団地 公園 3	海南市小野 田 1531-33	400	4	無	無	無	支障 なし	無	土	有	外
つつじヶ丘団地 公園 4	海南市小野 田 1533-5	400	4	無	無	無	支障 なし	無	土	無	外
赤坂公園台公園	海南市小野 田 1620-39	400	4	無	無	無	支障 なし	無	土	無	外
のびのび公園	海南市北赤 坂 34	500	5	20A	無	無	支障 なし	都市ガ ス	土	無	外
北赤坂いきいき 広場	海南市北赤 坂 35	1,800	18	20A	赤坂クリー ンセンター	赤坂クリー ンセンター	支障 なし	都市ガ ス	土	無	外
東部運動場	海南市木津 382	7,248	72	φ100	浄化槽 (水路放流)	浄化槽 (水路放流)	支障 なし	LP	土	無	外
沖野々スポーツ 広場	海 南 市 沖 野々278-1	8,442	84	φ100	浄化槽 (水路放流)	浄化槽 (水路放流)	支障 なし	無	土	無	外
港ふれあい公園	海南市下津 町下津 27-3	800	8	20A	浄化槽 (水路放流)	浄化槽 (水路放流)	支障 なし	無	土	無	外
加茂郷児童公園	海南市下津 町黒田 113-2、113- 3	400	4	20A	浄化槽 (水路放流)	自然放流 (手洗い・ 流し)	支障 なし	無	土	無	外
重根 1 号公園	海南市重根 一丁目 9 番	1,000	10	20A	無	無	支障 なし	無	土	無	外
重根 4 号公園	海南市重根 一丁目 13 番	1,200	12	20A	無	無	支障 なし	無	土	無	外

資料- 49 応急仮設住宅用地選定上の注意点

(被災時における用地選定上の注意点)

1. ライフライン（電気、水道、ガス等）の整備状況や、災害時の復旧予定状況について配慮すること。
2. 年間を通じ、災害の危険性（二次災害を含む）の少ない土地であること。
3. 災害時は広域避難場所や受援機関の滞在地、ライフライン復旧用地等、他の用途に使用する可能性があることから、他の使用用途の確認及び使用期間、建設開始可能時期等を調整すること。
4. 学校運動場は、最終的に他に用地が確保できない場合に教育委員会との調整の上使用することとするが、長期間の設置が予想され、教育上の問題が生じてくるので、十分な調整をおこなうこと。
5. 学校、商店、医療機関、交通、騒音等の立地条件について配慮すること。
6. 災害復興住宅の建設地を想定し、応急仮設住宅用地を選定すること。
7. 建設用地は公共用地を原則とするが、確保が困難な場合は企業用地等の民有地とすることができる。ただし、民有地を無償で土地賃借する場合、公租公課等の土地所有に伴う義務的経費は原則として免除する必要がある。また、応急仮設住宅の供与期間は2年であるが、その期間を超えて設置せざるを得ない場合も想定し、予め長期化することに対する了解を得ておくこと。
8. 応急仮設住宅の位置については、被災者はできるだけ被災地に近いところを希望する場合が多いため、そうした点に配慮して用地を確保すること。
9. 市内で用地の確保が困難な場合、県や受入可能な近隣市町等と調整を行うこと。





資料- 51 ヘリコプターの発着可能地

名称	所在地	施設管理者	発着場面積 東西m・南北m	備考
海南市庁舎駐車場	南赤坂 11	管財情報課長	50×20	南に庁舎
海南高等学校	大野中 651	学校長	110×100	北方向に春日山
海南中学校	日方 962-2	学校長	95×80	西北に校舎
第三中学校	鳥居 15-3	学校長	85×80	西に校舎 北にポール
東海南中学校	野上中 590	学校長	145×85	南に校舎
大野小学校	山田 91-1	学校長	75×100	西に校舎
内海小学校	鳥居 190	学校長	70×70	北に校舎
亀川小学校	且来 655	学校長	80×65	北に校舎
総合体育館駐車場	大野中 1106	教育委員会 生涯学習課長	40×30	通常時、車有り
海南市民運動場	大野中 1106	教育委員会 生涯学習課長	110×115	
下津小学校	下津町下津 477	学校長	60×50	東に校舎
下津第二中学校	下津町下 278-2	学校長	60×60	北西に校舎
別院広場	別院 636-1	管理課長	40×35	

1. 幼稚園【担当課】学校教育課

(令和7年12月末現在)

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
1	内海幼稚園	鳥居 190	内海	482-3887	482-3887	●				○	-	-		○
2	大野幼稚園	山田 91-2	大野	482-3523	482-3523			●		-	-	○		○
3	亀川幼稚園	且来 664-1	亀川	482-3530	482-3530		亀の川			-	○	-		○
4	巽幼稚園	重根 1203	巽	487-0302	487-0302					-	-	-		-
5	下津幼稚園	下津町下津 477	下津町全域	492-0452	492-0452	●	小原川			○		-		○

2. 小学校【担当課】学校教育課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
1	黒江小学校	船尾 236-4	黒江船尾	482-0147	482-5908	●	日方川		●	○	○	-		○
2	日方小学校	日方 1257	日方	482-0118	482-2101	●	日方川		●	○	○	-		○
3	内海小学校	鳥居 190	内海	482-0258	483-1648	●				○	-	-		○
4	大野小学校	山田 91-1	大野	482-3524	482-9546			●		-	-	○		
5	亀川小学校	且来 655	亀川	482-1464	482-9505		亀の川			-	○	-		○
6	巽小学校	重根 1203	巽	487-0036	487-4914					-	-	-		-
7	北野上小学校	孟子 174	北野上	488-0053	486-0532		貴志川			-	○	-		○
8	中野上小学校	椋木 93	中野上	487-0241	487-4036		貴志川			-	○	-		○
9	南野上小学校	次ヶ谷 80	南野上	487-0064	487-4034			●		-	-	○		
10	加茂川小学校	下津町小松原 23	加茂	494-0031	494-0483		加茂川	●		-	○	○		○
11	大東小学校	下津町方 1	大崎	492-2040	492-5015	●	加茂川		●	○	○	-		○
12	下津小学校	下津町下津 477	下津	492-0116	492-5016	●	小原川	●		○		○		○

3. 中学校【担当課】学校教育課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
1	海南中学校	日方 962-2	日方	482-0548	482-1813	●	日方川		●	○	○	-		○
2	第三中学校	鳥居 15-3	内海	482-0563	482-1906	●	日方川			○	○	-		○
3	亀川中学校	且来 990	亀川	482-3529	482-0697					-	-	-		-
4	巽中学校	阪井 399	巽	487-0149	487-3549					-	-	-		-
5	東海南中学校	野上中 590	中野上	487-0151	487-2101		貴志川			-	○	-		○
6	下津第一中学校	下津町下津 500-2	下津	492-0101	492-5561	●	小原川	●		○		○		○
7	下津第二中学校	下津町下 287-2	大崎	492-2047	492-5562		加茂川			-	○	-		○

4. 高等学校【担当課】和歌山県教育委員会

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
1	県立海南高等学校	大野中 651	大野	482-3363	484-2346		日方川			-	○	-		○

5. 高齢者利用施設 【担当課】高齢介護課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
1	医療法人恵友会 老人保健施設 恵友ライフケアセンター	船尾 265-15	黒江船尾	483-3000	483-1715	●	日方川		●	○	○	-		○
2	医療法人恵友会 認知症対応型共同生活介護グループホーム なぎの家 恵友	船尾 269-5	黒江船尾	482-2112	482-2113	●	日方川		●	○	○	-		○
3	グループホーム ガーデンライフ	船尾 265-8	黒江船尾	483-3113	483-1715	●	日方川		●	○	○	-		○
4	医療法人恵友会 デイサービスセンター らそ恵友	船尾 257-7	黒江船尾	483-2220	483-2230	●	日方川		●	○	○	-		○
5	医療法人琴仁会 石本病院	船尾 365	黒江船尾	483-3325	483-3325	●	日方川		●	○	○	-		○
6	リハビリド海南	日方 330	日方	482-4355	483-8821	●	日方川		●	○	○	-		○
7	デイサービスセンター ウェルネス	日方 1274-76	日方	483-8686	483-6655	●	日方川		●	○	○	-		○
8	通所介護事業所 輝	日方 1242-6	日方	496-0007	496-2007	●	日方川		●	○	○	-		○
9	一織庵デイサービス 海南	日方 1512-3	日方	483-1270	483-1271	●	日方川		●	○	○	-		○
10	辻整形外科	築地 1-50	内海	483-1234	483-0221	●	日方川		●	○	○	-		○
11	老人保健施設 カルフール・ド・ルポ	築地 1-61	内海	483-1000	483-8200	●	日方川		●	○	○	-		○

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
12	小規模多機能型居宅介護事業所 藤白ゆらり	藤白 19	内海	484-5100	484-5200	●		●	●	○	-	○		○
13	辻秀輝整形外科	名高 178-1	内海	483-3131	482-6090	●	日方川		●	○	○	-		○
14	秀リハビリセンター	名高 178-1	内海	403-2451	482-6090	●	日方川		●	○	○	-		○
15	デイサービス つどいの家	名高 506-4	内海	483-1770	483-0096	●	日方川		●	○	○	-		○
16	デイサービス うらら	鳥居 1-1	内海	484-5104	484-5014	●	日方川			○	○	-		○
17	さくらデイケアセンター	鳥居 1-1	内海	484-5103	484-5013	●	日方川			○	○	-		○
18	ケアチーム 大河	名高 474	内海	483-6066	483-6077	●	日方川		●	○	○	-		○
19	ジャックと豆の木	藤白 142-5	内海	483-2800	483-2802	●		●	●	○	-	○		○
20	エンジョイ さくら	大野中 449-3	大野	484-5008	484-5004	●	日方川			○	○	-		○
21	実～みのり～	井田 151-4	大野	488-5561	488-5562		日方川			-	○	-		○
22	養護老人ホーム 白寿荘	小野田 820-1	亀川	487-4370	487-5346			●		-	-	○		○
23	グループホーム 海南ささゆり	小野田 812	亀川	485-1112	485-1113			●		-	-	○		○
24	小規模多機能型居宅介護 ささゆり	小野田 812	亀川	485-1112	485-1113			●		-	-	○		○
25	グループホーム 海南ささゆり 2	小野田 830-1	亀川	488-2888	488-2889					-	-	-		-
26	ライフパートナー東雲	小野田 1633-13	亀川	485-1888	485-1910					-	-	-		-
27	デイサービス・トレーニングセンターこんにちは kainan	且来 101-3	亀川	486-2228	486-2227		亀の川			-	○	-		○
28	北浦デイサービス（海南）	小野田 74	亀川	487-5055	487-5155					-	-	-		-
29	地域密着型介護老人福祉施設 さくらホ	北赤坂 2-1	亀川	484-5000	488-2010					-	-	-		-
30	介護老人保健施設 天竹苑	重根 11-1	巽	487-4171	487-5134			●		-	-	○		○
31	医療法人天竹会 竹中整形外科・内科	重根 11-1	巽	487-4171	487-5134			●		-	-	○		○
32	ライフパートナー	重根 348-2 ライフパートナー重根 1F	巽	487-3447	487-3440		日方川			-	○	-		○
33	すずらん	重根 348-2 ライフパートナー重根 3F	巽	487-3447	487-3440		日方川			-	○	-		○
34	阪井カルフル・ド・ルポ	阪井 1769-1、1770-1	巽	488-2116	488-2120		亀の川	●		-	○	○		○
35	セントケア看護小規模かいなん	重根東 1-1-7	巽	485-1870	487-4811					-	-	-		-
36	特別養護老人ホーム 天美苑	七山 964-1	北野上	486-0114	486-0604		貴志川			-	○	-		○

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
37	介護老人福祉施設 緑風苑	孟子 709-1	北野 上	486-0788	486-0822					-	-	-		-
38	平成デイサービスセ ンター海南	孟子 709-1	北野 上	486-0788	486-0822					-	-	-		-
39	グループホーム 天 美苑	七山 964-1	北野 上	486-0114	486-0604		貴志川			-	○	-		○
40	グループホーム 天 美苑Ⅱ	七山 828	北野 上	486-0114	486-0604		貴志川			-	○	-		○
41	特別養護老人ホーム 南風園	木津 233- 40	中野 上	487-3616	487-3760					-	-	-		-
42	デイサービスセンター南風	木津 233- 40	中野 上	487-3616	487-3760					-	-	-		-
43	ケアセンター 和が 家	木津 273	中野 上	485-3001	485-3002					-	-	-		-
44	デイサービス げん き	沖野々394- 3	中野 上	487-3388	487-3335					-	-	-		-
45	デイサービス和が家	木津 285	中野 上	485-2200	485-2201					-	-	-		-
46	医療法人恵友会 老 人保健施設 恵友サ ザンホーム	下津町小南 125	加茂	492-5132	492-5101		加茂川			-	○	-		○
47	特別養護老人ホーム かぐのみ苑	下津町丸田 1111-1	大崎	492-5800	492-3100			●		-	-	○		○
48	かぐのみ苑デイサー ビスセンター	下津町丸田 1111-1	大崎	492-5800	492-3100			●		-	-	○		○
49	養護老人ホーム 橘 寮	下津町方 674-1	大崎	492-2064	492-3622	●	加茂川		●	○	○	-		○
50	グループホーム ひ だまり	下津町方 498-25	大崎	493-3310	493-3770	●	加茂川		●	○	○	-		○
51	デイサービスセンタ ー ひだまり	下津町方 498-25	大崎	493-3300	493-3770	●	加茂川		●	○	○	-		○
52	デイサービスセンタ ー・こころⅡ	下津町方 2151	大崎	492-0899	493-2502			●		-	-	○		○
53	デイサービスセンタ ー・こころ	下津町方 2151	大崎	492-0899	493-2502			●		-	-	○		○
54	デイサービスセンタ ー・スイミー	下津町方 2088-28	大崎	488-9600	488-9601					-	-	-		-
55	海南グループホーム みかんの里	下津町上 610-1	下津	492-6677	492-6678					-	-	-		-

6. 障害者利用施設【担当課】社会福祉課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
1	もなみ	船尾 426-2	黒江船尾	482-7140	482-7141	●		●	●	○	-	○		○	
2	リアン	船尾 438	黒江船尾	483-0454	483-0474	●		●	●	○	-	○		○	
3	さくら園	日方 1519-10	日方	483-8767	483-8769	●	日方川		●	○	○	-		○	
4	シェアホー ム海南	山崎町 3 丁目 3-680	日方	488-6603	488-6604			●		-	-	○			
5	シェアスマ イル	山崎町 3 丁目 3-680	日方	488-6603	488-6604			●		-	-	○		○	

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
6	多機能型事業所あかり	重根西1丁目6-6	巽	494-6275	494-6276		日方川			-	○	-		○	
7	さくらっ子（どんぐり）	鳥居3-1 4階 （鳥居1-1 2階）	内海	484-5102	484-5012	●	日方川			○	○	-		○	
8	エンジョイさくら	大野中 449-3	大野	484-5008	484-5004	●	日方川			○	○	-		○	介護併用
9	絆共同作業所	大野中 701-1	大野	488-7505	488-7528		日方川			-	○	-		○	
10	さやかはうす	岡田 20	亀川	482-7738	499-4824		亀の川			-	○	-		○	
11	くろえホーム	岡田 1233-5	亀川	482-6820	494-8515			●		-	-	○		○	
12	カトレアホーム	岡田 344-1 グランドウェル 203・205	亀川	482-6860	494-8515		亀の川			-	○	-		○	
13	エスポワール	岡田 314-5 ルネール 102・203	亀川	483-7337	494-8515		亀の川			-	○	-		○	
14	茨共同作業所	岡田 21	亀川	482-7738	499-4824		亀の川			-	○	-		○	
15	茨	岡田 1181-19	亀川	482-7738	499-4824			●		-	-	○		○	
16	のぞみスター	岡田 331-7	亀川	483-6036	483-6036		亀の川			-	○	-		○	
17	らんぷ	岡田 344-1 グランドウェル 101・103・105	亀川	483-0303	494-8515		亀の川			-	○	-		○	
18	ハニーホーム東雲	小野田 1633-13	亀川	488-8814	485-1887					-	-	-		-	介護併用
19	KURUMI 事業所	且来 46-3	亀川	499-7073	499-7073		亀の川			-	○	-		○	
20	+one（プラスワン）	且来 554-1	亀川	482-3780	482-3780		亀の川	●		-	○	○		○	
21	地域密着型介護老人福祉施設さくらホーム	北赤坂 2-1	亀川	484-5000	488-2010					-	-	-		-	介護併用
22	作業所ボランティア	且来 23-19	亀川	460-2133	460-2133		亀の川			-	○	-		○	
23	ハニーホーム重根	重根 348-2 ライフパートナー重根2階	巽	487-3447	487-3440		日方川			-	-	-		-	
24	あすなろ	阪井 521	巽	487-5560	487-5556					-	-	-		-	
25	あすの実	阪井 488-1	巽	499-6396	499-6397					-	-	-		-	
26	ばん工房かたつむり	重根 1778	巽	485-3320	485-3340			●		-	-	○		○	
27	グループホーム第一日向	重根 1164-8	巽	487-5543	487-5543					-	-	-		-	
28	グループホーム第2日向	阪井 283	巽	487-5543	487-5543					-	-	-		-	
29	グループホーム第3日向	阪井 279-6	巽	487-5543	487-5543			●		-	-	○		○	
30	グループホーム第4日向	阪井 224-12	巽	487-5543	487-5543					-	-	-		-	
31	デイサービスセンター南風園	木津 233-40	中野上	487-3616	487-3760					-	-	-		-	介護併用

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
32	おかし工房 桜和	野上新 616-8	南野上	485-2890	494-3266					-	-	-		-	
33	太陽の丘	上谷 777-1	南野上	487-4352	487-4843			●		-	-	○			介護 併用
34	グループホーム ふあんふあん	上谷 807-1	南野上	487-4352	487-4843			●		-	-	○			
35	グループホーム それいゆ	上谷 783-4	南野上	487-4352	487-4843			●		-	-	○			
36	地域活動支援 センターぴあ	名高 449	内海	486-2270	494-8515	●	日方川		●	○	○	-		○	
37	かぐのみ苑 ショートス テイサービ ス	下津町丸田 1111-1	大崎	492-5800	492-3100			●		-	-	○		○	介護 併用
38	日中一時支 援事業 クローバー	下津町梅田 309	加茂	499-8948				●		-	-	○		○	
39	児童発達支援・ 放課後等デイサ ービスあいハンド	黒江 711-2	黒江船尾	482-6100	482-6100	●	日方川		●	○	○	-		○	
40	放課後等デイ サービスひかり スター	岡田 326	亀川	463-6567	463-6567		亀の川			-	○	-		○	
41	ソーシャル インクルー ホーム海南 下津町	下津町丸田 13- 1	大崎	492-5110	492-5120		加茂川			-	○	-			
42	就労継続支 援 B 型みろ く作業所	船尾 266	黒江船尾	050-1143- 9171	488-7169	●	日方川			○	○	-		○	
43	多機能型事 業所スノー ドロップ	重根 119	巽	488-8962	488-8963			●		-	-			○	
44	ライフサポート センター春	七山 772-43	北野上	407-1342	407-1374		貴志川			-	○	-		○	
45	スマイルハ ンズ	日方 1521-1 和歌山プリン スイン海南ピ ア・ビル 1 階	日方	473-2222	473-2221	●	日方川		●	○	○	-		○	
46	Confiance	木津 274-1	中野上	488-5937	488-5938			●		-	-			○	
47	スマイルさ くら	鳥居 3-1	内海	484-5008	484-5004	●	日方川			○	○	-		○	
48	ラーフラ海 南	日方 1048-5	日方	080-5790- 4386		●	日方川		●		○	-		○	
49	作業所ピヴ ォ	且来 14-1	亀川	460-3189	460-6802					-	-	-		-	
50	キミト☆ミ ライ海南	名高 167-2	内海	482-7708		●	日方川		●			-			
51	オポッサム マーケット	船尾 215-46	黒江船尾	460-6488	460-6488	●	日方川		●			-			

7. 学童保育施設【担当課】子育て推進課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
1	のびのびキッズ黒江	船尾 236-4 黒江小学校内	黒江船尾	484-3757		●	日方川		●	○	○	-		○	
2	のびのびキッズ日方	日方 1257 日方小学校内	日方	484-3366		●	日方川		●	○	○	-		○	
3	うつみっ子	鳥居 190 内海小学校内	内海	486-3070		●				○	-	-		○	
4	おおのっ子	山田 91-1 大野小学校内	大野	486-3525				●		-	-	○			
5	のびのびキッズ亀川	且来 655 亀川小学校内	亀川	484-2922			亀の川			-	○	-		○	
6	たつみっ子	重根 1203 巽小学校内	巽	485-3245						-	-	-		-	
7	学童保育室 きたのかみ	孟子 174 旧ななさと保育所内	北野上	488-0314			貴志川			-	○	-		○	
8	のびのびキッズ中野上	椋木 93 中野上小学校内	中野上	485-1678			貴志川			-	○	-		○	
9	すまいるは うす南野上	次ヶ谷 80 番地南野上小学校内	南野上	487-0133				●		-	-	○			
10	すまいるは うす加茂	下津町小松原 32-1	加茂	493-2423			加茂川	●		-	○	○			
11	すまいるは うす大東	下津町方 1 大東小学校内	大崎	492-5215		●	加茂川		●	○	○	-		○	
12	すまいるは うす下津	下津町下津 477 下津小学校内	下津	492-0303		●	小原川	●		○		○		○	

8. 保育所【担当課】子育て推進課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練 実施
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮	
1	内海保育所	鳥居 69	内海	482-1089				●		-	-			
2	こじか保育所	下津町上 2-1	下津	492-1007		●	宮川			○		-		○

9. 認定こども園【担当課】子育て推進課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
1	みらい子ども園	日方 1272-3	日方	482-1951		●	日方川		●	○	○	-		○	
2	くるみ保育園	井田 89-2	大野	483-4522			日方川		●	-	○	-		○	
3	きらら子ども園	沖野々434	中野上	487-2370						-	-	-		-	
4	五月山こども園	北赤坂 3-1	亀川	483-8888						-	-	-		-	私立
5	マリア幼稚園	日方 1273-4	日方	482-2190		●	日方川		●	○	○	-		○	私立

10. 保健福祉センター【担当課】健康課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
1	海南保健福祉センター	日方 1519-10	日方	483-8760		●	日方川		●	○	○	-		○	
2	下津保健福祉センター	下津町上 14-6	下津	493-2722		●	加茂川			○	○	-		○	

11. 救急告示医療機関【担当課】健康課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
1	石本病院	船尾 365	黒江船尾	482-5063		●	日方川		●	○	○	-		○	
2	恵友病院	船尾 264-2	黒江船尾	483-1033		●	日方川		●	○		-		○	
3	海南医療センター	日方 1522-1	日方	482-4521		●	日方川		●	○	○	-		○	

12. 医療施設【担当課】健康課

番号	名称	所在地	地区	電話	FAX	警戒（浸水）区域				避難確保計画				訓練実施	備考
						津波	洪水	土砂	高潮	津波	洪水	土砂	高潮		
1	笠松病院	船尾 196	黒江船尾	482-3153		●	日方川		●	○	○	-		○	
2	谷口病院	日方 327-11	日方	482-2500		●	日方川		●	○	○	-		○	
3	辻秀輝整形外科	名高 178-1	日方	483-3131		●	日方川		●	○	○	-		○	
4	西本内科外科医院	下津町黒田 84	大崎	492-2241			加茂川		●	-	○	-		○	

※各施設に対する予警報等の伝達経路については、資料- 70 各段階で収集する情報の種類 (P159) のとおりとする。

各地域における要配慮者が災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画による。

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、要配慮者対策にもつながることから、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

また、災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害時の避難支援を実効性のあるものにするため、個別避難計画の作成に努める。

1. 要配慮者の把握・情報伝達体制の整備

- (1) 市は、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- (2) 市は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。
- (3) 市は、緊急通報システムの充実を図るとともに、「海南市老人等緊急通報装置貸与事業実施要綱」の規定に基づき促進に努める。
- (4) 市は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。
 - ① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できる。
 - ② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。
- (5) 市は、避難行動要支援者の避難活動を円滑に行うためのマニュアルを作成する。
- (6) 市は、避難行動要支援者の相談窓口を設置する。
- (7) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告を行うにあたり防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話等を活用するなど複数の手段を有機的に組み合わせるよう配慮する。

2. 社会福祉施設等の対応

(1) 避難訓練の実施

災害が発生したときの緊急避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を作成し、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておく。

(2) 緊急避難場所の選定

災害の程度種別等に応じた緊急避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

(3) 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(4) 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努める。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努める。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食料、水及び緊急ベッド等の確保に努める。
- ④ 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努める。

(5) 福祉施設との協定

市は、要配慮者の避難所として、福祉施設との協定を結ぶ。

(6) 災害時に特に配慮すべき事項

市は、災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮する。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難情報の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食料の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の予防
- ⑮ 医療福祉相談窓口の設置

3. 外国人対策

市は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

(1) 在住外国人の把握

市は県と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努める。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努める。

(3) 予防対策等

- ① 県が設置する和歌山県国際交流センターと連携し、外国人等の相談に対応できるよう取り組む。
- ② 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。
- ③ 避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。

4. 避難行動要支援者の避難誘導體制の確立

本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努めるとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な打合せを行いながら個別避難計画の策定に努める。また、避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

5. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難支援等関係者となる者

- ① 海南市消防本部
- ② 海南警察署
- ③ 海南市民生委員児童委員協議会
- ④ 海南市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 自治会
- ⑦ その他市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（家族等による避難支援を受けることができる者は除く。）

- ① 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護1以上の認定を受けているもの
- ② 身体障害者手帳を所持している者で、障害等級が1級から3級までのもの
- ③ 療育手帳を所有している者で、障害の程度がA1又はA2のもの
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、障害等級が1級又は2級のもの
- ⑤ 特定医療費（指定難病）受給者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

なお、上記の避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を一定期間ごとに更新する。

(5) 名簿情報の情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置

- ① 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、避難支援を必要とする

理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- ② 市内の一地区の自主防災組織等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ③ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④ 情報の漏えいのない場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ⑤ 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

6. 避難支援等関係者等の安全確保

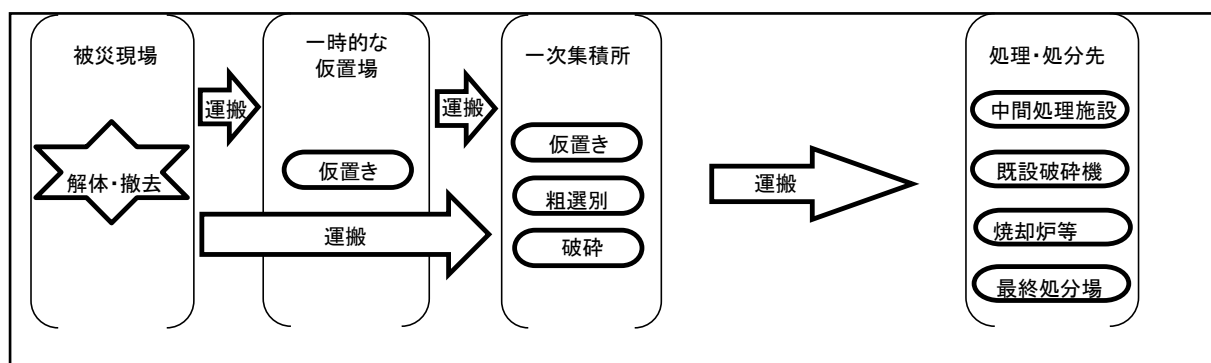
避難支援等関係者等の安全確保の措置として、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知するよう努める。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解を得るとともに、避難支援等関係者は避難支援に努めるものの、支援できない可能性があることの理解も得るよう努める。

資料- 54 災害廃棄物等の仮置場の確保

1. 一時的な仮置場・一次集積所の分類

名称		定義	設置期間等
一時的な仮置場・一次集積所	一時的な仮置場	- 被災住民等が排出する災害廃棄物を一時的に集積する場所 - 道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な集積場所	設置期間は一次集積所に搬出されるまで（数ヶ月を目途）
	一次集積所	- 被災住民等が排出する災害廃棄物を集積する場所 - 中間処理前に、災害廃棄物を粗選別するとともに、一定期間保管しておく場所	- 大型ダンプがアクセスできる道路が必要 - 設置期間は、最終処理施設への搬入が完了するまで
中間処理施設用地		仮設破砕機、焼却炉等の設置及び処理作業を行うための用地	- 環境条件等が十分に確保できる場合は、集積所内に中間処理施設を設置することが望ましい。 - 中間処理された再生資材を搬出するまでの保管を行う。

2. 災害廃棄物の処理の流れ



3. 一時的な仮置場及び一次集積所候補地の選定

一時的な仮置場及び一次集積所候補地の選定に際して、空地等は被災者の避難所・応急仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること並びに発災直後や復旧・復興時など時間軸の変化により、必要とされる用途が変化する場合があることに留意する。

候補地は次の点を考慮して選定する。

- (1) 有効面積が十分に確保することができる。
- (2) 効率的な搬出ルート、必要な搬入口の車幅が確保できる。（大型車両の相互通行のため、前面道路は幅員6.0m以上が望ましい。）
- (3) 周辺に渋滞が発生した場合でも、緊急車両の通行支障や通勤・通学等の支障になるといった周辺地域への悪影響が想定されないこと。
- (4) 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（船舶係留等も考慮する）等の公有地（市町村・県・国有地等）
- (5) 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）

※できる限り、アスファルト敷の施設を選定し、そうでないところには現状復旧することを考え、鉄板や養生シート等を敷くなどの対策を検討する。

(6) 作業者等のためのトイレや熱中症対策としての水道設備が近くにあること。

(7) 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域

(8) 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無

4. 連携・調整等

県や近隣市町、関係団体等に広域的な支援要請をおこなうとともに、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援は、行政、県・市ボランティアセンター、NPO・NGO・各種団体と連携・調整を行い、迅速かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

資料- 55 仮置場の必要面積の算定方法

1. 仮置場等の必要面積の算定方法

項目	算定方法
必要面積	仮置量÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
仮置量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間（3年とする）
積み上げ高さ	5 mとする
作業スペース割合	1とする

2. 仮置き場必要面積（「和歌山県災害廃棄物処理計画」での算定）

3連動地震（m ² ）	南海トラフ巨大地震（m ² ）
193,000～214,000	362,000～389,000

資料- 56 指定文化財

1. 国指定文化財

(1) 国宝

名称	所在	種別	員数	時代	指定年月日
善福院釈迦堂	下津町梅田 (善福院)	建造物	1 棟	鎌倉	昭和 28 年 3 月 31 日
長保寺本堂 附 厨子 1 基	下津町上 (長保寺)	建造物	1 棟	鎌倉	昭和 28 年 3 月 31 日
長保寺多宝塔	下津町上 (長保寺)	建造物	1 基	室町	昭和 28 年 3 月 31 日
長保寺大門 附 扁額 1 面	下津町上 (長保寺)	建造物	1 棟	室町	昭和 28 年 3 月 31 日

(2) 重要文化財

名称	所在	種別	員数	時代	指定年月日
木造千手観音坐像	別所 (願成寺)	彫刻	1 軀	鎌倉	昭和 14 年 9 月 8 日
長保寺鎮守堂	下津町上 (長保寺)	建造物	1 棟	鎌倉	大正 3 年 4 月 17 日
三郷八幡神社本殿 附 棟札 5 枚	下津町黒田 (三郷八幡神社)	建造物	1 棟	室町	昭和 19 年 9 月 5 日
地藏峰寺本堂	下津町橘本 (地藏峰寺)	建造物	1 棟	室町	昭和 49 年 5 月 21 日
石造地藏菩薩坐像	下津町橘本 (地藏峰寺)	彫刻	1 軀	鎌倉	大正 6 年 4 月 5 日
福勝寺 本堂 附 棟札 3 枚、 求聞持堂 附 棟札 1 枚、 厨子 1 基 附 鐘楼 1 棟	下津町橘本 (福勝寺)	建造物	2 棟	室町	平成 3 年 5 月 31 日
紙本墨書伏見天皇宸翰唯識三十頌	下津町塩津 (極楽寺)	書跡・ 典籍	1 帖	鎌倉	昭和 15 年 5 月 3 日
琴ノ浦温山荘	船尾 (琴ノ浦温山荘園)	建造物	3 棟	大正	平成 22 年 6 月 29 日

2. 国指定 (史跡)

名称	所在	種別	員数	時代	指定年月日
和歌山藩主徳川家墓所	下津町上 (長保寺他)			江戸	昭和 56 年 5 月 28 日
熊野参詣道 紀伊路	藤白他				平成 27 年 10 月 7 日追加指定

3. 国指定 (名勝)

名称	所在	種別	員数	時代	指定年月日
琴ノ浦温山荘庭園	船尾 (琴ノ浦温山荘園)			大正	平成 22 年 2 月 22 日

資料- 57 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会
○和歌山紀北地区台風・津波対策協議会員名簿

1. 民間等

令和7年6月18日現在

番号	団体名	番号	団体名
1 会長	日本製鉄（株）関西製鉄所	31	（有）大和造船所
2 副会長	花王（株）和歌山工場	32	（有）大徳造船
3	ENEOS（株）和歌山製油所	33	由良ドック（株）
4	日鉄物流（株）和歌山支店	34	麻生ラファージュセメント（株）由良 SS
5	南海フェリー（株）	35	第五工業（株）
6	南海化学（株）和歌山工場	36	（株）丸山組
7	大岩石油（株）青岸油槽所	37	（株）新栄組
8	山本石油（株）	38	（株）東組（和歌山県港湾建設協会）
9	（株）IWAMOTO	39	UBE 三菱セメント・（株）トクヤマ海南 SS
10	田中海運（株）	40	木下建設（株）
11	島本海運（株）	41	和歌山木材協同組合
12	和歌山下津水先区水先人会	42	宮田製材（株）第2山宮丸
13	和歌山県海運組合	43	（株）浅川組
14	和歌山港運協会	44	（株）白洋建設
15	ENEOS 和歌山石油精製（株）海南工場	45	東洋建設（株）和歌山営業所
16	コスモ石油ルブリカンツ（株）下津工場	46	（株）初島組
17	高田機工（株）和歌山工場	47	加太漁協
18	カイセキ産業（株）	48	和歌山北漁協（西脇）
19	東西海運（株）	49	雑賀崎漁協
20	（株）築港 和歌山営業所	50	和歌山北漁協
21	浅川組運輸（株）	51	和歌山北漁協（戸坂）
22	下津船舶（株）	52	和歌浦漁協
23	大紀海運（株）	53	海南市漁協（本所）
24	大崎船舶海運組合	54	海南市漁協（冷水浦）
25	（株）ハヤシ海運	55	海南市漁協（下津）
26	（株）ハヤシ汽船	56	海南市漁協（大崎）
27	近藤運搬店	57	有田箕島漁協（初島）
28	（株）下津造船所	58	有田箕島漁協（本所）
29	（株）石垣	59	有田箕島漁協（北箕島）
30	（有）海南通船	60	有田箕島漁協（逢井）

番号	団体名	番号	団体名
61	有田箕島漁協（千田）	72	南海マリーナ
62	湯浅湾漁協（本所）	73	和歌山マリーナ
63	湯浅湾漁協（田村）	74	和歌山マリーナシティヨット倶楽部
64	湯浅湾漁協（栖原）	75	オーシャン磯ノ浦マリーナ
65	湯浅湾漁協（唐尾）	76	紀ノ川葵クラブ
66	紀州日高漁協（衣奈浦）	77	（株）マリンルームオオタ
67	紀州日高漁協（戸津井）	78	太平洋セメント和歌山S S
68	紀州日高漁協（大引）	79	日鉄物流(株)（海南）
69	紀州日高漁協（由良浦）	80	第一中央汽船(株)和歌山出張所
70	由良町漁協	81	水軒渡船
71	比井崎漁協		

2. 関係行政機関及び地方自治体

番号	団体名
1	和歌山税関支署
2	大阪税関和歌山税関支署下津出張所
3	近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
4	近畿地方整備局和歌山港湾事務所
5	近畿運輸局和歌山運輸支局
6	和歌山海上保安部
7	海南海上保安署
8	和歌山地方气象台
9	海上自衛隊由良基地分遣隊
10	和歌山県総務部危機管理局防災企画課
11	和歌山県総務部危機管理局災害対策課
12	和歌山県県土整備部港湾空港局 港湾漁港整備課
13	和歌山県農林水産部水産局資源管理課
14	和歌山下津港湾事務所
15	有田振興局建設部
16	和歌山県日高振興局建設部
17	和歌山県警察本部警備課
18	和歌山市総合防災課
19	和歌山市消防局
20	海南市
21	海南市消防本部
22	有田市
23	有田市消防本部
24	湯浅町
25	広川町
26	湯浅広川消防組合消防本部
27	由良町
28	日高町
29	日高広域消防事務組合

○和歌山県排出油等防除協議会員名簿

1. 国・県等

令和7年4月1日現在

番号	団体名	番号	団体名
1	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部、和歌山港湾事務所	13	西牟婁振興局建設部
2	和歌山県 危機管理消防課、資源管理課、農業農村整備課、環境管理課、港湾空港振興課	14	田辺保健所（西牟婁振興局健康福祉部）
3	海草振興局地域づくり部	15	東牟婁振興局地域づくり部
4	海草振興局建設部	16	東牟婁振興局串本建設部
5	海草振興局健康福祉部（海南保健所）	17	東牟婁振興局新宮建設部
6	有田振興局地域づくり部	18	東牟婁振興局健康福祉部（新宮保健所）衛生環境課
7	有田振興局建設部	19	東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所 串本支所）
8	有田振興局健康福祉部（湯浅保健所）	20	和歌山下津港湾事務所
9	日高振興局地域づくり部	21	和歌山海上保安部
10	日高振興局建設部	22	田辺海上保安部
11	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）	23	海南海上保安署
12	西牟婁振興局地域づくり部	24	串本海上保安署

2. 市・町

番号	団体名	番号	団体名
1	和歌山市	10	日高町
2	海南市	11	美浜町
3	有田市	12	印南町
4	御坊市	13	みなべ町
5	田辺市	14	白浜町
6	新宮市	15	すさみ町
7	湯浅町	16	串本町
8	広川町	17	太地町
9	由良町	18	那智勝浦町

3. 消防機関

番号	団体名	番号	団体名
1	和歌山市消防局	7	田辺市消防本部
2	海南市消防本部	8	白浜町消防本部
3	有田市消防本部	9	串本町消防本部
4	湯浅広川消防組合消防本部	10	那智勝浦町消防本部
5	日高広域消防事務組合消防本部	11	新宮市消防本部
6	御坊市消防本部		

4. 企業・団体

番号	団体名	番号	団体名
1	E N E O S (株)和歌山製油所	22	(有)海南通船
2	E N E O S 和歌山石油精製(株)海南工場	23	大紀海運(株)
3	コスモ石油ルブリカンツ(株)下津工場	24	南海フェリー(株)
4	日本製鉄(株)関西製鉄所	25	(株)IWAMOTO 青岸油槽所
5	花王(株)和歌山工場	26	大岩石油(株)築港油槽所
6	関西電力(株)御坊発電所	27	大岩石油(株)青岸油槽所
7	和歌山共同火力(株)	27	南海化学(株)青岸工場
8	常石由良ドック(株)	28	和歌山県石油商業組合田辺西牟婁支部
9	全国内航タンカー海運組合関西支部	29	紀洋石油(株)
10	深田サルベージ建設(株)大阪支社	30	(有)湯川石油店
11	和歌山県海運組合	31	(有)紀南石油販売所
12	大崎船舶海運組合	32	勝浦船渠(株)/(有)勝浦石油販売
13	公益社団法人和歌山県トラック協会	33	田辺港輸入木材協同組合
14	(株)ハヤシ海運	34	戎丸商事(株)
15	紀伊水道防災設備(株) (株)ハヤシ海運内)	35	日高建設業協同組合
16	島本海運(株)	36	紀南建設業協同組合
17	日鉄物流(株)和歌山支店	37	(株)東組
18	浅川組運輸(株)	38	築港建材(株)
19	田中海運(株)	39	第五工業(株)
20	東西海運(株)	40	(株)光修建設
21	下津船舶(株)		

5. 漁業組合等

番号	団体名	番号	団体名
1	和歌山県漁業協同組合連合会	25	紀州日高漁業協同組合由良浦支所
	県漁連 和歌浦給油所	26	紀州日高漁業協同組合美浜町支所
	県漁連 日高支部	27	紀州日高漁業協同組合印南町支所
	県漁連 田辺支部	28	紀州日高漁業協同組合南部町支所
	県漁連 すさみ給油所	29	由良町漁業協同組合
	県漁連 串本支部	30	比井崎漁業協同組合
	県漁連 勝浦市場	31	三尾漁業協同組合
2	加太漁業協同組合	32	和歌山南漁業協同組合本所（田辺支所）
3	雑賀崎漁業協同組合	33	和歌山南漁業協同組合湊浦支所
4	和歌山北漁業協同組合本所（田野浦）	34	和歌山南漁業協同組合白浜支所
5	和歌山北漁業協同組合西脇支所	35	和歌山南漁業協同組合日置支所
6	和歌山北漁業協同組合戸坂支所	36	和歌山南漁業協同組合すさみ支所
7	和歌浦漁業協同組合	37	新庄漁業協同組合
8	海南市漁業協同組合本所（塩津）	38	堅田漁業協同組合
9	海南市漁業協同組合冷水浦支所	39	和歌山東漁業協同組合本所（串本）
10	海南市漁業協同組合下津支所	40	和歌山東漁業協同組合大島支所
11	海南市漁業協同組合大崎支所	41	和歌山東漁業協同組合檜野支所
12	有田箕島漁業協同組合 本所（箕島町）	42	和歌山東漁業協同組合須江支所
13	有田箕島漁業協同組合初島支所	43	和歌山東漁業協同組合西向支所
14	有田箕島漁業協同組合北箕島支所	44	和歌山東漁業協同組合古座支所
15	有田箕島漁業協同組合逢井支所	45	和歌山東漁業協同組合津荷支所
16	有田箕島漁業協同組合千田支所	46	和歌山東漁業協同組合下田原支所
17	湯浅湾漁業協同組合 本所（湯浅）	47	和歌山東漁業協同組合浦神支所
18	湯浅湾漁業協同組合田村支所	48	和歌山東漁業協同組合那智支所
19	湯浅湾漁業協同組合栖原支所	49	太地町漁業協同組合
20	湯浅湾漁業協同組合唐尾支所	50	紀州勝浦漁業協同組合
21	紀州日高漁業協同組合 本所（御坊市）	51	宇久井漁業協同組合
22	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所	52	三輪崎漁業協同組合
23	紀州日高漁業協同組合戸津井支所	53	新宮漁業協同組合
24	紀州日高漁業協同組合大引支所		

6. オブザーバー

番号	団体名	番号	団体名
1	和歌山地方気象台	5	徳島県 危機管理部 防災対策推進課
2	陸上自衛隊第37普通科連隊	6	和歌山県警察本部 地域指導課
	陸上自衛隊和歌山駐屯地第304水際障害中隊		和歌山県警察本部 警備課
3	海上自衛隊阪神基地隊	7	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会
	海上自衛隊由良基地分遣隊	8	徳島県排出油等防除協議会
4	大阪府 危機管理室	9	高知県排出油等防除協議会

資料- 59 地区防災計画設置団体等

番号	作成年月	作成団体	備考
1	令和3年5月	自治会自主防災会・臨海企業連絡会	(構成団体) 藤白南自治会自主防災会 船津浜自治会自主防災会 宮の浜自治会自主防災会 ENEOS 和歌山石油精製株式会社

資料- 60 応援職員等の宿泊施設

番号	宿泊施設	備考
1	ホテルルートイン Grand 海南駅前	令和6年6月28日協定締結

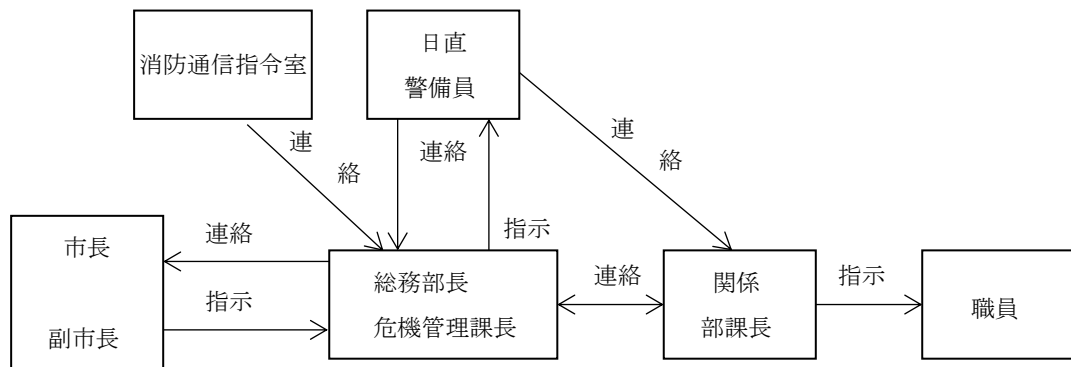
資 料 編

第 3 部 災害応急対策

第 1 編 自然災害編

第 1 章 活動体制の立ち上げと災害対応の全体調整

資料- 61 勤務時間外の動員に関する伝達系統図



※招集の必要があるときは、携帯電話（職員参集メール等）等を用いる。

資料- 62 災害対策本部長の代行順位（本部長、副本部長不在時）

代行順位	役職
第 1 位	総務部長
第 2 位	まちづくり部長
第 3 位	くらし部長

資料- 63 第1回災害対策本部会議における協議・決定事項（例）

1. 被害状況の把握に関すること
☐ 災害（地震等）の概要確認
☐ 被害状況の確認
☐ 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認
2. 災害応急対策の基本方針に関すること
☐ 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
☐ 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）
☐ 負傷者応急救護対策 （医療スタッフ及び救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）
☐ 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあつせん手配等）
☐ 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
☐ 二次災害防止対策（地震による危険箇所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
☐ 輸送対策 （道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）
☐ ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
3. 動員配備体制に関すること
☐ 職員参集状況の確認
4. 各部・プロジェクト間調整事項に関すること
☐ 各部・各班による協議・決定についての指示
5. 避難指示及び警戒区域の設定に関すること
☐ 記者会見及び市民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線の活用）
6. 自衛隊災害派遣要請に関すること
☐ 自衛隊への派遣（準備）要請
7. 他市町への応援要請に関すること
☐ 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認

8. 県及び関係機関との連絡調整に関すること	
☐	関係機関への連絡についての指示
☐	県災害対策本部及び県内市町村の設置状況の確認
☐	県災害対策本部、県内市町村への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
☐	緊急消防援助隊の派遣要請
9. 災害救助法適用要請に関すること	
☐	災害救助法の適用について
10. 激甚災害の指定の要請に関すること	
☐	適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
11. その他災害応急対策の実施及び調整に関すること	
☐	第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
☐	第2回災害対策本部会議の開催予定

資料- 64 災害対策本部会議資料項目例

1. 被害等状況の要点

(1) 地震・津波・気象の要点

- ①地震の状況・見通し
- ②津波
- ③天候
- ④潮位（満潮及び干潮時刻）

(2) 被害状況の要点

- ①人的被害（死傷者）
- ②建物等被害
- ③火災状況・消火活動
- ④救出活動
- ⑤医療・福祉
- ⑥避難（避難指示、避難所）
- ⑦交通・輸送（道路、鉄道、港湾）
- ⑧ライフライン

2. 対応状況の要点

- 〇〇（現状の課題、現状の対応方針）

3. 関係機関、県・応援市町村の対応状況

(1) 関係機関の対応状況

- 〇〇（機関名：現状、現状の課題、現状の対応方針）

(2) 県・応援市町村の対応状況

4. 今後に予測される課題と対応方針

発災〇日間に予測される重要な課題（今後に予測される課題、今後の対応方針）

資料- 65 気象庁が発表する警報・注意報の基準

1. 特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の発生するおそれがある ときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときに、 その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記され る。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された ときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された ときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予 想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され たときに発表される。
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨 警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあ ると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大 な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとさ れる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な 災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると 予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当。
注 意 報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマ ップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2である。

種 類	概 要
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(3) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(4) 気象等に関する警報・注意報の発表基準（令和7年5月29日現在）

海南市	府県予報区		和歌山県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		紀北		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	174	
	洪水		流域雨量指数基準	貴志川流域=26.6, 日方川流域=11.4, 加茂川流域=14.1, 亀の川流域=12.3, 宮川流域=5.7, 大坪川流域=3.1	
			複合基準 *1	貴志川流域=(10, 22.4), 日方川流域=(8, 7.9), 亀の川流域=(11, 8.4) 加茂川流域=(8, 8.6)	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/ s	
			海上	25m/ s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う	
			海上	25m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15 c m		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.8m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	120		
	洪水	流域雨量指数基準	貴志川流域=21.2, 日方川流域=9, 亀の川流域=9.8 加茂川流域=11.2 宮川流域=4.6, 大坪川流域=2.4		
		複合基準 *1	貴志川流域=(9, 13), 日方川流域=(5, 5.5), 加茂川流域=(5, 7.7), 亀の川流域=(5, 7.5), 宮川流域=(7, 4), 大坪川流域=(5, 2.4)		
		指定河川洪水予報による基準	－		
	強風	平均風速	陸上	12m/ s	
			海上	15m/ s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/ s 雪を伴う	
			海上	15m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 c m		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 35% で実効湿度 60%			
	なだれ	積雪の深さ 50 c m 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃ 以上又はかなりの降雨			
	低温	沿岸部で最低気温-4℃ 以下			
	霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃ 以下			
	着氷				
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20 c m 以上、山地 40 c m 以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

- ① 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- ② 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。
- ③ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④ 表中において、警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ⑦ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑧ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ⑨ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑩ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- ⑪ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑫ 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- ⑬ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【参考】

- ・表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに設定する。
- ・土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに設定する。
- ・流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに設定する。

2. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

（1）キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部及び南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県）で発表される。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4. 全般気象情報、近畿地方気象情報、和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

5. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。海南市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

6. 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

7. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

8. 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、県を通じて海南市や海南市消防本部に伝達される。

火災気象通報を行う場合は、「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しない。

※ 市は、上記の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。（消防法第22条第3項）

資料- 66 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容

1. 地震に関する防災情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）※1に対し、緊急地震速報（警報）※2を発表する。緊急地震速報（警報）は、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール等）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による防災行政無線等を通して住民に伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※1 和歌山県においては、和歌山県北部、和歌山県南部の2地域があり、海南市は和歌山県北部に含まれる。

※2 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 * 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

（３）地震解説資料

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は和歌山県で震度４以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から３０分程度で提供される。

詳細版は、和歌山県で震度５弱以上を観測した場合や、和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む。）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から１～２時間程度で提供される。

（４）南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード６．８以上の地震が発生した場合や東海地域、近畿地域、四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この２つの情報を合わせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

●「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(キーワード)」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地震(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注4)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2. 津波に関する防災情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注1) 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

①津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1)

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2)

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点

ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（３）津波予報の発表基準と発表内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

資料- 67 県が発表する情報の内容

1. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する。

県と和歌山地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中において、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったとき、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があるためと認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するために、二次細分区域ごとに発表する。

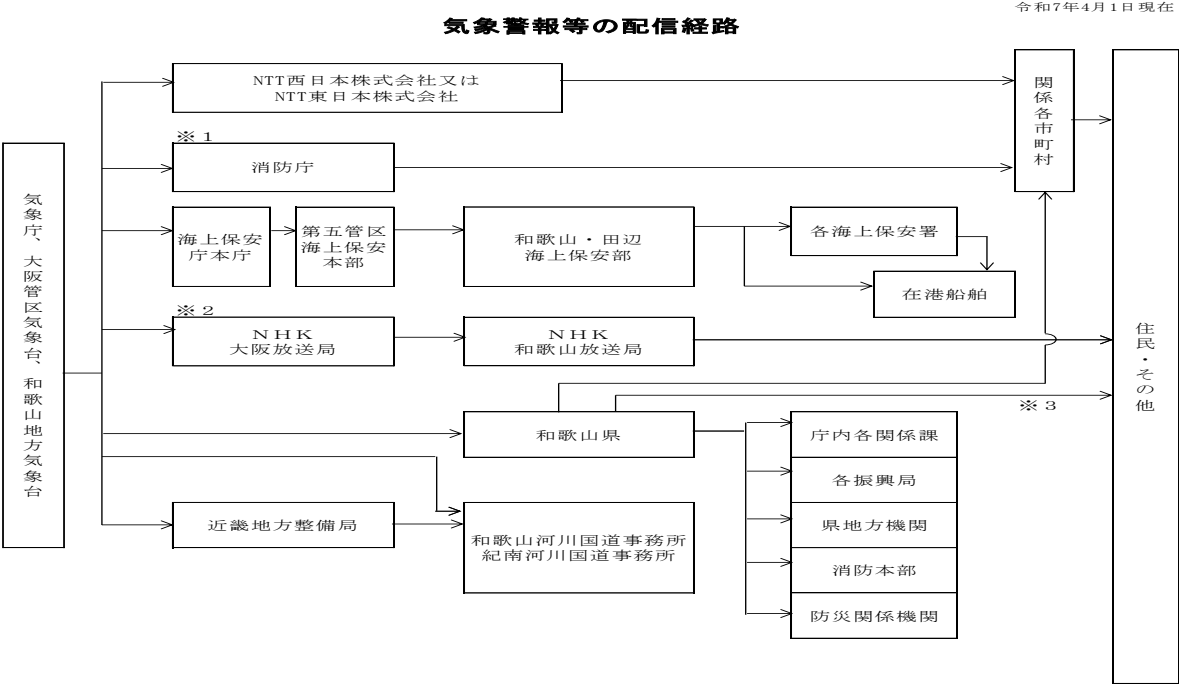
2. 水位情報

氾濫注意水位（資料- 45 広域避難場所 P106 参照）に達したときに、県より関係市町村にその旨を通知する。（ただし、山田川、小原川は洪水予報河川や水位周知河川ではないため、氾濫注意水位を超過した場合でも、県からその旨の通知はない。）

資料- 68 予警報等の伝達経路

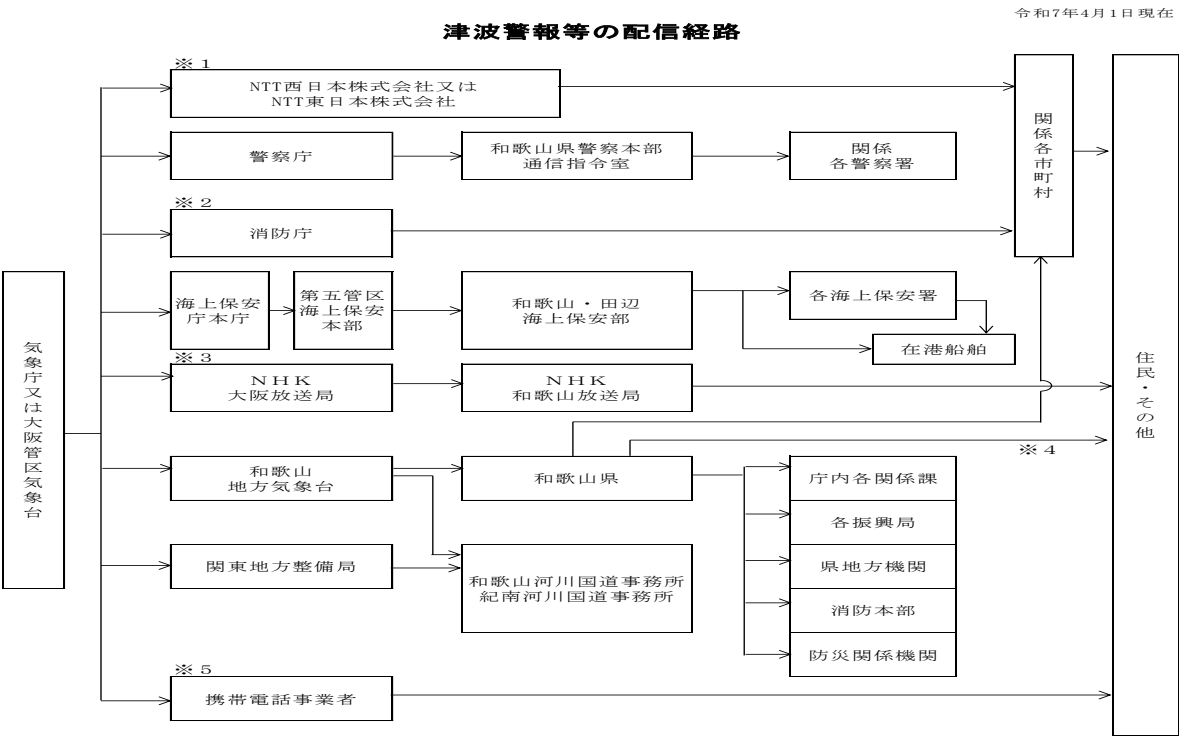
1. 気象台等から本市までの伝達経路

(1) 気象警報等



(注) 1 ※1は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
2 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
3 ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。

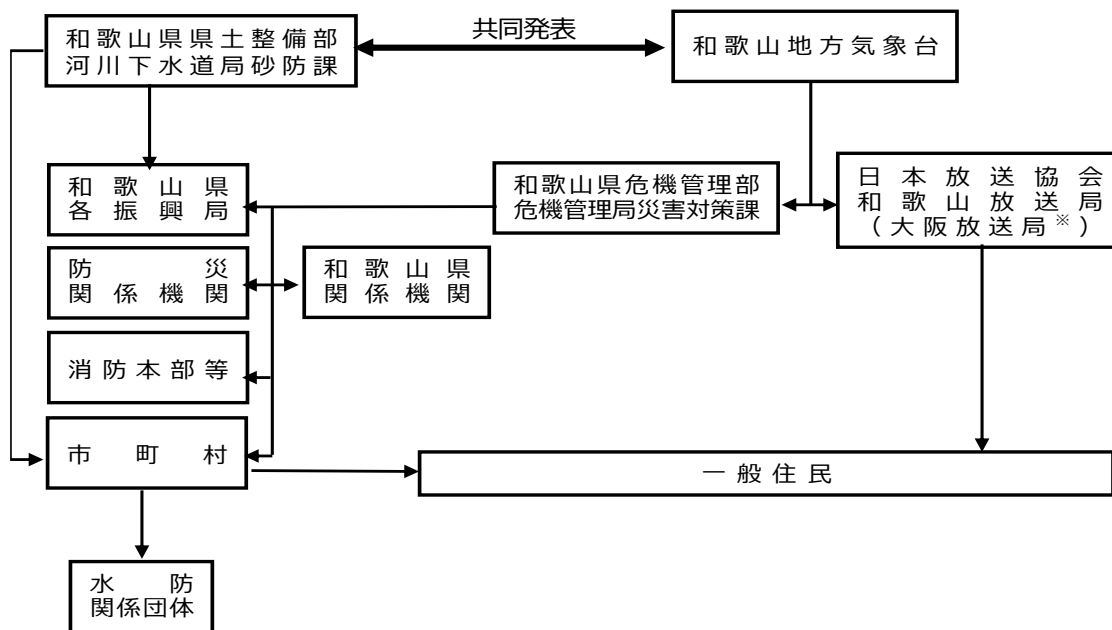
(2) 津波警報等



(注) 1 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
2 ※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
3 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
4 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
(津波警報及び津波注意報の発表時のみ)
5 ※5は、エリアメール、緊急速報メールによる。

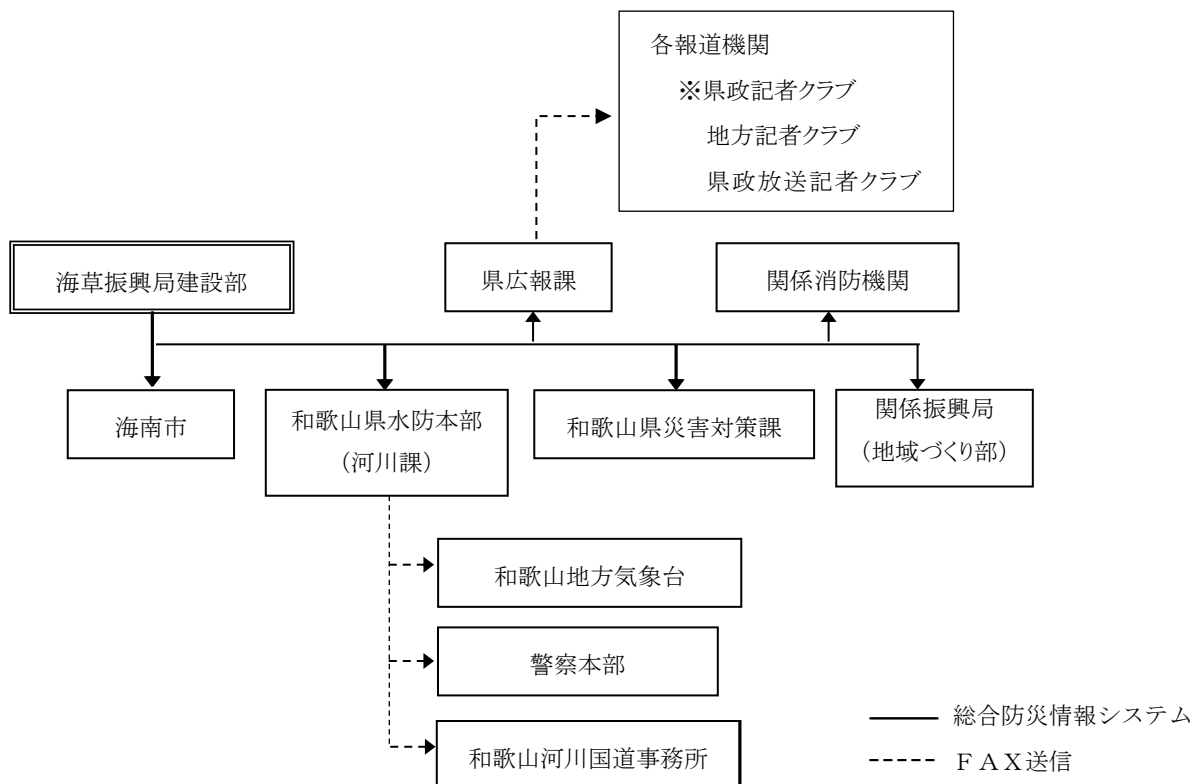
(3) 土砂災害警戒情報

令和6年4月現在



※ 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

(4) 水位情報



2. 市における伝達経路

(1) 気象、地象及び水象の警報等

① 和歌山県総合防災情報システム

和歌山地方気象台→県庁防災企画課→海南市消防本部、海南市危機管理課

② 和歌山県メール配信サービス

和歌山地方気象台→県庁防災企画課→職員、住民

③ 全国瞬時警報システム（防災行政無線、庁内放送）

気象庁→消防庁→市役所本庁舎→職員、住民

※学校等の公共施設には防災行政無線（同報系）戸別受信機を通じ、伝達

※市庁舎庁内放送は防災行政無線（同報系）と連動

④ エリアメール・緊急速報メール（携帯電話等）※気象庁、県、市

気象庁・県・市→携帯電話事業者→職員、住民

※気象庁発信によるエリアメール・緊急速報メールは自動（大津波警報、津波警報、緊急地震速報）

※和歌山県発信によるエリアメール、緊急連絡メールは手動（大津波警報、津波警報、津波注意報）

※海南市発信によるエリアメール、緊急連絡メールは手動（避難情報）

(2) 水位情報

① 和歌山県総合防災情報システム

海草振興局建設部→海南市消防本部、海南市危機管理課

② 和歌山県メール配信サービス

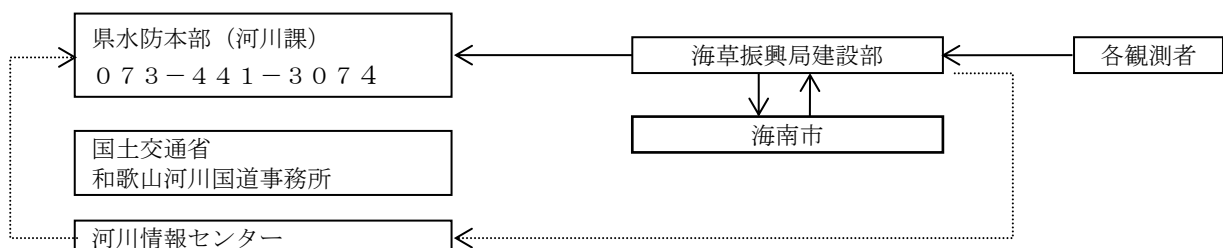
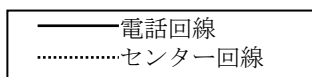
海草振興局建設部→県庁河川課→県庁防災企画課→職員、住民

3. 雨量・水位情報連絡系統

〈雨量・水位情報連絡系統図〉

（水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所）

凡例



資料- 69 現象ごとの住民への周知メッセージ内容

現象	対象地域	メッセージ内容
緊急地震速報 (震度4以上)	全地域	大地震(おおじしん)です。大地震です。注意してください。こちらは防災海南市です。
緊急地震速報の誤報	全地域	先ほどの地震速報は誤報です。こちらは防災海南市です。
大津波警報 (東日本大震災クラス)	全地域	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。こちらは防災海南市です。
大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	全地域	大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。こちらは防災海南市です。
津波警報	全地域	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。こちらは防災海南市です。
津波注意報	全地域	津波注意報が発表されました。堤防より海側にいる方は避難してください。こちらは防災海南市です。
気象警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪、洪水)	全地域	こちらは防災海南市です。当地域に【発表された気象警報】警報が発表されました。今後の気象情報に注意してください。
特別警報(大雨単独)	全地域	こちらは防災海南市です。当地域に大雨特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。
特別警報(大雨単独以外)	全地域	こちらは防災海南市です。当地域に【発表された気象警報】特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。

資料- 70 各段階で収集する情報の種類

1. 第1次情報（被害規模を早期把握のために収集する情報）

項目	収集内容	担当
概括的被害情報（※1）	現地調査 ・各小学校区単位で調査 ・土砂災害等の危険箇所	被害調査班、建設班、消防班
	自治会、自主防災組織からの情報 ・すぐに連絡がない場合は問い合わせる。 （連絡が取れない場合は要注意）	市民支援班
	出勤途上の情報 ・勤務時間外の場合	各班
	県、防災関係機関によるヘリコプターによる目視、撮影等	本部調整班
ライフラインの被害の範囲（※2）	上水道	水道部
	電話（NTT 西日本）	本部調整班
	携帯電話（携帯電話事業者）	本部調整班
	都市ガス（大阪ガスネットワーク）	本部調整班
	電力（関西電力送配電）	本部調整班
医療機関に来ている負傷者の状況	民間医療機関（海南医師会）	保健医療班
119 番、110 番等通報の状況	119 番通報（和歌山広域消防指令センター）	消防調整班
	110 番通報（海南警察署）	本部調整班
	市役所への市民通報	本部総務班
その他	指定避難所の避難者の状況	避難所管理プロジェクト
	所管施設・設備の損壊状況	各班
	開始した応急対策の内容	各班
	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各班
集約	すべての情報のとりまとめ	情報班

※1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況、火災・土砂災害等の二次災害の発生状況や危険性、避難の必要の有無及び避難の状況、市民の動向、道路交通の状況（通行可否等）

※2 施設の被害状況、供給等の停止状況

2. 第2次情報（二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断のために収集する情報）

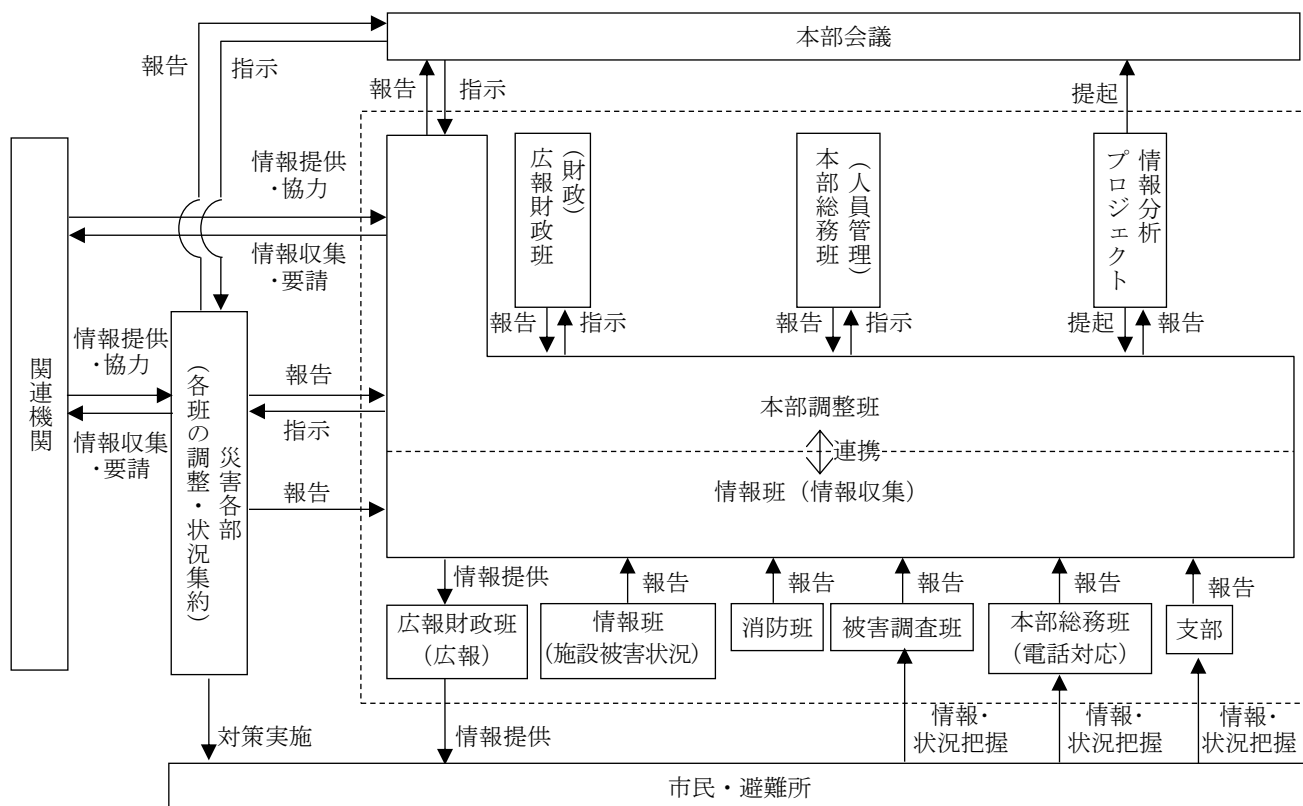
項目	収集内容	担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防班
	負傷者の状況	消防班
住家被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	被害調査班 建設班
	全焼、半焼等の状況	消防班
	津波による浸水の状況	消防班、被害調査班
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	建設班
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	建設班 都市整備班
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関（各社） ・道路交通（警察）	管理班、市民支援班
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・電話、都市ガス、電気（各社）	水道部、本部調整班
その他	救急救助活動の状況	消防班
	医療活動の状況	保健医療班
	応急給水の状況	水道部、物資輸送・調達プロジェクト
	出火の状況	消防班
	津波の発生、浸水の状況	消防班
	社会的混乱の発生状況	本部調整班
	指定避難所の状況	避難所管理プロジェクト
	避難指示、警戒区域設定の状況	情報分析プロジェクト
	非住家（公共建物等）の状況	被害調査班、情報班、建設班
	応急対策活動の状況等その他	各班
集約	すべての情報のとりまとめ	情報班

3. 第3次情報（詳細な状況把握のために収集する情報）

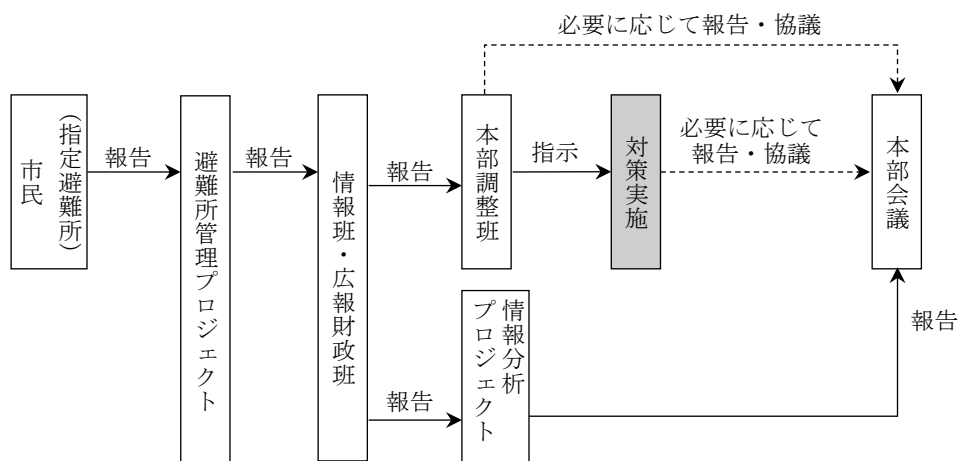
項目	収集内容	担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防班
	負傷者の状況	消防班
住家被害	全壊、半壊等の状況	生活再建支援プロジェクト
	全焼、半焼等の状況	消防班
	津波による浸水の状況	消防班、被害調査班
非住家被害	公共建物	各班
	その他	各班
その他	田畑	産業対策班
	文教施設	学校教育班
	病院	保健医療班
	道路	建設班
	橋梁	建設班
	河川	建設班
	港湾	管理班
	砂防	建設班
	上水道施設	水道部
	清掃施設	環境班
	がけ崩れ	建設班
	鉄道不通	市民支援班
	船舶及び沿岸部の被害等	管理班、産業対策班、海上保安庁
	固定電話	本部調整班(NTT 西日本へ照会)
	携帯電話	本部調整班(携帯電話事業者へ照会)
	電気	本部調整班(関西電力送配電へ照会)

項目	収集内容	担当
その他	都市ガス	本部調整班(大阪ガスネットワークへ照会)
り災者	り災世帯、り災者数	生活再建プロジェクト
火災	火災発生(建物、危険物、その他)	消防班
被害額	公立文教施設	学校教育班
	農林水産業施設	産業対策班、建設班
	その他の公共施設	各班
	農林畜水産被害、商工被害	産業対策班
集約	すべての情報のとりまとめ	情報班

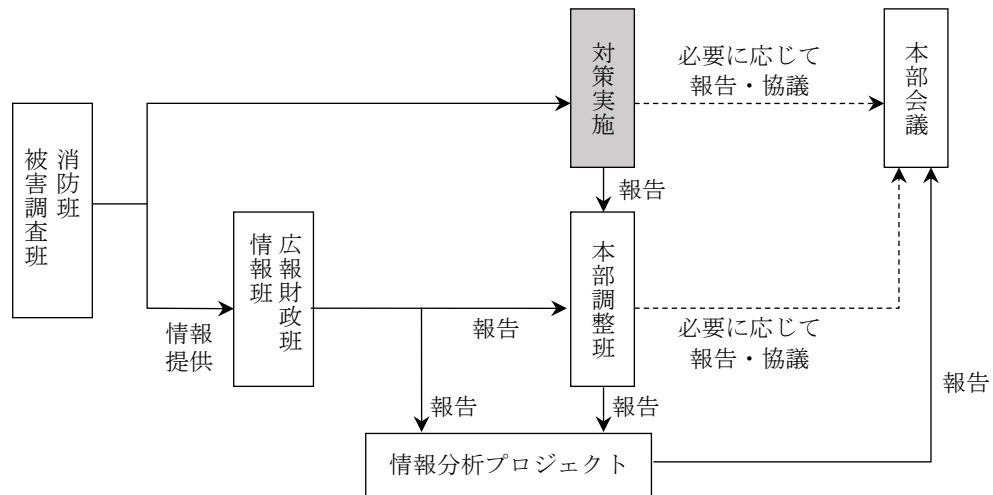
1. 部・プロジェクト間の情報伝達方法



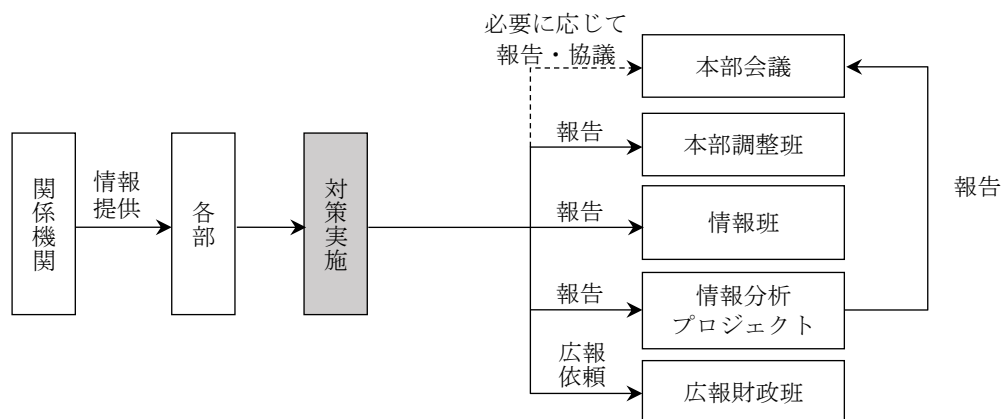
2. 避難所情報の伝達方法



3. 現地情報の伝達方法



4. 関係機関からの伝達方法



火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼失面積10ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災(①以外のもの)
危険等(危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等)に係る事故 (石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く)	① 死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線漏えい ② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力業者等から消防機関に通報があったもの ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第3号様式にて報告すること。

救急救助事故
① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:ミサイル攻撃等により生じた災害) ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:テロ等により生じた災害)

災害即報

次に該当する災害については、第4号様式(その1)又は第4号様式(その2)にて報告すること。なお、管内の市区町村において、避難指示又は高齢者等避難が発令された場合は、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報(居住地域)） 地震(地震動)に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、 <u>特別警報に該当</u> ） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（ <u>大津波警報については、特別警報に該当</u> ） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報(居住地域)については特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第1号様式又は第2号様式にて消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等(危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等)に係る事故 (石油コンビナート等特別 防災区域内の事故を除く。)	① 死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者から消防機関に通報があったもの ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)	

救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報

次の事故等については、市町村は第3号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ 上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:ミサイル攻撃等により生じた災害) ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:テロ等により生じた災害)

災害直接即報

次の災害については、市町村は第4号様式(その1)又は第4号様式(その2)にて、消防庁に直接報告をすること。

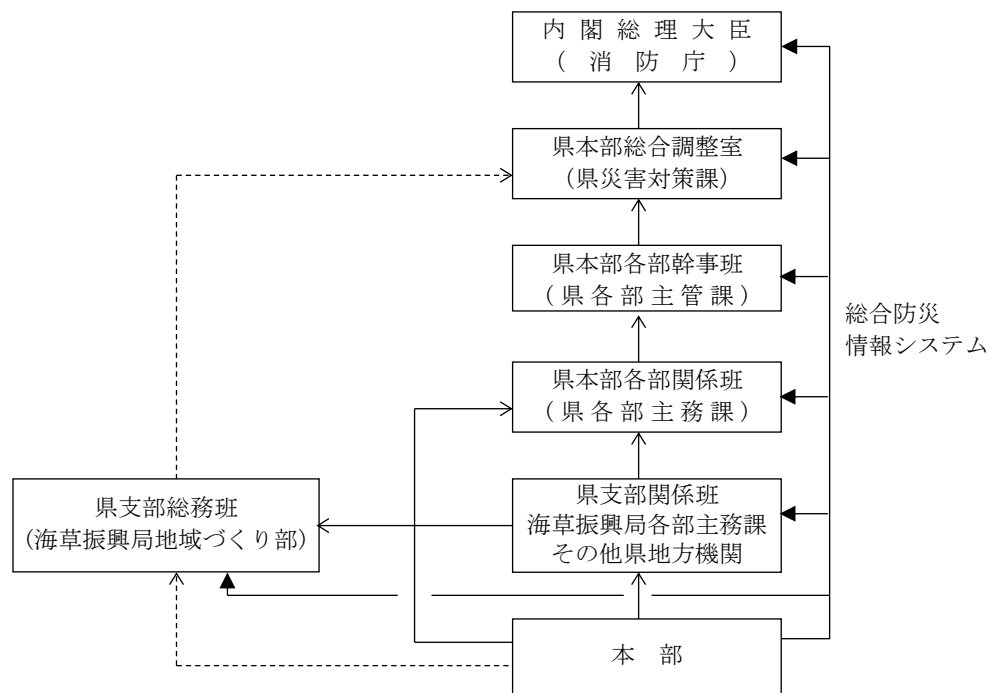
地震	区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無は問わない)
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

[illegible]

※市が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第 53 条第 1 項）

2. 被害状況報告系統図

被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。



※本部が設置されない場合も上図に準じる。

※点線は、連絡調整をする関係機関である。

3. 被害種別の報告先（県の関係部局）

被害区分	報告先	県本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	海草振興局地域づくり部、健康福祉部	災害対策課、社会福祉課
土木関係	海草振興局建設部	県土整備部各課
農業関係	海草振興局地域づくり部 農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	海草振興局地域づくり部農地課	農業農村整備課
林業関係	海草振興局地域づくり部林務課	林業振興課、森林整備課
水産関係	海草振興局地域づくり部 企画産業課	水産振興課
漁港関係	和歌山下津港湾事務所	港湾漁港整備課
港湾関係	和歌山下津港湾事務所	港湾漁港整備課
公共施設関係	海草振興局地域づくり部 健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	海草振興局地域づくり部 企画産業課	商工観光労働部各課
観光関係	海草振興局地域づくり部 企画産業課	観光振興課
自然公園関係	海草振興局健康福祉部	環境生活総務課
医療、衛生関係	海南保健所	環境生活部、福祉保健部 関係各課
その他	海草振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課
災害に関してとられた措置概要	海草振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課

資料- 74 災害時優先電話

設置場所	住所	電話番号
海南市役所	南赤坂 11 番地	482-4117 (代表)
		482-4119 (代表)
		482-4120 (代表)
下津行政局 (下津防災コミュニティセンター)	下津町丸田 217 番地 1	492-5620
		492-5621
海南市住民センター	沖野々 443 番地 5	487-1839
みらい子ども園	日方 1272 番地 3	482-1951
		482-1369
内海保育所	鳥居 69 番地	482-1089
きらら子ども園	沖野々 434 番地	487-2119
		487-2370
こじか保育所	下津町上 2 番地 1	492-1007
		492-1584
下津港湾防災会館	下津町下津 3066 番地 16	492-0565
下津浄水場	下津町小原 1456 番地	492-0231
海南市民交流センター	下津町下津 500 番地 1	492-4490
黒江防災コミュニティセンター	船尾 222 番地 21	483-5220
日方公民館	日方 839 番地	482-6865
内海公民館	鳥居 650 番地 1	482-2158
亀川公民館	且来 272 番地	483-5282
南野上公民館	次ヶ谷 80 番地	487-1481
内海幼稚園	鳥居 190 番地	482-3887
大野幼稚園	山田 91 番地 2	482-3523
亀川幼稚園	且来 664 番地 1	482-3530
巽幼稚園	重根 1203 番地	487-0302
下津幼稚園	下津町下津 477 番地	492-0452
黒江小学校	船尾 236 番地 4	482-5908 (FAX)
日方小学校	日方 1257 番地	482-0118
		482-2101 (FAX)
内海小学校	鳥居 190 番地	482-0258
		483-1648 (FAX)
大野小学校	山田 91 番地 1	482-3524
亀川小学校	且来 655 番地	482-1464
巽小学校	重根 1203 番地	487-0036
		487-4914 (FAX)
北野上小学校	孟子 174 番地	488-0053
中野上小学校	棕木 93 番地	487-0241

設置場所	住所	電話番号
南野上小学校	次ヶ谷 80 番地	487-0064
下津小学校	下津町下津 477 番地	492-0116
大東小学校	下津町方 1 番地	492-2040
旧塩津小学校（塩津公民館）	下津町塩津 908 番地	492-2066
加茂川小学校	下津町小松原 23 番地	494-0031
海南中学校	日方 962 番地 2	482-1813（FAX）
第三中学校	鳥居 15 番地 3	482-1906（FAX）
亀川中学校	且来 990 番地	482-3529
巽中学校	阪井 399 番地	487-0149
		487-3549（FAX）
東海南中学校	野上中 590 番地	487-0151
		487-2101（FAX）
下津第一中学校	下津町下津 500 番地 2	492-0101
下津第二中学校	下津町下 287 番地 2	492-2047
海南市消防本部（海南消防署）	日方 1294 番地 13	482-0119
		482-0088（FAX）

※光回線電話は通信規制を受けないため対象外

【参考：光回線（分庁舎）】

設置場所	住所	電話番号
日方支所	日方 1519 番地 10	483-8778
野上支所	野上中 167 番地 5	487-0056
亀川出張所	且来 272 番地	482-0640
下津行政局（下津防災コミュニティセンター）	下津町丸田 217 番地 1	492-0251
海南市消防本部（海南消防署）	日方 1294 番地 13	483-8710
総合体育館	大野中 1106 番地	483-4300
水道部業務課	日方 1289 番地 26	483-8750
水道部工務課 工務班	日方 1289 番地 26	483-8751
水道部工務課 施設維持班	日方 1289 番地 26	483-8755

【参考：特設公衆電話】

設置場所	回線数
黒江・船尾地区避難所 避難スペース	1 回線
内海保育所 事務室	1 回線
冷水地区避難所 避難スペース	1 回線
大野小学校 体育館	3 回線
大野公民館 事務室	3 回線
県立海南高校 校長室前	3 回線
亀川中学校 体育館	2 回線
亀川小学校 職員室	2 回線
亀川公民館 事務室	1 回線
巽小学校 体育館	3 回線
巽中学校 技術室	3 回線
巽コミュニティセンター 事務室	3 回線
北野上小学校 体育館	2 回線
北野上公民館 玄関ロビー	2 回線
中野上小学校 校務員室前	3 回線
東海南中学校 体育館	3 回線
きらら子ども園 事務室	2 回線
住民センター 西出入口付近	2 回線
中野上公民館 事務室（野上支所）	1 回線

設置場所	回線数
南野上小学校 体育館	2 回線
南野上公民館 玄関ロビー	1 回線
下津小学校 職員室	3 回線
下津第一中学校 玄関ポーチ	3 回線
海南市民交流センター 用具庫	2 回線
拝待体育館 器具庫	3 回線
下津港湾防災管理事務所 事務室前	1 回線
下津保健福祉センター 事務室	2 回線
こじか保育所 事務室	2 回線
大東小学校 体育館	3 回線
旧大崎小学校 体育館	3 回線
旧塩津小学校 旧学童保育室	3 回線
加茂川小学校 体育館	3 回線
旧加茂第二小学校 職員室	2 回線
下津第二中学校 玄関	3 回線
旧仁義小学校 玄関ホール（体育館）	2 回線
県立海南高等学校大成校舎 1 階東側出入口付近	3 回線
総合体育館 事務室前	3 回線

資料- 75 非常無線通信経路

区間	市役所との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁との距離
海南市 (危機管理課)	1.2 km	海南保健所	[専用]	和歌山県庁 (防災企画課)	
		海南市役所	[専用] [地星]		
	3.1 km	海南市消防本部	[専用] [地星]		
	8.5 km	海南市下津行政局			
	0.8 km	総合体育館	[相互]		
			田辺海上保安部 (田辺市ルート) (警備救難課)		
	10.5 km	海南海上保安署	[海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	1.9 km
	3.1 km	海南市消防本部	[消防]	和歌山市消防局 (指令課)	0.6 km
	9.8 km	下津消防署			
	3.1 km	海南警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	2.3 km	J R海南駅	[J R]	J R和歌山支社	2.7 km
	0.7 km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所	[水防道路]	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	0.5 km

記号 ———— 無線経路

----- 有線経路

- - - - - 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート経路

[地星]：地域衛星通信ネットワーク回線

[専用]：電気通信事業者の専用通信回線 (FWA)

[相互]：防災相互通信用無線

[海保]：海上保安庁回線

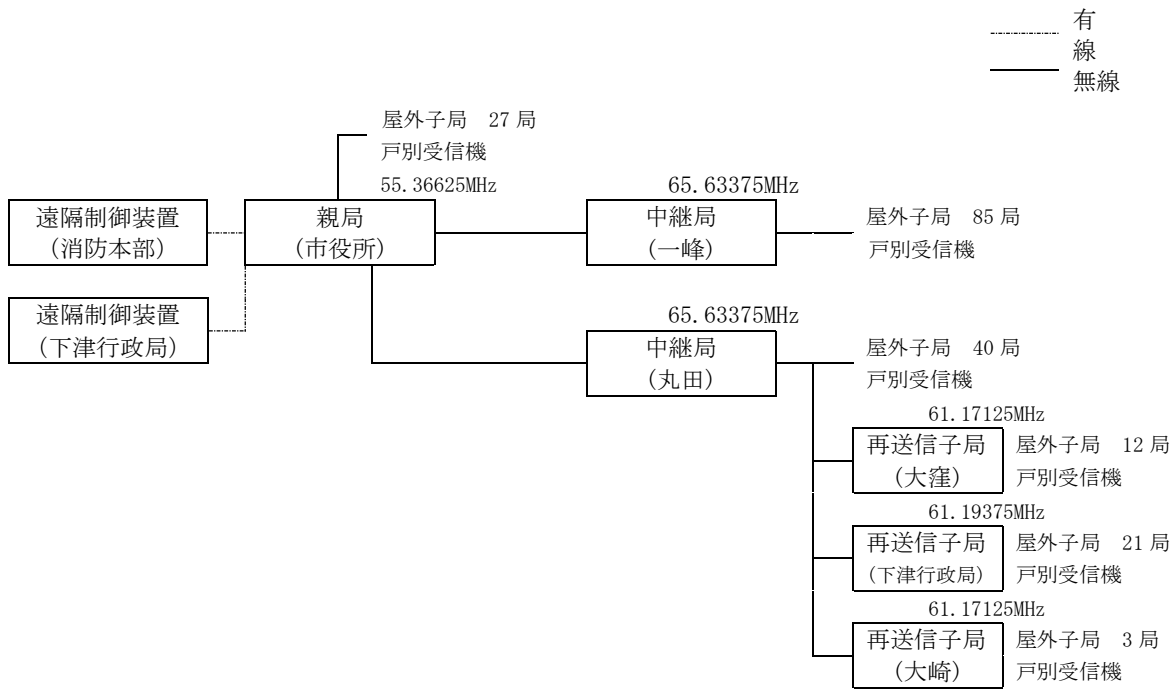
[消防]：消防無線

[警察]：警察用回線

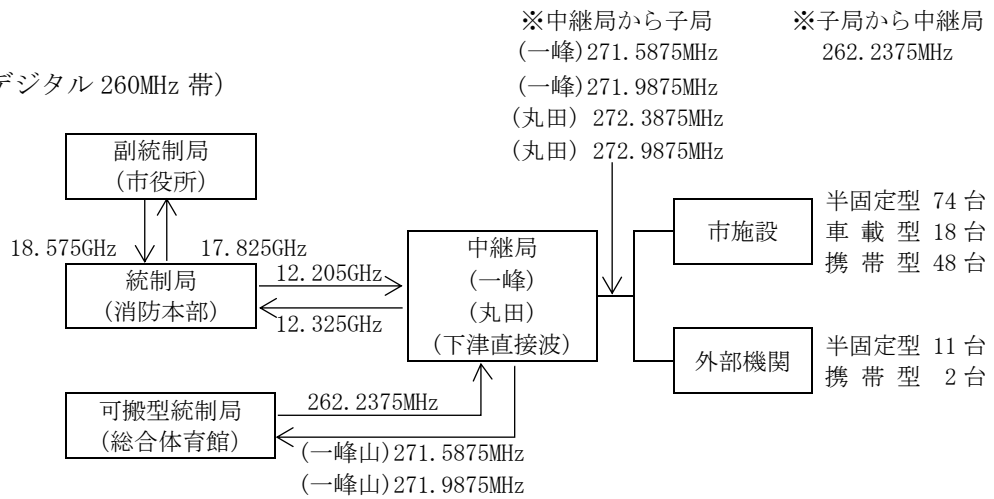
[J R]：J R用回線

[水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線

1. 同報系 (デジタル 60MHz 帯)



2. 移動系 (デジタル 260MHz 帯)



資料- 77 防災行政無線移動系移動局

番号	機種名	呼出No.	配置先	番号	機種名	呼出No.	配置先
統制	統制局	101	消防本部	32	半固定型無線機	232	下津小学校
統制	副統制局	102	市役所 3 階 防災無線室	33	半固定型無線機	233	大東小学校
統制	可搬統制台	200	総合体育館研修室	34	半固定型無線機	234	旧大崎小学校 (体育館)
1	半固定型無線機	201	危機管理課	35	半固定型無線機	235	旧塩津小学校 (塩津 公民館)
2	半固定型無線機	202	市役所 災害対策本部事務室(会議室 3A)	36	半固定型無線機	236	加茂川小学校
3	半固定型無線機	203	市役所 災害対策本部事務室(会議室 3A)	37	半固定型無線機	237	旧加茂第二小学校
4	半固定型無線機	204	下津行政局 1 階	38	半固定型無線機	238	旧仁義小学校 (体育館)
5	半固定型無線機	205	教育委員会	39	半固定型無線機	239	海南スポーツ センター
6	半固定型無線機	206	野上支所	40	半固定型無線機	240	海南中学校
7	半固定型無線機	207	使用停止	41	半固定型無線機	241	第三中学校
8	半固定型無線機	208	亀川出張所	42	半固定型無線機	242	亀川中学校
9	半固定型無線機	209	下津港湾管理事務所	43	半固定型無線機	243	巽中学校
10	半固定型無線機	210	消防本部	44	半固定型無線機	244	東海南中学校
11	半固定型無線機	211	消防 東出張所	45	半固定型無線機	245	下津第一中学校
12	半固定型無線機	212	下津消防署	46	半固定型無線機	246	下津第二中学校
13	半固定型無線機	213	使用停止	47	半固定型無線機	247	海南 nobinos
14	半固定型無線機	214	総合体育館事務室	48	半固定型無線機	248	使用停止
15	半固定型無線機	215	住民センター	49	半固定型無線機	249	日方公民館
16	半固定型無線機	216	クリーンセンター	50	半固定型無線機	250	内海公民館
17	半固定型無線機	217	建設課補修班詰所	51	半固定型無線機	251	大野公民館
18	半固定型無線機	218	水道部	52	半固定型無線機	252	亀川公民館
19	半固定型無線機	219	室山浄水場	53	半固定型無線機	253	北野上公民館
20	半固定型無線機	220	下津浄水場	54	半固定型無線機	254	南野上公民館
21	半固定型無線機	221	海南医療センター	55	半固定型無線機	255	巽コミュニティセンター
22	半固定型無線機	222	黒江小学校	56	半固定型無線機	256	方集会所
23	半固定型無線機	223	日方小学校	57	半固定型無線機	257	小原児童館
24	半固定型無線機	224	内海小学校	58	半固定型無線機	258	脇の浜児童館
25	半固定型無線機	225	冷水地区避難所	59	半固定型無線機	259	新田児童館
26	半固定型無線機	226	大野小学校	60	半固定型無線機	260	西児童館
27	半固定型無線機	227	亀川小学校	61	半固定型無線機	261	小松原児童館
28	半固定型無線機	228	巽小学校	62	半固定型無線機	262	青枝児童館
29	半固定型無線機	229	北野上小学校	63	半固定型無線機	263	中児童館
30	半固定型無線機	230	中野上小学校	64	半固定型無線機	264	梅田児童館
31	半固定型無線機	231	南野上小学校	65	半固定型無線機	265	曾根田児童館

番号	機種名	呼出No.	配置先	番号	機種名	呼出No.	配置先
66	半固定型無線機	266	みらい子ども園	100	車載無線機（携帯）	315	生涯学習課
67	半固定型無線機	267	黒江・船尾地区避難所	101	車載無線機	401	建設課
68	半固定型無線機	268	内海保育所	102	車載無線機	402	建設課
69	半固定型無線機	269	きらら子ども園	103	車載無線機	403	建設課
70	半固定型無線機	270	こじか保育所	104	車載無線機	404	建設課
71	半固定型無線機	271	日方支所	105	携帯型無線機	501	建設課
72	半固定型無線機	272	下津保健福祉センター	106	携帯型無線機	502	建設課
73	半固定型無線機	273	危機管理課	107	携帯型無線機	503	建設課
74	半固定型無線機	274	海南市民交流センター	108	携帯型無線機	504	建設課
75	半固定型無線機	275	JR 海南駅	109	携帯型無線機	505	建設課
76	半固定型無線機	276	海南保健所	110	携帯型無線機	506	建設課
77	半固定型無線機	277	海南警察署	111	携帯型無線機	507	建設課
78	半固定型無線機	278	国土交通省海南 国道維持出張所	112	携帯型無線機	508	管理課
79	半固定型無線機	279	日本通運(株) 海南支店	113	携帯型無線機	509	管理課
80	半固定型無線機	280	海南市漁業協同 組合冷水浦支所	114	携帯型無線機	510	建設課（補修班）
81	半固定型無線機	281	海南海上保安署	115	携帯型無線機	511	建設課（補修班）
82	半固定型無線機	282	海南市漁業協同 組合本所	116	携帯型無線機	512	消防本部
83	半固定型無線機	283	海南市漁業協同組 合下津支所	117	携帯型無線機	513	消防本部
84	半固定型無線機	284	和歌山北漁業協同 組合戸坂支所	118	携帯型無線機	514	子育て推進課
85	半固定型無線機	285	海南市漁業協同 組合大崎支所	119	携帯型無線機	515	市民課
86	半固定型無線機	286	黒江防災コミュニティセンター	120	携帯型無線機	516	税務課
87	車載無線機（携帯）	301	総務一括管理 3740	121	携帯型無線機	517	海南医師会
88	車載無線機（携帯）	302	総務一括管理 4532	122	携帯型無線機	518	県立海南高等学校
89	車載無線機（携帯）	303	建設課	123	携帯型無線機	519	市民交流課
90	車載無線機（携帯）	304	水道部	124	携帯型無線機	520	危機管理課
91	車載無線機（携帯）	305	管理課	125	携帯型無線機	521	危機管理課
92	車載無線機（携帯）	306	建設課（補修班）	126	携帯型無線機	522	総合体育館配備用
93	車載無線機（携帯）	307	生涯学習課	127	携帯型無線機	523	総合体育館配備用
94	車載無線機（携帯）	308	総務一括管理 1493	128	携帯型無線機	524	使用停止
95	車載無線機（携帯）	309	総務一括管理 5175	129	携帯型無線機	525	使用停止
96	車載無線機（携帯）	310	総務一括管理 3737	130	携帯型無線機	606	使用停止
97	車載無線機（携帯）	311	総務一括管理 3736	131	携帯型無線機	527	下津消防署
98	車載無線機（携帯）	313	下津行政局	132	携帯型無線機	528	教育委員会総務課
99	車載無線機（携帯）	314	建設課	133	携帯型無線機	529	生涯学習課

番号	機種名	呼出No.	配置先
134	携帯型無線機	530	危機管理課
135	携帯型無線機	601	別所地区
136	携帯型無線機	602	扱沢地区
137	携帯型無線機	603	東畑地区
138	携帯型無線機	604	海老谷地区
139	携帯型無線機	605	赤沼地区
140	携帯型無線機	526	上谷地区
141	携帯型無線機	607	野上新地区
142	携帯型無線機	608	七山地区
143	携帯型無線機	609	高津地区
143	携帯型無線機	610	下津町小畑地区
145	携帯型無線機	611	下津町鰈川地区
146	携帯型無線機	612	下津町橘本地区
147	携帯型無線機	613	下津町大窪地区
148	携帯型無線機	614	下津町沓掛地区
149	携帯型無線機	615	下津町引尾(松尾)地区
150	携帯型無線機	616	下津町引尾(上出)地区
151	携帯型無線機	617	下津町興地区
152	携帯型無線機	618	下津町百垣内地区
153	携帯型無線機	619	下津町笠畑地区
154	携帯型無線機	620	下津町大崎(女良)地区

資料- 78 防災相互通信用無線局一覧

呼出名称	周波数	電力	通信事項	形態	常置場所・設置場所	免許人名	備考
けんせつわかやま 1-4	150	5	水防道路	携帯	和歌山市西汀丁	国土交通省	和歌山河川国道事務所 防災課
けんせつわかやま 50-60	150	10	水防道路	車載	和歌山市西汀丁	国土交通省	和歌山河川国道事務所 防災課
けんせつふなと 1-9	150	5	水防道路	携帯	和歌山市上三毛	国土交通省	和歌山河川国道事務所 船戸出張所
けんせつふなと 50-51	150	10	水防道路	車載	和歌山市上三毛	国土交通省	和歌山河川国道事務所 船戸出張所
けんせつでじま 1-3	150	5	水防道路	携帯	和歌山市出島	国土交通省	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所
けんせつでじま 50-53	150	10	水防道路	車載	和歌山市出島	国土交通省	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所
けんせつありもと 1-2	150	5	水防道路	携帯	和歌山市有本	国土交通省	和歌山河川国道事務所 紀の川大堰管理所
けんせつありもと 50	150	10	水防道路	車載	和歌山市有本	国土交通省	和歌山河川国道事務所 紀の川大堰管理所
けんせつかいなん 1-5	150	5	水防道路	携帯	海南市播川	国土交通省	和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所
けんせつかいなん 50-51	150	10	水防道路	車載	海南市播川	国土交通省	和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所
かいほいどう 5312	150	5	海上保安	携帯	和歌山市築港 6	海上保安庁	和歌山海上保安部
かいほいどう 5323-5324	150	5	海上保安	携帯	和歌山市築港 6	海上保安庁	和歌山海上保安部
かいほいどう 503	150	10	海上保安	可搬	和歌山市築港 6	海上保安庁	和歌山海上保安部（巡視船さい）
かいほいどう 510	150	10	海上保安	可搬	和歌山市築港 6	海上保安庁	和歌山海上保安部（巡視艇さいかぜ）
わかやまけいさつ 1-3	150	5	防災対策	携帯	和歌山市小松原通 1	警察庁	和歌山県警察 警備課
わかやまけいさつきどうたい 1-2	150	5	防災対策	携帯	和歌山市木の本	警察庁	和歌山県警察 機動隊
わかやまけいさつこうそくたい 1-2	150	1	防災対策	携帯	和歌山市栗栖	警察庁	和歌山県警察 高速道路交通警察隊
わかやまけいさつこうそくたい 5-6	150	1	防災対策	携帯	和歌山市栗栖	警察庁	和歌山県警察 高速道路交通警察隊
わかやまひがしけいさつ 1-5	150	5	防災対策	携帯	和歌山市栗栖	警察庁	和歌山県警察 和歌山東警察署
わかやまにしけいさつ 1	150	5	防災対策	携帯	和歌山市吹上 1	警察庁	和歌山県警察 和歌山西警察署
わかやまにしけいさつ 2	150	5	防災対策	携帯	和歌山市吹上 1	警察庁	和歌山県警察 和歌山西警察署
わかやまさたけいさつ 1-2	150	5	防災対策	携帯	和歌山市松江北	警察庁	和歌山県警察 和歌山北警察署
ぼうさいわかやまけん	150	10	防災行政	(切替)	和歌山市湊通丁北 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 1-7	150	10	防災行政	車載	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 危機管理・消防課他
わかやまけん 90-91	150	10	防災行政	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課他
わかやまけん 97-98	150	10	防災行政	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課、海草振興局 地域づくり部
わかやまけん 101	150	10	防災対策	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 102-103	150	5	防災対策	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 104	150	1	防災対策	携帯	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 105-106	150	10	防災対策	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 107-108	150	10	防災対策	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 109	150	1	防災対策	携帯	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 110-117	150	5	防災行政	携帯	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 危機管理・消防課
わかやまけん 118-127	150	5	防災行政	携帯	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 202	150	10	防災行政	船舶	和歌山市小松原通 1	和歌山県	資源管理課（漁業取締船はやぶさ）
わかやまけん 203	150	10	防災行政	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 400-402	150	10	防災行政	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	海草振興局 地域づくり部（広域防災拠点）
わかやまけん 410-416	150	5	防災行政	携帯	和歌山市小松原通 1	和歌山県	海草振興局 地域づくり部（広域防災拠点）
わかやまけん 444-445	150	10	防災行政	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課（広域防災拠点）
わかやまけん 480-497	150	10	防災行政	可搬	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課（災害時緊急機動支援隊）
わかやまけん 902	150	1	防災行政	携帯	和歌山市小松原通 1	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかやまけん 8-11	150	10	防災行政	車載	和歌山市（築港 1）	和歌山県	海草振興局 建設部
わかやまけん 53	150	10	防災行政	車載	和歌山市（築港 1）	和歌山県	海草振興局 建設部
わかやまけん 92	150	10	防災行政	可搬	和歌山市（築港 1）	和歌山県	海草振興局 建設部
わかやまけん 128-129	150	5	防災行政	携帯	和歌山市（築港 1）	和歌山県	海草振興局 建設部
いだいわかやま	150	10	防災対策	(専用)	和歌山市紀三井寺	和歌山県	県立医大附属病院 ドクターヘリ運航指令センター
ドクターヘリわかやま 1	150	1	消防	ヘリ	和歌山市紀三井寺	和歌山県	県立医大附属病院 ドクターヘリ

呼出名称	周波数	電力	通信事項	形態	常置場所・設置場所	免許人名	備考
ドクターヘリわかやま 101-102	150	1	消防	ヘリ	和歌山市紀三井寺	和歌山県	県立医大附属病院 ドクターヘリ（代替機）
わかしょうほんぶ	150	10	消防	（専用）	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうきよくしれい 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうきよくしき 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうちゅうけい 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうなかしき 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうひがししき 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうきたしき 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょうきいポンプ 1	150	10	消防	車載	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょう 100	150	5	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょう 121	150	5	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょう 141	150	5	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょう 200	150	5	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょう 211-212	150	5	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
わかしょう 261	150	5	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
ぼうさいわかやましそご 1	150	10	防災対策	可搬	和歌山市八番丁	和歌山市	総合防災課
わゆきょう 1	150	1	防災対策	携帯	和歌山市湊	和歌山県排出油防除（協）	近畿地方整備局 和歌山港湾事務所
ガスわかやま 99	150	1	防災対策	携帯	和歌山市十一番丁	大阪ガスネットワーク	南部事業部
につせきわかやま 106	150	25	赤十字	車載	和歌山市吹上 2	日本赤十字社	和歌山県支部 事業推進課
につせきわかやま 201-203	150	10	赤十字	可搬	和歌山市吹上 2	日本赤十字社	和歌山県支部 事業推進課
につせきわかやま 206	150	10	赤十字	可搬	和歌山市吹上 2	日本赤十字社	和歌山県支部 事業推進課
につせきわかやま 207	150	10	赤十字	車載	和歌山市吹上 2	日本赤十字社	和歌山県支部 事業推進課
につせきわかやま 301-307	150	1	赤十字	携帯	和歌山市吹上 2	日本赤十字社	和歌山県支部 事業推進課
につせきわかやま 801-810	150	5	赤十字	携帯	和歌山市小松原通 4	日本赤十字社	和歌山医療センター 社会課
かいなんけいさつ 1-6	150	5	防災対策	携帯	海南市日方	警察庁	和歌山県警察 海南警察署
わかやまけん 52	150	10	防災行政	車載	（海南市南赤坂）	和歌山県	海草振興局 建設部 海南工事事務所
わかやまけん 89	150	10	防災行政	可搬	（海南市南赤坂）	和歌山県	海草振興局 建設部 海南工事事務所
わかやまけん 358	150	10	防災行政	可搬	（海南市南赤坂）	和歌山県	海草振興局 建設部 海南工事事務所
ぼうさいかいなん 1	150	10	防災対策	可搬	海南市南赤坂	海南市	危機管理課
かいなんすいどう 50	150	10	上下水道	車載	海南市日方	海南市	水道部
かいなんこうほう 3	150	10	消防	車載	海南市日方	海南市	消防本部
かいなん 317	150	5	防災対策	携帯	海南市日方	海南市	消防本部
かいなん 303	150	5	防災対策	携帯	海南市日方	海南市	消防本部 海南消防署
かいなん 305	150	5	防災対策	携帯	海南市（阪井）	海南市	消防本部 海南消防署東出張所
ぼうさいかいなんそうごうたいいくかん 100	150	10	防災対策	可搬	海南市大野中	海南市	消防本部（海南市総合体育館）
わかやませきせい 2	150	5	一般業務	携帯	海南市藤白	和歌山石油精製（株）	海南工場
わかやませきせい 13	150	5	一般業務	携帯	海南市藤白	和歌山石油精製（株）	海南工場
しんにつつまきんかいなん 1-2	150	5	防災対策	携帯	海南市船尾	日本製鉄（株）	関西製鉄所 和歌山地区（海南）
かいほいどう 517	150	10	海上保安	可搬	海南市下津町下津	海上保安庁	海南海上保安署
かいほいどう 5318	150	5	海上保安	携帯	海南市下津町下津	海上保安庁	海南海上保安署
かいほいどう 5331・5332	150	1	海上保安	携帯	海南市下津町下津	海上保安庁	海南海上保安署
かいほいどう 598	150	10	海上保安	可搬	海南市下津町下津	海上保安庁	海南海上保安署（巡視艇わかづき）
かいなん 304	150	5	防災対策	携帯	海南市（下津町下津）	海南市	消防本部 下津消防署
コスモ 20	150	5	防災対策	携帯	海南市下津町下津	コスモ石油（株）	下津工場
わかせきおおさき 2-3	150	5	一般業務	携帯	海南市下津町大崎	和歌山石油精製（株）	大崎貯油基地
ぼうさいきみの 901	150	10	防災対策	可搬	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	総務課（総合福祉センター）
きみしょうしき 1-2	150	10	消防	車載	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	消防本部

呼出名称	周波数	電力	通信事項	形態	常置場所・設置場所	免許人名	備考
きみしょうぼうさい1-2	150	5	防災対策	携帯	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	消防本部
きみしょうぼうさい100	150	10	防災対策	可搬	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	消防本部
ぼうさいきのかわし1	150	10	防災対策	可搬	紀の川市西大井	紀の川市	危機管理消防課
ながひがしき1	150	10	消防	車載	(紀の川市粉河)	那賀消防組合	東消防署
ながみなみしき1	150	10	消防	車載	(紀の川市桃山町調月)	那賀消防組合	南消防署
ありだけいさつ1-4	150	5	防災対策	携帯	有田市宮崎町	警察庁	和歌山県警察 有田警察署
ありた51-53	150	5	消防	携帯	有田市箕島	有田市	消防本部
わゆきょう6	150	1	防災対策	携帯	有田市初島町	和歌山県排出油防除(協)	ENEOS(株) 和歌山製造所
わかやまけん361	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町二川	和歌山県	有田振興局 建設部 二川ダム管理事務所
わかやまけん61	150	10	防災行政	車載	(有田郡有田川町二川)	和歌山県	有田振興局 建設部 二川ダム管理事務所
わかやまけん161	150	5	防災行政	携帯	(有田郡有田川町二川)	和歌山県	有田振興局 建設部 二川ダム管理事務所
ぼうさいありだがわ1-5	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町下津野	有田川町	総務課(吉備庁舎)
ぼうさいありだがわ6-15	150	10	防災行政	車載	有田郡有田川町下津野	有田川町	総務課(吉備庁舎)
ぼうさいありだがわ16-20	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町金屋	有田川町	やすらぎ福祉課(金屋庁舎)
ぼうさいありだがわ21-25	150	10	防災行政	車載	有田郡有田川町金屋	有田川町	やすらぎ福祉課(金屋庁舎)
ぼうさいありだがわ26-30	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町清水	有田川町	清水行政局
ぼうさいありだがわ31-36	150	10	防災行政	車載	有田郡有田川町清水	有田川町	清水行政局
ぼうさいありだがわしょうぼう1	150	10	防災対策	可搬	有田郡有田川町庄	有田川町	消防本部
ありしょうぼうさい1-3	150	5	防災対策	携帯	有田郡有田川町庄	有田川町	消防本部 吉備金屋消防署
ありしょうぼうさい4	150	5	防災対策	携帯	有田郡有田川町(清水)	有田川町	消防本部 清水消防署
ぼうさいありだがわひなんしょ1	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町下津野	有田川町	総務課(吉備中学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ2-3	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町天満	有田川町	総務課(藤並小学校、藤並公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ4	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町下津野	有田川町	総務課(有田中央高校)
ぼうさいありだがわひなんしょ5	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町長田	有田川町	総務課(田殿公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ6	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町角	有田川町	総務課(きび保健福祉センター)
ぼうさいありだがわひなんしょ7	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町上中島	有田川町	総務課(防災ステーション)
ぼうさいありだがわひなんしょ8	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町庄	有田川町	総務課(御霊小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ9	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町下津野	有田川町	総務課(吉備庁舎)
ぼうさいありだがわひなんしょ10	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町庄	有田川町	総務課(御霊地区コミュニティセンター)
ぼうさいありだがわひなんしょ11	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町井口	有田川町	総務課(田殿小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ12	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町田角	有田川町	総務課(田角公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ13	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町大賀畑	有田川町	総務課(大賀畑公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ14	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町長谷	有田川町	総務課(長谷公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ21	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町吉原	有田川町	総務課(石垣小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ22	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町小川	有田川町	総務課(小川小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ23	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町中井原	有田川町	総務課(金屋中学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ24	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町吉原	有田川町	総務課(石垣公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ25	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町上六川	有田川町	総務課(旧上六川小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ26	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町修理川	有田川町	総務課(旧修理川小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ27	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町宇井苔	有田川町	総務課(石垣公民館宇井苔分館)
ぼうさいありだがわひなんしょ28	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町本堂	有田川町	総務課(五西月小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ29	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町西ヶ峯	有田川町	総務課(西ヶ峯小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ30	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町生石	有田川町	総務課(旧生石小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ31	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町瀬井	有田川町	総務課(旧北小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ32	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町尾上	有田川町	総務課(旧早月小学校)
ぼうさいありだがわひなんしょ33	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町川口	有田川町	総務課(岩倉公民館)
ぼうさいありだがわひなんしょ34	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町下津野	有田川町	総務課(避難所連絡用)

呼出名称	周波数	電力	通信事項	形態	常置場所・設置場所	免許人名	備考
ぼうさいありだがわひなんしよ 35	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町釜中	有田川町	総務課（釜中地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 36	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町糸川	有田川町	総務課（糸川地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 37	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町立石	有田川町	総務課（立石地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 38	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町谷	有田川町	総務課（谷地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 39	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町松原	有田川町	総務課（松原地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 40	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町川口	有田川町	総務課（川口地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 41	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町糸野	有田川町	総務課（生石公民館）
ぼうさいありだがわひなんしよ 42-43	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町金屋	有田川町	総務課（金屋文化保健センター、金屋農村センター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 51-52	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町栗生	有田川町	総務課（旧栗生小学校、栗生住民センター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 53	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町中原	有田川町	総務課（五郷地区コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 54	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町二澤	有田川町	総務課（二澤地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 55	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町二川	有田川町	総務課（城山西小学校）
ぼうさいありだがわひなんしよ 56	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町東大谷	有田川町	総務課（東大谷生活改善センター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 57	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町三瀬川	有田川町	総務課（三瀬川コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 58	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町日物川	有田川町	総務課（日物川コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 59	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町境川	有田川町	総務課（境川コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 60	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町楠本	有田川町	総務課（旧楠本小学校）
ぼうさいありだがわひなんしよ 61	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町沼	有田川町	総務課（沼区民センター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 62	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町遠井	有田川町	総務課（遠井コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 63	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町三田	有田川町	総務課（三田活性化センター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 64	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町宮川	有田川町	総務課（宮川地区集会所）
ぼうさいありだがわひなんしよ 65	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町大蔵	有田川町	総務課（大蔵コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 66-67	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町清水	有田川町	総務課（小峠活性化センター、八幡小学校）
ぼうさいありだがわひなんしよ 68	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町清水	有田川町	清水行政局
ぼうさいありだがわひなんしよ 69	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町清水	有田川町	総務課（有田中央高校清水分校）
ぼうさいありだがわひなんしよ 70	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町久野原	有田川町	総務課（久野原小学校）
ぼうさいありだがわひなんしよ 71	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町下湯川	有田川町	総務課（下湯川ふるさと村）
ぼうさいありだがわひなんしよ 72	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町上湯川	有田川町	総務課（清水公民館上湯川分館）
ぼうさいありだがわひなんしよ 73	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町井谷	有田川町	総務課（井谷コミュニティセンター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 74	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町板尾	有田川町	総務課（安謐中学校）
ぼうさいありだがわひなんしよ 75	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町杉野原	有田川町	総務課（杉野原活性化センター）
ぼうさいありだがわひなんしよ 76	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町押出	有田川町	総務課（押出活性館）
ぼうさいありだがわひなんしよ 77	150	10	防災行政	可搬	有田郡有田川町沼谷	有田川町	総務課（沼谷地区集会所）
わかやまけん 819	400	5	防災対策	携帯	（和歌山市小松原通1）	和歌山県	危機管理局 防災企画課
わかしょうきょく 300-301	400	1	消防	携帯	和歌山市八番丁	和歌山市	消防局
かいなんほんぶ 601	400	1	消防	携帯	海南市日方	海南市	消防本部
かいなん 201-209	400	1	消防	携帯	海南市日方	海南市	消防本部 海南消防署
かいなんだん 701-721	400	1	消防	携帯	海南市日方	海南市	海南市消防団
かいなんひがし 301-304	400	1	消防	携帯	海南市（野上中）	海南市	消防本部 海南消防署東出張所
かいなんしもつ 501-506	400	1	消防	携帯	海南市（下津町下津）	海南市	消防本部 下津消防署
きみのしょうぼうしよかつ 1-17	400	1	消防	携帯	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	消防本部 警防課
ぼうさいきみの 201	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 202-203	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町奥佐々	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 204	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町箕六	紀美野町	総務課（箕六集会所）
ぼうさいきみの 205-206	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町上ヶ井	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 207	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町三尾川	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 208	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町明添	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）

呼出名称	周波数	電力	通信事項	形態	常置場所・設置場所	免許人名	備考
ぼうさいきみの 209	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町鎌滝	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 210	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町今西	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 211	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町滝ノ川	紀美野町	総務課（滝ノ川集会所）
ぼうさいきみの 212-213	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町谷	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 214	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町小西	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 215	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町毛原中	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 216	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町円明寺	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 217	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町勝谷	紀美野町	総務課（孤立集落通信確保用）
ぼうさいきみの 218	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町四郷	紀美野町	総務課（四郷集会所）
ぼうさいきみの 221	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町動木	紀美野町	総務課（動木集会所）
ぼうさいきみの 222-223	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町下佐々	紀美野町	総務課（下佐々コミュニティセンター、やすらぎ園）
ぼうさいきみの 224	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町中田	紀美野町	総務課（中田集会所）
ぼうさいきみの 225	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町梅本	紀美野町	総務課（梅本集会所）
ぼうさいきみの 226-227	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町西野	紀美野町	総務課（志賀野地区公民館、釜滝集会所）
ぼうさいきみの 228	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町長谷	紀美野町	総務課（長谷会場）
ぼうさいきみの 229	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町国木原	紀美野町	総務課（国木原集会所）
ぼうさいきみの 230	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町野中	紀美野町	総務課（美里中学校体育館）
ぼうさいきみの 231	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町津川	紀美野町	総務課（津川集会所）
ぼうさいきみの 232	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町三尾川	紀美野町	総務課（三尾川区民センター）
ぼうさいきみの 233	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町鎌滝	紀美野町	総務課（上神野小学校体育館）
ぼうさいきみの 234	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町赤木	紀美野町	総務課（赤木高齢者ふれあい憩の家）
ぼうさいきみの 235	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町桂瀬	紀美野町	総務課（桂瀬集会所）
ぼうさいきみの 301	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町柴目	紀美野町	総務課（柴目集会所）
ぼうさいきみの 302	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町坂本	紀美野町	総務課（坂本集会所）
ぼうさいきみの 303	400	10	防災行政	可搬	海草郡紀美野町永谷	紀美野町	総務課（永谷集会所）
ながひがし 100-108	400	1	消防	携帯	（紀の川市粉河）	那賀消防組合	東消防署
ながみなみ 100-108	400	1	消防	携帯	（紀の川市桃山町調月）	那賀消防組合	南消防署
ありた 101-115	400	1	消防	携帯	有田市箕島	有田市	消防本部
（ぼうさいわかやまけん）	400	10	防災行政	（専用）	有田郡有田川町生石	和歌山県	危機管理局 防災企画課（生石中継所）
きび 1-20	400	1	消防	携帯	有田郡有田川町庄	有田川町	消防本部
しみず 1-10	400	1	消防	携帯	有田郡有田川町（清水）	有田川町	消防本部 清水消防署

凡例：

周波数欄	通信事項欄	形態欄
150： 158.35MHz	防災対策： 防災対策に関する事項 (防災相互通信周波数のみの無線局)	車載： 車両に設置
400： 466.775MHz	水防道路： 水防道路に関する事項	船舶： 船舶に設置
	海上保安： 海上保安事務に関する事項	ヘリ： ヘリに設置
	警察： 警察事務に関する事項	携帯： 携帯型 (無線機本体を片手で持ちながら通信できるもの)
	消防： 消防事務に関する事項	可搬： 可搬型 (持ち運びしながら通信できるもので携帯型よりも大きいもの)
	防災行政： 防災行政事務に関する事項	以下は、基地局及び携帯基地局のみ
	赤十字： 赤十字に関する事項	(専用)： 防災相互通信用周波数専用の設備があり、通常使用する周波数と別に単独で運用できるもの
	航空関係： 航空機の運用に関する事項	(切替)： 通常使用する周波数と切替になっているもの
	上下水道： 上下水道事業に関する事項 (防災対策用以外の陸上移動局と携帯局は周波数切替式)	

【留意事項】

防災相互波については、アンテナの関係上電波が入るエリアが決まっているため、海南市役所から電波が入るエリアの相手局一覧表を記載している。

1. 衛星回線が使用可能な相手先

場所	局番	番号	場所	局番	番号
県庁			消防応援活動調整本部	300	434
統制室	300	400	交通 G	300	435
当直室	300	401	交通 G	300	436
統制室	300	402	医療 G	300	437
災害対策課	300	403	医療 G	300	438
防災企画課	300	404	DMA T調整本部	300	439
危機管理消防課	300	405	警察リエゾン	300	440
災害対策本部長室	300	406	機器室	300	441
消防防災無線音声一斉着信用	300	448	機器室	300	442
広報課	300	449	ダムテレメータ	300	443
総務課	300	450	統制台	300	469
管財課	300	451	ダムテレメータ	300	445
企画課	300	452	ダムテレメータ	300	446
脱炭素政策課	300	453	ダムテレメータ	300	447
生活衛生課	300	454	統制室 (FAX)	300	499
社会福祉課	300	455	統制室 (FAX)	300	498
医務課	300	456	統制室 (FAX)	300	497
人権政策課	300	457	統制室 (FAX)	300	496
薬務課	300	458	広報課 (FAX)	300	500
商工企画課	300	459	総務課 (FAX)	300	501
公営企業課	300	460	企画課 (FAX)	300	502
農林水産振興課	300	461	脱炭素政策課 (FAX)	300	503
農業農村整備課	300	462	社会福祉課 (FAX)	300	510
森林整備課	300	463	商工企画課 (FAX)	300	511
水産振興課	300	464	農林水産総務課 (FAX)	300	512
資源管理課	300	465	県土整備政策課 (FAX)	300	495
県土整備政策課	300	407	道路保全課 (FAX)	300	494
道路保全課	300	408	河川課 (FAX)	300	493
道路建設課	300	409	都市政策課 (FAX)	300	492
河川課	300	410	港湾漁港整備課 (FAX)	300	491
砂防課	300	411	教育支援課 (FAX)	300	488
都市政策課	300	412	災害対策本部室 (FAX)	300	487
港湾漁港整備課	300	413	3 階防災対策室 (FAX)	300	486
教育総務局総務課	300	417	3 階防災対策室 (FAX)	300	485
生涯学習課	300	418	3 階防災対策室 (FAX)	300	484
教育支援課	300	419	生石中継局	300	477
災害対策本部室	300	420	龍神岳中継局	300	478
災害対策本部室	300	421	塔石中継局	300	479
災害対策本部室	300	422	地域振興課	300	467
災害対策本部室	300	423	増設用	300	468
災害対策本部室	300	424	人権推進課 (FAX)	300	513
災害対策本部室	300	425	海草振興局		
総務 G	300	426	地域づくり課	300	415
総括調整 G	300	427	農業水産振興課	300	416
総括調整 G	300	428	地域づくり課 (FAX)	300	490
総括調整 G	300	466	農業水産振興課 (FAX)	300	489
産業保安・燃料調整 G	300	429	那賀総合庁舎		
総括調整 G	300	430	地域づくり課	320	400
総括調整 G	300	431	総務福祉課	320	401
へり調整 G	300	432	地域づくり課	320	402
消防応援活動調整本部	300	433	総務調整課	320	403

場所	局番	番号	場所	局番	番号
管理保全課	320	404	管理保全課 (FAX)	370	496
地域づくり課 (FAX)	320	499	大雲取中継局	370	477
総務福祉課 (FAX)	320	498	海草振興局建設部		
地域づくり課 (FAX)	320	497	総務調整課	312	400
総務調整課 (FAX)	320	496	総務調整課	312	401
伊都総合庁舎			総務調整課	312	402
防災対策室	330	400	管理保全第二課	312	403
地域づくり課	330	401	工務課	312	404
水防対策室	330	402	街路公園課	312	405
総務調整課	330	403	会議室 (FAX)	312	499
防災対策室 (FAX)	330	499	二川ダム管理事務所		
地域づくり課 (FAX)	330	498	管理課	342	400
水防対策室 (FAX)	330	497	宿直室	342	401
有田総合庁舎			操作室	342	402
総務県民課	340	400	無線機室 (FAX)	342	499
総務福祉課	340	401	広川出張所		
農業水産振興課	340	402	操作室	343	400
総務調整課	340	403	宿直室	343	401
管理保全課	340	404	執務室	343	402
総務県民課 (FAX)	340	499	操作室 (FAX)	343	499
総務福祉課 (FAX)	340	498	椿山ダム管理事務所		
農業水産振興課 (FAX)	340	497	管理課	352	400
総務調整課 (FAX)	340	496	宿直室	352	401
生石中継局	340	477	管理課	352	402
日高総合庁舎			操作室	352	403
地域づくり課	350	400	管理課 (FAX)	352	499
農業水産振興課	350	401	防災航空センター		
総務調整課	350	402	事務室	364	400
総務調整課	350	403	当直室	364	401
地域づくり課 (FAX)	350	499	格納庫	364	402
農業水産振興課 (FAX)	350	498	事務室	364	451
総務調整課 (FAX)	350	497	事務室	364	452
西山中継局	350	477	事務室 (FAX)	364	499
犬ヶ丈中継局	350	478	東牟婁振興局串本建設部		
西牟婁総合庁舎			管理保全課	372	400
地域づくり課	360	400	管理保全課	372	401
総務福祉課	360	401	総務用地課	372	402
農業水産振興課	360	402	工務課	372	403
管理保全課	360	403	部長室	372	404
管理保全課	360	404	副部長	372	405
地域づくり課 (FAX)	360	499	管理保全課 (FAX)	372	499
総務福祉課 (FAX)	360	498	七川ダム管理事務所		
農業水産振興課 (FAX)	360	497	操作室	373	400
管理保全課 (FAX)	360	496	宿直室	373	401
槇山中継局	360	477	管理課	373	402
東牟婁総合庁舎			管理課 (FAX)	373	499
地域づくり課	370	400	東京事務所 (※衛星回線のみ)		
総務福祉課	370	401	東京事務所	048-300	9-3308
大会議室	370	402			
管理保全課	370	403			
管理保全課	370	404			
地域づくり課 (FAX)	370	499			
総務福祉課 (FAX)	370	498	和歌山市		
大会議室 (FAX)	370	497	総合防災課	210	400

場所	局番	番号	場所	局番	番号
建築指導課	210	401	教育課	212	405
農林水産課	210	402	総務課 (FAX)	212	499
河川港湾課	210	403	かつらぎ町		
下水道企画建設課	210	404	危機管理課	231	400
道路管理課	210	405	ホール	231	401
総合防災課 (FAX)	210	499	総務課	231	402
橋本市			生涯学習課	231	403
危機管理室	230	400	危機管理課 (FAX)	231	499
宿直室	230	401	九度山町		
農林振興課	230	402	地域防災課	232	400
市長応接室	230	403	日直室 (災害時は災害対策本部)	232	401
市長応接室	230	404	建設課	232	402
教育委員会	230	405	町長室	232	403
危機管理室 (FAX)	230	499	地域防災課 (FAX)	232	499
有田市			高野町		
防災安全課	240	400	総務課防災危機対策室	233	400
守衛室	240	401	宿直室	233	401
福祉事務所	240	402	住民健康課	233	402
都市整備課	240	403	建設課	233	403
ふるさと創生室	240	404	会議室	233	404
教育委員会	240	405	総務課防災危機対策室	233	405
防災安全課 (FAX)	240	499	総務課防災危機対策室 (FAX)	233	499
御坊市			湯浅町		
企画政策課	250	400	総務課	241	400
危機管理課	250	401	宿直室	241	401
社会福祉課	250	402	防災無線室	241	402
総務課	250	403	総務課 (FAX)	241	499
秘書室	250	404	広川町		
産業振興課	250	405	総務課	242	400
危機管理課 (FAX)	250	499	警備員室	242	401
田辺市			住民生活課	242	402
防災まちづくり課	260	400	建設課	242	403
土木課	260	401	教育委員会室	242	404
防災まちづくり課 (FAX)	260	499	総務課 (FAX)	242	499
新宮市			有田川町		
防災対策課	270	400	総務課	243	400
防災対策課 (FAX)	270	499	宿直室	243	401
紀の川市			税務課	243	402
危機管理班	220	400	建設課	243	403
消防対策班	220	401	防災無線室	243	404
庁議室	220	402	議会事務局	243	405
危機管理消防課	220	403	総務課 (FAX)	243	499
危機管理消防課 (FAX)	220	499	美浜町		
岩出市			防災まちづくり未来課	251	400
総務課	221	400	宿直室	251	401
守衛室	221	401	住民課	251	402
総務課	221	402	農林水産建設課	251	403
総務課 (FAX)	221	499	会議室	251	404
紀美野町			防災まちづくり未来課 (FAX)	251	499
総務課	212	400	日高町		
宿直室	212	401	総務課	252	400
建設課	212	402	警備員室	252	401
住民課	212	403	住民生活課	252	402
産業課	212	404	総務課	252	403

場所	局番	番号	場所	局番	番号
議会委員会室	252	404	総務課（放送室）（FAX）	271	499
産業建設課	252	405	太地町		
総務課（FAX）	252	499	旧総務課（2F）	272	400
由良町			総務課	272	401
無線室	253	400	宿直室	272	402
宿直室	253	401	旧総務課（2F）（FAX）	272	499
総務政策課	253	402	古座川町		
無線室（FAX）	253	499	総務課（倉庫）	273	400
印南町			宿直室	273	401
総務課	254	400	住民生活課	273	402
宿直室	254	401	建設課	273	403
住民福祉課	254	402	地域振興課	273	404
建設課	254	403	総務課	273	405
町長室	254	404	総務課（倉庫）（FAX）	273	499
総務課（FAX）	254	499	北山村		
みなべ町			総務課	274	400
総務課	255	400	宿直室	274	401
宿直室	255	401	産業建設課	274	402
総務課（FAX）	255	499	Web 会議室	274	403
日高川町			総務課（FAX）	274	499
総務課	256	400	串本町		
宿直室	256	401	総務課	275	400
住民課	256	402	会議室（災対本部室）	275	401
建設課	256	403	会議室（災対本部室）	275	402
総務課	256	404	建設課	275	403
企画政策課	256	405	福祉課	275	404
総務課（FAX）	256	499	住民課	275	405
白浜町			総務課（FAX）	275	499
総務課	261	400	高野町消防本部		
宿直室	261	401	災害情報室	238	400
観光課	261	402	指令室	238	401
住民保健課	261	403	事務室	238	402
建設課	261	405	災害情報室（FAX）	238	499
地域防災課（FAX）	261	499	伊都消防組合		
上富田町			通信統制室	239	400
総務課	262	400	本部事務所	239	401
宿直室	262	401	通信統制室	239	402
建設課	262	402	通信統制室（FAX）	239	499
総務課（FAX）	262	499	那賀消防組合		
すさみ町			通信指令室	227	400
総務課	263	400	防災センター	227	401
宿直室	263	401	総務課	227	402
税務課	263	402	警防課	227	403
無線放送室	263	403	予防課	227	404
教育委員会	263	404	中消防署事務室	227	405
すさみ消防署	263	500	通信指令室（FAX）	227	499
防災センター会議室	263	501	和歌山市消防局		
総務課（FAX）	263	499	通信指令室	210	500
防災センター会議室（FAX）	263	599	トレーニング室	210	501
那智勝浦町			警防課	210	502
総務課防災対策室	271	400	予防課	210	503
宿直室	271	401	消防総務課	210	504
農林水産課	271	402	消防警備本部室	210	505
建設課	271	403	通信指令室（FAX）	210	599

場所	局番	番号	場所	局番	番号
紀美野町消防本部			自衛隊信太山駐屯地		
指令室	218	400	第3科	392	400
警防課	218	401	当直司令室	392	401
会議室	218	402	作戦室	392	402
指令室 (FAX)	218	499	第3科 (FAX)	392	499
有田市消防本部			衛星可搬局(運用時のみ)		
指令室	247	400	防災企画課		95101
事務室	247	401	東牟婁振興局		95201
事務室	247	402	西牟婁振興局		95301
指令室 (FAX)	247	499	広域防災拠点用 (海草)		95401
有田川町消防本部			広域防災拠点用 (西牟婁)		95501
通信指令室	248	400	広域消防拠点用 (東牟婁)		95601
事務室 (警防課)	248	401	広域防災拠点用 (伊都)		95701
作戦室	248	402			
通信指令室 (FAX)	248	499			
湯浅広川消防組合			海草振興局健康福祉部		
指令室	249	400	総務福祉課	311	400
指揮本部室	249	401	大会議室	311	401
地域防災センター	249	402	総務福祉課 (FAX)	311	499
事務室 (警防課)	249	403	和歌山下津港湾事務所		
事務室 (警防係)	249	404	会議室	313	400
指令室 (FAX)	249	499	総務管理課	313	401
御坊市消防本部			会議室 (FAX)	313	499
指令室	257	400	海南工事事務所		
事務室	257	401	総務用地課	316	400
指令室 (FAX)	257	499	総務用地課	316	401
田辺市消防本部			工務課	316	402
指令室	268	400	管理保全課	316	403
災害対策本部室	268	401	入札室	316	404
総務課	268	402	総務用地課 (FAX)	316	499
作戦室	268	403	伊都振興局健康福祉部		
指令室 (FAX)	268	499	総務福祉課	331	400
白浜町消防本部			総務福祉課	331	401
指令室	267	400	総務福祉課	331	451
防災対策室	267	401	衛生環境課	331	452
消防事務室	267	402	保健課	331	453
指令室 (FAX)	267	499	総務福祉課 (FAX)	331	499
新宮市消防本部			日高振興局健康福祉部		
指令室	277	400	防災端末室	351	400
救急室	277	401	総務福祉課	351	401
会議室	277	402	総務福祉課	351	402
消防長室	277	403	保健課	351	403
事務室	277	404	保健課	351	404
事務室	277	405	衛生環境課	351	405
指令室 (FAX)	277	499	防災端末室 (FAX)	351	499
串本町消防本部			東牟婁振興局健康福祉部串本支所		
署事務室	278	400	支所長室	371	400
指令室	278	401	保健環境課	371	401
出動準備室	278	402	地域福祉課	371	402
防災事務室	278	403	次長室	371	403
本部事務室	278	404	小会議室	371	404
消防長室	278	405	大会議室	371	405
指令室 (FAX)	278	499	所長室 (FAX)	371	499

場所	局番	番号	場所	局番	番号
橋本市消防本部			日高広域消防事務組合		
指令室	237	400	指令室	258	400
消防署（準備室）	237	401	指令室	258	401
消防署	237	402	指令室（FAX）	258	499
指令室	237	403	那智勝浦町消防本部		
警防課	237	404	指令室	279	400
団会議室	237	405	防災センター研修室	279	401
指令室（FAX）	237	499	指令室（FAX）	279	499
県庁（増設分）					
通信 G	300	470	救援物資 G	300	473
電気・都市ガス G	300	471	2 階防災対策室（FAX）	300	474
水道 G	300	472	地域振興課（FAX）	300	514

2. 衛星回線が使用不可能な相手先

場所	局番	番号	場所	局番	番号
こころの医療センター			白浜町日置川事務所		
情報管理・作業室	345	400	住民窓口係	264	400
事務当直室	345	401	日置川消防署	264	500
総務課	345	402	住民窓口係（FAX）	264	499
情報管理・作業室（FAX）	345	499			

3. 自局の番号

(1) 市役所

場所	局番	番号	場所	局番	番号
危機管理課	211	400	会議室（4 A）	211	404
受付付近	211	401	会議室（5 D）	211	405
議会事務局	211	402	危機管理課（FAX）	211	499
災害対策本部事務室（3 A）	211	403			

(2) 消防本部

場所	局番	番号	場所	局番	番号
通信室	217	400	警防課（予防）	217	404
消防署	217	401	災害情報室	217	405
警防課（警防）	217	402	通信室（FAX）	217	499
総務課	217	403			

4. 防災電話機のかけ方

同一庁舎内の防災電話機へ	(防災内線番号) で通話可
庁舎外の防災電話機へ	【7-030】- (防災局番) - (防災内線番号) で通話可

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要（有線回線を利用する場合【7-030】は不要）

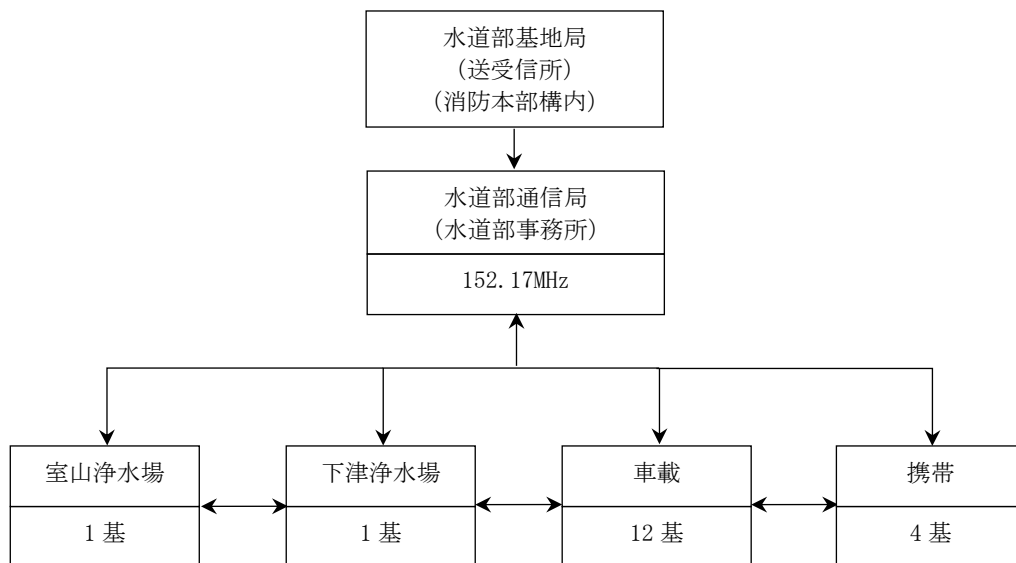
※ ▲：防災交換機乗入特番（機関毎に番号が異なります。）

防災電話交換機と庁舎電話交換機を接続している機関では、庁舎電話番号機に接続されている内線電話から防災網を利用することができます。この場合、電話番号の前に防災交換機乗入特番をダイヤルする必要があります。

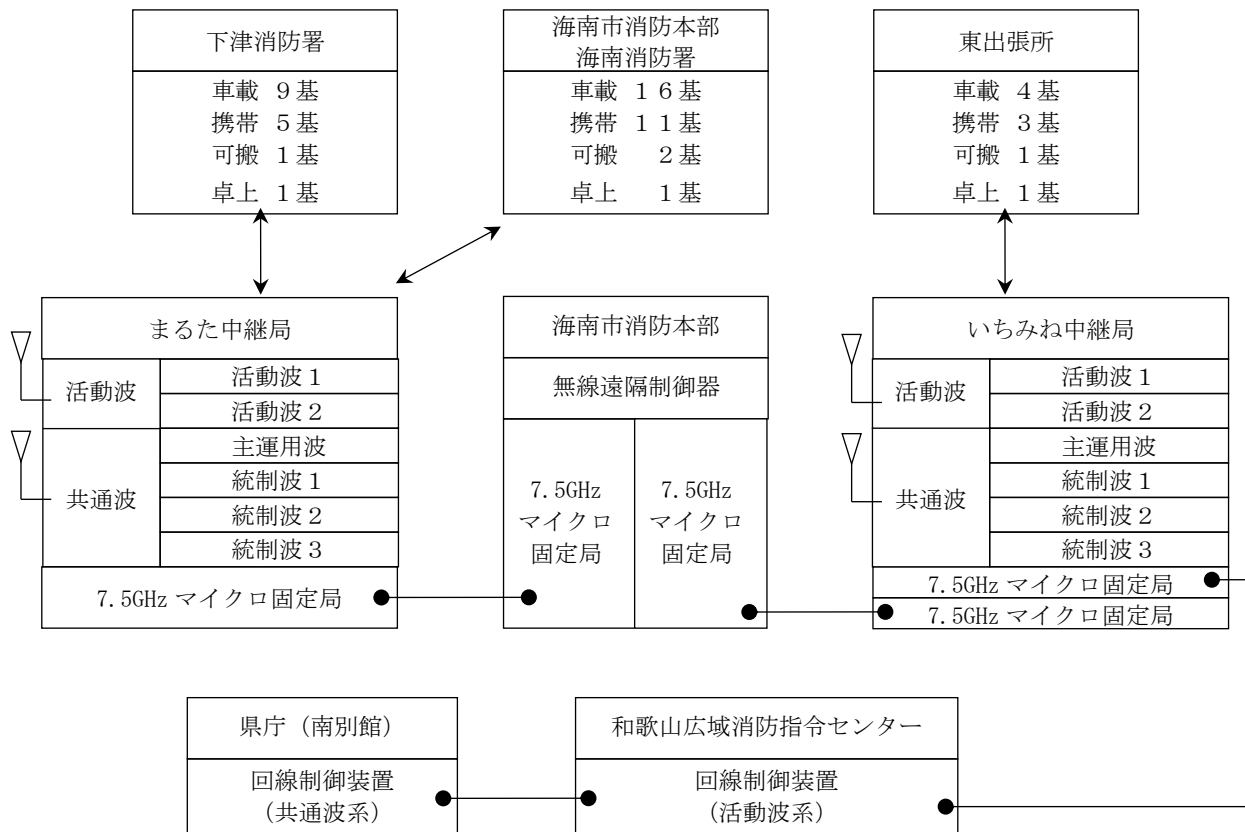
【防災交換機乗入特番一覧】

機関名	乗入特番	機関名	乗入特番	機関名	乗入特番
(県機関)		(市町村)			
県庁	6	海南市	2	美浜町	9
各総合庁舎	8	有田市	8	日高町	4
海草振興局健康福祉部	8	御坊市	8	白浜町	80
海草振興局建設部	4	田辺市	*9	古座川町	7
こころの医療センター	*	岩出市	#9	(消防本部)	
東牟婁振興局串本建設部	78	紀美野町	#9	橋本市消防本部	92
県東京事務所	76	かつらぎ町	*	日高広域消防事務組合	8
		高野町	7	田辺市消防本部	88
		湯浅町	90	白浜町消防本部	81
		広川町	*	新宮市消防本部	7

資料- 80 水道無線構成図



資料- 81 消防救急デジタル無線



資料- 82 記者発表の項目例

災害対策本部は、必要に応じ報道機関に対して市民を保護するための情報や被害状況等について発表する。記者発表の項目例を以下に示す。

- 災害の種別
- 人的被害状況
- 家屋等被害状況
- 火災状況・消火活動の状況
- 救出活動の状況
- 医療・福祉施設の被害、対応状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の避難生活状況
- 交通施設の被害、対応状況（道路、鉄道、バス、港湾）
- ライフライン施設の被害、対応状況（電気、水道、ガス、固定電話、携帯電話）
- 支援物資集積場所の状況
- 二次災害等その他の情報
- 災害対策本部の設置又は廃止

資料- 83 広報すべき情報項目

1. 緊急情報

情報種別	情報内容
(1) 緊急情報	① 地震・津波情報（観測情報と今後の見通し） ② 災害の発生状況と応急対策の状況 ③ 二次災害に関する情報 （火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性） ④ 避難指示の情報 ⑤ 市民の安否情報 ⑥ 救急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況） ⑦ 緊急道路・交通規制情報 ⑧ 市民や事業所のとるべき措置 （電話、交通機関等の利用制約、ガスの安全使用等）

2. 避難後の情報

情報種別	情報内容
(1) 生活情報	① ライフライン情報 （電気・水道・ガス・電話等の被害状況と復旧見込み情報） ② 食料・物資等供給情報 ③ 生活情報（風呂、店舗等開業状況） ④ 鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤ 道路情報 ⑥ 医療機関の活動情報等
(2) 復旧情報	① ライフライン（電気・ガス・水道・電話）の復旧情報 ② 交通機関復旧情報等
(3) 避難所情報、復興情報	① 住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ② 各種相談窓口の開設情報等 ③ 被災証明書の発行情報 ④ 税・手数料等の減免措置の状況 ⑤ 災害援護資金等の融資情報等 ⑥ 避難所情報

資料- 84 電力施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

1. 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

①一般情報

ア. 気象、地象情報

イ. 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

ウ. 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ. その他災害に関する情報（交通状況等）

②関西電力および関西電力送配電の被害情報

ア. 電力施設等の被害状況および復旧状況

イ. 停電による主な影響状況

ウ. 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項

エ. 従業員等の被災状況

オ. その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、および協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

2. 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

①無断昇柱、無断工事をしないこと。

②電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

③断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

④浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

⑤大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

- ⑥屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3. 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ア. 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- イ. 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送变电ネットワーク株式会社および広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

4. 災害時における復旧資機材等の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ア. 現地調達
- イ. 対策組織相互の流用
- ウ. 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

5. 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

6. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7. 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

8. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア. 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ. 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ. 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

エ. 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分に配慮して実施する。

9. 復旧計画

(1) 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

ア. 復旧応援要員の必要の有無

イ. 復旧要員の配置状況

ウ. 復旧用資機材の調達

エ. 復旧作業の日程

オ. 仮復旧の完了見込

カ. 宿泊施設、食料等の手配

キ. その他必要な対策

(2) 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行う。

10. 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

資料- 85 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社）

1. 計画方針

災害発生時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

2. 計画内容

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編制動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

資料- 86 公衆電気通信施設災害応急対策計画（NTT 西日本株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の確立

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- （１）災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- （２）輸送計画に基づき、車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を確認し、車両類の調達、輸送力の確保に努める。
- （３）災害対策用資機材等その数量を常時管理、把握しておくと共に、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。
- （４）非常事態に備え、飲料水、食糧、医薬品、被服、生活用備蓄等の保有量を定めて確保する。

3. 通信の確保と応急復旧

- （１）災害等が発生し、行政等からの依頼に基づき、避難施設に被災者が利用する特設電話の設置に努める。
- （２）被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一主義として速やかに実施する。なお、電柱架設が被災し、道路通行の妨げとなる場合除去作業を行う。
- （３）必要と認める時は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の確保を行う。
- （４）復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4. 重要通信の確保

（１）災害用伝言ダイヤルの運用

地震等の災害の発生により、被災地への安否確認の通話等が増加し、電話が繋がりにくい状況になっている場合に、災害用伝言ダイヤルの運用を開始する。

（２）緊急通信の開始

応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずると共に、非常、緊急通信又は非常、緊急電報を一般の通信又は電報に優先して扱えるようにする。

5. 広報活動

災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができない事による社会不安の解消に努める。

資料- 87 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社）

1. 計画方針

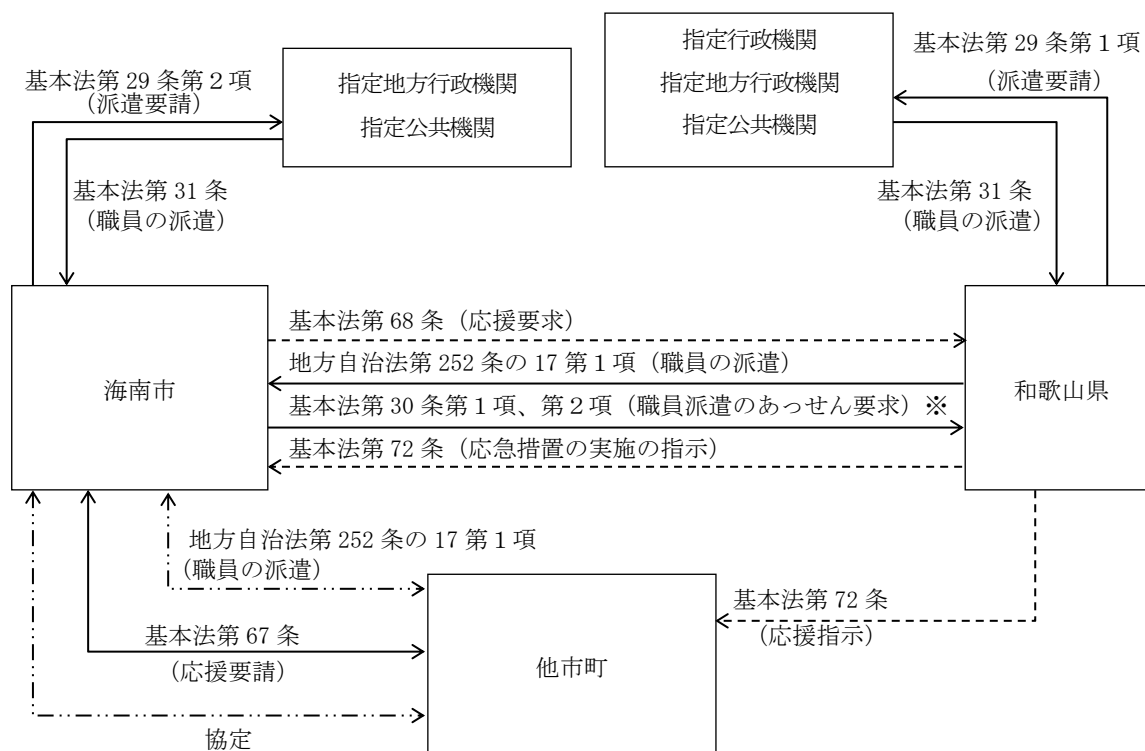
本計画は、西日本旅客鉄道株式会社に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について定める。

2. 計画の内容

災害等により、応急対策を実施する場合は「近畿統括本部鉄道事故及び災害等応急処置標準」により事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処する。なお、事故災害非常体制は、事故又は災害の規模により、統括本部内に対策本部を、現地に現地対策本部を設置する。

資料- 88 法律等に基づく応援協力の要請系統

法律等に基づく応援協力の要請系統は次の図のとおりである。



-----> 全般的な相互応援協力要請

-----> 応急措置の応援要求、指示

————> 職員の派遣要請、派遣、派遣のあっせん要求

※県（知事）に職員のあっせんを要求する対象

基本法第30条第1項：指定行政機関、指定地方行政機関、特定公共機関

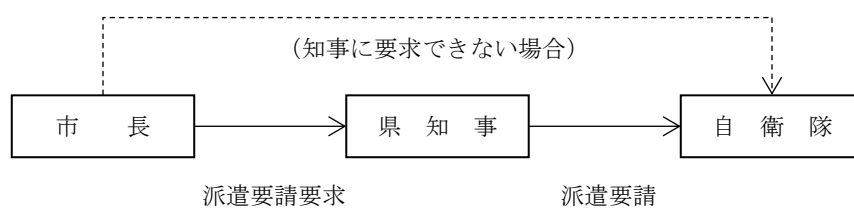
基本法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関

（基本法：災害対策基本法）

資料- 89 自衛隊派遣要請の系統図

自衛隊は災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、次の場合に部隊等を派遣する。

1. 県知事等から要請があり事態やむを得ないと認める場合における要請に基づく部隊等の派遣（基本法第 68 条の 2 第 1 項）
2. 通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合、市長等からの通知を受け、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合における自主的判断に基づく部隊等の派遣（基本法第 68 条の 2 第 2 項）



要請先

陸上自衛隊第 37 普通科連隊 第三科

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町官有地

T E L： 0725-41-0090（F A X 兼）

資料- 90 自衛隊の災害派遣活動範囲

活動範囲	主な活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び感染症対策	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

第2章 いのちを守る

資料- 91 避難情報の実施者及び内容

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市長	高齢者等避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）必要があると認められるとき、高齢者等避難を提供	基本法 第56条 第2項
	避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難のための立退きを指示する。	基本法 第60条 第1項
	緊急安全確保	避難の危険が切迫している場合に住民等に緊急安全確保を求める。	基本法 第60条 第3項
警察官	避難指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示	基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	避難指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。	基本法 第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	避難指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	水防法 第29条
知事又はその命を受けた職員	避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第25条
自衛官	避難指示	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法 第94条

※「高齢者等避難」

その地域の住民を拘束するものではないが、住民がその主旨を尊重することを期待して、避難のための準備等を促す行為である。避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったときに行う。

「避難指示」

その対象地域の住民等に対し立ち退き避難を求めるものである。

「緊急安全確保」

避難の危険が切迫している場合に発し、住民等に緊急安全確保を求めるものである。

資料- 92 避難情報の基準・伝達経路

災害により危険が急迫した場合に、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。その後、人命保護・災害拡大防止処置上必要があるときは、危険地域の居住者に対して「避難指示」を出す。

1. 高齢者等避難

実施基準	気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想される場合。
趣旨	市民に対しての状況の周知を行い、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。
伝達内容	(1) 発令者 (2) 避難すべき理由 (3) 危険地域 (4) 避難する場合の避難先、方法、経路 (5) 携行品、火気の始末、戸締まり、避難行動要支援者の早期避難等注意事項
伝達方法	(1) 広報車（災害種別に応じて） (2) 防災行政無線 (3) ラジオ、テレビ等（必要に応じて） (4) メール配信 (5) エリアメール、緊急速報メール
高齢者等避難伝達文 （例文）	・こちらは防災海南市です。ただ今、海南市全域に、【*】に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。危険な場所において、避難に時間がかかる方は、安全な場所に避難してください。 【*】以下の①～③に関する情報を発信します。 ①洪水 ②土砂災害 ③洪水・土砂災害
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えると同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立退き避難することが望ましい。

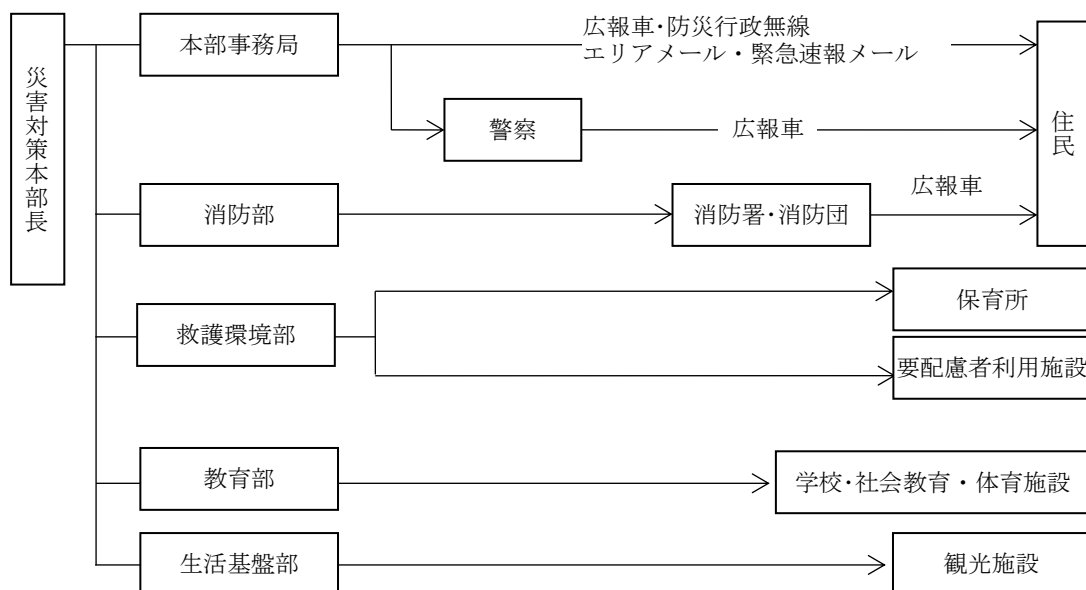
2. 避難指示

実施基準	(1) 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあるとき。 (2) 各種気象警報が発せられ、災害の発生が予想されるとき。 (3) 山崩れ等により危険が切迫しているとき。(土砂災害警戒情報が発表されたとき。) (4) その他市民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	(1) 発令者 (2) 避難すべき理由 (3) 避難先 (4) 避難経路 (5) 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	(1) 広報車(災害種別に応じて) (2) 防災行政無線 (3) ラジオ、テレビ等(必要に応じて) (4) メール配信 (5) エリアメール、緊急速報メール
避難指示伝達文 (例文)	・ただ今、海南市全域に、【*】に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。危険な場所にいる方は、安全な場所に避難してください。 【*】以下の①～③に関する情報を発信します。 ①洪水 ②土砂災害 ③洪水・土砂災害 ・津波注意報が発表されました。堤防より海側にいる方は避難してください。こちらは防災海南市です。 ・津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。こちらは防災海南市です。 ・大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。こちらは、防災海南市です。
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(屋内のより安全な場所への移動)を行う。

3. 緊急安全確保

実施基準	(1) 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 (2) 災害が発生した現場に残留者がある場合。 (3) 土砂災害緊急情報が通知されたとき。
伝達内容	(1) 発令者 (2) 避難すべき理由 (3) 避難先 (4) 避難経路 (5) 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	(1) 防災行政無線 (2) ラジオ、テレビ等（必要に応じて） (3) メール配信 (4) エリアメール、緊急速報メール
緊急安全確保 伝達文（例文）	・ただ今、海南市全域に、【*】に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。危険な場所にいる方は、直ちに命を守る最善の行動をとってください。 【*】以下の①～③に関する情報を発信します。 ①洪水 ②土砂災害 ③洪水・土砂災害
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。 ・津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

4. 避難指示等の伝達経路



資料- 93 警戒区域の設定権者及び要件・内容

災害発生時又は災害が発生しようとしている場合における警戒区域の設定権者及び基準は、次のとおりである。

設定権者	災害の種類	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法 第 63 条
知事	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行えなくなった場合において、市長に代わって実施する。	基本法 第 73 条
警察官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法 第 63 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で特に急を要する場合	警察官職務執行法 第 4 条
海上保安官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員	災害全般	災害の現場において、消防活動の確保及び人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに設定	消防法 第 23 条 の 2 " 第 28 条 " 第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波、高潮、雨水出水	水防上緊急の必要がある場所において設定	水防法 第 21 条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその現場にいない場合に限り設定	基本法 第 63 条

資料- 94 学校長がとるべき安全対策の措置

学校長は、学校の立地条件等も考慮した応急対応策により措置を講じる。また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の措置を講じる。

1. 学校行事・教職員の出張等の中止
2. 幼児・児童・生徒の安全確保・災害時の対応
3. 教育委員会・警察・消防署及び保護者への確実な連絡
4. 休日等時間外における、教職員の非常招集方法を定め教職員へ周知

資料- 95 救出・救助活動の原則、要領

1. 救助・救急活動の原則

救助・救急事案の内容から判断して市民の生命を守るための効果が大である事項を選択して実施する必要がある。

- (1) 火災現場における人命救助活動は最優先する。
- (2) 救命処置を必要とする負傷者及び要配慮者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関と連携のうえ実施する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場の活動を優先する
- (4) 救助、救急活動は救命効率の高い事案を優先する。

2. 救助・救急活動要領

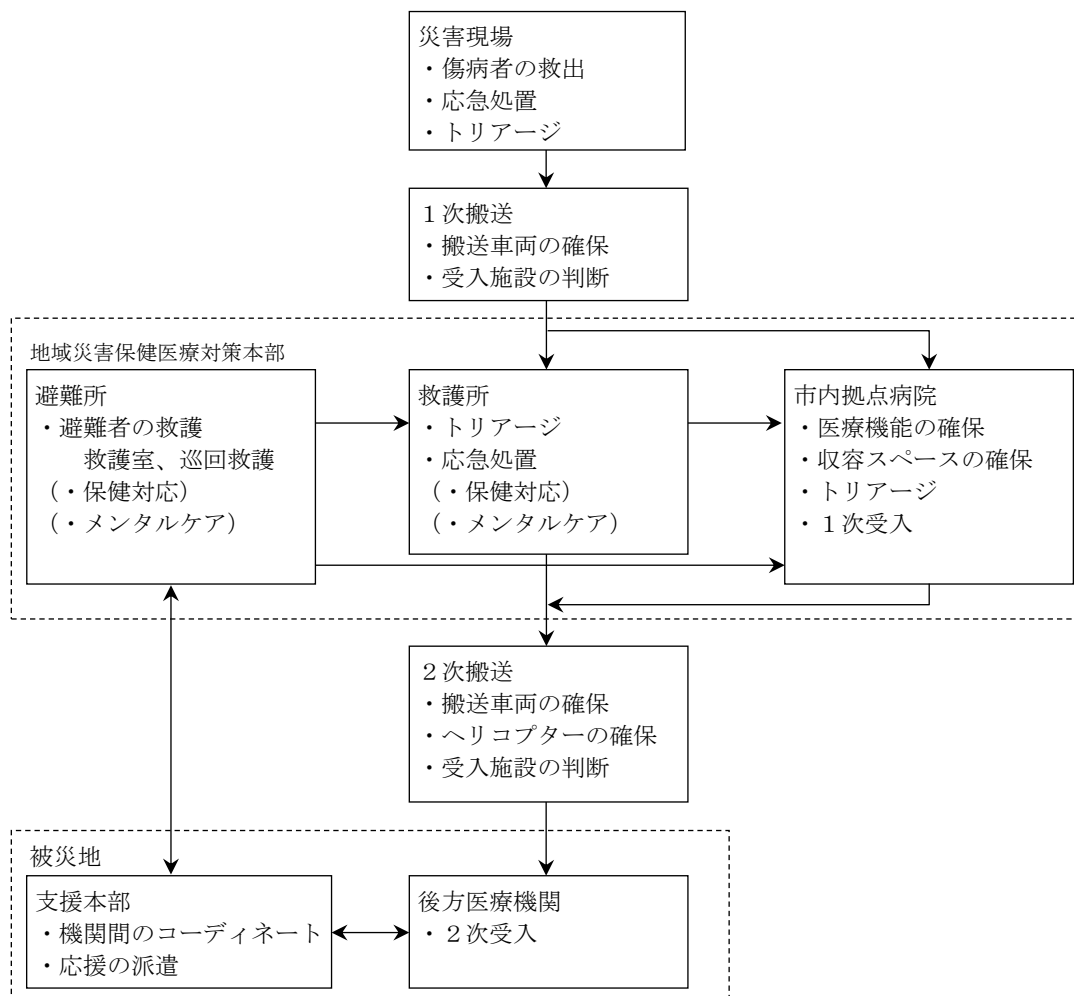
要領	方針
救助活動要領	情報収集の実施と分析を行い、救命が高いと判断したところから救助活動に当たる。
	救助活動では、二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
	救助活動にあっては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。
	消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。
救急活動要領	重傷者から順次搬送を実施する。
	救護所等の設置に伴い、負傷者の選別（トリアージ）及び負傷者の応急救護及び処置を行ったのち搬送を実施する。
	傷病者を搬送する救急隊は、負傷者の氏名、発生場所等の必要な事項を記録する。
	病院及び救護所に職員を派遣し、医療機関との連携に努め負傷者の把握を行うものとする。
	救護所の連絡体制を密にし、収容人員の確認、診療科目の確認等を実施するとともに、転院の要請に対し対応する。

資料- 96 医療救護所での活動内容

被災地において、医療機関が被災して他の医療機関が遠隔の場合は、避難所等において救護所を設置する。救護所では次の活動を行う。

1. 負傷者の傷害等の程度の判別
2. 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
3. 負傷者の応急処置
4. 助産

資料- 97 救急医療全体システム図



【凡例】

→ 要請等、情報の流れ - - -> 医薬品等、物の流れ

(点線部分は実線部分に比べて頻度が低い)

【凡例】
 → 要請等、情報の流れ
 - - -> 医薬品等、物の流れ
 (点線部分は実線部分に比べて頻度が低い)

資料- 99 危険物施設

製造所等別		
製造所		13
貯蔵所	屋内貯蔵所	50
	屋外タンク貯蔵所	255
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	21
	簡易タンク貯蔵所	1
	移動タンク貯蔵所	82
	屋外貯蔵所	36
取扱所	給油取扱所	26
	第 1 種販売取扱所	1
	第 2 種販売取扱所	3
	移送取扱所	4
	一般取扱所	63
合計		557

資料- 100 防火対象物

項目		名称	対象物数（棟）
1	イ	劇場、映画館、観覧場	6
	ロ	公会堂、集会場	40
2	イ	キャバレー、ナイトクラブ	—
	ロ	遊技場、ダンスホール	1
	ハ	風俗営業等	—
	ニ	カラオケボックス等	—
3	イ	待合、料理店	—
	ロ	飲食店	24
4		百貨店、マーケット	63
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	15
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	264
6	イ	(1) 病院(内科、整形外科、リハビリテーション科等の総務省令で定める診療科目を有するもの)	—
		(2) 有床診療所(ベッド数が4以上かつ総務省令で定める診療科目を有するもの)	2
		(3) 上記(1)(2)に該当しない病院、診療所、助産所(1～3床の入院施設有)	2
		(4) 無床診療所、無床助産所(入院施設有)	17
	ロ	(1) 高齢者施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、お泊りデイサービス等)	24
		(2) 生活保護者の施設(救護施設)	—
		(3) 児童施設(乳児院)	—
		(4) 障害児施設(障害児入所施設)	—
		(5) 障害者施設(障害者入所施設)	4
	ハ	(1) 高齢者施設(老人デイサービス、経費老人ホーム等)	10
		(2) 生活保護者の施設(救護施設)	—
		(3) 児童施設(保育所、助産施設、一時預かり事業を行う施設等)	10
		(4) 障害児施設(障害児入所施設)	2
		(5) 障害者施設(障害者入所施設)	15
	ニ	幼稚園、特別支援学校	5
7		小・中・高等学校、各種学校	83
8		図書館、博物館、美術館	3
9	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場	—
	ロ	上記以外の公衆浴場	2
10		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	—
11		神社、寺院、教会	17
12	イ	工場、作業場	297
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	—
13	イ	自動車車庫、駐車場	17
	ロ	飛行機の格納庫	—

14		倉庫	270
15		前各項に該当しない事業場	188
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	146
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	73
16 の 2		地下街	—
16 の 3		準地下街	—
17		重要文化財	16
18		アーケード	—
19		市長村長の指定する山林	—
20		総務省令（規 5-10）で定める舟車	—
合 計			1,616

資料- 101 交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。なお、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置が執られるよう配慮する。

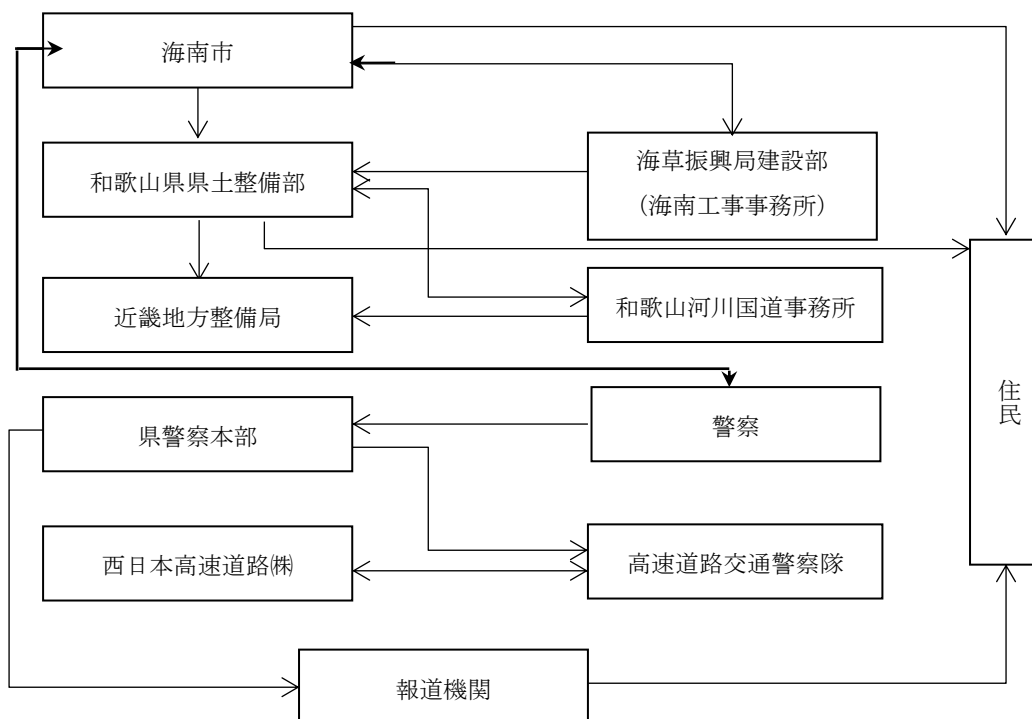
1. 被災地域における交通規制

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣・知事・市長)	災害時において道路施設の破損等により、交通の危険を防止するため、必要がある場合、その通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。	道路法 第46条
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行の禁止・その他の道路における交通の規制を行う。	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者、又は必要な物資の緊急通行確保のため、必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	基本法 第76条
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行う規制のうち、適用期間の短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、道路が混雑するおそれがある場合において、その混雑緩和のためやむを得ない場合は、必要な限度において通行の禁止・制限等を行う。	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生等により交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において一時的な通行の禁止・制限を行う。	道路交通法 第6条第4項

2. 通行禁止区域等における措置

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	基本法 第76条の3 第3項、第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	基本法 第76条の3 第3項、第4項
市長	災害発生時において、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止・又は退去を命ずる等により応急的な規制を行う。	基本法 第63条

道路管理者が災害等により交通規制を行った場合の各関係機関との相互連絡体制は次のとおりである。また、立看板・報道機関等を利用して交通関係団体業者及び一般住民に対して周知し、その便宜を図るとともに交通規制について協力が得られるよう適切な措置を講ずる。



各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

資料- 103 緊急輸送対象の想定

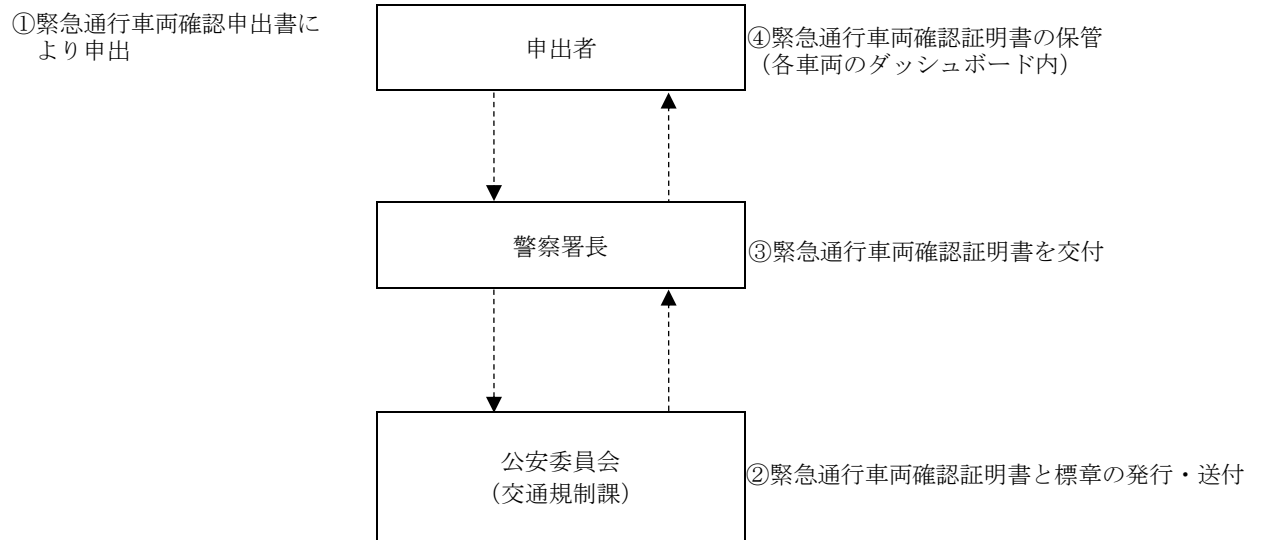
段階	輸送対象
第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

資料- 104 緊急車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料- 105 緊急通行車両確認証明書・標章の発行、交付のフローチャート



資料- 106 航行規制の実施者等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制の実施者等は次のとおりである。

実施責任者	港 名	規 制 内 容
和歌山下津港長	和歌山下津港	① けい留の制限禁止 ② 錨地の指定 ③ 移動の制限 ④ 移動命令 ⑤ 船舶交通の制限禁止 ⑥ 危険物積載船舶の停泊場所・荷役の規制 ⑦ 水路の保全に関する命令 ⑧ 火気取扱の制限禁止

和歌山下津港長又は和歌山海上保安部長は、航行制限に当たっては港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

資料- 107 市有車両一覧

(令和7年12月末現在)

軽自動車				小型自動車			
乗用	貨物			乗用	貨物		
	バン	キャブオーバ	ダンプ		バン	キャブオーバ	ダンプ
13	44	2	11	4	2	3	4

普通自動車					特種自動車		
乗用	貨物			乗合			
	バン	キャブオーバ	ダンプ	マイクロバス	塵芥車	タンク車	公共応急作業車
4	6	0	2	3	9	1	8

特殊自動車			計
道路作業車	車いす移動車	霊柩車	
1	2	0	119

※消防、水道、医療センターの車両、リース車両は除く

資料- 108 輸送業者

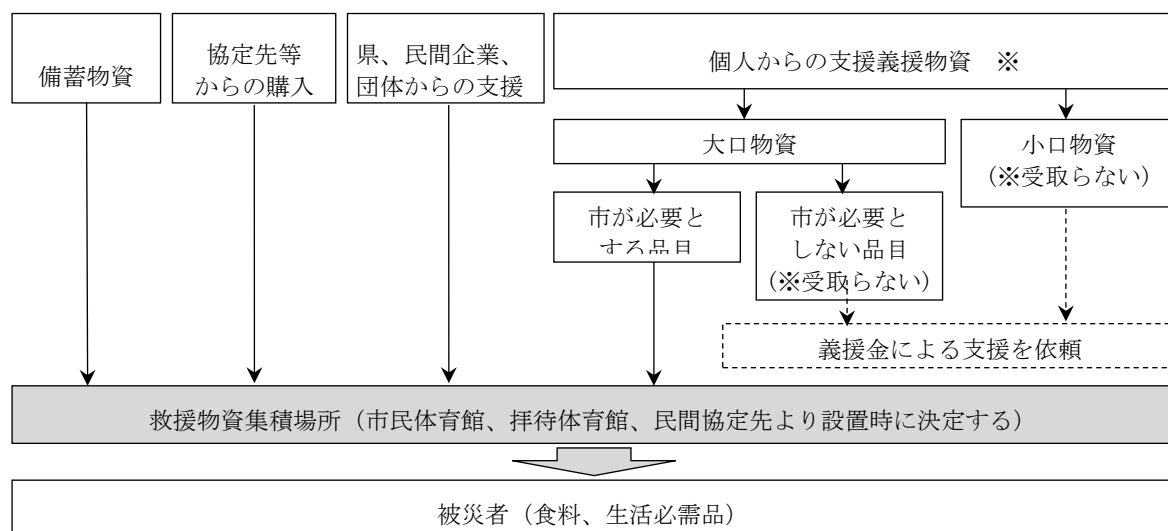
会社名	所在地	電話番号	車両等の区分
公益社団法人和歌山県トラック協会	和歌山市湊 1414	422-6771	貨物自動車
海南地方建設業協会	日方 1271-99-210	482-2753	特殊自動車
株式会社紀和商店	下津町下津 3067-9	492-1385	特殊自動車
日本通運株式会社海南支店	藤白 203-3	482-1001	貨物自動車
和歌山バス株式会社	和歌山市和歌浦西一丁目 8-1	445-6278	バス
大十株式会社	船尾 200-2	482-1688	バス
有田交通株式会社	和歌山市太田 105	471-0121	バス
野鉄観光株式会社	和歌山市吐前 992	477-0500	バス
海南市漁業協同組合	下津町塩津 174-5	492-2117	船艇
和歌山北漁業協同組合（戸坂支所）	下津町丸田 1120-19	492-2528	船艇
大紀海運株式会社	冷水 405	483-5412	船艇

第3章 いのちをつなぐ

資料- 109 救援物資集積場所

番号	名称	管理者	所在地		敷地面積 (㎡)	上屋面積 (㎡)	備考
			緯度	経度			
①	大十倉庫	大十(株)	海南市高津 939-3		991	643	
			34.194746	135.30153			
②	海南宮農生活センター	和歌山県農業協同組合ながみね地域本部	海南市小野田 1633-1		3,630	450	
			34.161397	135.246214			
③	下津宮農生活センター	和歌山県農業協同組合ながみね地域本部	海南市下津町下 225		4,437	1,750	肥料倉庫は旧耐震基準
			34.125055	135.164189			
④	仁義集荷場	和歌山県農業協同組合ながみね地域本部	海南市下津町引尾 758-1		600	480	旧耐震基準
			34.123602	135.220676			
⑤	サンコー物流センター	(株)サンコー	海南市阪井 1440-1		5,723	3,440	
			34.15901	135.27131			
⑥	海南市民体育館	海南市	海南市日方 1274		2,510	784	津波浸水区域内
			34.155713	135.206614			
⑦	海南市拝待体育館	海南市	海南市下津町下津 500-1		2,101	1,801	津波浸水区域内
			34.109037	135.15079			
⑧	海南果汁倉庫	(株)農協物流わかやま	海南市日方 1294-10		—	6,726 (※1F、2F)	津波浸水区域内
			34.154299	135.202304			
⑨	多目的倉庫	(株)農協物流わかやま	海南市日方 1294-11		1,747	1,747	津波浸水区域内
			34.152441	135.202084			
⑩	和歌山県農業協同組合ながみね地域本部駐車場	和歌山県農業協同組合ながみね地域本部	海南市大野中 718-1		1,580	—	駐車場のため屋根を有しない
			34.155221	135.231517			
⑪	とれたて広場駐車場	ながみね農業協同組合	海南市重根西 2-3-5		2,500	—	駐車場のため屋根を有しない
			34.155949	135.245776			
⑫	サンコー倉庫	(株)サンコー	海南市阪井 1755-1		1,560	661.5	
			34.159794	135.267099			
⑬	ハルナプロデュース(株)第3倉庫	ハルナプロデュース(株)	海南市七山 719-2		4,833	1,082 (※2Fのみ)	旧耐震基準
			34.192098	135.306463			

資料- 110 応急物資等の調達方法イメージ



※個人から送られてくる支援物資は仕分け作業等に相当の労力が割かれてしまうため、基本的には受け取らないこととする。

資料- 111 使用薬剤（消毒）

区分	薬剤の種類（例示）
床上・床下浸水	塩化ベンザルコニウム 次亜塩素酸ナトリウム 消毒用アルコール

資料- 112 薬剤所要量の算出方法（ねずみ族、昆虫等の駆除）

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数 $\times 85.8 \text{ m}^2 \times (1-0.5) \times 0.05$ (家屋 39.6 m^2 の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数 $\times 1 \text{ m}^2 \times 0.06$
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数 $\times 56.1 \text{ m}^2 \times 15\text{g}$ (敷地 56.1 m^2 の場合)

資料- 113 動物対策

1. 死亡獣畜の処理

環境班は、死亡した家畜等を産業廃棄物として県に処理を要請する。

2. 放浪動物への対応

放浪動物への対応は、動物愛護管理行政を所管する和歌山県において、和歌山県動物愛護管理推進計画、和歌山県地域防災計画に、危険動物の逸走防止を含め災害時動物救護本部を中心に動物保護管理活動を行うことを明記していることから、県の災害時動物救護本部に対応を求めます。

3. ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼養者が行う。環境班は、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備等について住民への周知を図り、飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、指定緊急避難場所や避難所では、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。指定避難所に避難した動物の飼養については、飼養者による動物の愛護及び環境衛生を維持するため、飼養者に対し必要な情報を提供する。

資料- 114 遺体の埋・火葬方法

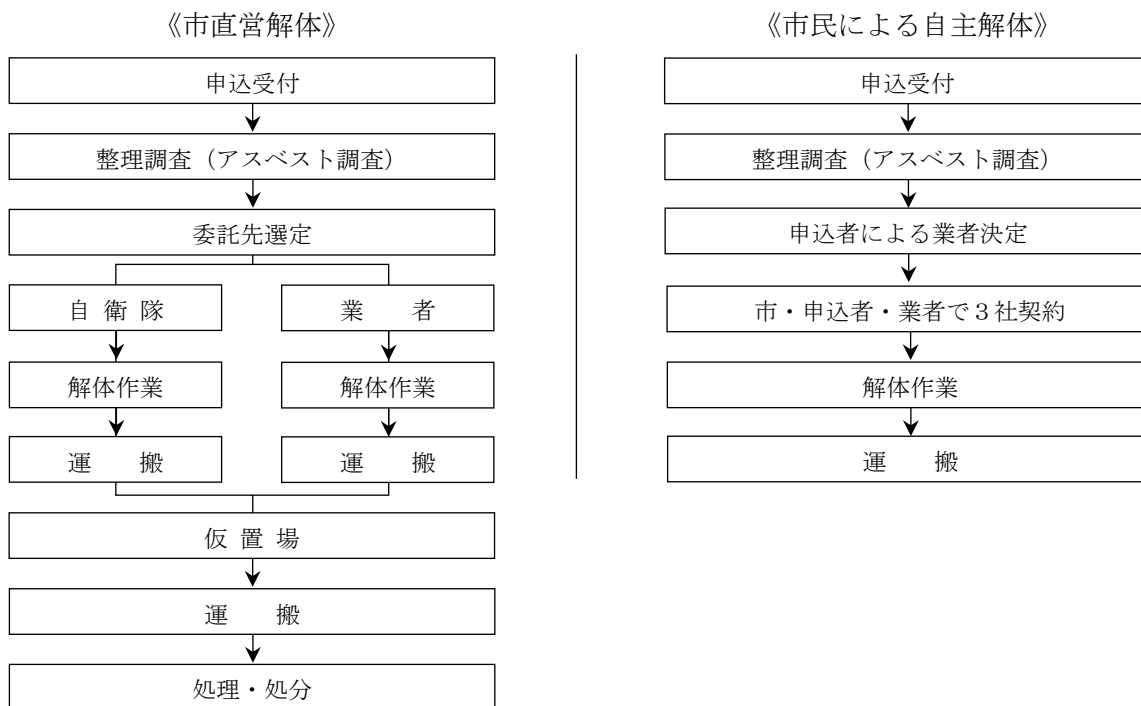
災害のため死亡した者で、災害により社会が混乱している場合において、遺族自ら埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいない場合は市が実施する。

1. 原則として火葬とする。

2. 埋・火葬は災害時の一時混乱期に行うものであるから仮葬とする。

3. 火葬は本市加入の五色台広域施設組合（五色台聖苑）及び海南市下津斎場で行うが、災害のため使用できないとき若しくは遺体が多数のため当該施設のみでは対応できない場合は、「厚生労働省防災業務計画」に基づき、県に広域火葬の調整・支援を依頼するほか、隣接の市町の協力を得て行う。

資料- 115 被災家屋の処理フロー



※上記フローは完全に倒壊又は全焼した建築物について公費による被災家屋の解体が認められた場合。ただし企業の規模により公費解体の対象外となる可能性がある。

資料- 116 仮設トイレの必要数

1. し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日当たり発生量

$$\begin{aligned}
 & \text{災害時におけるし尿収集必要人数} = \text{避難者数} + \text{断水による仮設トイレ必要人数} \\
 & \text{避難者数：避難所へ避難する住民数} \\
 & \text{断水による仮設トイレ必要人数} \\
 & = \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{断水率} / 100 \div 2
 \end{aligned}$$

2. 仮設トイレ必要基数 ＝ 仮設トイレ必要人数 / 仮設トイレ設置目安

$$\begin{aligned}
 & \text{仮設トイレ設置目安} = \text{仮設トイレの容量} / \text{し尿の1人1日平均排出量} / \text{収集計画} \\
 & \text{し尿の1人1日当たり発生量：1.98L / 日} \\
 & \text{なお、以下のとおり仮定する} \\
 & \text{仮設トイレの平均的容量：500 L} \\
 & \text{収集計画：3日に1回の収集}
 \end{aligned}$$

	1日後				1週間後				1カ月後			
	避難所へ避難する住民数(人)	断水による仮設トイレ必要人数(人)	し尿発生量(L/日)	仮設トイレ必要数(基)	避難所へ避難する住民数(人)	断水による仮設トイレ必要人数(人)	し尿発生量(L/日)	仮設トイレ必要数(基)	避難所へ避難する住民数(人)	断水による仮設トイレ必要人数(人)	し尿発生量(L/日)	仮設トイレ必要数(基)
3連動地震	15,000	9,876	49,255	296	14,800	5,019	39,241	236	5,800	1,775	14,998	90
南海トラフ巨大地震	17,200	10,276	54,403	327	15,900	5,315	42,006	253	9,000	5,233	28,181	170

第4章 災害復旧への足がかり

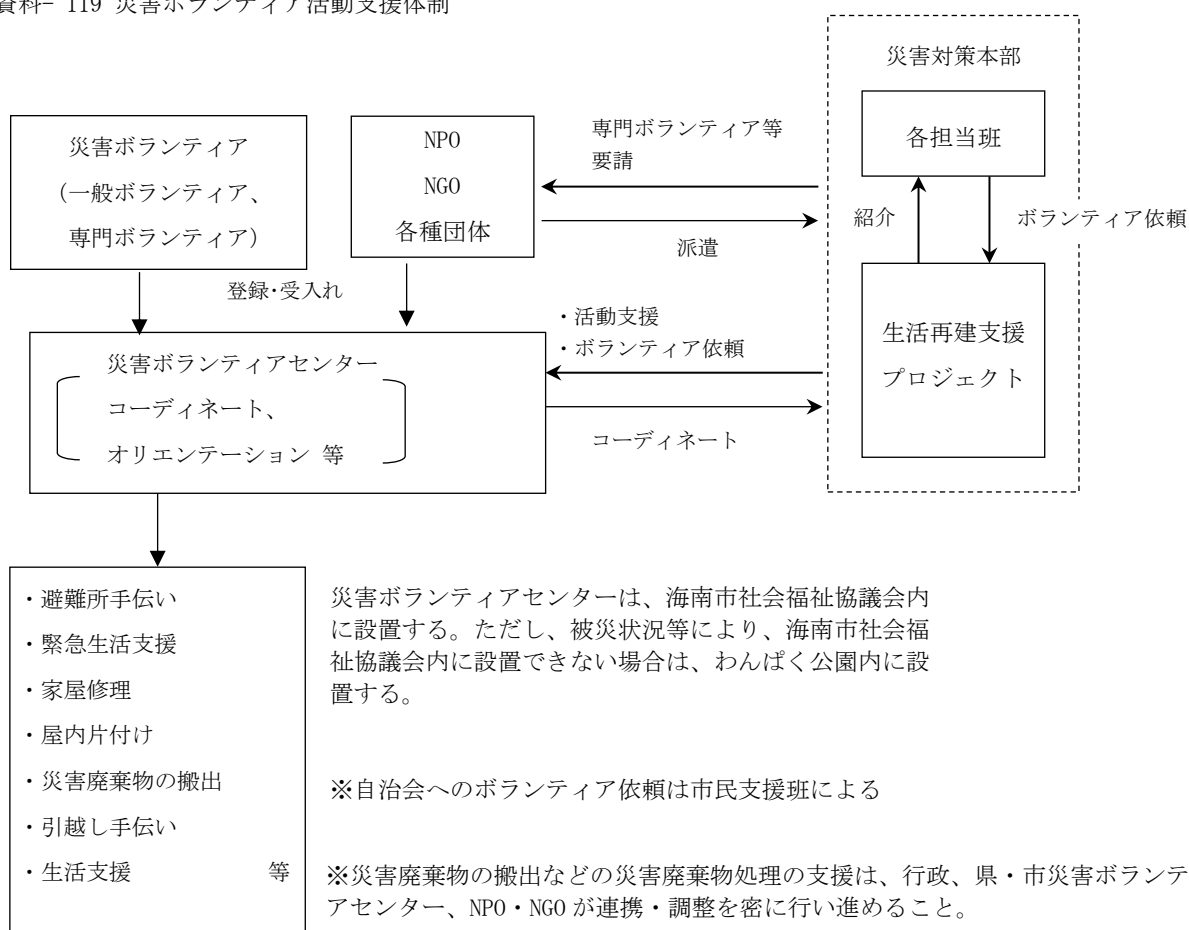
資料- 117 応急仮設住宅の入居選考基準

区分	選考基準
対象者	自らの資力では、住宅の応急修理ができない者を対象に認定する（以下のとおり）。 （１）住家が全焼全壊又は流失した者 通常是非住宅として取扱われる土蔵又は小屋であっても事実上そこに住家として使用していた場合はこれを住家に含める。 （２）居住する家がない場合 住家が全焼全壊又は流失しても、離れ家が残る居住に何等差し支えない者は除く。 （３）自らの資力では住宅を確保することができない者 災害前の住宅を復旧できない者で、仮小屋程度のものも確保することのできない者。 相当額の預金又は不動産がある者、親戚、知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができるような者は除く。具体的には、以下のとおり。 ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者 ② 特定の資産のない失業者、母子世帯 ③ 特定の資産のない勤労者、小企業者 ※阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、住家の被害が全市街地にわたって甚大であったため、経済的理由は適用しにくく、全半壊と判定された住家の居住者は対象とされた。
選考基準	十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員や自治会長等の意見を徴する等、り災者の生活条件を調査の上決定する。
その他	入居の順序は、次にあげるような要配慮者、避難所に収容されている者を優先し、抽選等により決定する。 ① 高齢者のみの世帯 ② 障害者世帯 ③ 母子世帯 ④ 乳幼児・妊産婦世帯

資料- 118 福祉仮設住宅概要

区分	入居基準
運営形態	介護員は昼間又は夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても必要に応じて配置し、サービスを提供する。
対象者	入浴、炊事、衣服の着脱等の一部介助を要する程度の高齢者又は障害者等
サービス内容	① 身体介助（食事、入浴、排泄、更衣、身体の清拭等の介助） ② 家事援助（掃除、洗濯、調理、買物等の介助） ③ 夜間における臨時的対応 ④ 生活相談

資料- 119 災害ボランティア活動支援体制



資料- 120 災害ボランティアの区分

災害ボランティアの区分	要請方法
専門ボランティア	救急・救助、医療、介護等の専門ボランティアの派遣については、各部から要請する。
海外からのボランティア	海外からのボランティアの受入れについては、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。
防災エキスパート	活用方法を確認（近畿地方整備局）
一般ボランティア ・災害情報、生活情報等の収集、伝達 ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ・救援物資、資機材の配分、輸送 ・軽易な応急・復旧作業	被災者からの要請は、災害ボランティアセンターに依頼する。 行政からのボランティア要請は、各部より生活再建支援プロジェクトに要請する。要請を受けた生活再建支援プロジェクトは災害ボランティアセンターに依頼する。

資料- 121 災害応急対策の従事命令・協力命令

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は次のとおりである。

1. 従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第 65 条第 1 項 基本法第 65 条第 2 項 基本法第 65 条第 3 項	市長 警察官 海上保安官 自衛官
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	基本法第 71 条第 1 項 基本法第 71 条第 2 項	知事及び知事より 委託を受けた市長
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条第 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水 防 団 長 消防機関の長

2. 従事命令・協力者の対象者

命令区分	対象者
基本法による市長・警察官・海上保安官又は自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者及びその事物の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

資料- 122 消防団管轄地域

分団名	要水防河川	管轄区域	集合場所
日方分団	日方川	日方、馬場町1丁目、馬場町2丁目 山崎町1丁目	器具置場（山崎町二丁目2-11）
大野分団	日方川	井田、大野中	器具置場（大野中600-11）
	山田川	大野中、山田	
	薬師川	大野中、幡川	
巽分団	日方川	重根、別所、扱沢、（別所（薬師川）） 重根東1丁目、重根西2丁目	1班器具置場（阪井757-7）、2班器具置場（重根440-5） 3班器具置場（東畑477）、4班器具置場（別所778-9） 5班器具置場（扱沢386）
	亀の川	東畑、阪井	
黒江分団	大坪川	黒江	器具置場（黒江695）
	日方川	船尾	
亀川分団	大坪川	岡田	1班器具置場（且来272）、2班器具置場（岡田772-6） 3班器具置場（多田33-2）、4班器具置場（小野田865-2）
	亀の川	小野田、且来、多田、岡田	
内海分団	山田川	鳥居、名高、築地	器具置場（名高338-5）
中野上分団	亀の川	木津	1班器具置場（溝ノ口45-13） 2班器具置場（野上中101-1地先） 3班器具置場（沖野々467-9）
	貴志川	溝ノ口、棕木、木津、沖野々 野上中	
南野上分団	亀の川	上谷、ひや水、海老谷、次ヶ谷、 赤沼	野上新班器具置場（野上新734-3） 九品寺班器具置場（九品寺463-5） 次々谷班器具置場（次ヶ谷173） 南部班器具置場（ひや水595-4）
	貴志川	野上新、九品寺	
北野上分団	貴志川	別院、野尻、下津野、孟子、原 野、 七山、高津	1・2班器具置場（原野326-2） 3班器具置場（七山82-5） 4班器具置場（七山936-1） 5班器具置場（高津628） 6班器具置場（孟子554） 7・8班器具置場（野尻10-2）
仁義分団	加茂川	興、引尾、百垣内、曾根田	興班器具置場（興52） 引尾班器具置場（引尾28-3） 曾根田班器具置場（曾根田993-5）
加茂分団	加茂川	橋本、小松原、青枝、中、小南、 下	大窪班器具置場（大窪16-25） 市坪班器具置場（市坪270） 橋本班器具置場（橋本968-4） 小松原班器具置場（小松原30-1） 青枝班器具置場（青枝411-1） 中班器具置場（中378-2地先） 下・小・梅班器具置場（小南37-13） 沓掛班器具置場（沓掛420-1）
	市坪川	橋本、市坪、沓掛、（大窪（大窪川））	

分団名	要水防 河川	管轄区域	集合場所
大崎分団	加茂川	丸田、方	三郷班器具置場（丸田 238-10） 戸坂班器具置場（丸田 1120-45） 戸坂班器具置場（丸田 1132-4） 方班器具置場（方 385-7） 大崎班器具置場（大崎 951-12）
	宮川	方	
	女良川	方、大崎、丸田、（方（塩浜川））	
	赤川	方	
下津分団	宮川	上、小畑、（小畑（小畑川））	鯉川班器具置場（鯉川 191-4） 西の浦班器具置場（下津 2095-4） 新田班器具置場（下津 1293-5） 脇の浜班器具置場（下津 27-14） 小原班器具置場（小原 1440-1） 上班器具置場（上 231-4） 小畑班器具置場（小畑 449-6）
	小嶋川	下津、鯉川	
	小原川	小原、下津	

消防団長は、消防機関の長から水防上必要があると連絡を受けたときは、直ちに本部に詰めて緊密な連絡をとり、次の配備体制をとる。

区分	配備基準	配備体制
待機及び準備	(1) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき (2) 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき (3) 地震により、ため池や堤防等からの漏水、決壊などの危険が予測されるとき	必要に応じて副団長を本部に招集し、その後の情勢の把握に努める。 消防団員は器具置場等に集合し直ちに次の行動に移行できる体制をとるとともに、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たる。
出動	(1) 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき (2) 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき (3) 地震により、ため池や堤防等からの漏水、決壊などの被害が予測されるとき	消防団は所定の器具置場等に集合し、消防団員を水位観測、堤防監視等のため警戒活動に出動させる。

資料- 124 水防信号

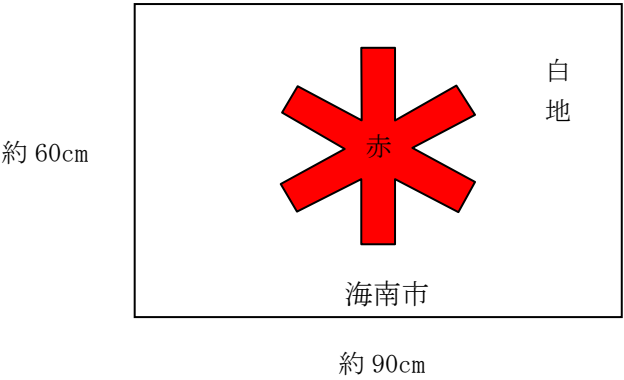
水防信号を使用して通信する場合は、水防法第 20 条の規定により知事が定める以下の方法による。

区分	警鐘信号			サイレン信号				
第 1 信号	○休止	○休止	○休止	○ - 5 秒	休 10 秒	○ - 5 秒	休 10 秒	○ - 5 秒
第 2 信号	○ - ○ - ○	○ - ○ - ○	○ - ○ - ○	○ - 5 秒	休 5 秒	○ - 5 秒	休 5 秒	○ - 5 秒
第 3 信号	○ - ○ - ○ - ○	○ - ○ - ○ - ○	○ - ○ - ○ - ○	○ - 10 秒	休 5 秒	○ - 10 秒	休 5 秒	○ - 10 秒
第 4 信号	乱 打			○ - 1 分	休 5 秒	○ - 1 分		

- 第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。
- 第 2 信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

資料- 125 水防標識

(1) 水防法第 18 条に規定に規定する水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

①水防活動者腕章



②横断幕



資料- 126 水防計画作成に係る身分証票

消防団長、消防団又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するにあたり必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

6cm 8cm NO. 水防職員の証 所属機関名 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日 交付 海 南 市	心 得 1 記名以外の使用を禁ずる。 2 本証の身分に変更のあったときは、速やかに訂正を受けること。 3 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。 4 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
表	裏

資料- 127 水防活動委任証

水防管理者（海南市長）から水防活動に委任を受けた民間事業者等が携行する水防活動委任証は、次のとおりとする。また、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

第 号

水防活動委任証

名称 ○○ 株式会社

住所 ○○県○○市○○

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり水防法第 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。

年 月 日

海 南 市 長
神 出 政 巳 印

※裏面記載

- ・本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- ・本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- ・本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

資料- 128 公用負担

○公用負担権限

法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①～④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

○公用負担権限委任証

法第 28 条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第 12 章第 5 節に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公用負担命令権限証		
職名		
氏名		
上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 2 項の権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		
海南市水防管理者		
海南市長		印

○公用負担命令証

法第 28 条により公用負担を命ずるときは、以下の公用負担命令書を 2 通作成して、その 1 通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる権限を有する者に手渡さなければならない。

第 号			
公用負担命令証			
職名			
氏名			
物 件	数 量	負担内容 (使用・収納処分等)	適用
年 月 日			
海南市水防管理者			
海南市長			印

○損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2編 事故災害編

第5章 大規模事故災害の対応

資料- 129 海上災害発生情報の周知方法

防災関係機関は、災害が発生した場合、災害の状況並びに安全措置等について、一般船舶及び沿岸住民に対して周知する。周知方法は次のとおりである。

1. 船舶への周知方法

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話・拡声器等による周知	船舶全般
放送局	テレビ・ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶

2. 沿岸住民への周知方法

機関名	周知手段	周知事項
海南市、海南市消防本部	広報車、防災行政無線、その他の車輛等	1.災害の状況 2.防災活動の状況 3.火気使用及び交通等の制限事項 4.避難準備等の一般的注意事項 5.その他必要事項
警察	パトカー等	
海上保安部署	巡視船艇等	
放送局	テレビ・ラジオ	

資料- 130 災害対策連絡調整本部の設置条件

防災関係機関相互の連絡を密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長（海南海上保安署長）又は市長は、市防災会議と協議の上、災害対策連絡調整本部を設置する。

区分	海上保安署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
構成	海上保安部署、県、警察、市（消防機関を含む）、港湾関係機関、事故発生責任機関、並びにその他防災関係機関で構成し、関係職員は必要期間常駐する。
任務	① 災害情報の交換 ② 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 ③ 関係機関に対する協力要請

資料- 131 警戒措置内容

災害時における航行船舶及び沿岸施設の安全を確保するために、次のとおり警戒措置を実施する。

1. 海上警戒内容

- (1) 和歌山海上保安部は必要に応じて船舶の航行を禁止する区域等を設定し、巡視船艇の配備など状況に応じた適切な方法で現場警戒を実施する。
- (2) 関係機関は、災害対策連絡調整本部の調整に従い所属船舶をもって海上警戒に協力する。
- (3) 災害規模が広範囲にわたる場合は、航空機による警戒を実施する。

2. 沿岸警戒内容

海南省 海南省消防本部	(1) 船舶の航行制限及び禁止 (2) 在港船舶に対する移動命令及び誘導 (3) 警戒区域等の設定 (4) 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 (5) 現場周辺における火気使用の制限 (6) 流出油等の監視パトロール
和歌山海上保安部	在港船舶に対する避難勧告
警察	沿岸地域の交通制限等

資料- 132 機関別の応急措置内容

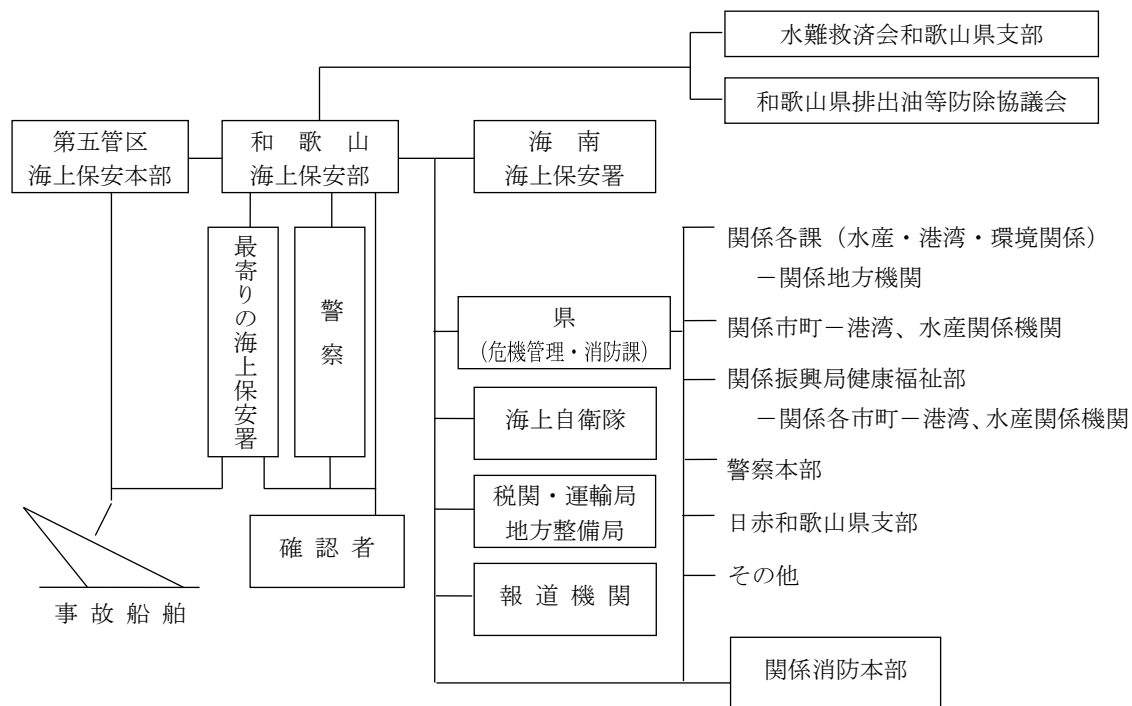
災害発生時又は発生のおそれがある場合は、災害の拡大を防止するため、和歌山県流出油災害対策協議会等関係機関と連携を図りながら、以下の応急措置を行う。

海上保安部署	(1) 航行中の船舶及び関係機関への伝達 (2) 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 (3) 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 (4) 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止に関する装置 (5) 流出油防除作業の技術指導 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令
県	(1) ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 (2) 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 (3) 防除資機材の調達 (4) 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
海南省 海南省消防本部	(1) 流出油の状況把握 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 防除資機材の調達 (4) 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 (5) 回収油等の保管

資料- 133 海上災害発生時の伝達系統

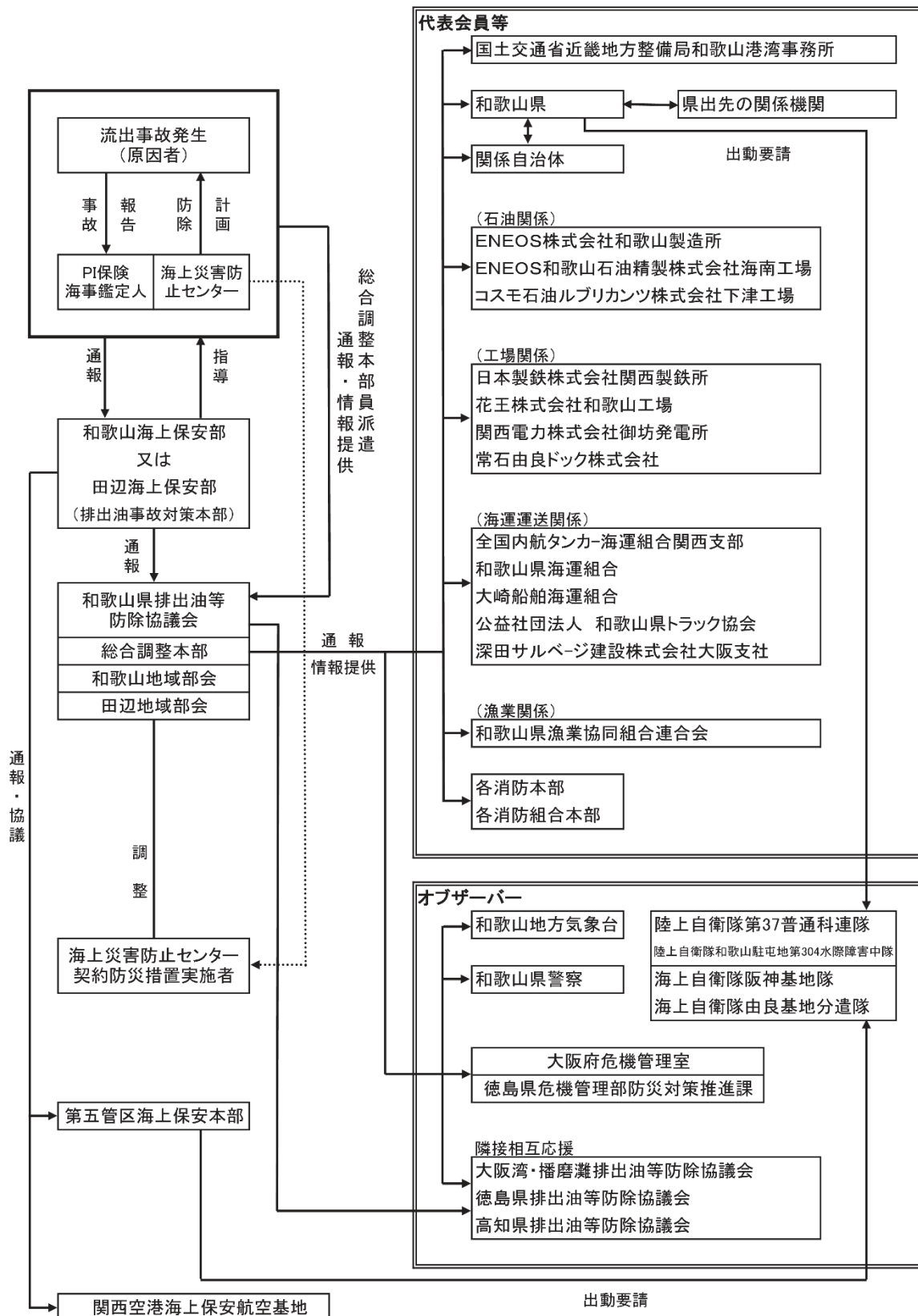
事故の発生、並びにそれに伴う災害の状況等の連絡は次の伝達系統により行う。ただし、流出油事故災害の場合は、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。

1. 防災関係機関等への大型タンカー事故の伝達系統



2. 和歌山県排出油等防除協議会連絡体制

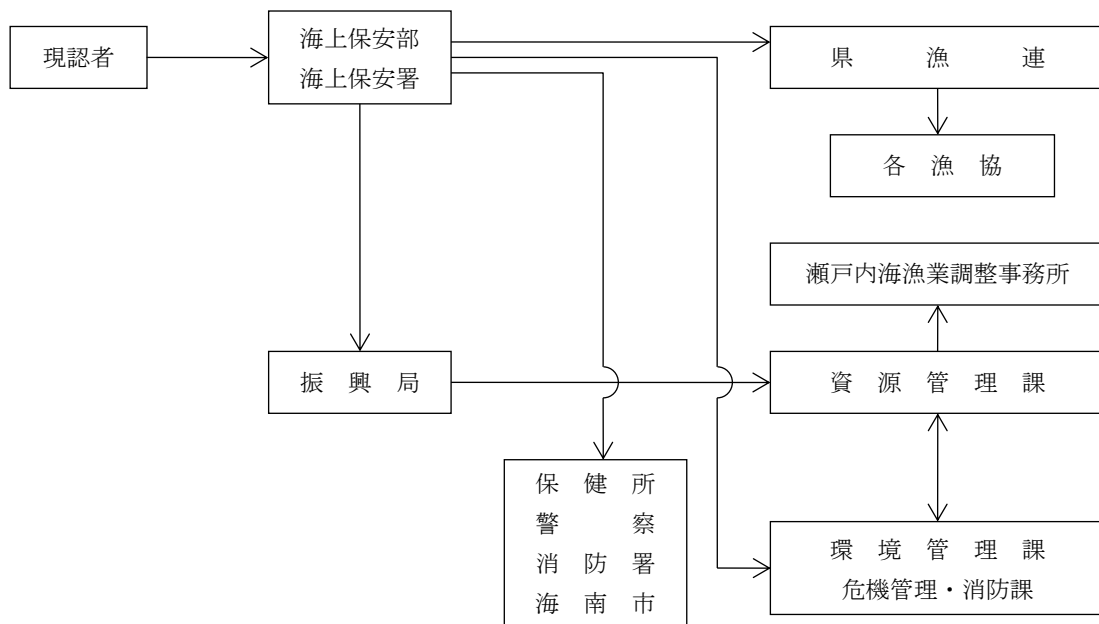
和歌山県排出油等防除協議会 連絡体制図



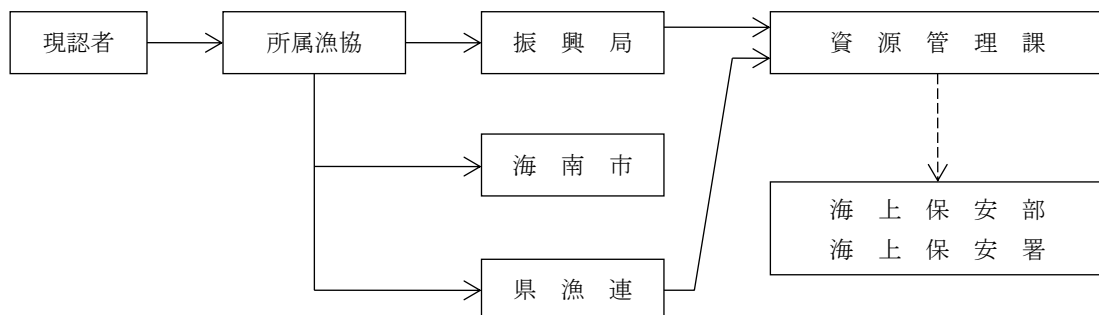
資料- 134 水産関係の事故発生等の伝達方法

水産関係の事故が発生した際の伝達方法は次のとおりとする。

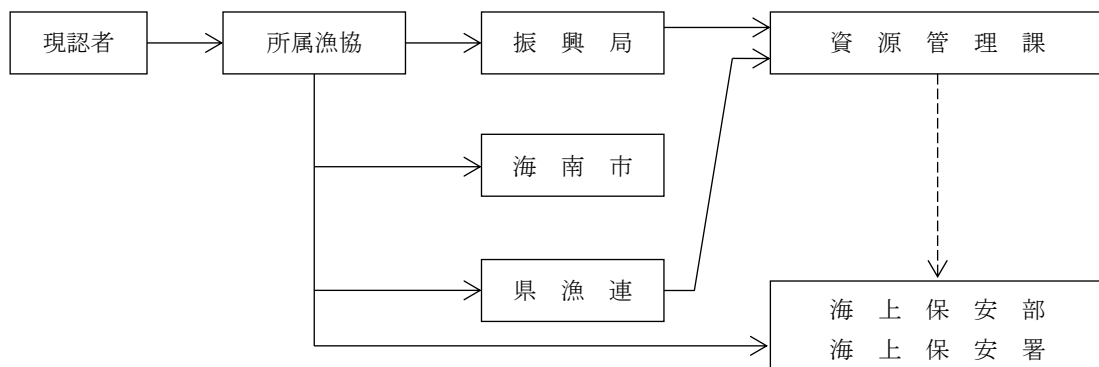
1. 事故発生等の伝達方法（排出油）



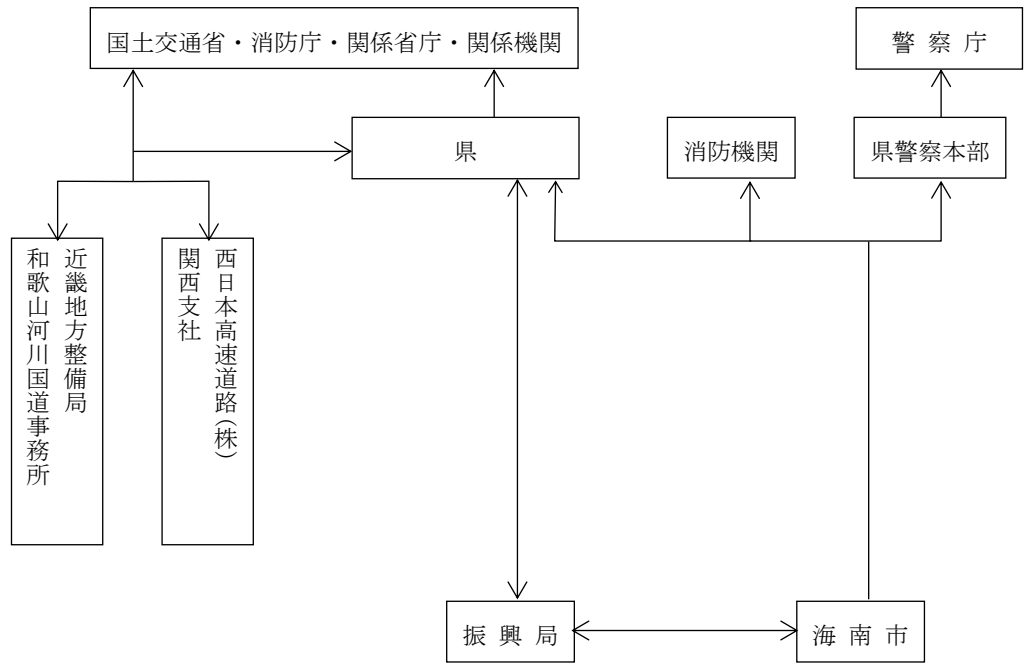
2. 事故発生等の伝達方法（風水害等）



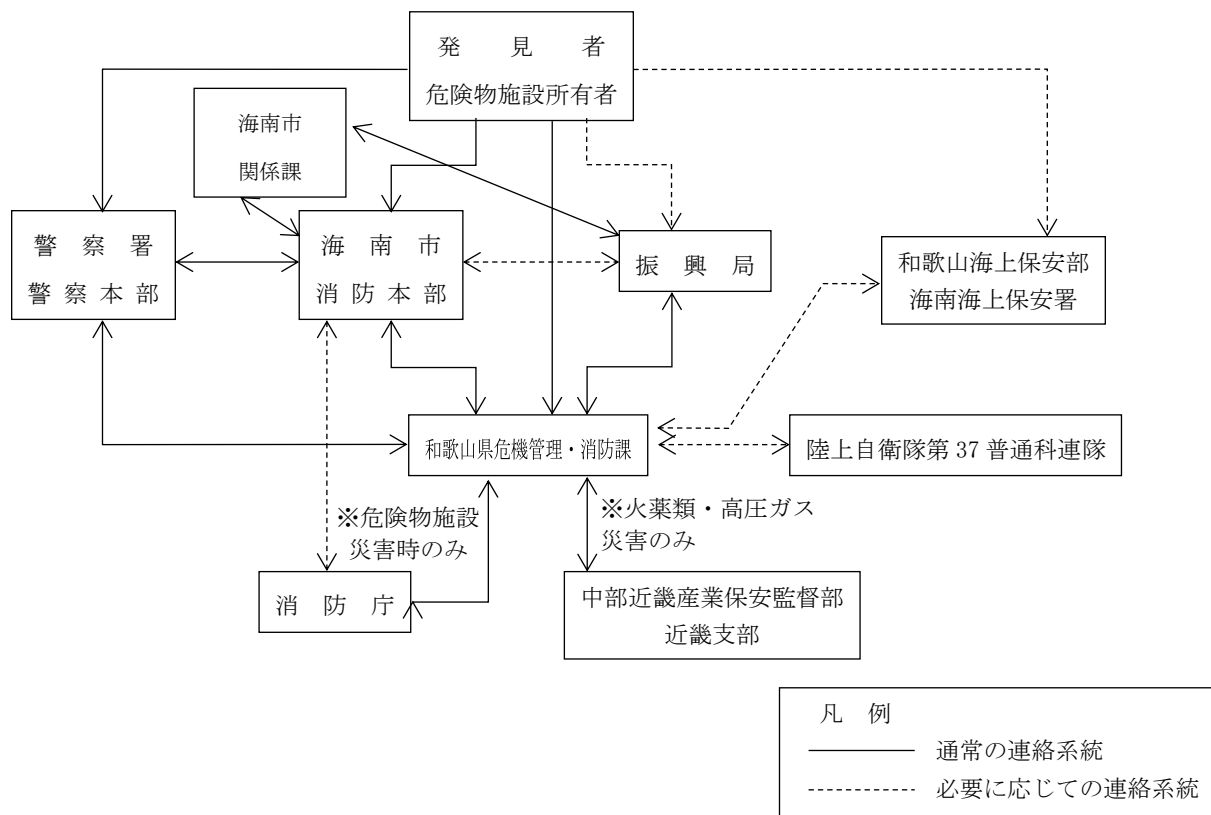
3. 事故発生等の伝達方法（地震等）



資料- 135 道路災害発生時の伝達系統



資料- 136 危険物災害発生時の伝達系統



資 料 編

第 4 部 災害復旧・復興

第1編 被災者への生活支援

資料- 137 住家等被害判定手順

1. 地震：木造・プレハブ

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) - 1 部位※による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。
※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

50%以上

大規模半壊

40%以上50%未満

中規模半壊

30%以上40%未満

半壊

20%以上30%未満

準半壊※

10%以上20%未満

**準半壊に至らない※
(一部損壊)**

10%未満

住家の損害割合

※(3)-2による半壊判定も可能

被災者から申請があった場合

※外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は半壊

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位による判定

該当しない

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

50%以上

大規模半壊

40%以上50%未満

中規模半壊

30%以上40%未満

半壊

20%以上30%未満

準半壊※

10%以上20%未満

**準半壊に至らない※
(一部損壊)**

10%未満

住家の損害割合

※外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は半壊

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

被災者から再調査の依頼があった場合

【第1次調査（簡易ルート）】 前ページのフローと異なる部分

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3)-2 部位による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当

全壊

外壁又は柱の傾斜が1/60以上

該当

半壊

該当しない

該当しない

- ①(屋根)棟瓦若しくは瓦の概ね30%以上にズレ等がある又は小屋組が損傷するなど屋根の一部が変形しており、ひとたび降雨があれば浸水を免れない
- ②(壁(外壁))程度Ⅲ相当(仕上材が脱落等することにより下地材が見えている)以上の損傷が概ね20%以上ある
- ③(建具)程度Ⅳ相当(ドア又は窓の枠が変形して隙間が生じている)以上の損傷が概ね20%(2か所)以上ある

全てに該当

半壊※

該当しない

半壊に至らない※

※「全壊」又は「半壊」以外の区分については、(3)-1部位による判定又は第2次調査により判定

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位による判定

該当しない

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊※

準半壊に至らない※
(一部損壊)

※外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は半壊

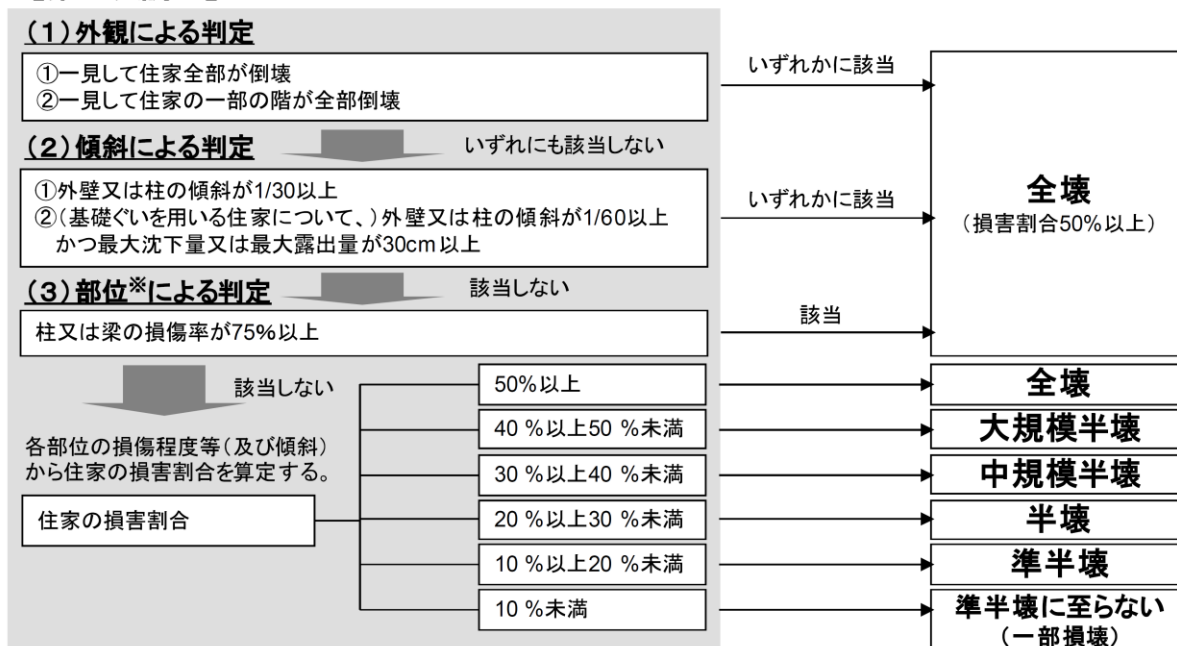
【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

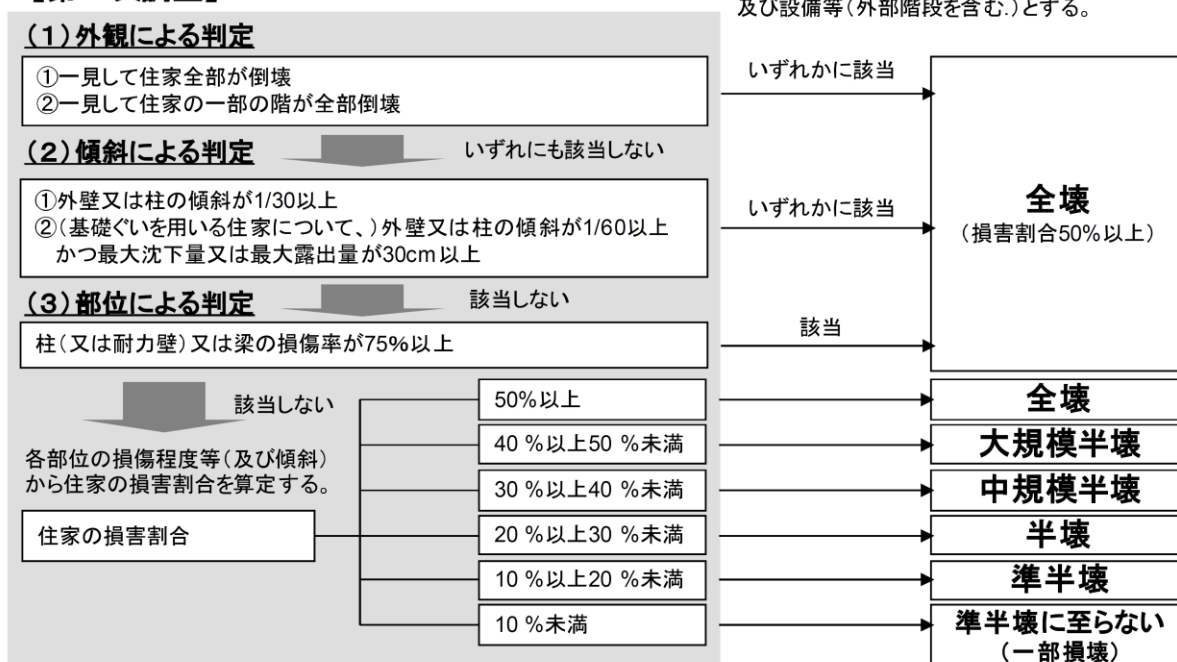
被災者から再調査の依頼があった場合

2. 地震：非木造

【第1次調査】



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

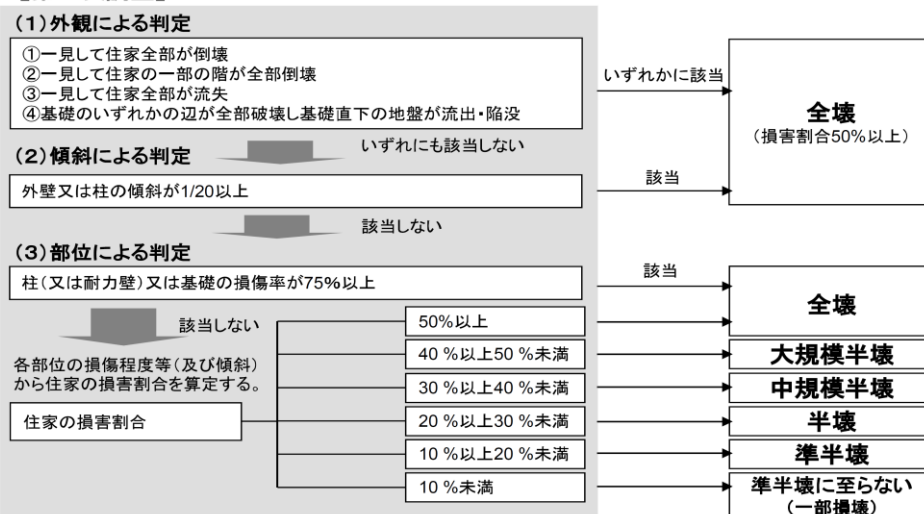
被災者から再調査の依頼があった場合

3. 水害：木造・プレハブ

【第1次調査】※1 戸建ての1～2階建ての場合



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※1 傾斜を測定した場合は、その結果を調査票に記載しておくことも考えられる。なお、具体的な傾斜の測定方法は「2. 第2次調査に基づく判定(2) 傾斜による判定」を参照のこと。

※2 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷をいう。

※3 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

【調査】戸建ての1～2階建てでない場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位による判定

該当しない

柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

準半壊に至らない
(一部損壊)

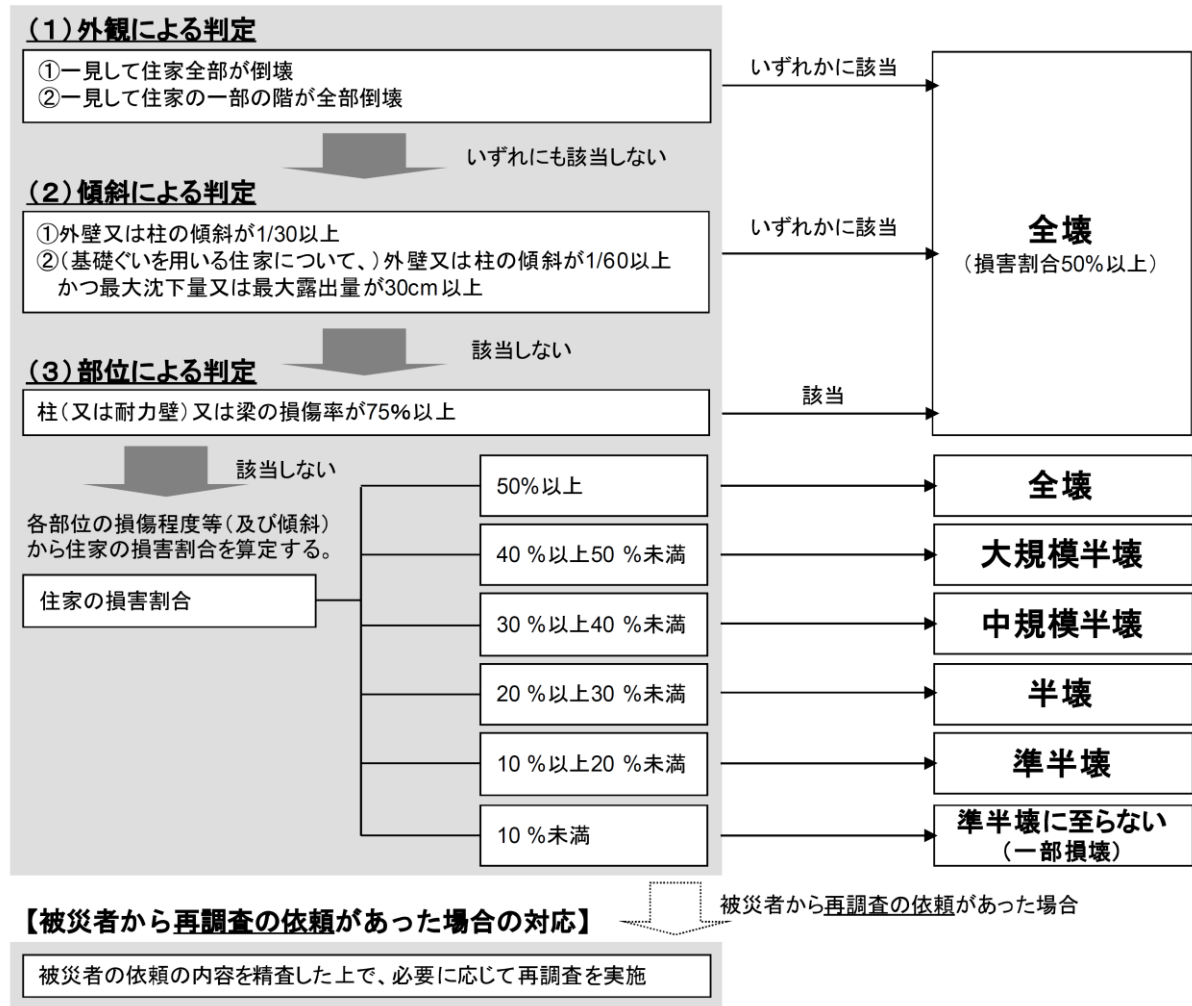
【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

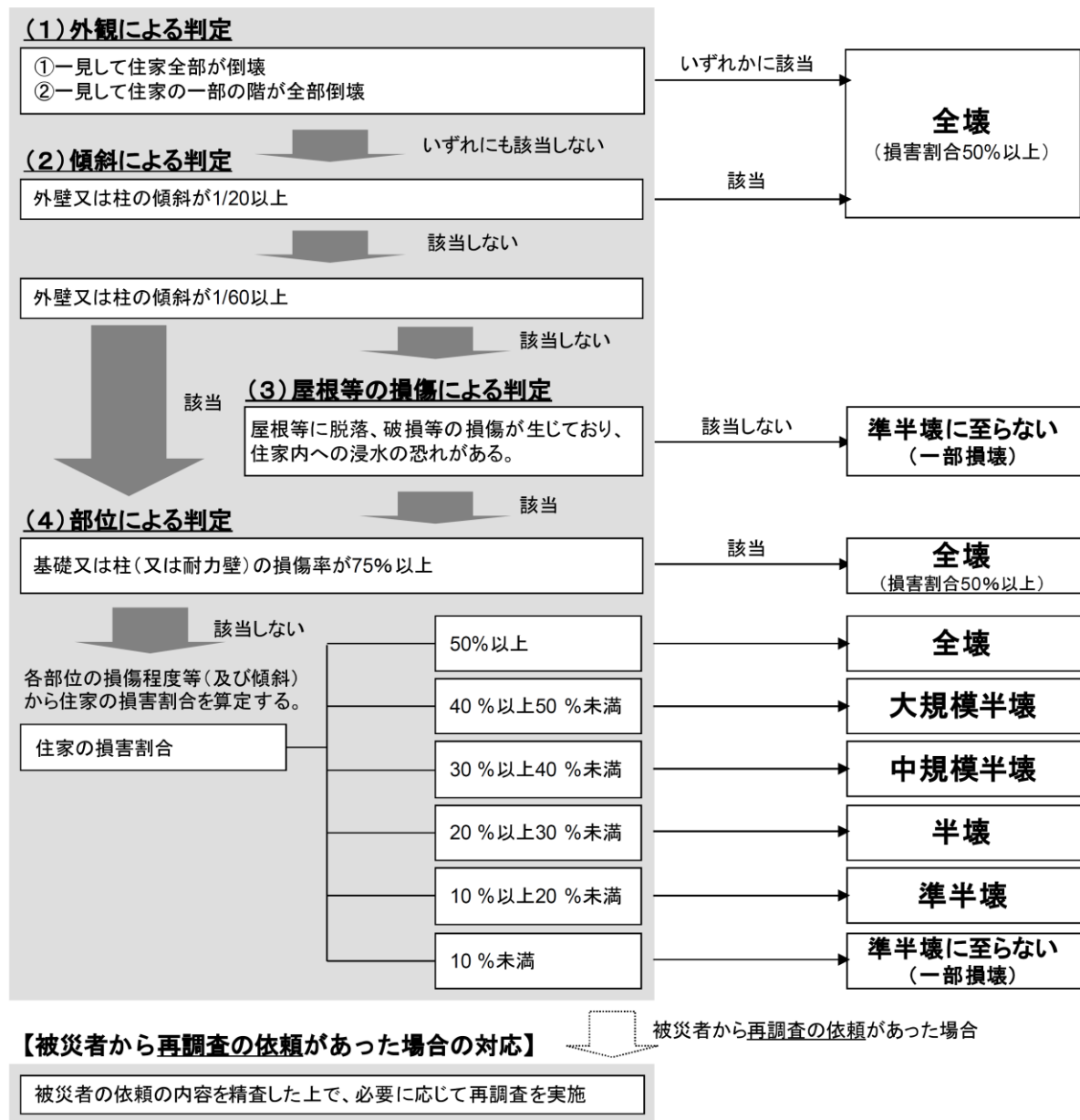
4. 水害：非木造

【調査】



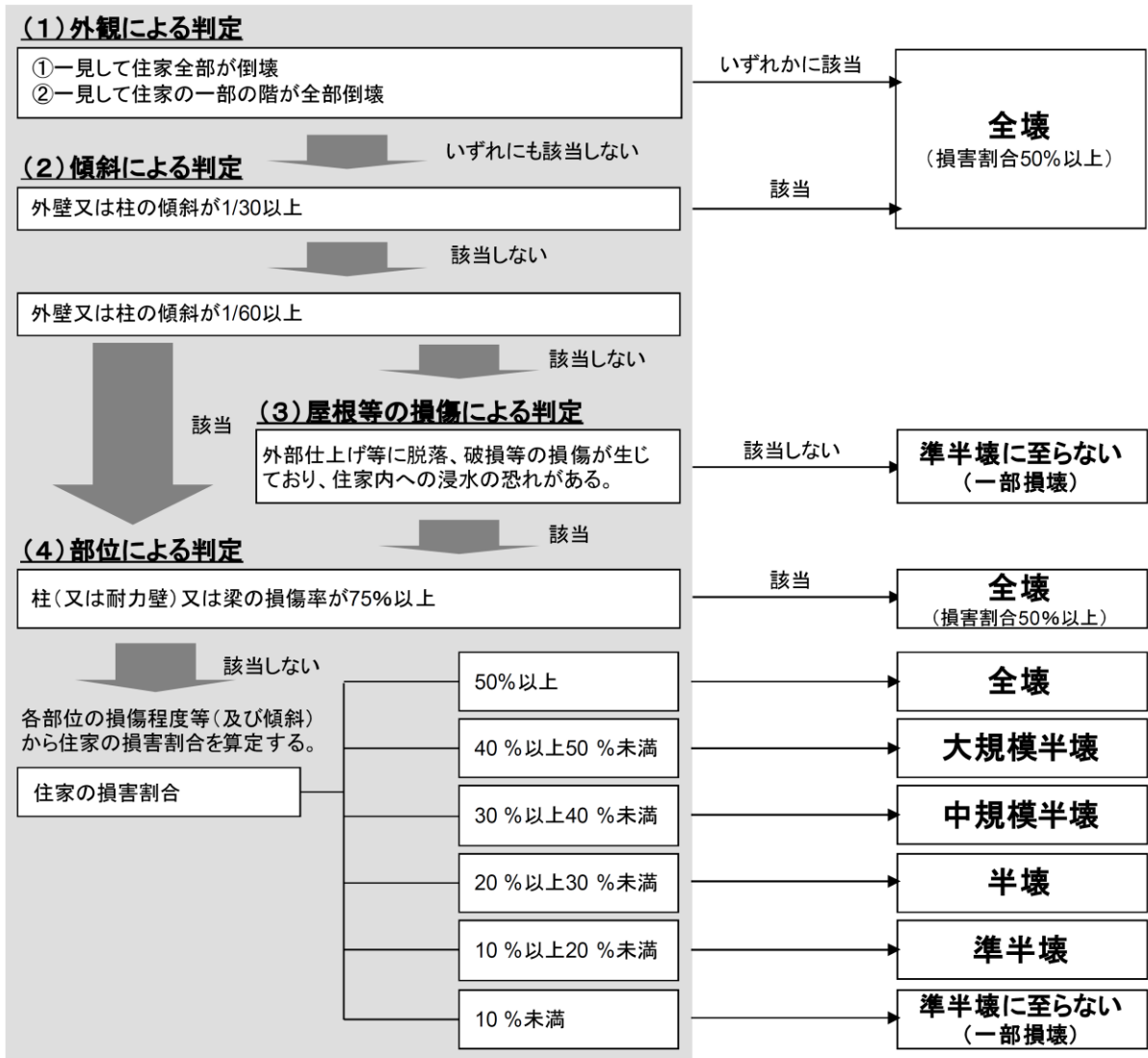
5. 風害：木造・プレハブ

【調査】



6. 風害：非木造

【調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

資 料 編

第 5 部 法令等一覽

1. 適用基準

住家等への被害が生じた場合（1～3号基準）

(1) 海南市内で、表1内の世帯以上の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

表1 市町村人口に応じた法適用となる住家滅失世帯数

市町村内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

(2) 和歌山県内で、表2（左側）内の世帯以上の住家が滅失し、かつ、海南市内で表2（右側）内の世帯以上の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

表2 都道府県人口及び市町村人口に応じた法適用となる住家滅失世帯数

都道府県内人口	住家滅失世帯数	市町村内人口	住家滅失世帯数
100 万人未満	1,000 世帯	5,000 人未満	15 世帯
100 万人以上 200 万人未満	1,500 世帯	5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
200 万人以上 300 万人未満	2,000 世帯	15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
300 万人以上	2,500 世帯	30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
		50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
		100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
		300,000 人以上	75 世帯

※双方の条件を同時に満たす必要がある

(3) 和歌山県内で表3 内の世帯以上の住家が滅失し、かつ、海南市内で多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

表3 都道府県人口に応じた法適用となる住家滅失世帯数

都道府県内人口	住家滅失世帯数
100 万人未満	5,000 世帯
100 万人以上 200 万人未満	7,000 世帯
200 万人以上 300 万人未満	9,000 世帯
300 万人以上	12,000 世帯

※表中の条件を満たし、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合

なお、表内の「住家滅失世帯数」は次の被害状況から換算するものである。

＜住家滅失世帯数 換算の考え方＞

- ・ 1 世帯 損壊・焼失・流失した部分の床面積が延べ床面積の 70%以上程度のもの、またはその住家の主要な構成要素の経済的被害が合計の 50%以上程度のもの。
- ・ 1/2 世帯 損壊・焼失・流失した部分の床面積が延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、またはその住家の主要な構成要素の経済的被害が合計の 20%以上 50%未満のもの。
- ・ 1/3 世帯 床上浸水や土石竹木（土砂）の堆積流入で一時的に居住できなくなったもの。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令第 1 条）

災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4 号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令第 2 条第 1 号）
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令第 2 条第 2 号）

2. 救助基準

(1) 一般基準

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額			期間		備考	
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内		1. 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等によりホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。)			災害発生の日から20日以内 着工		1. 「福祉仮設住宅」を建設型仮設住宅として設置できる。 2. 供与期間 2年以内 3. 民間賃貸住宅の借り上げによる借上型仮設住宅も供与できる。	
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内			災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費 (水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な費用)			災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全・半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又損傷等し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること	
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全壊・全焼・流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
半壊・半焼・床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後の 7 日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1. 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2. 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上 災害により助産の途を失 ったものであれば、被災 者であるか否かは問わな い。
被災者の救出	1. 現に生命もしくは身体 が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある 者	当該地域における通常の 実費(救出のための機械、器 具等の借上費又は購入費、 修繕費及び燃料費)	災害発生の日から 3 日以内	1. 通常3日間経過以降は「死 体の捜索」に移行する。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅 の応急修理 (住家の被害 の拡大を防止 するための緊 急の修理)	住家が半壊(焼)、もしくは これらに準ずる程度の損傷 を受け、雨水の進入等を放 置すれば住家の被害が拡大 するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止す るための緊急の修理が必要 な部分 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
被災した住宅 の応急修理 (日常生活に 必要な最小限 度の部分の修 理)	1. 住宅が半壊(焼)、 若しくはこれらに 準ずる程度の損傷 を受け、自らの資 力により応急修理 をすることができ ない者 2. 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難であ る程度に住家が半 壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部 分 ①大規模半壊、中規模半壊 又は半壊若しくは全焼の被 害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受け た世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3 カ月以内 (災害対策基本法第 23条の3第1項に規 定する特定災害対策 本部、同法第24条第 1項に規定する非常 災害対策本部又は同 法第28条の2第1項 に規定する緊急災害 対策本部が設置され た災害にあつては6 カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失も しくは損傷等し、就学 上支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高 等学校等生徒	1. 教科書代 小・中学生(教科書及び 教科書以外の教材で、 教育委員会に届出又は 承認され使用の実費) 高等学校等生徒(正規の 授業で使用する教材実 費) 2. 文房具及び通学用品費 1人当たり次の実費 小学校児童 5,500 円 中学校生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から (教科書) 1 カ月以内 (文房具及び 通学用品) 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。 3. 床上浸水の場合は災証明で 支給対象とできる が、登下校中の被災などの 場合は、県への特別基 準協議が必要となる。 4. 県立・私立学校の児童 生徒については県が調査 し支給することとなる が、漏れが生じないよう 連携が必要。 5. 教科書代の内、国県か ら支給される教科書は県 教委が調達し、他の教科 書や副教材等は市が調 達、支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	棺、埋葬又は火葬、骨つぼ及 び骨箱(原則 1 体当たり) 大人(12 歳以上) 226,100 円以内 小人(12 歳未満) 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても、対象 となる。

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をするもの	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,600円以内	一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,700円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は、原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合や住宅倒壊のおそれのある場合の雪下ろし等で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 140,000円以内		災害発生の日から10日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費		救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費		救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助費など避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
	範囲	費用の限度額		期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第10号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。		救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(2) 特別基準

災害の種類、態様によっては、上記一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、災害の実情

に即した救助を実施するため、県を通じ内閣総理大臣に速やかに協議を行い、同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

法令- 2 激甚災害法

1. 激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条・第4条）	（1）公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
	（2）公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%かつ ① 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%…の県が1以上又は ② 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%…の県が1以上
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）	（1）農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	（2）農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ ① 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4%…の県が1以上又は ② 一の都道府県の査定見込額＞10億円…の県が1以上
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例（第6条）	② 第5条の措置が適用される場合又は ③ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合ただし、①②とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（第8条）	（1）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	（2）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×0.5%…の県が1以上 ただし、（1）（2）とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日と被害の実情に応じて個別に考慮する。
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第15条）	（1）中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
	（2）中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%かつ ① 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%…の県が1以上又は ② 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円…の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条） 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条） 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第19条）	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）	（1）被災地全域滅失戸数≥4,000戸
	（2） ① 被災地全域滅失戸数≥2,000戸かつ一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上…の市町村が1以上又は ② 被災地全域滅失戸数≥1,200戸かつ一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上…の市町村が1以上 ただし、①②とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

2. 局地激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条・第4条）	(1) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。） ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 (2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条） 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例（第6条）	(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第15条）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が1千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

法令- 3 高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免・猶予
支援の内容	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除する
活用できる方	地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方
お問い合わせ	和歌山県、学校

法令- 4 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
制度の内容	災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与
活用できる方	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

法令- 5 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
制度の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるもの
活用できる方	児童扶養手当受給者世帯、障害者・児のいる世帯
お問い合わせ	子育て推進課・社会福祉課

法令- 6 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
制度の内容	1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる 2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる 3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2カ月以内の範囲で申告等の期限が延長される
活用できる方	災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象
お問い合わせ	和歌山県、税務課

法令- 7 国税の特別措置

支援の種類	減免、猶予、延長
制度の内容	- 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2カ月以内の範囲でその期限が延長される。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがある - 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる - 予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請することにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができる - 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる - 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、（1）所得税法に定める雑損控除の方法、（2）災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署に確認が必要
活用できる方	- 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方を対象とする - 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方を対象とする - 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方を対象とする - 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などを対象とする - 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方を対象とする。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方を対象とする
お問い合わせ	海南税務署

法令- 8 医療保険、介護保険料の保険料等の減免・猶予

支援の種類	減免・猶予	
支援の内容	医療保険、介護保険の保険料等について、減免・猶予を講じるもの	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料等の減免・猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料等の減免・猶予が講じられる場合がある
	健康保険料の納期限の延長・猶予等	健康保険料の納期限の延長・猶予等が講じられる場合がある
	介護保険料等の減免・猶予	介護保険料等の減免・猶予が講じられる場合がある
活用できる方	災害などの特別な理由により、保険料等の支払いが困難と認められる方	
お問い合わせ	保険年金課・高齢介護課、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合	

法令- 9 生活保護

支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与	
制度の内容	1 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの 2 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提となる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される 3 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成される。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付を原則とする 4 保護の基準は、厚生労働大臣が設定する	
		本市(3級地-1)※加算除く
	3人世帯(33歳、29歳、4歳)	140,590円
	高齢者単身世帯(68歳)	70,170円
	高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	112,200円
	母子世帯(30歳、4歳、2歳)	139,050円
	(令和7年10月)	
活用できる方	資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮するもの	
お問い合わせ	和歌山県、社会福祉課	

法令- 10 放送受信料の免除

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがある 2 免除にあたっては、NHK が調査を実施した上で、免除の対象者を確定する
活用できる方	1 受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある
お問い合わせ	日本放送協会

法令- 11 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等を軽減・免除するもの 2 電気、ガス、水道、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある
活用できる方	対象者については、和歌山県、海南市、関係事業者が定める
お問い合わせ	和歌山県、関係各課、関係事業者

法令- 12 未払賃金立替払制度

支援の種類	立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって立替払するもの 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。 3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である事業主に求償する
活用できる方	次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる 1 事業主が、 (1) 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと (2) 1年以上事業活動を行っていたこと (3) ①法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある ②事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要である 2 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6カ月前の日から2年の間に退職した者であること (注) 退職後6カ月以内に裁判所への破産手続開始等の申立て又は労働基準監督署長への認定申請がなされなかった場合は、立替払の対象とはなりません。
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康安全機構

法令- 13 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
制度の内容	1 労働者が失業した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給するもの 2 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する
活用できる方	1 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する雇用保険適用事業所に雇用される雇用保険被保険者の方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象 2 激甚災害法第25条の規定が適用された場合と、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、休業を余儀なくされた方が対象
お問い合わせ	ハローワーク（公共職業安定所）

法令- 14 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	1 低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができるもの 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある
活用できる方	1 以下の要件を満たす方が対象 (1) 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかの方 (2) 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方（和歌山県のみ） (3) 入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） 被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はない ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある
お問い合わせ	和歌山県、管理課

法令- 15 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができるもの
活用できる方	災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
お問い合わせ	和歌山県

法令- 16 恩給・共済年金担保貸付

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	1 軍人恩給や援護年金などを担保に、住宅などの資金や事業資金等を融資するもの恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの 2 貸付限度額等は次のとおり ※令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末で軍人恩給や援護年金などを除き新規受付を終了 貸付限度額 250万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内 対象経費 住宅などの資金や事業資金 その他 利用期間中は恩給等の証書を預ける ※ 金利については株式会社日本政策金融公庫に確認
活用できる方	恩給等の受給者の方を対象とする
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店

法令- 17 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付・還付
制度の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助する
活用できる方	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。 （避難をされている方を含む）
お問い合わせ	和歌山県、教育委員会、学校

法令- 18 特別支援学校等への就学奨励事業

支援の種類	給付・還付、現物支給
制度の内容	特別支援学校等において、被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に学用品費等を援助する
活用できる方	被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	和歌山県、教育委員会、学校

法令- 19 大学等授業料等減免措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行う ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なる
活用できる方	各大学等において、減免等を必要とすると認める方
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

法令- 20 国の教育ローン

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害により被害を受けた方に対して教育資金を融資する 2 貸付限度額等は次のとおり	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（4親等以内の親族）
	※金利については株式会社日本政策金融公庫に確認のこと。	
活用できる方	世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 国のローンコールセンター 電話 0570-008-656	

法令- 21 ハロートレーニング（公的職業訓練）

支援の種類	給付、サービス
制度の内容	1 災害により離職した方が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられる。（テキスト代等別途必要） 2 また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もある
活用できる方	災害等により離職した方などが、再就職のための職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつ、その訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者を対象とする
お問い合わせ	ハローワーク（公共職業安定所）

法令- 22 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付
制度の内容	1 就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される (1) 求職活動支援費 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役務利用費を支給 (2) 移転費 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給 (3) 訓練手当 公共職業安定所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40 日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 ※その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に 対して職場適応訓練費が支給される（法令 16-参照）
活用できる方	激甚な災害を受けた地域において就業していて当該災害により離職を余儀なくされた方など
お問い合わせ	ハローワーク（公共職業安定所）又は和歌山県労働局、和歌山県

法令- 23 法的トラブル等に関する情報提供

支援の種類	サービス
制度の内容	全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で紹介する
活用できる方	利用に際して制限なし（法的トラブルかどうかわからない方も、問い合わせ可能）
お問い合わせ	<法テラス・サポートダイヤル> おなやみなし 法的トラブルでお困りの方は、①0570-078374（IP電話やプリペイド携帯、海外からの場合は②03-6745-5600） なくことないよ 犯罪被害にあわれた方は、②0120-079714（IP電話やプリペイド携帯、海外からの場合は④03-6745-5601） 受付時間：平日の9時から21時まで、土曜日の9時から17時まで（日曜祝日・年末年始休業）
料 金	利用料：無料 通話料：以下のとおり ①0570-078374にかけた場合（ナビダイヤル） ・固定電話からは、全国一律3分9.35円（税込）・携帯電話からは、20秒11円程度（税込）・公衆電話からは、全国一律40秒10円（内税） ②0120-079714にかけた場合（フリーダイヤル） 無料 ③03-6745-5600または④03-6745-5601にかけた場合 IP電話からは、3分約9.24円（税込）
注 意 点	法テラスのオペレーターが個別の法律相談や法的判断を行うことはできないが、法テラス・サポートダイヤルでは制度や手続を紹介し、個別法律相談を望まれる場合は最適な法律相談窓口を案内してくれる
法テラスの各ホームページ	法テラス・サポートダイヤル https://www.houterasu.or.jp/site/soudanmadoguchi-houseido/support-dial.html  メールでのお問合せ（注：法律相談ではなく情報提供を行うサービス） https://www.houterasu.or.jp/site/soudanmadoguchi-houseido/mail-form.html  無料の法律相談を受けたい（注：経済的に余裕のない方*が対象） https://www.houterasu.or.jp/site/soudan-tatekae/goriyounonagare.html  お近くの法テラス（地方事務所一覧） https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/ 

法令- 24 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行っている 1 弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ※一定の条件を満たす必要があるため、収入等について確認あり 2 裁判所にかかる民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等（民事裁判等に先立つ和解交渉で特に必要と認められるものを含む）における弁護士又は司法書士費用と実費の立替（「代理援助」） 3 裁判所に提出する書類を司法書士又は弁護士に作成してもらった費用の立替（「書類作成援助」）
活用できる方	次の要件を満たしている場合に援助を受けることが可能 ※法律相談援助の場合は（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要がある （１）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、申込者及び配偶者（以下「申込者等」という。）の収入・資産を加算した金額で判断する ① 収入要件（月収が一定額以下であること） 単身者 182,000円以下（200,200円以下） 2人家族 251,000円以下（276,100円以下） 3人家族 272,000円以下（299,200円以下） 4人家族 299,000円以下（328,900円以下） ※（ ）内は、東京、大阪など生活保護一級地の場合の基準額 ※ 5人以上の家族は、同居家族が1人増加するごとに4人家族の基準額に30,000円（33,000円）を加算 ※ 医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除できる場合有 ※ 申込者等が家賃または住宅ローンを負担している場合は、上記基準額に下記の限度内でその全額を加算（東京都特別区については別途定めあり） 単身者 /41,000円 2人家族 /53,000円 3人家族/66,000円 4人家族以上/71,000円 ② 資産要件（保有資産が一定額以下であること） 申込者等の現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅や係争物件を除く）などの保有資産の時価を合計（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）し、次の基準を満たすことが必要 単身者 /180万円以下 2人家族/250万円以下 3人家族/270万円以下 4人家族/300万円以下 ※ 将来負担すべき医療費、教育費などの出費がある場合は相当額を控除できる場合有（法律相談援助の場合は、3ヶ月以内に出費予定があることが条件） （２）勝訴の見込みがないとは言えないこと 和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものを含む （３）民事・家事・行政に関する法的手段であり、民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけの場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助が受けられない
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 おなやみなし ※ 受付時間や料金の詳細は、「法令- 24 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度」を参照
ホームページ	法テラスの「民事法律扶助業務」 https://www.houterasu.or.jp/site/bengoshitou-fujo/ 

法令- 25 民事調停の申立手数料の免除

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	1 民事調停の申立手数料を免除 2 特定非常災害に起因する民事に関する紛争に限られる
活用できる方	災害救助法の適用区域に、特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた方
お問い合わせ	最寄りの簡易裁判所
裁判所のホームページ	民事調停手続について https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

法令- 26 災害弔慰金、災害障害見舞金

1. 災害弔慰金

支援の種類	給付
制度の内容	1 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する 2 災害弔慰金の支給額は次のとおり (1) 生計維持者が死亡した場合：500 万円を超えない範囲内で支給 (2) その他の者が死亡した場合：250 万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方） 2 支給の範囲・順位は、 死亡した方の（1）配偶者、（2）子、（3）父母、（4）孫、（5）祖父母
対象災害	次の各号のいずれかに規定する災害 (1) 市内で 5 世帯以上の住宅が滅失した災害 (2) 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 (5) 前 4 号と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、内閣総理大臣が特に定める災害
国、県の助成	要する費用につき、その 3/4 を補助する（国 1/2、県 1/4）
お問い合わせ	社会福祉課

2. 災害障害見舞金

支援の種類	給付
制度の内容	1 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるとき、支給を行う 2 災害障害見舞金の支給額は次のとおり (1) 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円を超えない範囲内で支給 (2) その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	災害により、重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）
対象災害	上記「1. 災害弔慰金」の欄と同じ
国、県の助成	上記「1. 災害弔慰金」の欄と同じ
お問い合わせ	社会福祉課

法令- 27 災害援護資金

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行う。貸付限度額等は次のとおり	
	貸付限度額	（１）世帯主に１カ月以上の負傷がある場合 ①当該負傷のみ..... 150 万円 ②家財の３分の１以上の損害..... 250 万円 ③住居の半壊..... 270 万円 (350 万円) ④住居の全壊..... 350 万円 （２）世帯主に１カ月以上の負傷がない場合 ①家財の３分の１以上の損害..... 150 万円 ②住居の半壊..... 170 万円 (250 万円) ③住居の全壊（④の場合を除く）..... 250 万円 (350 万円) ④住居の全体の滅失又は流失..... 350 万円 ※カッコ内の金額は、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 特別の事情がある場合
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）
	据置期間	3 年（特別の場合 5 年）
	償還期間	10 年（据置期間を含む）
活用できる方	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主を対象とする （１）世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 カ月以上 （２）家財の 1/3 以上の損害 （３）住居の半壊又は全壊・流出 なお、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額が、同一の世帯に属する者の人数により下記の限度額であること。ただし、その世帯の住居が滅失した場合 1,270 万円	
	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
	1 人	220 万円
	2 人	430 万円
	3 人	620 万円
	4 人	730 万円
	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害	
県の助成	市が貸付の財源として必要とする金額に相当する金額を市に貸し付ける	
お問い合わせ	社会福祉課	

法令- 28 和歌山県災害見舞金

支援の種類	給付		
制度の内容	和歌山県に居住する者で、自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「法」という。）第 2 条に規定する災害（以下「自然災害」という。）による災害に支給する		
	被害程度	支給対象	金額
	自然災害による死亡者及び行方不明者が生じたとき （但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者及び行方不明者を除く）	1 人当たり	100,000 円
	自然災害により負傷者（重傷）が生じたとき	1 人当たり	30,000 円
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずること（災害弔慰金の支給等に関する法律第 2 条に規定）		
お問い合わせ	和歌山県、社会福祉課		

法令- 29 生活福祉資金貸付制度による貸付

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの 2 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。これらの貸付限度額等は次のとおり （1）災害を受けたことにより臨時に必要な経費（福祉費）	
	貸付限度額	150万円
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6カ月以内
	償還期間	7年以内
	（2）緊急小口資金	
	貸付限度額	10万円
	貸付利率	無利子
	据置期間	2カ月以内
	償還期間	12カ月以内
活用できる方	(1) 高齢者・障害者：低所得世帯 (2) 低所得世帯	
お問い合わせ	和歌山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、社会福祉課	

法令- 30 母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	融資
支援の内容	- 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの - 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる - 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる
活用できる方	- 母子父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） - 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） - 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） - 母子福祉団体（法人） - 父母のいない児童（20歳未満） - 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） - 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問い合わせ	和歌山県、子育て推進課

法令- 31 被災者生活再建支援制度

1 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの
 2 支給額は、下記の2つの支援金の合計額（最大300万円）となる。
 なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4とする

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円とする

1 住宅が全壊した世帯
 2 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
 ※なお、被災時に現に居住していた世帯が対象となるため、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象外

1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 5 3又は4の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、1～3のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 6 1から3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）
 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

和歌山県、社会福祉課

法令- 32 災害復興住宅融資（建設）

支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者の方で、居住するための住宅を建設する場合に、災害復興住宅融資を受けることができる		
	融資限度額（建設）		返済期間
	土地を取得する場合	5,500 万円	最大 35 年 (諸条件あり)
	土地を取得しない場合	4,500 万円	
	※融資を受けるには、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 金利等詳細については独立行政法人住宅金融支援機構に確認		
活用できる方	自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者であって、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構		

法令- 33 災害復興住宅融資（購入）

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者の方で、居住するための住宅を購入する場合に、災害復興住宅融資を受けることができる	
	融資限度額（購入）	返済期間
	5,500 万円	最大 35 年 （諸条件あり）
	※融資を受けるには、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 金利等詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認	
活用できる方	自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者であって、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構	

法令- 34 災害復興住宅融資（補修）

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者の方で、居住するための住宅を補修する場合に、災害復興住宅融資を受けることができる	
	融資限度額（補修）	返済期間
	2,500 万円	最大 35 年 （諸条件あり）
	※融資を受けるには、独立行政法人住宅支援機構の定める基準を満たすことが必要。 金利等詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認	
活用できる方	自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者であって、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた方	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構	

法令- 35 被災前から返済中の住宅ローンなどの減免・減額

支援の種類	減免・減額	
制度の内容	災害救助法の適用を受けた自然災害で被災された場合、被災前から返済中の住宅ローンなどについて、減免・減額を申し出ることができる	
	※減免・減額について、独立行政法人住宅金融支援機構又は借入先の金融機関等に確認	
活用できる方	被災前から返済中の住宅ローンがある方	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関	

法令- 36 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの 2 貸付限度額等は、次のとおり	
	貸付限度額	200 万円以内
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1%
	据置期間	6 カ月 ※貸付けの日から 2 年を超えない範囲内で延長することも可能
	償還期間	7 年
活用できる方	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象	
お問い合わせ	和歌山県、子育て推進課	

法令- 37 宅地防災工事資金融資

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地について、宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除却を含む）の工事のための費用を融資するもの	
	融資限度額	1,190 万円又は宅地防災工事に必要な費用のいずれか低い額
	償還期間	最大 20 年（諸条件あり）
	※金利等詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認	
活用できる方	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関	

法令- 38 地すべり等関連住宅融資

支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容	地すべり・急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域からの移転の勧告等を地方公共団体から受けた方に、住宅の移転又は取得をするために必要な資金を融資するもの										
	融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある										
	地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋									
	土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋									
	密集市街地 関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋									
	<table><tr><td colspan="2">融資限度額（移転又は建設）</td><td>返済期間</td></tr><tr><td>土地を取得する場合</td><td>5,500万円</td><td rowspan="2">最大35年 (諸条件あり)</td></tr><tr><td>土地を取得しない場合</td><td>4,500万円</td></tr></table>			融資限度額（移転又は建設）		返済期間	土地を取得する場合	5,500万円	最大35年 (諸条件あり)	土地を取得しない場合	4,500万円
	融資限度額（移転又は建設）		返済期間								
土地を取得する場合	5,500万円	最大35年 (諸条件あり)									
土地を取得しない場合	4,500万円										
<table><tr><td>融資限度額（購入）</td><td>返済期間</td></tr><tr><td>5,500万円</td><td>最大35年 (諸条件あり)</td></tr></table>			融資限度額（購入）	返済期間	5,500万円	最大35年 (諸条件あり)					
融資限度額（購入）	返済期間										
5,500万円	最大35年 (諸条件あり)										
※融資を受けるには、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 金利等詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認											
活用できる方	地すべり・急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域からの移転の勧告等を地方公共団体から受けた方										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構										

法令- 39 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 2 貸付限度額等は次のとおり	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（福祉費）	
	貸付限度額	250万円以内
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6カ月以内
償還期間	7年以内	
対象者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象	
お問い合わせ	和歌山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、社会福祉課	

支援の種類		融資				
制度の内容		1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図るもの				
		2 天災融資制度の内容は次のとおり (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)				
		区分 \ 融資限度額		(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額		
				(1) 損失額の%	(2)	
					個人 法人	
		農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 万円	2,500 万円
			一般農業者	45	200 万円	2,000 万円
		林業者		45	200 万円	2,000 万円
		漁業者	漁具購入資金	80	5,000 万円	5,000 万円
			漁船建造・取得資金	80	500 万円	2,500 万円
水産動植物養殖資金	50		500 万円	2,500 万円		
一般漁業者	50		200 万円	2,000 万円		
3 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)						
区分 \ 融資限度額		(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額				
		(1) 損失額の%	(2)			
			個人 法人			
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600 万円	2,500 万円		
	一般農業者	60	250 万円	2,000 万円		
林業者		60	250 万円	2,000 万円		
漁業者	漁具購入資金	80	5,000 万円	5,000 万円		
	漁船建造・取得資金	80	600 万円	2,500 万円		
	水産動植物養殖資金	60	600 万円	2,500 万円		
	一般漁業者	60	250 万円	2,000 万円		
4 貸付利率、償還期限は次のとおり						
資格者		貸付利率	償還期限			
(1) 被害農林漁業者	損失額が 30%未満	6.5%以内	3 年、4 年、5 年以内			
	損失額が 30%以上	5.5%以内	5 年、6 年以内			
(2) 特別被害農林漁業者		3.0%以内	6 年以内			
活用できる方		次の基準に該当する海南市長の認定を受けた方を対象とする				
		(1) 被害農林漁業者		(2) 特別被害農林漁業者		
		① 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平年農業収入の 10%以上 ② 樹体の損失額が 30%以上		左のうち損失額が 50%以上		
		① 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 ② 林業施設の損失額が 50%以上		左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上		
		① 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 ② 水産施設の損失額が 50%以上		左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上		
お問い合わせ		産業振興課				

法令- 41 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

支援の種類	融資
制度の内容	1 株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている (1) 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの (2) 農林漁業施設資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの (3) 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資するもの (4) 林業基盤整備資金：林道の復旧のための資金を融資するもの (5) 漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧の資金を融資するもの 2 上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸し付けがあるため、各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫に確認が必要
活用できる方	農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫

法令- 42 災害復旧貸付

支援の種類	融資								
制度の内容	1 災害により被害を受けた方に融資するもの 2 災害復旧資金貸し付けは、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受け付けを行う 3 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおり (1) 国民生活事業（災害貸付） <table border="1"> <tr> <td>融 資 限 度 額</td><td> 一般貸付・特別貸付：各融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 生活衛生貸付：一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額 </td></tr> <tr> <td>返 済 期 間</td><td> 一般貸付：10年以内（うち据置期間2年以内） 特別貸付：各融資制度に定められた返済期間内（うち据置期間は各融資制度に定められた期間内） 生活衛生貸付： 運転資金 10年以内（うち据置期間は各融資制度に定められた期間内） 設備資金 各融資制度に定められた返済期間（うち据置期間2年以内） </td></tr> </table> (2) 中小企業事業（災害復旧貸付） <table border="1"> <tr> <td>融 資 限 度 額</td><td>直接貸付1億5,000万円</td></tr> <tr> <td>返 済 期 間</td><td> 設備資金 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置2年以内） </td></tr> </table> 4 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なるため、詳しくは各社に確認が必要	融 資 限 度 額	一般貸付・特別貸付：各融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 生活衛生貸付：一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額	返 済 期 間	一般貸付：10年以内（うち据置期間2年以内） 特別貸付：各融資制度に定められた返済期間内（うち据置期間は各融資制度に定められた期間内） 生活衛生貸付： 運転資金 10年以内（うち据置期間は各融資制度に定められた期間内） 設備資金 各融資制度に定められた返済期間（うち据置期間2年以内）	融 資 限 度 額	直接貸付1億5,000万円	返 済 期 間	設備資金 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置2年以内）
融 資 限 度 額	一般貸付・特別貸付：各融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 生活衛生貸付：一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額								
返 済 期 間	一般貸付：10年以内（うち据置期間2年以内） 特別貸付：各融資制度に定められた返済期間内（うち据置期間は各融資制度に定められた期間内） 生活衛生貸付： 運転資金 10年以内（うち据置期間は各融資制度に定められた期間内） 設備資金 各融資制度に定められた返済期間（うち据置期間2年以内）								
融 資 限 度 額	直接貸付1億5,000万円								
返 済 期 間	設備資金 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置2年以内）								
活用できる方	中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等								
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫								

法令- 43 高度化事業（災害復旧貸付）

支援の種類	融資						
制度の内容	- 大規模な災害により、既往の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が罹災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金を貸し付けるもの - 支援の内容は、次のとおり <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td><td>貸付対象事業費の90%以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> - 資本金や業種等の条件があるため、詳しくは和歌山県に確認が必要	貸付割合	貸付対象事業費の90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	貸付対象事業費の90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	事業協同組合等であって、以下のいずれかに該当する場合を対象とする （１）既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が罹災した場合 （２）施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合						
お問い合わせ	和歌山県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

法令- 44 災害関係保証

支援の種類	信用保証
制度の内容	- 金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度 - 融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は各信用保証協会所定 - 保証期間は運転資金、設備資金ともに10年以内（うち2年以内の措置可能） - 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで利用可能
活用できる方	次の要件のいずれにも該当し、市町村長が発行する激甚災害による「罹災証明書」の交付を受けた中小企業者 - 激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被害を受けていると認められるとして主務省において指定した地域（被災地域）内に事業所を有する方 - 激甚災害により直接被害を受けた方（間接被害のみを受けた方は対象外）
お問い合わせ	信用保証協会

法令- 45 マル経融資

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受けている商工業者であって商工会議所等の長の推薦を受けた方に日本政策金融公庫が無担保・無保証人の融資を行う制度【通常枠】 ①融資限度額 2,000万円 ②利率 令和7年11月1日現在2.00%
活用できる方	推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です - 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）であること - 従前から、商工会議所等の経営指導を受けていること - 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること - 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税（均等割含む）を原則としてすべて完納していること - 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の非対象業種であること
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

法令- 46 生活衛生改善貸付

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合の経営特別相談員又は生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導を受けており、使い道に係る業種と同じ生活衛生同業組合の長（組合が設立されていない業種にあては、生活衛生営業指導センターの長）の推薦を受けた方に、日本政策金融公庫が無担保・無保証人の融資を行う制度 ①融資限度額 2,000 万円 ②利率 令和 7 年 11 月 1 日現在 2.00%
活用できる方	推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1 営業許可を受けている生活衛生関係業者であること 2 常時使用する従業員が 5 人（旅館業及び興行場営業は 20 人）以下の法人又は個人であること 3 原則として 6 カ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること 4 最近 1 年以上、同一地区で同一事業を営んでいること 5 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税（均等割含む）を原則として完納していること
お問い合わせ	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

法令- 47 セーフティネット保証

支援の種類	信用保証
制度の内容	1 無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円まで、一般保証とは別枠で利用できる 2 保証料率は年 0.50～0.90% 3 保証期間は 10 年以内（うち 1 年以内の措置可能）
活用できる方	「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

法令- 48 循環型社会形成推進交付金

支援の種類	給付
制度の内容	災害に伴い必要となった既設の浄化槽の政策 1 スクリーン、脱水機、流砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備 2 その他の汚水処理設備 3 消毒設備 4 脱臭設備 5 換気、除じん等に必要な設備 6 その他本体設備
活用できる方	災害に伴い既設の浄化槽の改修が必要となった方
お問い合わせ	環境省

資 料 編

第 6 部 協定等一覽

協定- 1 締結協定一覧

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
1	消防応援協定	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県下市町村、消防一部事務組合、県	防災航空隊の派遣	平成 8 年 2 月 22 日	消防本部
2		和歌山北部臨海都市広域消防協定書	和歌山市、有田市、御坊市	相互に応援すべき事項 ①火災防御のための消防隊の派遣 ②その他災害防除のための応援隊の派遣 ③救急業務のための救急隊の派遣 ④その他必要資機材の援助 ⑤重要施設の検査及び調査のための職員の派遣 ⑥特に必要な火災原因調査のための職員の派遣	平成 17 年 4 月 1 日	消防本部
3		海南市・紀美野町消防相互応援協定書	紀美野町	①火災防ぎょのための消防隊の派遣 ②その他災害防ぎょのための応援隊の派遣 ③必要資器材の貸与	平成 18 年 4 月 1 日	消防本部
4		有田市・海南市消防相互応援協定書	有田市	①火災防ぎょのための消防隊の派遣 ②その他災害防ぎょのための応援隊の派遣 ③必要資器材の貸与	平成 19 年 5 月 17 日	消防本部
5		阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・和歌山市・那賀消防組合・有田川町・湯浅広川消防組合・日高広域消防事務組合・御坊市・田辺市	相互に応援すべき事項 ①火災防御のための消防隊の派遣 ②救急業務のための救急隊の派遣 ③救助業務のための救助隊の派遣 ④その他災害防除のための応援隊の派遣 ⑤その他必要資機材の援助	平成 29 年 3 月 18 日	消防本部
6		和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下の市町村と消防の一部事務組合	①大規模な地震、風水害等の自然災害 ②大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災 ③航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故 ④上記以外の災害で、応援を必要とする災害	平成 25 年 9 月 2 日	消防本部
7		和歌山海上保安部と海南市との消防業務協定	和歌山海上保安部	①船舶による消火活動及び警戒活動 ②火災船舶又は延焼のおそれのある船舶の移動措置 ③その他消火活動に必要な事項	平成 30 年 3 月 16 日	消防本部
8	消防応援協定	災害応援要請に関する協議書	日本製鉄株式会社 関西製鉄所（海南）	①大火災等で特に応援を必要とする時 ②特殊な火災で特に化学消防車を必要とする時	平成 26 年 12 月 26 日	消防本部
9		災害応援要請に関する協議書	ENEOS 和歌山石油精製株式会社海南工場	①大火災等で特に応援を必要とする時 ②特殊な火災で特に化学消防車を必要とする時	平成 26 年 12 月 26 日	消防本部
10		災害応援要請に関する協議書	コスモ石油ブリカンツ株式会社下津工場	化学消防車・消防資機材の提供、人員の派遣	平成 26 年 12 月 26 日	消防本部

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
11	消防応援協定	和歌山広域消防指令共同運用に係る消防相互応援協定	和歌山市 那賀消防組合 紀美野町	指令センターの機能を活用して、消防相互応援を実施	平成 27 年 4 月 1 日	消防本部
12		和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する覚書	和歌山市、有田市、御坊市、日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）、花王株式会社和歌山工場、ENEOS 和歌山石油精製株式会社海南工場、コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場、ENEOS 株式会社和歌山製油所、関西電力株式会社御坊発電所	和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に基づく協力体制を確立し、機動的かつ一体的な消防活動を実施	令和 2 年 10 月 20 日	消防本部
13		災害発生時における消防用水等の搬送に関する協定書	和歌山県広域生コンクリート協同組合中央支部	災害時において現場で消防用水等が不足した場合の搬送を実施	令和 5 年 4 月 28 日	消防本部
14	鉄道事故の安全対策	鉄道事故時の安全対策に関する覚書	西日本鉄道株式会社	鉄道事故における乗客の安全確保に関すること	平成 20 年 3 月 31 日	消防本部
15	障害物除去・応急復旧	災害発生時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人和歌山県自動車整備振興会和歌山支部	災害発生時の応急対策 ①工作物による救助及び応急対策 ②緊急車両進入路の確保	平成 20 年 5 月 9 日	建設課
16		災害時における応急対策に関する協定書	海南市建設業協会	災害時における応急対策 ①災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業 ②災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業 ③その他甲が必要と認める緊急応急作業	平成 21 年 3 月 25 日	建設課
17		災害時における応急対策に関する協定書	株式会社紀和商店	災害時における応急対策 ①災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業 ②災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業 ③その他甲が必要と認める緊急応急作業	平成 25 年 12 月 4 日	建設課
18	応急対策作業	災害発生時における応急対策業務に関する協定書	和歌山県電気工事工業組合 海南海草支部	公共施設（排水ポンプ場、上水道ポンプ場、配水池等）の電気設備の応急的な機能確保及び復旧	令和 4 年 6 月 28 日	建設課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
19	水道復旧作業	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	公益社団法人日本水道協会和歌山県支部 県下 30 関係事業体	①応急給水作業 ②応急復旧作業 ③応急復旧資材の供出 ④工事業者の斡旋	平成 18 年 12 月 27 日	水道部
20		水道災害復旧応援協定	海南水道工事協同組合	地震災害等の大規模災害及び事故等による市が管理する水道施設に被害が発生した場合における応急復旧支援	平成 29 年 5 月 10 日	水道部
21	排水ポンプ施設復旧作業	災害発生時における復旧支援協力に関する協定書	株式会社鶴見製作所	ポンプ施設の復旧に関する支援	令和 4 年 8 月 1 日	建設課
22	人員、施設等の提供	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人海南医師会	①医療救護班の派遣・輸送 ②医薬品の供給 ③訓練への参加	平成 7 年 8 月 1 日	健康課
23		石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体 56 市町による応援協定	①災害への対応に必要な物資の提供 ②災害への対応に必要な人員の派遣 ③負傷者等の医療機関への受入れ ④被災者の一時的な受入れ	平成 23 年 7 月 12 日	企画財政課
24		瀬戸内・海之路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海之路ネットワーク推進協議会加盟の 77 町村	①応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ②応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 ③医療機関への被災者等の受入れ ④被災者への臨時的な居住施設の提供	令和 2 年 3 月 13 日	管理課
25		災害時相互応援に関する協定	茨城県鹿嶋市	①応援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ②食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ③医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資提供 ④ボランティアの斡旋	平成 24 年 5 月 21 日	危機管理課
26		災害時相互応援に関する協定	石川県能登町	①災害応急対策及び災害復旧のために必要な職員の派遣 ②食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ③医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供	令和 8 年 1 月 9 日	危機管理課
27	人員、施設等の提供	災害時等の応援に関する申し合せ	国土交通省近畿地方整備局	①情報の収集・提供 ②職員の派遣 ③専門家の派遣 ④車両、災害対策用機械等の貸付 ⑤通信機器等の貸付 ⑥通行規制等の措置	平成 25 年 3 月 25 日	危機管理課
28		海南市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 海南市社会福祉協議会	①ボランティアの受入れ及び派遣に関すること ②災害応急及び復興支援に関すること	平成 26 年 10 月 1 日	社会福祉課
29		災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士会	住家の被害認定調査	平成 27 年 1 月 30 日	税務課
30		災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	住家の被害認定調査	平成 27 年 1 月 30 日	税務課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
31		災害時における被災建築物に関する応急支援等に関する協定書	公益社団法人 日本建築家協会	①被災建築物応急危険度判定士の派遣 ②被災建築物の建築相談に関すること。 ③住家の被害認定調査	平成 27 年 4 月 1 日	建設課
32		災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	住家の被害認定調査	平成 28 年 1 月 22 日	税務課
33	人員、施設等の提供	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士会海草支部	住家の被害認定調査	平成 28 年 12 月 22 日	税務課
34		損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	三井住友海上火災保険株式会社 和歌山支店	①損害調査結果の提供及び利用 ②被害認定の判断	令和 6 年 10 月 9 日	税務課
35		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社太洋社	①救援物資等の一時保管場所（荷捌き場等）としての施設の提供 ②他地域からの緊急消防援助隊等応援車両の集結場所（駐車場）としての施設の提供 ③緊急ヘリポート用の施設の提供 ④緊急時の防災資機材等の一時保管場所としての施設の提供	平成 27 年 4 月 13 日	市民課
36		災害支援等の協力に関する協定書	和歌山県農業協同組合中央会	臨時的な避難所として、農業協同組合学園の敷地及び建物の提供	平成 27 年 12 月 1 日	教育委員会総務課
37		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社エース産業 ドライビング・スクールかいなん	①臨時的な避難場所及び避難所としての敷地及び建物の提供 ②応急対策活動に必要な車両の提供 ③応急対策活動に必要な燃料の提供 ④応急対策活動に必要な人員の提供 ⑤その他避難者の支援に必要な事項 ⑥空撮等による情報収集に必要な無人航空機等の提供	令和元年 8 月 9 日	危機管理課
38		災害支援等の協力に関する協定書	オカ株式会社	①他地域からの緊急消防援助隊等応援車両の集結場所（駐車場及び宿营地）としての施設の提供 ②緊急ヘリポート用の施設の提供 ③緊急時の防災資機材等の一時保管場所としての施設の提供	平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
39		災害支援等の協力に関する協定書	公益社団法人和歌山県看護協会		平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
40		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社協和		平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
41		災害支援等の協力に関する協定書	学校法人近畿大学		平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
42		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社サイバーリンクス		平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
43		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社新日本科学		平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
44		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社タカショー		平成 29 年 8 月 4 日	危機管理課
45		災害支援等の協力に関する協定書	株式会社サンコー	①支援物資の受入及び管理業務 ②緊急消防援助隊等応援車両の集結場所としての施設の提供	令和 2 年 11 月 19 日	危機管理課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
				③緊急時の防災資機材等の一時保管場所としての施設の提供 ④会議室及び宿泊場所等としての施設の提供		
46	人員、施設等の提供	災害時における支援活動に関する協定書	一般社団法人海南青年会議所	①支援物資等の調達活動及び受付 ②支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動 ③専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動 ④災害時に関する情報収集及び双方向の情報交換	令和2年12月11日	危機管理課
47		大規模災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定書	五色台広域施設組合	組合が所有する施設を遺体安置所として使用	令和3年3月19日	環境課
48		災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	特定非営利法人わかやまドローン未来研究所	災害発現場等の被災状況の把握など	令和3年11月11日	危機管理課
49		災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	一般社団法人日本建設機械レンタル協議会関西支部和歌山協議会	発電機等のレンタル機材の供給など	令和4年4月28日	建設課
50		災害時における宿泊施設利用に係る協定書	ルートインジャパン株式会社	ホテルの客室の提供 避難及び生活に配慮を必要とする方、各種支援活動のために訪れる方	令和6年6月28日	危機管理課
51		災害発生時における支援物資の受入れ及び管理業務等の協力に関する協定書	ハルナプロデュース株式会社	①倉庫への支援物資等の受入及び管理業務等 ②飲料水等の提供	令和7年2月19日	危機管理課
52	災害情報の発信	災害時における海南市と海南市内郵便局との相互協力に関する覚書	海南郵便局	①被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ②高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応の協力 ③所管施設及び用地の相互提供 ④その他各号に掲げるもののほか協力できる事項	平成12年6月1日	市民交流課
53		災害に係る情報発信などに関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信など	平成26年10月1日	シティプロモーション課
54		災害時等における緊急放送に関する協定	株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム	災害に係る情報発信など	平成26年12月16日	シティプロモーション課
55		災害時における放送要請に関する協定書	株式会社和歌山放送	災害に係る情報発信、臨時災害放送局設置時における維持管理及び運営の支援など	平成28年7月4日	シティプロモーション課
56		災害時における臨時災害放送局開設に関する協定書	株式会社 サイバーリンクス	災害時に臨時のFM放送局を開設・運用を行うための技術的支援	令和3年6月22日	危機管理課
57	衛生指導	避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書	海南海草食品衛生協会	避難所等での食品の衛生確保と衛生指導 ①食料、食材の保管	平成20年3月26日	健康課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
				②食材の調理・配膳・保存 ③残菜の処理 ④調理中の衛生指導		
58		災害廃棄物の処理等の実施について必要な事項を定めるための覚書	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	大規模災害時における災害廃棄物の処理	平成 27 年 5 月 11 日	環境課
59	災害廃棄物処理	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書	和歌山市、岩出市、紀の川市、紀美野町、紀の海広域施設組合	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施	令和 2 年 3 月 31 日	環境課
60		災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	災害時等における不測の事態が発生した際の災害廃棄物の処理	令和 6 年 3 月 8 日	環境課
61	し尿処理	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定	海南海草清掃協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	し尿及びゴミ収集運搬作業	平成 25 年 4 月 1 日	環境課
62		防災関係の協働事業に関する協定書	ながみね農業協同組合	地域住民の災害からの安全確保に資するための協働事業と物資の供給 ①防災啓発事業 ②応急対策事業 ③救援物資の調達 ④集積場所の提供	平成 19 年 9 月 27 日	市民課
63	啓発、応急対策物資提供	地域防災支援に関する協定書	トヨタカローラ和歌山株式会社 株式会社なかモータ自工 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社和歌山支店	災害時の応急活動及び平時の防災まちづくり等の協力 ①給電車両からの電力供給 ②被災車両等を運搬する積載車の提供等 ③被災車両等の修理等 ④防災活動に関わる啓蒙イベントの実施等 ⑤防災の啓蒙セミナーの実施	令和 3 年 8 月 31 日	危機管理課
64	葬祭用品等の提供等	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	株式会社海南共永社	①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ②遺体安置施設等の提供 ③遺体の搬送 ④その他必要とする事項	平成 29 年 7 月 26 日	環境課
65		災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	きのくに葬祭事業協同組合	①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ②遺体安置施設等の提供 ③遺体の搬送 ④その他必要とする事項	平成 29 年 7 月 26 日	環境課
66	葬祭用品等の提供等	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	木下葬祭	①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ②遺体安置施設等の提供 ③遺体の搬送 ④その他必要とする事項	平成 29 年 7 月 26 日	環境課
67		災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	有限会社マルマサ葬祭	①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ②遺体安置施設等の提供 ③遺体の搬送 ④その他必要とする事項	平成 29 年 7 月 26 日	環境課
68	津波緊急避難ビル等(施設)の使用	災害時における一時避難場所としての使用に関する覚書	医療法人琴仁会 石本病院	黒江・船尾地区における津波緊急避難場所として使用 使用場所：階段、通路、施設管理者が指定した場所	平成 21 年 6 月 1 日	危機管理課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
69		災害時における一時避難場所としての使用に関する覚書	医療法人恵友会 恵友病院	黒江・船尾地区における津波緊急避難場所として使用 使用場所：階段、通路、施設管理者が指定した場所	平成 21 年 6 月 1 日	危機管理課
70		一次的な避難所としての使用について	学校法人智辯学園	災害時の地区住民の一次的な避難場所としての施設使用 使用場所：体育館・グラウンド	平成 23 年 5 月 17 日	危機管理課
71		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	和歌山財務事務所	海南合同宿舍 1 号棟及び 2 号棟の津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	平成 24 年 4 月 3 日	危機管理課
72	津波緊急避難ビル等(施設)の使用	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	県立海南高等学校	避難スペースの提供	平成 24 年 9 月 4 日	危機管理課
73		津波から避難への協力	和歌山県	県営海南駅前団地の津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	平成 25 年 7 月 8 日	危機管理課
74		津波発生時における一時避難施設として使用に関する協定書	西日本旅客鉄道株式会社	海南駅ホームの津波緊急避難施設としての使用に関する協定	平成 25 年 8 月 8 日	危機管理課
75		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	マンションニューハム	付近住民における津波緊急避難場所として使用（階段、通路、施設管理者が指定した場所）	平成 25 年 10 月 7 日	危機管理課
76		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	和歌山プリンスイン海南	付近住民における津波緊急避難場所として使用（階段、通路、施設管理者が指定した場所）	平成 25 年 10 月 10 日	危機管理課
77		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	バルシャトー海南	付近住民における津波緊急避難場所として使用（階段、通路、施設管理者が指定した場所）	平成 25 年 10 月 10 日	危機管理課
78		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	高田機工株式会社	付近住民における津波緊急避難場所として使用（階段、通路、施設管理者が指定した場所）	平成 26 年 1 月 16 日	危機管理課
79		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	クレンツ海南	付近住民における津波緊急避難場所として使用（階段、通路、施設管理者が指定した場所）	平成 26 年 3 月 26 日	危機管理課
80		津波避難における下津駅構内の使用に関する協定	西日本旅客鉄道株式会社	紀勢本線下津駅における避難経路の指定並びに避難経路の施設の管理についての協定	平成 26 年 6 月 6 日	危機管理課
81		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	日本製鉄株式会社 和歌山製鉄所（海南地区）	日本製鉄株式会社和歌山製鉄所の避難マウンドの使用に関する協定	平成 26 年 8 月 20 日	危機管理課
82		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	株式会社オークワ	スーパーセンターオークワ海南店屋上駐車場の津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	平成 31 年 1 月 8 日	危機管理課
83		災害時における避難所等施設利用に関する協定	和歌山財務事務所	海南合同宿舍 1 号棟の居室への物資の備蓄及び避難所としての利用に関する協定	令和元年 6 月 6 日	危機管理課
84		津波時における津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	医療法人晃和会谷口病院	谷口病院 6 階会議室の津波緊急避難ビルとしての使用に関する協定	令和元年 6 月 17 日	危機管理課
85		災害時における避難所等施設利用に関する協定	県立海南高等学校 大成校舎	体育館と柔剣道場を避難所として使用することに関する協定	令和 3 年 5 月 12 日	危機管理課
86	福祉避難所の使用	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	特別養護老人ホーム南風園及び養護老人ホーム白寿荘の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	高齢介護課
87		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人たちばな福祉会	養護老人ホーム橘寮の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	高齢介護課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
88		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人中庸会	特別養護老人ホーム天美苑の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	高齢介護課
89		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人平成福祉会	特別養護老人ホームかぐのみ苑の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	高齢介護課
90		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人和生福会	介護老人福祉施設緑風苑の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	高齢介護課
91	福祉避難所の使用	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	海南海草老人福祉施設組合	介護老人福祉施設やすらぎ園の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	高齢介護課
92		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人あおい会	障害者支援施設太陽の丘の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 12 月 5 日	社会福祉課
93		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	有限会社ライフパートナー	障害者支援施設ハニーホーム東雲の福祉避難所としての使用に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日	社会福祉課
94		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	有限会社こころ	住宅型有料老人ホームしおさいの家及び住宅型有料老人ホームこころの福祉避難所としての使用に関する協定	平成 30 年 5 月 14 日	高齢介護課
95		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人さくら福祉会	地域密着型介護老人福祉施設さくらホームの福祉避難所としての使用に関する協定	平成 30 年 5 月 17 日	高齢介護課
96		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人一峰会	障害者福祉施設あすなろの福祉避難所としての使用に関する協定	令和 2 年 5 月 22 日	社会福祉課
97		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	多機能型事業所あかりの福祉避難所としての使用に関する協定	令和 3 年 4 月 1 日	社会福祉課
98		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	海南在宅福祉企業組合	サービス付き高齢者向け住宅 和が家及びデイサービス和が家の福祉避難所としての使用に関する協定	令和 3 年 11 月 30 日	高齢介護課
99		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人同仁会	阪井カルフル・ド・ルポ 総合ケアステーションラヴィの福祉避難所としての使用に関する協定	令和 4 年 3 月 18 日	高齢介護課
100		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	有限会社ささゆり	グループホーム海南ささゆり及び小規模多機能型居宅介護ささゆりの福祉避難所としての使用に関する協定	令和 4 年 4 月 1 日	高齢介護課
101		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	有限会社ささゆり	グループホーム海南ささゆり 2 の福祉避難所としての使用に関する協定	令和 5 年 5 月 22 日	高齢介護課
102		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	セントケア和歌山株式会社	セントケア看護小規模かいなんの福祉避難所としての使用に関する協定	令和 7 年 3 月 6 日	高齢介護課
103		災害時における物資供給に関する協定書	海南特産家庭用品協同組合	災害時の物資供給	平成 21 年 1 月 8 日	市民課
104	物資供給	災害時における支援等に関する協定書	和歌山県石油商業組合海南海草支部	災害時に帰宅困難者の支援及び燃料の補給に関する協定	平成 25 年 11 月 15 日	市民課
105		災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給（作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等）	平成 25 年 12 月 11 日	市民課

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
106		災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ココカラファイン ヘルスケア	災害時における物資の供給	平成 25 年 12 月 27 日	市民課
107		災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ツルハ	災害時における物資の供給 ①医薬品及び医療用品②生理用品③紙おむつ（老人・子供用）④食料品及び日用雑貨⑤その他要請時に指定する物資	平成 26 年 1 月 17 日	市民課
108		災害時における物資供給に関する協定書	DCM 株式会社	災害時における物資の供給 ①作業関係日用品等②水関係③冷暖房機器等④電気用品等⑤トイレ関係等	平成 26 年 1 月 20 日	市民課
109	物資供給	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	災害時における物資の供給	平成 26 年 1 月 22 日	市民課
110		災害発生時における LP ガス等の供給に関する協定書	一般社団法人和歌山県 LP ガス協会 海南支部	災害発生時における LP ガス等の供給	平成 26 年 10 月 20 日	市民課
111		災害救助物資の調達に関する協定書	エバグリーン廣基株式会社	災害発生時の物資供給 ①食料品、②飲料水、③日用品等④その他	平成 26 年 12 月 26 日	市民課
112		災害時における飲料等の供給に関する協定書	大塚製薬株式会社 関西第一支店	災害時における物資の供給	平成 28 年 3 月 22 日	市民課
113		災害の発生時における物資供給に関する協定書	レンゴー株式会社	災害時における物資の供給 ①段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース、段ボール製間仕切り）②段ボール製簡易ベッド③その他	平成 28 年 5 月 16 日	市民課
114		災害時における量の提供等に関する協定書	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	災害時における避難所等への量の供給	平成 29 年 1 月 26 日	市民課
115		災害の発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	オカジ紙業株式会社	災害時における物資の供給 ①段ボール製品（段ボールシート及び段ボール製間仕切り）②段ボール製簡易ベッド③その他	平成 30 年 5 月 1 日	市民課
116		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品等	平成 30 年 6 月 1 日	高齢介護課
117		災害救助物資の調達に関する協定書	株式会社オークワ	災害発生時の物資供給 ①食料品、②飲料水、③日用品等④その他	平成 31 年 1 月 8 日	市民課
118		災害時に必要な資機材の提供に関する協定書	株式会社ナガワ	仮設ハウス、発信機器、暖房機器、冷却機器、仮設トイレ等（応急仮設住宅除く）	令和元年 8 月 23 日	市民課
119		災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定書	丸長商事株式会社	災害時におけるレンタル資機材（テント、ベッドなど）の供給	令和 3 年 6 月 1 日	危機管理課
120		災害時における物資供給に関する協定書	大日本除虫菊株式会社	トイレ衛生製品、環境衛生製品（害虫関係）、使い捨てカイロ等の供給	令和 4 年 11 月 1 日	危機管理課
121		災害発生時における資材の供給に関する協定書	株式会社フソウ大阪支社	災害時における水道施設の応急対策のための資材の供給	令和 4 年 12 月 1 日	水道部

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
122		災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給	令和6年 5月15日	危機管理課
123		災害時における物資の供給に関する協定書	コーナン商事株式会社	災害時における物資の供給	令和6年 10月31日	市民課
124		災害時等における防災資機材の提供に関する協定書	株式会社ジーアイビー	災害時等におけるコインランドリーに付随するガス供給システム及び炊き出し設備や、炊き出しに使用できる防災資機材などの供給	令和6年 12月20日	市民課
125	炊き出し	災害時における炊き出し等の協力に関する協定書	株式会社信濃路	①避難所等での炊き出しの実施 ②避難所等における支援者等が行う炊き出し等の支援 ③調達可能な食材及び物資の供給	令和4年5 月6日	市民課
126	救援物資の輸送	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人和歌山県トラック協会	災害時における輸送及び荷さばき業務等の協力	平成26年 7月11日	市民課
127		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等の協力	令和4年3 月18日	市民課
128	救援物資の保管	災害の発生時における物資の受入れ及び管理業務等の協力に関する協定書	一般社団法人和歌山県倉庫協会	災害時における物資の受入れ及び管理業務等の協力	平成26年 10月2日	市民課
129	緊急輸送	災害時等における緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人和歌山県タクシー協会	災害時における被災者等（滞留者含む。）の輸送の協力	平成30年 1月29日	市民交流課
130	緊急輸送	災害時等におけるバス利用に関する協定書	大十バス株式会社	災害時における被災者等（滞留者含む。）の輸送の協力	平成30年 2月14日	市民交流課
131		災害時等におけるバス利用に関する協定書	野鉄観光株式会社	災害時における被災者等（滞留者含む。）の輸送の協力	平成30年 3月14日	市民交流課
132		災害時等におけるバス利用に関する協定書	和歌山バス株式会社	災害時における被災者等（滞留者含む。）の輸送の協力	平成30年 4月2日	市民交流課
133	災害状況把握	無人航空機による災害応急活動に関する協定書	株式会社未来図	災害時における状況把握等（空撮、画像解析等）	平成30年6 月1日	危機管理課
134		災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	都市ガス供給の復旧に関する情報提供	平成31年1 月18日	企画財政課
135		災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	株式会社ウイズワン	ドローンを活用した災害発生現場等の被災状況の把握 及び防災訓練等への協力	令和7年3 月18日	危機管理課
136	復旧拠点の使用	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	災害復旧活動に供するため、市の土地（別院広場）を使用する協定	平成31年1 月18日	危機管理課
137		災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	関西電力送配電株式会社和歌山本部	災害復旧活動に供するため、市の土地（沖野々スポーツ広場）を使用する協定	平成31年3 月18日	危機管理課
138		大規模災害時における施設使用の協力に関する協定	和歌山県海南警察署	災害時の海南警察署の臨時拠点として海南市総合体育館の一部を使用する協定	令和2年8 月31日	危機管理課
139		「道の駅」防災利用に関する基本協定書	国土交通省近畿地方整備局、和歌山県、紀北地域市町（和歌山市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・海南市・有田川町・由良町）	災害発生時における「道の駅」での防災（災害復旧、救助・救援活動を含む）に関する協定	令和6年 3月21日	産業振興課
140	生活再建支援	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	和歌山弁護士会	法律相談会への弁護士の派遣 災害ADRの場所の提供	令和2年3 月31日	社会福祉課

番号	種類	協定書名	相手方及び 施設名	内容	締結日	担当課
141		災害発生時における被災者相談業務の実施に関する協定書	和歌山県司法書士会	被災者相談会への司法書士の派遣	令和6年1月30日	社会福祉課

資 料 編

第 7 部 様式一覽

県の報告様式

(災害概況即報)

災害名 _____

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 状 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人				計	人	半壊	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 設置状況		(都道府県)		(市 町 村)					

県の報告様式- 2 (その2) 被害状況即報

(被害状況即報)

都 道 府 県				区 分		被 害		
災 害 名 . 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
	(月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名				そ	文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
					道 路	箇所		
区 分		被 害			橋 り よ う	箇所		
人 死 者 人					河 川	箇所		
	的 行方不明者 人				港 湾	箇所		
	被 負 重 傷 人				砂 防	箇所		
		害 傷 者 軽 傷 人				清 掃 施 設	箇所	
住 宅 被 害	全 壊		棟	の				
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一 部 破 壊		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
害	床 下 浸 水		棟	他	り 災 世 帯 数	世帯		
			世帯		り 災 者 数	人		
			人					
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建 物 件			
	そ の 他	棟			危 険 物 件			
					そ の 他 件			

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公 立 文 教 施 設	千 円							
農 林 水 産 施 設	千 円							
公 共 土 木 施 設	千 円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円							
小 計	千 円							
公共施設被害市町村数	団 体							
その他	農 業 被 害	千 円	適 災 用 害 市 救 町 助 村 名 法	計	団体			
	林 業 被 害	千 円						
	畜産被害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円						消 防 職 員 出 動 延 人 数
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
	・ 避難指示の状況							
	・ 自主避難の状況							
	・ 避難所の設置状況							
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
	・ 自衛隊の派遣要請、出動状況							
・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所）								
・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）								
・ その他関連事項								

※被害額は省略することができるものとする。

県の報告様式- 3 被害状況報告

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在

中間 年 月 日 時 分現在

確定 年 月 日 時 分

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区 分					被害	区 分				被害	区 分				被害	対 応 措 置 等										
人的被害	死 者		1	人		文教施設	全壊		30	箇所		農林水産業施設	農地		62	千円		県の防災体制		発令	解除					
	行方不明		2	人			半壊		31	箇所			農業施設		63	千円		警戒配備								
	負傷者	重傷	3	人			その他		32	箇所			林業用施設		64	千円		配備体制	1 号							
		軽傷	4	人			(計)		33	箇所			共同利用施設 (農林)		65	千円			2 号							
住家被害	全壊		5	棟		農地被害	田	流失 埋没	34	ha		農林水産業施設	共同利用施設 (水産)		66	千円		県の水防体制		発令	解除					
			6	世帯				冠水	35	ha			畑	流失 埋没	36	ha		体制	1 号							
			7	人			冠水	37	ha		(計)			67	千円		2 号									
	半壊		8	棟			畦 畔		38	箇所			道路		68	千円		県災害対策本部	3 号							
			9	世帯			一般休地		39	箇所			橋りょう		69	千円			設置	解散						
			10	人			農業用施設		40	箇所		河川		70	千円											
	一部破損		11	棟		農林水産施設	林業用施設		41	箇所		土木施設	海岸		71	千円	災害対策本部	設置市町村名	計	団体						
			12	世帯			共同利用施設 (農林)		42	箇所			港湾		72	千円										
			13	人			共同利用施設 (農林)						砂防		73	千円										
	床上浸水		14	棟			共同利用施設 (水産)		43	箇所			漁港		74	千円										
			15	世帯			(計)						(計)		75	千円										
			16	人			道路		44	箇所		病院		76	千円											
	床下浸水		17	棟		土木施設	橋りょう		45	箇所		その他公共施設	水道		77	千円	災害救助法	適用市町村名	計	団体						
			18	世帯			河川		46	箇所			清掃施設		78	千円										
			19	人			海岸		47	箇所			県	一般	79	千円										
世帯		20	世帯		港湾		48	箇所		公営企業	80			千円												
人員		21	人		砂防		49	箇所		公社	81			千円												
非住家	公共建物	県	全壊	22	棟			漁港		50	箇所			市町村		82					千円		避難命令勧告	発令状況	計	団体
			半壊	23	棟			病院		51	箇所			(計)		83					千円					
		市町村	全壊	24	棟		水道		52	箇所			小計		84	千円										
			半壊	25	棟		清掃施設		53	箇所		公共施設被害 市町村数		85	団体											
		(計)	26	棟		商工関係		54	箇所		農産被害		86	千円												
	その他	全壊	27	棟		交通通信被害	がけくずれ		55	箇所		その他	林産被害		87	千円										
		半壊	28	棟			鉄道不通		56	箇所			畜産被害		88	千円										
		(計)	29	棟			船舶被害		57	隻			水産被害		89	千円										
					通信被害		58	回線		商工被害			90	千円												
						その他	停電被害		59	軒数			その他		91	千円		消防職員出動延人員		人						
				ガス被害			60	軒数		被害総額			92	千円		消防職員出動延人員		人								
					文教施設		61	千円																		

被害状況報告書の記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種類については下記を参照し記入する。

発生原因	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条1号に規定する原因により生ずる被害

- (2) 報告書区分番号1～92の各欄記入については、下記の「被害状況認定及び報告書記入の基準」による。

(注) 報告書区分番号80公営企業とは病院を除く公営企業をいう。

- (3) 県へ提出する被害報告は、「被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入したものを提出する。

(注)

文 教 施 設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設→農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土 木 施 設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		番号 (※1)	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

被害の種類		番号 (*1)	基準
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
住家被害	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34・36	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	35・37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水に使ったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田、及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41 の林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 の林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機器器具等をいう。）

被害の種類		番号 (※1)	基準
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、企業局、公社）市町村	79～83	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（魚介藻類、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

（※1）番号は、県の報告様式- 3 被害状況報告の被害種類の区分番号を示す。

附表- 1 民生関係 被害状況報告

災 害 状 況 報 告				概況 中間 確定				月	日	時	分	現在
(死者または行方不明者分)				災害名				月	日	時	分	現在
市 町 村 名	死 亡 又 は 行方不明者の 別	氏 名	性別、年齢、職業	住 所	原 因							
死亡 計												
行方不明 計												

災 害 状 況 報 告				概況 中間 確定				月	日	時	分	現在
(死者または行方不明者分)				災害名				月	日	時	分	現在
市 町 村 名	床 上 浸 水	床 下 浸 水	世 帯 数	主たる被災地（字名）	原 因							
計												

附表- 2 教育関係 被害状況報告

被 害 状 況 報 告			概況 中間 確定 [災害名]	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分現在 分現在 分
区分			海 南 市				
学 校	全 校	校 数					
		学 校 名					
	半 校	校 数					
		学 校 名					
文 化 財 建 物	全 棟	棟 数					
		名 称					
	半 棟	棟 数					
		名 称					
臨 時 休 校 を し た 学 校	小 学 校	校 数					
		学 校 名					
	中 学 校	校 数					
		学 校 名					
	高 等 学 校	校 数					
		学 校 名					
そ の 他							

附表- 3 公共施設関係 被害状況報告

被 害 状 況 報 告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分
 [災害名]

市町村名		海 南 市		
区分		棟 数	金 額	備 考 (名 称 等)
県 庁 舎	全 壊			
	半 壊			
	そ の 他			
役 場 庁 舎	全 壊			
	半 壊			
	そ の 他			
公 立 病 院	全 壊			
	半 壊			
	そ の 他			
公 立 診 療 所	全 壊			
	半 壊			
	そ の 他			
し 尿 処 理 施 設	全 壊			
	半 壊			
	そ の 他			
ご み 処 理 施 設	全 壊			
	半 壊			
	そ の 他			
その他				

※棟数、被害額を報告すること。なお、病院及び診療所にあつては名称もあわせて報告すること。

附表- 4 道路・河川関係 被害状況報告

被 害 状 況 報 告		概況 中間 確定	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分現在 分現在 分	[災害名]		
河 川 路 線 名	位 置	種 類	延 巾	長 員	復 旧 金 額	内 応 急 額	堤 防 高	今 回 水 位	備 考
	市 大字								
	海南市								
	〃								
	〃								
	〃								
	〃								

附表- 5 急傾斜地・山地関係 被害状況報告

被 害 状 況 報 告		概況 中間 確定	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分現在 分現在 分	[災害名]		
土 砂 崩 壊 等	海 南 市		延 長 (m)	面 積 (m ²)	住家の被害 (戸)	備 考			
	地 区 名	影響のあるもの							
同上									
及び措置状況									

附表- 6 農作物関係 被害状況報告

被害状況報告		概況 中間 確定 [災害名]	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分現在 分現在 分
区分		海 南 市				
水 稲	冠 水	ha				
		t				
		千円				
	倒 伏	ha				
		t				
		千円				
	埋 没 ・ 流 出	ha				
		t				
		千円				
果 樹	み か ん	ha				
		t				
		千円				
	柿	ha				
		t				
		千円				
	桃	ha				
		t				
		千円				
	梅	ha				
		t				
		千円				
		ha				
		t				
		千円				
そ の 他	ha					
	t					
	千円					
そ さ い	そ の 他	ha				
		t				
		千円				
その他						

消防庁、県の報告様式- 4 第1号様式～第4号様式（その②）

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (鎮 圧 日 時) (月 日 時 分) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 } 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分			
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要			危険物施設の 区 分				
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
					そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害													
発生場所														
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>(月)</td> <td>(日)</td> <td>(時)</td> <td>(分)</td> </tr> </table>	月	日	時	分	(月)	(日)	(時)	(分)					
月	日	時	分											
(月)	(日)	(時)	(分)											
事故等の概要														
死傷者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計 人</td> <td>重 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>中 等 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	計 人	重 症	人(人)	中 等 症	人(人)	軽 症	人(人)	不明	人	
死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)												
計 人	重 症	人(人)												
	中 等 症	人(人)												
	軽 症	人(人)												
不明	人													
救助活動の要否														
要救護者数(見込)	<table border="1"> <tr> <td>救 助 人 員</td> </tr> </table>	救 助 人 員												
救 助 人 員														
消防・救急・救助 活動状況														
災害対策本部 等の設置状況														
その他参考事項														

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第 4 号様式 (その2)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

災 害 救 助 法 の 様 式

災害救助法の様式番号は、国の様式と番号を合わせている。
そのため、国の様式で「削除扱い」となっている「様式-4」
は存在していない。

被害状況調査

被害の状況			法適用市町村名	〇〇市	〇〇町	〇〇村	計	
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重症						
		軽症						
		小計						
	計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯数及び人員	全壊、全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
		災害発生年月日						

- ※ 1. 負傷のうち「重症」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽症」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。
2. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。
3. 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
4. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
5. 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

災害救助法の様式- 2 災害救助費概算額調査

災 害 救 助 費 概 算 額 調 査

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
(5) 医 療 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 賃				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 金	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

災害救助法の様式- 3 市町村別被災世帯状況調査

市 町 村 別 被 災 世 帯 状 況 調 査

(救助の種目名)

市町村	区 分 市町村 民税課 税状況		被災 世帯 総数 A	被 災 世 帯 内 訳							基準 対象 数 (A ×割 合)	B － A	
				救 助 対 象 世 帯						救助対象外世帯			
				被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯	そ の 他 の 世 帯				計 B
〇〇市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%
〇〇市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%
〇〇市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%
〇〇市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%
〇〇市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%
〇〇市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%
計	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%

災害救助法の様式- 4 年度災害救助基金報告書

年 度 災 害 救 助 基 金 報 告 書

都道府県

概 況	災害救助基金現在高 (令和 年4月1日)		A	円	備 考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		$A - B = C$	円	
	当 該 年 度 要 積 立 額		D	円	
	当 該 年 度 積 立 予 定 額		E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法 第 41 条 第 1 号 の 方 法			円	
	同 条 第 2 号 の 方 法			円	
	同 条 第 3 号 の 方 法			円	
	計			円	
前 年 度 決 算 状 況	災害救助基金現在高 (令和 年4月1日)		F	円	
	災 害 救 助 基 金 最 少 額		G	円	
	差引過△不足額(F-G)		H	円	
	要 積 立 額		I	円	
	積 立 額		J	円	
	支 出 額		K	円	
	応 急 仮 設 住 宅 払 下 収 入 金	基金繰入額	円		
		そ の 他	円		
	生 業 資 金 返 還 額	基金繰入額	円		
		そ の 他	円		

※「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること。

災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

市町村名 海 南 市

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 目	単位呼称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊き出しその他 による食品給与用								
給水用機械器具 燃料								
浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

※ 1. 「摘要」欄に購入又は受払入及び払出先を記入すること。

2. 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。

3. 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4. 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

なお「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

避難所設置及び避難生活状況

[illegible]

- ※１．「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- ２．物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- ３．他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

災害救助法の様式- 7 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 海 南 市

応 急 仮 設 住 宅 番 号	世帯主氏名	家族 数	所 在 地	構造 区分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- ※ 1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4. 「構造区分」は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
5. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6. 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

炊 出 し 給 与 状 況

市町村名 海 南 市

[illegible]

※「備考」欄は、給食内容を記入すること。

飲料水の供給簿

[illegible]

2. 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

災害救助法の様式- 10 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

市町村名 海 南 市

住 宅 被 害 程 度 区 分	世 帯 氏 名	基 礎 と な っ た 世 帯 構 成 人 員	給 与 月 日	物 資 給 与 の 品 名				実 支 出 額	備 考
				布 団	毛 布				
		人	月 日					円	
計	全 壊	世帯							
	半 壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

令和 年 月 日

給与責任者 氏名 印

- ※ 1. 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3. 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

救護班活動狀況

印

月 日	市(区)町村名	患 者 数	措 置 の 概 要	死 体 検 案 数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

資料編 第7部

様式一覧

病院診療所医療実施状況

市町村名

海 南 市

[illegible]

※「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式一覧

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

年 月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費			
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕月日	修繕費		修繕の概要		
月日	人				円	月日	円		円	円	
計		/		/		/		/			

- 資料編
第7部

様式一覧

330

[illegible]

住宅応急修理記録簿

[illegible]

生 業 資 金 貸 付 台 帳

[illegible]

2. 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

災害救助法の様式- 19 学用品の給与状況

学用品の給与状況

市町村名 海 南 市

学校名	学年	児 童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月 日							円	
計	小学校		人								円	
	中学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

令和 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

※1.「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2.「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

災害救助法の様式- 20 障害物除去の状況
障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 海 南 市

住家被害程度 区 分		区 分	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
			月 日 ～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

輸 送 記 録 簿

市町村名 海 南 市

輸送 月日	目 的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		金 額	修 繕				燃 料 費	実 出	支 額	備 考
			使 用 車 輛 等	名 称 番 号		故 車 輛 等	修 繕 月 日	修 繕 費	故 障 の 要 概				
					円					円		円	

※ 1. 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

2. 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。

3. 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること。

4. 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。

5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

(実費弁償)

(1) 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従 業 員 数		従 事 場 所 (市町村)	従 事 期 間	実 支 出 額				算 基 に 算 定 する 額	備 考
	実 人 員	延 人 員			日 当	旅 費	時 間 外 勤 務 当 手	計		
医師及び 歯科医師	人	人			円	円	円	円	円	
薬剤師										
保健師・ 助産師・ 看護師										
土木技術者 建築技術者										
大工左官 及びとび職										
計										

※「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

(実費弁償)

(2) 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従 業 者 数		従 事 場 所 (市 町 村)	従 事 期 間	実 出	支 額	備 考
業 種	数	実 人 員	延 人 員					
土木建築業者		人	人				円	
地方鉄道業者								
軌道経営者								
自動車 運送事業者								
船舶運送業者								
港湾運送業者								
計								

※「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

※ 1. 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2. 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式一覽

※ 1. 「種類」欄には、法律 26 条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。

2. 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3. 「備考」欄には、損失補償費の概要を記入すること。

災害救助法の様式- 26 法律 19 条の補償費の状況

災 害 救 助 法 第 1 9 条 の 補 償 費 の 状 況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
1 人件費				
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他の消耗品費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上料				
(4) 燃料費				
5 人夫賃				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 死体処理				
6 扶助金				
7 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

※「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

災害救助法の様式- 28 死体の搜索状況記録簿

年月日		搜索人員	検 索 用 機 械 器 具							実支出額	備考	
			名称	借上費又は購入費			修繕費					燃料費
				数量	所有者(管理者) 氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
					円				円			
計												

※1. 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2. 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、「金額」欄に記入すること。
 3. 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

救 助 実 施 記 録 日 計 票

報告機関				受信機関					
送信者				受信者					
報告時限 月 日 時現在				受信時間 月 日 時					
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品与	県より受入又は前日よりの繰越量		点		
		閉鎖予定日	月 日				(世帯) 点		
	既存建物	個 所 数	カ所		本日支給	全失世帯数		(世帯) 点	
		収容人員	人			半失、床上浸水世帯数		(世帯) 点	
	野外施設	個 所 数	カ所		翌日への繰越量		点		
		収容人員	人						
	炊出期間	開始月日	月 日		医療班	医療班出動数		カ班	
		終了予定日	月 日			救助地区			
	炊出し	炊出個所数			カ所	医療班	診療者数	医療	人
								助産	人
炊出人員		朝	人	医療機関	医療		施設数	カ所	
		昼	人				診療人員	人	
		夕	人				助産	施設数	カ所
計	人	診療人員	人						
給水	供給地区数		地区	救助	救助終了予定月日		月 日		
	供給実人員		人		救出地区				
	供給水量		ℓ		救出をした人員		人		
	供給期間	開始月日	月 日		今後救出を要する人員		人		
		終了予定日	月 日		救出終了予定月日		月 日		
	給水方法				救出の方法				

学 用 品 支 給	県より受入又は 前日よりの繰越量			点	死 体 の 処 理	死亡原因別人員				
	本 日 支 給	小 学 生	全壊世帯	(人) 点		死 体 理	死処	死体洗浄	体	
			半壊(床上浸水) 世帯	(人) 点			死保 体存	死体縫合	体	
								死体消毒	体	
			既存建物利用	力所						
		仮設建物		力所						
		中 学 生	全壊世帯	(人) 点		死 体 処 理	死体処理機関			
			半壊(床上浸水) 世帯	(人) 点			今後死体処理 を要する死体			
							体			
			死体処理終了予定月日				月 日			
		高 校 生	全壊世帯	(人) 点		障 害 物 除 去	障害物除去を 要する戸数			
			半壊(床上浸水) 世帯	(人) 点			本日除去した戸数 (計 戸) 戸			
		障害物除去の終了予定月日				月 日				
	翌日への繰越量					点	輸 送 賃 金 職 員 等	公用車使用		台
	埋 葬	前日までの埋葬				点		借上者使用		台
		本日埋葬	大 人	体		救 助 の 種 類				
			小 人	体						
			計	体						
		翌日以降の要埋葬数				体		人 夫 雇 上 数		人
	埋葬終了予定月日					月 日		従事作業		
死 体 の 捜 索	搜索地区				備 考					
	死 体	搜索を要する死体		体						
		本日発見死体		体						
		今後の要搜索死体		体						
	搜索の方法									
搜索終了予定月日		月 日								
建 設 の 合	着工月日	月 日 ・ 戸								
	竣工月日	月 日 ・ 戸								
賃 貸 の 合	契約月日	月 日 ・ 戸								
	入居月日	月 日 ・ 戸								
主 修 宅 理	着工月日	月 日 ・ 戸								
	竣工月日	月 日 ・ 戸								

市の様式

市の様式- 1 被害状況等一覧表（災害対策本部会議及び広報用）
被害状況等一覧表

〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時現在

1. 地震・津波・気象の概況

（1）震源・震度

発生日時：

発生場所：

規 模：

（2）津波

浸水深：

警報等：

（3）天候、満潮・干潮時刻

現在の天候：

天候の見通し：

満潮時刻： 干潮時刻：

2. 人的被害

（人口 人）

人的被害	人数（人）	備考
死者		
行方不明者		
負傷者（重傷）		
負傷者（軽傷）		

3. 家屋等被害（住家被害）

（総棟数 棟）

被害	棟数（棟）	備考
全壊		
半壊		
一部破損		
床上浸水		
床下浸水		

4. 火災状況・消火活動

地区	規模	対応状況	備考

5. 救出活動（建物倒壊・土砂災害など）

地区	被害状況	対応状況	備考

6. 医療・福祉施設

救急告知医療機関

施設	地区	病床数	被害状況	対応状況	備考
海南医療センター	日方				
石本病院	船尾				
恵友病院	船尾				
辻整形外科	内海				
辻秀輝整形外科	日方				
国保野上厚生総合病院	紀美野町				

救護所

設置場所	地区	対応状況	備考

福祉施設

施設（種別）	地区	被害状況	対応状況	備考

7. 避難関係

避難指示

発令日時	解除日時	地区名	理由

避難所一覧

施設名	地区	被害状況	定員	避難者数	備考

臨時避難所一覧

施設名	地区	被害状況	定員	避難者数	備考

8. 交通

道路（被害状況）

路線	被害状況	対応状況	備考

鉄道（被害状況）

路線・区間等	被害状況	見通し	備考

港湾（被害状況）

施設	被害状況	見通し	備考
岸壁・物揚場			
その他係留施設			

9. ライフライン

電気

施設	被害状況	見通し	備考

水道

施設	被害状況	見通し	備考

都市ガス

施設	被害状況	見通し	備考

固定電話

施設	被害状況	見通し	備考

携帯電話

施設	被害状況	見通し	備考

〔1. 各部→2. 各部〕

発 信 日 時	年 月 日 時 分			
発 信 部 名	部 班			
伝 達 先 (該当するものに○を記入)		本部会議		本部事務局 (班)
		情報分析プロジェクト		
		救護環境部 (班)		生活基盤部 (班)
		水道部 (班)		消防部 (班)
		教育部 (班)		避難所管理プロジェクト
		物資輸送・調達プロジェクト		支部 (支部)
		生活再建支援プロジェクト		
件 名	(☐ 報告 ☐ 要請 ☐ 指令 ☐ その他)			
本 文				
対 応 日 時	年 月 日 時 分			
対 応 内 容				
受信部返信日時	年 月 日 時 分			

受信用紙[関係機関・市民]

受 信 者					
受 信 日 時	年 月 日 時 分				
受 信 区 分	☐ 電話 ☐ FAX ☐ 電子メール ☐ 移動系無線 ☐ 県無線 ☐ その他 ()				
発 信 元	機関名 担当者 () (氏名) 連絡先 ()				
件 名	(☐ 報告 ☐ 要請 ☐ 指令 ☐ 要望 ☐ その他)				
本 文					
伝 達 先					
処 理 内 容					
☐ 庁内放送 ☐ 発信 ☐ 指令 ☐ 保存 ☐ その他 ()					

受信用紙

No. _____

受 信 者																
受 信 日 時		年		月		日		曜日		時		分				
発 信 元	受信区分															
	氏 名									オ	発信元区分					
	住 所									電話番号						
件 名																
本 文																
伝 達 先												重要度				
被害項目番号		1.気象 概況	2.人的 被害	3.家屋 被害	4.火災 /消火	5.救出 活動	6.医療 /福祉	7.避難/ 避難所	8.交通	9.5/7万 位	10.人的 支援	11.物的 支援				
処 理 内 容																
処理完了日時						処理担当者										
() 確認欄 ※一欄完了は△、全て完了は○を記入																

参集途上状況報告書

〔1. 職員→2. 各部→3. 本部〕

報 告 日 時	年 月 日 時 分
所 属 名	
報 告 者	

区 分	被害状況	備考 〔被害場所（周辺の目標物）等〕
火 災	被害 [なし ・ あり] ・延焼中 () 件 ・消火中 () 件 ・鎮火、鎮圧 () 件	
建 物	被害 [なし ・ あり] ・全壊 () 件 ・半壊 () 件 ・一部損壊 () 件	
道 路 ・ 橋	被害 [なし ・ あり] ・全面通行不可〔損壊・液状化〕 () 区間 ・一部（片側）通行不可〔損壊・液状化〕 () 区間 ・がれき等障害物 () 周辺	
人 的 被 害	被害 [なし ・ あり] ・死者 () 名 ・重症 () 名 ・中等症 () 名 ・軽症 () 名	
鉄 道	被害 [なし ・ あり] ・不通 (線 ～) 区間	
ガ ス	使用 [可能 ・ 不能] ・ガス漏れ () 周辺	
水 道	使用 [可能 ・ 不能]	
電 気	使用 [可能 ・ 不能]	
そ の 他	電柱・街路樹・ 塀の被害、事 故・避難住民 の有無 等	

(建物1棟(共同住宅、長屋等の場合は1世帯)につき1枚記入)

被害状況調査票

調査員番号					整理番号			棟番号		

①被害建物の所在地 ※番地、部屋番号まで記載すること	海南省	物件番号	管理番号
	海南省		
	海南省		
	海南省		
②世帯主住所	海南省		
③世帯主カナ氏名		生年月日	年 月 日
		電話番号	
④立会者カナ氏名		世帯主との関係	
		電話番号	

⑤聞き取り	し尿の汲み取り希望	☐ 無 ☐ 有
	消毒の希望	☐ 無 ☐ 有

⑥罹災(被災)原因	☐ 水害 ☐ 風害 ☐ 地震 ☐ その他()

⑦人的被害	人数	軽症 人	重症 人	死亡 人	行方不明 人
	カナ氏名				

⑧建物以外の被害	区分	被害の状況				関連各課
	□市道・農道	□落石	□倒木	□陥落	□土砂堆積	建設課
	□水路・ため池	□土砂堆積	□水路閉塞	□損壊	□堤決壊	
	□水道	□断水	□濁り	□給水希望		水道部
	□電気	□停電				本部
	□山林	□地すべり	□陥落			
	□補足事項・その他被害状況(具体的に記載)					

⑨建物被害	建物の状況	□住家 □非住家			
	建物種類	□倉庫 □店舗 □事務所 □別荘(離れ) □空家			
	非住家の場合	□その他()			
	空家の場合その理由	□長期入院中または老人ホーム等に入所中			
		□他の住所地に居住			
		□その他()			
	建物の構造	□木造 □軽量鉄骨造 □鉄骨造 □鉄筋コンクリート造 □その他()			
	持家・借家	□持家 □借家			
	浸水被害の状況	□床下 (LOGOフォーム写真投稿不要)			
		□床上 (住家の場合)		cmの浸水	LOGO フォーム QRコード
		□流失	□全部・一部損壊		
	風害・その他				

⑩LOGOフォームの受付番号							

※非住家：現在居住のために使用している建物など、居住のために使用していない建物、空家

⑪市民課チェック	☐ 調査員番号、整理番号、棟番号の記入	⑫保険年金課チェック	☐ 調査票とLOGOフォーム投稿の受付番号(10桁)が合致
	☐ (1枚目のみ) ①、②、③及び④の記入		☐ 調査票とLOGOフォーム投稿の調査員番号(6桁)が合致
	☐ (〃) 世帯主住所・氏名・生年月日と住民基本台帳の合致		☐ 調査票とLOGOフォーム投稿の整理番号(3桁)が合致
	☐ 被害建物が空家の場合、その理山欄の記入		☐ 調査票とLOGOフォーム投稿の棟番号(2桁)が合致
	☐ 被害建物が床上浸水、流失、全部・一部損壊、風害・その他の場合、⑩LOGOフォームの受付番号の記入		☐ 整理番号、氏名、住所、日付を記載したバツの写真的適否
	☐ ⑤、⑦、⑧及び⑨の「無・有」の記入		☐ コンベックス全体を撮影した遠景の写真的適否
			☐ コンベックスの目盛りが読み取れる近景の写真的適否
			☐ 調査した建物が特定できるような外観の写真(4方向)の適否

市の様式- 7 り災者名簿（人的調査票）

り災者名簿（人的調査票）

調査員氏名			
氏名			

地区	自治会名	住所	氏名	年齢	職業	人的被害			
						死亡	行方不明	重傷	軽傷

※人的被害 該当箇所には○印をつけること。

(No.)

所在地			
所管課 (所有者)	TEL () 担当者 :		
現況			
面積	㎡ (公簿・実測・概則)		
用途地域	一低専・二低専・一中高・二中高・一住居・二住居・準住居・近 商 商 業・準 工・工 業・工 専・未指定		
画地形状			
地勢			
接面道路			
主要道路からの アクセス			
調査日時	年 月 日	調査員	(部 課)
添付書類	位置図作成 (済・未)	写真撮影 (済・未)	測量図 (済・未)
特記事項			

(No.)

所在地	
所管課 (所有者)	T E L () 担当者 :
利用機関 (連絡先)	T E L () 担当者 :
使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用面積	m ²
使用条件	
その他	

	年	月	日
知事（市長）様			
	海南市長		印
〇〇災害に伴う職員等の派遣について（依頼）			
法〇〇条に基づき、下記により貴職の職員等の派遣を依頼します。			
記			
1. 災害の状況及び派遣を依頼する理由			
2. 応援を求める機関名			
3. 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量			
4. 応援を必要とする期間			
5. 応援を必要とする場所			
6. 応援を必要とする活動内容			
7. その他必要事項			

		年	月	日
知事（市長）様				
		海南市長	印	
〇〇災害に伴う職員等の撤収について（依頼）				
年 月 日付けをもって要請を依頼した貴職の職員等について、下記のとおり撤収を依頼します。				
記				
1 撤収要請日時				
2 災害派遣人員等及び従事作業内容				
3 その他参考となる事項				

避難指示書

指 示 内 容		☐ 高齢者等避難 ☐ 避難指示			
発 令 日 時		年 月 日 時 分			
発 令 の 理 由					
避 難 誘 導 方 法		☐ 防災行政無線 ☐ 広報車 ☐ メール配信 ☐ エリアメール・緊急速報メール ☐ その他（ ）			
対 象 地 域 （ 危 険 地 域 ）		1	2	3	4
緊 急 避 難 場 所 避 難 所					
避難者数	世 帯 数				
	人 員				
そ の 他 事 項		(注意事項等)			

車両調達請求書

〔1. 各部→2. 本部総務班→3. 各部〕

請求日時	年 月 日 時 分

本部総務班	
班長	班員

請求担当者 所属・氏名	所属 氏名	部 電話	班
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
使用目的			
引渡場所			
車及び 種数			
運転者	〔 必要 ・ 不要 〕		
摘要			
本部事務局使用欄 (請求者に回答した場合のチェック欄: ☐)			
許可 内容	車種 (車両番号)		
	期間	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	引渡場所		
	外部請求先		
	運転者		
	摘要		

< L o G o フォームで車両調達請求する場合 >
 (インターネット) <https://logoform.jp/f/hTvig>



(L G W A N) <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/hTvig>



物資要請書

〔1. 各部→2. 物資輸送・調達プロジェクト→3. 各部〕

要請日時	年 月 日 時 分

物資輸送・調達プロジェクト	
プロジェクト長	プロジェクト員

要 求 担 当 者 名	所 属 部 班	
所 属 ・ 氏 名	氏 名 電 話	
要 求 物 資	品 目	(特記仕様等)
	数 量	
		(単位：□個・本 □箱 □セット □その他 ())
使 用 目 的		
引 渡 場 所		
摘 要		
使用欄		
要 求 物 資	義 援 品 の 有 無	[□有 (処理) □無 (調達)]
	調 達 元	
	品 目	
	数 量	
	引 渡 場 所	
	引 渡 日 時	年 月 日 時 分

市の様式- 15 遺体氏名札

災	害	遺	体
第		号	
氏	名	_____	

市の様式- 16 遺体送付票

			送付番号	_____	
災害遺体	第	_____	号		
氏	名	_____を送付する。			
年	月	日			
齋	場	}	御 中		
葬	儀				所
火	葬				場

学用品引渡書

年 月 日

殿

引渡責任者 氏名

印

下記学用品を引き渡すので受領されたい。

1 引渡場所

2 引渡時間

年 月 日 時 分

3 引渡物品

下記のとおり

品名等	単位呼称	数量	備考

学用品割当台帳

[illegible]

[illegible]

資料編 第7部

	年	月	日
殿			
	海南市長		印
災害発生に伴う労働者確保の要請について			
このことについては、次のとおり労働者の確保を要請します。			
1 求人を必要とする理由			
2 作業の種別			
3 必要人員			
4 必要期間			
5 賃金			
6 その他の必要事項			

罹災・被災証明申請書

海 南 市 長 様

令和 年 月 日

必要な証明の種類	☐ 罹災証明書(住家) ☐ 被災証明書(住家以外)		
申請者 (被災された方)	住 所	電話番号	
	(現在の連絡先)	電話番号	
	氏 名		
窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所	電話番号	
	氏 名	申 請 者 との続柄	
罹災原因	令和 年 月 日の による		
被災住家等の所在地	☐ 申請者住所に同じ ☐ 海南市()		
証明書の郵送先	☐ 申請者住所 ☐ 現在の連絡先 ☐ それ以外()	必要部数	部
被害の内容	☐ 床下浸水 ☐ 床上浸水 (cm) ☐ 上記以外 ()		
家屋の構造	☐ 木造・軽量鉄骨造・軽鉄系プレハブ造 ☐ 鉄骨造・鉄筋コンクリート造等 ☐ 上記以外 ()		
申請理由	☐ 保険請求のため ☐ 災害により発生した廃棄物の処理のため ☐ 減免等の申請のため ☐ その他		
【罹災証明書における自己判定方式での交付を希望する場合】			
同意欄	・被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えます。 (現地調査は行いません) ・住家の被害の程度については、「準半壊に至らない(一部損壊)」(損害割合10%未満) に該当する場合のみとなります。 ☐ 上記の事項に同意の上、自己判定方式を希望します。		
課 長	班 長	現場確認	担 当
第1次調査		第2次調査	
済 ・ 未済		有 ・ 無	

証明書番号 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日 の

被災住家の所在地	
住家被害の程度	
浸水区分	

被害の内容	住家の被害

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

海南市長

被災証明書

申請者住所			
申請者氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢
被災原因			
被災住家の所在地			
住家被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）		
浸水区分			
被害の内容			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

海南市長

義 援 金 受 領 書

住 所
氏 名 様

金 円

受領年月日 年 月 日

ただし、〇〇〇〇〇義援金として上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

海南市災害対策本部本部長
海南市長

義援金振込受領書発行願

郵便番号	
住 所	電話 — —
氏 名	(法人の場合) 担当部署：_____ 担当者名：_____
振 込 日	年 月 日
振 込 先	() 銀行 ・ ゆうちょ銀行
振 込 金 額	_____ 円
備 考	

(振込者→義援金受入担当課)

水防実施状況報告書

管理団体名										作成責任者							
水防活動実施の台風又は豪雨名										報告年月日							
場 所		右 川 岸 地先 m 左								所要 経 費		管理団体分		県支出分		計	
												円		円		円	
		人件費		出動手当													
				食料費													
				その他													
計																	
		物件費		主要資材費													
その他資材費																	
材料等借科																	
その他																	
計																	
		計															
水防の 結果		効果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人	使用 資 機 材						
		被害		m	ha	ha	棟 世帯	m	m	人							
応援出動状況																	
居住者出動状況																	
警察の援助状況																	
現場指揮者 公吏氏名										立ち退き状況及び それを指示した 理由							
水防関係者 の死傷										水防功労者の氏名 年齢、所属及び、 功績概要							
備考										堤防その他の施設 の異常の有無及び 緊急工事を必要と するものが生じた 時は、その場所及 び損傷状況							
										水防活動に関する 自己批判							

別紙様式(付図)

令和〇〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年〇月〇日～〇日)		
〇概要 〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輸工	〇〇地区の浸水被害	

その他の様式

		番 日	号 付
和歌山県知事 殿			
海南市長		印	
部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書			
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり 依頼します。			
記			
1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由			
2. 派遣を希望する期間			
3. 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 区 域			
(2) 活動内容			
4. その他			

		番 号
		日 付
和歌山県知事 殿		
海南市長		印
部 隊 等 の 撤 収 要 請		
年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収要請を下記のとおり依頼 いたします。		
記		
1. 撤収を希望する日付		
2. 撤収要請を依頼する理由		

無線施設被害報告書											
近畿総合通信局陸上第二課 御中											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">報 告 日 時</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都 道 府 県</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市 町 村</td> <td>海南市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報 告 担 当 者 氏 名 ・ 電 話 番 号</td> <td>氏名 電話</td> </tr> </table>	報 告 日 時	年 月 日 時 分	都 道 府 県	和歌山県	市 町 村	海南市	所 属		報 告 担 当 者 氏 名 ・ 電 話 番 号	氏名 電話	
報 告 日 時	年 月 日 時 分										
都 道 府 県	和歌山県										
市 町 村	海南市										
所 属											
報 告 担 当 者 氏 名 ・ 電 話 番 号	氏名 電話										
災害名 _____ (第 報)											
① 発生日時	年 月 日 時 分										
② 被害の場所											
③ 無線局の種別	基地局 ・ 固定局 ・ 陸上移動局										
④ 無線局の名称(識別信号)											
⑤ 故障や不具合の状況											
⑥ 故障や不具合の原因	倒壊 ・ 破損 ・ 非常用電源の燃料切れ バッテリー切れ ・ 老朽化 その他 []										
⑦ 復旧見込み											
⑧ 無線機の機能 (親局・中継局等の用途)											
⑨ 影響の範囲											
※⑦・⑨は可能な場合のみ記入 近畿総合通信局陸上第二課 報告先 【平日昼間】 TEL：06-6942-8554 FAX：06-6920-9014 Mail：kinki-rikujou2@soumu.go.jp 【夜間休日】 TEL：090-9622-7599 FAX：06-6920-9014 Mail：kinki-saigairiku2@ml.soumu.go.jp											